

サイバー大学

平成20年度

# 自己点検・評価報告書

平成21年12月

(株)日本サイバー教育研究所



# 目 次

## 序章

序 .....	3
---------	---

## 本章

第1章 理念・目的 .....	9
第2章 教育研究組織 .....	1 2
第3章 教育内容・方法 .....	1 5
第4章 学生の受け入れ .....	5 5
第5章 学生生活 .....	7 1
第6章 研究環境 .....	8 0
第7章 社会貢献 .....	8 8
第8章 教員組織 .....	9 6
第9章 事務組織 .....	1 0 7
第10章 施設・設備 .....	1 1 3
第11章 図書・電子媒体等 .....	1 2 1
第12章 管理運営 .....	1 2 4
第13章 財務 .....	1 2 9
第14章 点検・評価 .....	1 3 3
第15章 情報公開 .....	1 4 4
第16章 eラーニングの実施体制 .....	1 4 7

## 終章

第1章	理念・目的	166
第2章	教育研究組織	166
第3章	教育内容・方法	166
第4章	学生の受け入れ	172
第5章	学生生活	173
第6章	研究環境	174
第7章	社会貢献	175
第8章	教員組織	175
第9章	事務組織	178
第10章	施設・設備	178
第11章	図書・電子媒体等	179
第12章	管理運営	180
第13章	財務	181
第14章	点検・評価	182
第15章	情報公開	182
第16章	eラーニングの実施体制	183



# 序 章



## 序

本学は、福岡市における構造改革特区を活用し、すべての授業をインターネットで受講できる通信制大学として平成 19 年 4 月に開学した、日本で初めて「完全インターネット講義」をオンデマンド方式により行う 4 年制大学である。地域や年齢、時間、ハンディキャップの有無を問わず、誰もが平等で格差のない教育を受けることができる、豊かで公平な社会の実現へ向けて、学問を志す全ての人々に質の高い教育と複眼的な教養を授け、実社会のニーズに沿った人材を社会に送り出すことを目標として設置されたものである。株式会社立である本学は、ソフトバンク株式会社を始め、数多くの企業からの出資を得ながら、近年のインターネット等の情報通信技術の飛躍的な進歩を背景として、安定した教育サービスの提供と、実社会との連携を目指している。

本学の最大の特徴は、以下の 4 点に集約される。

(1)「タイムフリー」：インターネットを利用したオンデマンド型授業では、学生はいつでも学習ができる。自分の生活スタイルに合わせて学習時間を設定できるため、社会人であっても働きながら学ぶことができる。また、これまでの夜間学部に代わるものとして、昼間学部進学が困難な学生も、学習機会を得ることができる。

(2)「エイジフリー」：インターネットを利用したオンデマンド型授業では、高校新卒者はもとより、高校未卒業者から、社会人・主婦・定年後の人たちまで、世代を越えて、年齢に関わらず誰でも就学しやすい環境を提供するのに適している。

(3)「ロケーションフリー」：インターネットを活用することにより、どこでも受講できる。転居も下宿も不要で、自宅のまま学生生活を送ることができる。大学は、校地校舎への初期投資が少ないため、その分を教育研究に投資することで、質の向上を図ることが可能である。

(4)「バリアフリー」：インターネットを活用することにより、自宅で学生生活を送ることができることから、今まで進学の意志があっても他大学では受け入れられなかった学生も、本学では受け入れることが可能である。

以上の特色を踏まえ、本学は、IT 総合学部 IT 総合学科、世界遺産学部世界遺産学科の 2 学部 2 学科編成で開学し、平成 21 年度現在で 3 年度目を迎えている。また、「完全通信制」である本学の特質に鑑み、開学時には、オンライン上での授業を円滑に行うため、教員の授業コンテンツ制作を支援するコンテンツ制作センター、助手・メンター等を配置し個々の授業運営を支援・補助する授業サポートセンター、学生生活全般を支援する学生サポートセンター、システム面から支援するシステムサポートセンターの 4 センター及び図書館を附置していた。

その後、平成 20 年度には、自治体や企業、関連団体などの協力の下、各種のインターンシップやボランティア活動への参加機会を在学生に提供するためのボランティア活動センター及びインターンシップセンターを、また、社会的要請の高い研究分野について、学外研究資金による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化を目的とする附属機関として、サイバー大学研究機構を設置している。

IT 総合学部の教育研究の特徴は、IT やそれを応用するビジネス分野を構成する個々の要素技術について専門的に特化した教育アプローチに加えて、IT・ネットワーク・ビジネスやサイバーリテラシー等



の技術分野を横断的・総合的に捉えた思想を学ぶ機会を提供する点にある。同時に、ITの学際的分野を中核として、コンピュータとインターネットを構成する要素の十全な理解を前提としながらも、さらに「要素技術の組合せによって何が可能となるのか」を念頭に置いた総合的視野を持ったIT学術拠点として、現代社会からの要請に応えようとするものである。そして、こうした教育研究を通じて、コンピュータサイエンス、ITの応用技術としてのネットワーク技術、さらに、国際競争力に直結した起業力やビジネス知識等、様々な専門分野における基礎知識を習得させ、変化の激しい情報化社会に対応し、国際的な視野に立った競争力のある人材や、ITに関する広範かつ先端的な知識を備えた人材等の育成を図っている。

世界遺産学部の教育研究の特徴は、「世界遺産」という現在の人類が共有し未来に継承すべきかけがえのないものを「学び」（調査・研究・教育）、「護り」（保存・修復）、「残し」（記録・アーカイブ）、そして「活かす」（観光・活用）ことを通じて、自然と人間の営みを明らかにし、人間の尊厳性を高めることに主眼を置くことにある。そして、こうした教育研究を通じて、日本・世界の文化に対する深い理解を持ち、社会で活躍する教養豊かな人材の育成に努め、日本・アジアを始め世界の有形・無形文化財の保存と活用、文化財の観光関連産業、文化・観光関連ビジネスのマネジメント及び国際交流事業等、世界遺産学部で学んだ理念や方法論を活かしつつ、それらの分野に貢献できる人材の育成にも力を入れている。

本学では、履修科目を修了すれば単位を修得できる「科目等履修生」、正規入学や単位に関係なく授業の聴講を希望する者を「特修生」として受け入れ、正規課程の学生以外に対しても様々な教育サービスを提供している。履修科目の制限を設けていないため、多様な学習ニーズに沿った科目選択が可能である。そして、開学初年度から図書館を社会に開放し、また平成21年度からは、本学の教育研究の成果を広く社会に開放するため、教養科目を中心とするオンラインによる公開講座を「e-カレッジ」として開講する等、社会に対して幅広く学びの機会を提供するよう努めている。

本学の特徴であるeラーニングの持つメリットを最大限学生に享受させ、学生の「自ら学習するという姿勢」や、「他者を理解し、自ら表現し伝える能力」の育成に努めるとともに、eラーニングの弱点を克服するための補助として科目外でのプログラムを学生に提供し、専門的な知識のみならず大学として広く知識を授け、もって学生の教養の涵養や人格の陶冶を図るべく、教育研究活動を行っている。

さて、世界的に見れば、本学のようにオンラインによる遠隔教育を基調とする高等教育機関は、米国や欧州、また近隣のアジア諸国を見ても、「万」のオーダーで学生数を擁するものであり、またeラーニングの技術や手法の開発も進んでおり、年々飛躍的な発展を見せている。しかし我が国では、第二次世界大戦後に遠隔教育が通信教育として制度化されたものの、インターネットによる授業配信を行っている4年制大学の増加率は必ずしも高いとはいえず、また教育を行う人材の育成も立ち遅れているといわざるをえない。さらに、オンラインによる高等教育の質保証や評価についても、十分な基準が国内に整備されているとは言い難い状況である。

こうした点を踏まえ、開学初年度より、本学はインターネット学習という教育方法の特性に配慮し、国内外の「eラーニング」に係る評価基準例を研究し、それらに準拠した適切な評価基準の導入へ向け、自己点検・評価委員会でその実態を調査・検討してきた。

とりわけ、「対面教育」における質保証との相違点に留意し、確度の高い受講者の本人性確認への取り組みを徹底し、また教育支援のための組織体制としては、授業コンテンツ制作の教員支援体制を学内に構築するとともに、その設計開発にあたり教育工学の一分野になるインストラクショナルデザインの手法を取り入れ、また、教育現場のニーズに即して迅速に更新・改善ができる仕組みを導入している。さ

らに、学習管理システム（LMS）の運用に必要とされる技術者等を配置し、ICT活用を推進するための体制も整備している。その他、遠隔地在住学生の学習意欲の維持促進、ドロップアウト防止指導、学習の進捗に沿った適正な評価や単位認定、双方向コミュニケーションの増進等、試行錯誤を重ねながら、より適正な運用方法を模索し実行している。

しかしながら現在でも、通学制で対面授業のある従来型の教育の方が、学生にとってより教育効果が出ると考えられる場合も少なくない。教育における空間コミュニケーションの直接的効果は対面の方が大きいと一見思われがちだが、それは空間の上下感、圧迫感を考察の要素に入れていない。一方、間接空間には同時空間共有の感覚が緩和されるため、学生の本心が出る。直接的な教員に対する恐れや恥じらいが和らぎ、実はコミュニケーションは質的向上が見られるのである。

実際に、掲示板等への質問、感想、意見は対面式に比べ圧倒的に多いことが、それを物語っていると見える。また、世界各国でのオンライン教育の普及率の急速な向上を見ても、本学の目指している「知識や見識のトランスファーはオンラインで」というポリシーには妥当性がある。今後は直接コミュニケーションの場をどう設定し、促進するかについて、検討していこうと考えている。

本学の自己点検・評価の体制としては、まず、平成 20 年 2 月、自己点検・評価委員会を設置し、その後、平成 21 年 4 月には、自己点検・評価に係る関連データ・資料を収集・管理し、活動を統括する等の役割を担う常置的な部局として自己点検・評価室を新たに設置するとともに、室長に教育・研究に係る学長補佐の役職を付与してその権限を強め、点検・評価活動の機動性を確保する等、体制の充実・強化に努めている。

大学等の教育研究活動状況の評価については、その教育研究水準の向上を図る目的の下、我が国で実施されてきた大学評価の蓄積は、大いに学ぶべきところがあり、その基盤に立って自己点検・評価を実施することが有効であるものと考え、平成 19 年度、すなわち開学初年度の自己点検・評価にあたっては、教育活動を中心に大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める 11 の評価基準に沿ってこれを実施し、またオンラインの遠隔教育に特化される評価は別基準（基準 12）を設けて対応を図ることとした。

そして平成 20 年度は、株式会社立としての本学の立場を踏まえて、大学評価機関として長い歴史と実績を有する財団法人大学基準協会の評価基準に則して自己点検・評価を行った。また、平成 19 年度は対象としていなかった「研究環境」「社会貢献」も点検・評価した他、オンラインの遠隔教育に特化される評価については、大学基準協会が定める 15 の評価基準に加えて、別章（第 16 章）を立てて対応を図っている。平成 20 年度の取組みをまとめた本報告書では、それぞれの項目について、2 学部編成からなる本学の現状を説明し、点検・評価した後、今後取るべき改善方策及び長所の伸長方策については、要点のみ簡潔に列記することとしている。また、記述内容の客観性、妥当性を担保するため、各項目の文中に、関連する根拠資料（エビデンス）を明示している。

平成 19 年度の自己点検・評価の結果を受けて、学生生活の情報が集約された「学生要覧」の作成、各種情報の履歴管理等を図るための「グループウェア」の導入、年齢構成のバランスに配慮した教員採用、世界遺産学部における実習科目の設置、生物学や生態学等の自然科学的な知識や理論を体系的に習得できる科目の設置、受講時・期末試験時の本人確認システムの確立等、具体的な改善措置が講じられた事項もある。

しかし、入学定員に対する実入学者数が大きく下回っていること、採用基準及び昇任・昇格基準の制定、全学的なハラスメント防止体制の整備、研究者情報データベースの構築等、平成 20 年度の取組みとしては不十分、ないし十分な改善が図られておらず、課題として残された事項もあるため、平成 21

年度中には具体的改善を図る必要がある。

開学から2年度目を迎え、評価項目が前年度より増えたこともさることながら、初年度の慌しい試行錯誤の状況がようやく整理されつつあるなか、諸々の課題がより具体的に浮き彫りにされ、結果、検討を要する課題の数も著しく増えている。本学では、毎年度の自己点検・評価結果を報告書として大学ホームページ上で公表することとしており、平成20年度の取組みをまとめた本報告書で抽出した結果を受け、その後、どのような改善措置を講じたのかについては、次年度の平成21年度の報告書において詳述する予定である。

序章で敢えて述べておくが、本報告書の全編に係る大きな問題は、各評価項目で洗い出した課題の多くが検討事項として記載され、問題点の解決のための方策と実施手順が必ずしも十分に明示されていない点である。改善方策を示すにあたっては、本学が保有する人的・物的・資金的な「資源」を適切に把握し、実行のための手順や方法を明確にする等、実現性の高い行動計画としなければならない。

一方、本章で述べている通り、本学が大学としての使命遂行を果たす上で、「中期目標」「中期計画」の策定がまだ行われていないことが課題であるが、その中期計画に基づき、事業年度の業務運営に関して実施すべき事項を記載した年度計画を作成し、達成度を自己評価しながら大学運営に活かしていくための体制を整備し、また本報告書の課題に対する改善方策についても、年度毎の事業計画のなかに落とし込み、着実な履行を試みることにしたい。

さらに、方針・現状・検証・改善のPDCAサイクルを十全に機能させるべく、自己点検・評価の実質化を重視するとともに、内部質保証システムの構築に着目した自己点検・評価活動を推進していきたいと考えている。

日本ではまだ先例の少ない「完全インターネット講義」を実践する本学の果たすべき責務は、教育に係る我が国の国際競争力を高め、国際的なオンライン大学の質保証に関する取組みの一翼を担うという意味でも、極めて重いものである。

今後も、たゆまぬ自助努力を恒常化し、自らの使命と社会的責任を追求し、本学が求められている説明責任を果たすため、そして教育・研究・社会貢献の向上に資することを目的として、自己点検・評価の結果を本学ホームページ上に公表するものである。

# 本章



## 第1章 理念・目的

### 【到達目標】

1. 本学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を大学の構成員に周知し、同じ志を持って前進するよう意識づけを行う。
2. 本学の理念・目的等を、刊行物や大学ホームページ等を通じて社会に広く公表する。

### (理念・目的等)

- 1-1: 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的が適切であること
- 1-2: 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の周知の方法とその有効性

### 【現状の説明】

全ての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現へ向けて策定された政府の基本戦略である「e-Japan 戦略Ⅱ」では、「IT の利用により、この学習スタイルを多様化し、この能力を向上させるとともに国際的な労働市場における我が国の人材の競争力向上を図る」「専門職について IT を活用した遠隔教育による継続的な知識の向上を図る体制の整備を図るため、各分野の特性などに応じて、すべての単位を遠隔教育で取得することができるような環境を整備するなど多様な教育方法の充実を行う」（平成 15 年 7 月）と述べられている。

また、平成 17 年 1 月に中央教育審議会により出された答申では、「時間の融通のきかない社会人が働きながら学んでいくためには、空間的及び時間的制約を受けない環境、たとえば、在宅のまま夜間に学べる環境を整えていくことが重要な課題である」との問題が提議されている。

本学は、このような社会的なニーズに呼応する形で、福岡市における構造改革特区を活用し、日本で初めてすべての授業をインターネットで受講できる通信制大学として平成 19 年 4 月に開学した。

サイバー大学学則第 1 条には、「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と、本学の理念・目的・育成する人材像を明記している（資料 1-1-1）。

e ラーニングのメリットを最大限に活かし、学生の「自ら学習するという姿勢」や「他者を理解し、自ら表現し伝える能力」を如何なく発揮させるとともに、e ラーニングの弱点を克服するための補助として、また産業界のニーズに応えるため、「インターンシップ」や「ボランティア論」等の正規の授業や、科目外プログラムを学生へ提供することにより、専門的な知識のみならず幅広い知識を授け、もって学生の教養の涵養や人格の陶冶を図ることを設置の趣旨・目的に位置づけている（資料 1-1-2）。

大学の理念・目的・育成する人材像が記された学則の学生に対する周知は、本学学生専用サイトに掲載し、ダウンロードできるようにしている（資料 1-1-3）。その他、「学生要覧」を学生専用サイトに掲載し、理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的と併せて、付随する大学概要・学生生活等に係る包括的な情報を学生へ提供している。また、新入学生に対しては、入学式での学長の挨拶やオリ

エンターションの中で、本学の理念・目的等について触れることを通して周知を図っている(資料 1-1-4a、b)。

教職員に関しては、アクセス制限された共有フォルダに各種規則・規程とともに学則も格納しており、適宜閲覧出来るようにしている(資料 1-1-5)。

その他、一般に対しては、オープンキャンパス(大学説明会)や大学紹介パンフレット、DVD等を通じて、株式会社立としての本学の姿勢や教育研究の目的、育成しようとする人材像の説明をするとともに、大学ホームページ上に「設立趣旨」を掲載している(資料 1-1-6~10)。

さらに、地域や年齢、時間、ハンディキャップの有無を問わず幅広い学びの場を提供し、教育格差を解消することを目指す本学の特色を端的に表したキャッチフレーズとして、「ロケーションフリー」「タイムフリー」「バリアフリー」「エイジフリー」を掲げ、それも大学ホームページ上に掲載し、広く社会に理念・目的・教育目標・育成する人材像を周知するよう努めている。

### 【点検・評価(長所と課題も含む)】

学則に規定している本学の理念・目的・育成する人材像は、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」から外れるものではないといえる。

また、全教職員及び全学生に対し、本学学生専用サイト、学生要覧、アクセス制限された共有フォルダ等の閲覧を通じて、また新入学生に対しては、入学時のガイダンスを通じて、本学の理念・目的等の周知を図っている。そして一般に対しても、大学ホームページ上に「設立趣旨」を掲載するとともに、分かりやすく簡潔なキャッチフレーズで本学の特色を説明する等、一定の工夫がなされているといえる。

理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を大学の構成員に知らせ、同じ志を持って前進するよう意識づけを行っているが、教職員に対しては、効果的な周知法を再考する等の対応を図る必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

教員に対しては、大学の理念・目的・教育目標等の理解を深めるためのコンテンツを作成し、多肢選択の設問に解答させる等の手段をもって理解の確認を促す。コンテンツの計画・内容は、第 3 章に記載した「FD コンテンツ」を参照のこと。

### 【根拠資料】

資料 1-1-1 サイバー大学学則第 1 条(抜粋)

資料 1-1-2 サイバー大学設置認可申請に係る申請書「4 設置の趣旨等を記載した書類」(抜粋)

資料 1-1-3 学生専用サイト操作マニュアル

資料 1-1-4a 平成 20 年度春学期 入学式オリエンテーション資料

資料 1-1-4b 平成 20 年度秋学期 入学式オリエンテーション資料

資料 1-1-5 共有フォルダ利用マニュアル

資料 1-1-6 サイバー大学ホームページ「設立趣旨」

(URL: <http://www.cyber-u.ac.jp/about/purpose.html>)

資料 1-1-7 サイバー大学ホームページ「サイバー大学が実現する4つの『フリー』」

(URL: [http://www.cyber-u.ac.jp/about/feature\\_01.html](http://www.cyber-u.ac.jp/about/feature_01.html))

資料 1-1-8 サイバー大学案内パンフレット

資料 1-1-9 サイバー大学案内 DVD

資料 1-1-10 平成 20 年度春学期生募集 大学説明会資料



## 第2章 教育研究組織

### 【到達目標】

本学の理念・目的等を具現化するために必要な教育研究上の体制を整備し、適切な管理・運営を図る。

### (教育研究組織)

#### 2-1: 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的との関連性

### 【現状の説明】

本学は、学則第1条に「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と明記し、建学の理念を定義している（資料2-1-1）。

学術的専門分野において、本学では、社会的需要の高いITの教育研究分野と、世界的に関心の高い世界遺産の教育研究分野を取り上げ、21世紀の国家・社会の形成者として、また国際的に活躍する人材として必要な資質の育成に主眼を置いた教育研究拠点の確立を構想している。平成20年10月1日現在の本学の教育研究組織は次のとおりである（資料2-1-2）。

### ア) 学部・学部共通科目

本学は現在、「IT総合学部 IT総合学科」及び「世界遺産学部世界遺産学科」の2学部2学科を学士課程として設置している。これは、サイバー大学設立構想の検討過程において、社会的要請の強いと判断された領域に対応したものであり、開学時から設置し、現在に至っている。

IT総合学部は「変化の激しい情報化社会において、最も必要なコンピュータ科学およびネットワークの基礎技術と応用技術により社会に貢献し得る人材の育成」を目的とし、その達成に向けて教育研究を行なっている。

世界遺産学部は「世界遺産を日本・世界の地域社会の発展に活用するための教育研究を行い、地域貢献、産学官連携、国際交流の面での社会的貢献に努めること」を目的とし、その達成に向けて教育研究を行なっている。

学部共通科目は、外国語科目と、教養科目の2つのカテゴリーで編成されている。外国語科目は、卒業後に学生が国際人として職務を遂行する際に、実践で役立つ語学力の獲得を目指した英語教育に重点を置いている。また、今後重要性が増してくると考えられる中国語教育もカリキュラムに加えている。教養科目については、学生が、変化を続ける実社会を理解し考察するための教養教育を目指し、今日的テーマを扱う科目を多く取り入れ編成している（資料2-1-3）。

### イ) 附属施設

本学の教育研究目的を達成するため、スクーリングを実施しない本学にあっては、eラーニングの特性を十分理解し、効果の高い部分を活かすと同時に不得手な部分を補うことが必須である。教員と大学側の教育支援組織が一体となって連携することで、最大の教育効果を上げるための全学的なセンターと

して、「学生サポートセンター」、「コンテンツ制作センター」、「システムサポートセンター」、「授業サポートセンター」を設置している（資料 2-1-4）。

学生サポートセンターでは、学生の履修計画、落ちこぼれ防止指導、進路相談、学外プログラムの提案等、各種相談を行っている。

コンテンツ制作センターでは、e ラーニング教材（授業コンテンツ）の品質を向上させるため、教育効果の測定結果を学習ツール作成にフィードバックするための手法であるインストラクショナルデザインに沿ったコンテンツの設計・開発を実施している。センター内には、授業コンテンツ制作に関する経験と知識を有するインストラクショナルデザイナー、及びアシスタント・インストラクショナルデザイナー等を配置し、教材の設計・開発から更新まで、コンテンツの質担保のための教員支援を行っている。

システムサポートセンターでは、学習管理システム等に技術的なトラブルが生じた場合の技術的なサポートを行っている。コンピュータやシステムの使用について、学生はシステムサポートセンターへ、教員はヘルプデスクに相談することができる。

授業サポートセンターでは、教育補助者に相当する助手、メンター等が勤務し、講義内容に関する学生と講師の質疑応答等の円滑なコミュニケーションの仲介を行っている。

また、附属施設としては、図書館が福岡キャンパスにある。蔵書数は平成 20 年度末で 16,650 冊であり、学生は、直接訪問して貸出しできる他、ネットで蔵書を検索し、郵送による貸出しを受けることもできる（資料 2-1-5）。

さらに平成 21 年 2 月には、社会的要請の高い分野について、学外研究資金による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化を目的とする付属施設として、「サイバー大学研究機構」を設置している（資料 2-1-6～7）。

## ウ) 教務部、学生部

その他、教育研究活動支援及び学生支援を行う事務組織としては、「教務部」、「学生部」があり、学生部の下に「就職相談室」がある。いずれも事務組織と教学組織との有機的一体性を確保する目的の下、教員の兼務管理職である部長・室長職を設けている（資料 2-1-8～9）。

## 【点検・評価（長所と課題も含む）】

### ア) 学部・学部共通科目の構成

本学の設置している学部及び学部共通科目は、開学当時の社会的要請から整備してきたものであり、大学及び学部の理念・目的等にも合致したものと見える。現在学年進行中であり、サイバー大学設置認可申請書に記載した完成年度までの計画を履行していくことが第一の課題となっている。

### イ) その他の教育研究組織

開学 2 年度目に入り、インターネット大学として、教育研究活動の推進、学生支援を行う付属施設等の組織の配置については、大学設置認可時の計画通りのものとなっている。組織の設置や規程の整備に迫られる 2 年間であったため、今後は、各部局等の到達目標と評価指標を明確に位置付け、その達成度を自己評価しながら、教育研究活動の充実に活かしていく必要がある。関連して、第 9 章「事務組織」でも述べている通り、大学本来の使命遂行を果たす上で、「中期目標」「中期計画」の策定が行われていないことが課題である。中期計画に基づき、教育研究組織を構成する各部局等の業務運営に関し、実施すべき事項を記載した年度計画の作成を行い、その達成度を自己評価し、改善へと結び付ける体制の整備が必要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

「中期目標」「中期計画」を策定し、それに基づき、教育研究組織を構成する各部局等の業務運営に関し、実施すべき事項を記載した年度計画の作成を行い、その達成度を自己評価しながら、教育研究活動の充実に活かしていく体制を整備する。

### 【根拠資料】

資料 2-1-1 サイバー大学学則第 1 条（抜粋）

資料 2-1-2 サイバー大学教育研究組織図（平成 20 年 10 月 1 日現在）

資料 2-1-3 カリキュラム一覧

資料 2-1-4 各センターの業務分掌

資料 2-1-5 図書貸出フロー

資料 2-1-6 サイバー大学研究機構規程

資料 2-1-7 サイバー大学研究機構運営委員会規程

資料 2-1-8 株式会社日本サイバー教育研究所組織図

資料 2-1-9 組織規程別表業務分掌表

大学基礎データ（表 1） 全学の設置学部・学科・大学院研究科等（2008 年 5 月 1 日現在）

大学基礎データ（表 2） 全学の設置学部・学科・大学院研究科等（2009 年 4 月 1 日現在）

## 第3章 教育内容・方法

### 【到達目標】

1. 本学の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針を明文化する。
2. 教育課程の編成・実施方針に基づき、全設置科目を整理・分類し、教育課程の修了をもって得られる学修成果を体系的に明示し、それを教育活動に活用する体制を整備する。
3. 「インターネット学習」という教育の特性に鑑み、対面授業と同等以上の質の確保や教育効果を挙げるため、1. 受講時、期末試験時における“なりすまし”防止のための高精度の本人確認、2. 設問解答等による教員・学生間の双方向コミュニケーションの確保及びその増進、3. 設問解答等を用いて行う確実な出席確認と授業時間の確保、4. インストラクショナルデザインに則った教材の設計・開発、5. 指導補助を行うメンターの質の平準化と授業運営におけるその効果的な関与等、組織・制度またその諸条件を整備し、適切な運用を図る。
4. IT 総合学部・世界遺産学部・教養・外国語において、各授業科目群の特徴や内容を考慮の上、シラバス記入に係るガイドラインを作成し、授業計画に基づく確実な教育研究指導、また厳格かつ適正な成績評価を行う。
5. 教育水準の維持、向上を図るファカルティ・ディベロップメント (FD) の一環として、FD 活動の推進に資する研修コンテンツを作成し、教育内容・方法及び教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結び付ける仕組みを導入する。

### ① 教育課程等

#### (学部・学科等の教育課程)

#### 3-1: 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性 (大学設置基準第 19 条第 1 項)

### 【現状の説明】

本学における教育課程は、教養科目、外国語科目、専門科目によって構成している。各学部の専門科目は、卒業要件を満たすように選択履修していくことによって、卒業研究科目に結びつく関連科目を体系立てて学修出来るように設計している (資料 3-1-1)。専門の周辺分野に関しても、学問的な横の広がりや縦の深まりを形成するために必要不可欠な科目構成を構築している。関連する分野はカテゴリー別に編成しており、教養学習と専門学習のバランスが取れるような体系となっている (資料 3-1-2)。教養科目と外国語科目については、両学部共通の科目として設置している。教養科目は、多様な学問分野についての基礎的な知識と教養を授けることを目的に、従来の人文科学・社会科学・自然科学の分類を基礎に細分した 6 分野 (クラスター) からなる科目群を開講している (資料 3-1-3)。

科目区分毎の状況は以下の通りである (資料 3-1-4)。

#### 1) 教養科目

本学が目指す教育の特色として、魅力ある教養教育の提供を挙げることができる。学生が、変化を続ける実社会を理解し考察し卒業後に参入していくための新しい型の教養教育として、本学では、日

本・世界の各方面で活躍する人材を教員として広く招聘し、今日的テーマを扱う教養科目を編成するという特色を持つ。授業内容は、高度な知識を分かりやすく興味深い形で提供し、学問の実社会への応用の方法と学問を追求する姿勢や生き方を指導する等、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激するような授業を実施している。

## 2) 外国語科目

本学では英語教育に重点をおき、また現代の世界情勢から将来において更に重要性が増してくると考えられる中国語も3年次以降に選択できるように科目を設置している（平成21年度春学期以降に順次開講している）。いずれの科目も、卒業後に学生が、社会人・国際人として職務を遂行する際に役立つ語学力の獲得を目指して授業設計が行われている。英語科目については、1・2年次配当の必修科目においては、個別の語学能力を中心とした基礎固めを行い、3・4年次配当の選択科目においては、実践的英語力の向上を図るカリキュラムとなっている。中国語科目については、3年次には基礎能力を固め、4年次にはさらに水準の高い内容に取り組む方針である。

## 3) 専門科目

IT総合学部、世界遺産学部のそれぞれの学部に設置される専門科目は、本学が目指す人材育成に必要な4ヵ年の教育課程における中核的な科目と位置づけられ、1・2年次配当の基礎講義科目・基礎演習科目、3年次配当の専門講義科目・専門演習科目、4年次配当の卒業研究という5段階で編成している。平成20年度は、基礎講義科目・基礎演習科目を開講している。

### ①基礎講義科目

基礎講義科目は12科目合計24単位以上を選択履修させ、専門分野に関わるできるだけ広い範囲の知識の習得を目指し、3年次から選択履修される専門講義・専門演習科目へと導入的な内容を設定している。当該学問分野での専門講義・専門演習を進めていく上で必要とされる基礎的な素養を身につけることを目的とした授業設計となっている。

### ②基礎演習科目

基礎演習科目は、演習形式で授業を実施し、学生が主体的に授業に参加し、プレゼンテーションを通じて発表する側とそれを受ける側という役割関係の中で、相互に緊密なコミュニケーションを持ちながら学習していく習慣を1年次から養うことを目的とし、授業内容を構成している。

基礎講義科目と同様に、当該専門分野におけるできるだけ広い範囲の知識の習得を目指し、3年次から選択する専門講義・専門演習科目への導入教育となるような内容を設定し、当該学問分野での専門講義・専門演習を進めていく上で必要とされる基礎的な素養を身につけられるよう授業内容を工夫している。

IT総合学部では「変化の激しい情報化社会において、最も必要なコンピュータ科学およびネットワークの基礎技術と応用技術により社会に貢献し得る人材の育成」を目的とし、学部の教育課程の修了者には、「学士（IT総合学）」の学位を授与するため、コンピュータ科学の基礎、通信技術、または起業を代表とするビジネスを対象とした幅広い科目構成と、それを包括するサイバーリテラシー、アクセシビリティ等今後のIT分野においてより社会貢献が必要な科目構成をとり、授業科目を配置している（資料3-1-5）。

世界遺産学部では「世界遺産を日本・世界の地域社会の発展に活用するための教育研究を行い、地域貢献、産学官連携、国際交流の面での社会的貢献に努めること」を目的とし、学部の教育課程を修了したものに「学士（世界遺産学）」の学位を授与するため、世界遺産学、観光学、アーカイブ学等のテー

マに加えて世界の宗教文化や歴史学を含む科目構成をとり、授業科目を配置している（資料 3-1-6）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

平成 20 年度春学期の教育課程の編成について、専門科目は、両学部とも 1・2 年次に配当される基礎講義・基礎演習科目（選択必修科目）の全 85 科目の約 9 割にあたる 77 科目を開講した。しかし、基礎講義・基礎演習科目 8 科目については、開学 2 年度目の平成 20 年度中に開講できず、大学設置認可時の計画を予定通り遂行できなかったことが大きな課題であった。なお、平成 20 年度秋学期には、全ての基礎講義・基礎演習科目を開講している。

教養科目（選択科目）は、1・2・3 年次に配当される科目の全 43 科目中の 3 分の 1 以上の 31 科目を開講した。これも平成 20 年度中に開講できなかったものが 12 科目あったが、平成 21 年度春学期に、設置認可時に計画として挙げた全 43 科目を開講している。また、教育課程の充実を図るため、設置認可時の計画以外にも科目を追加し、平成 21 年度春学期時点で全 61 科目を開講している。

外国語科目については、1 年次・2 年次の配当科目を予定通り開講した。

IT 総合学部では、基礎講義科目において設置認可時の計画の 22 科目のうち 20 科目を開講し、同様に、基礎演習科目においては設置認可時の 20 科目のうち 19 科目を開講した。世界遺産学部では、基礎講義科目において設置認可時の計画の 27 科目のうち 24 科目を開講し、同様に、基礎演習科目においては設置認可時の 16 科目のうち 14 科目を開講した（資料 3-1-7）。

上述の通り、基礎講義・基礎演習科目及び教養科目において、設置認可時の計画を予定通り遂行できなかった点は大きな課題であったが、基礎講義・基礎演習科目については平成 20 年度秋学期に、教養科目については平成 21 年度春学期には未開講科目を全て開講している。また、基礎講義・基礎演習科目についても、設置認可時の計画以外にも科目を追加し、教育課程の充実を図っている。

設置認可時のカリキュラム自体は、教育課程を体系的に編成し学べるよう配慮した授業科目を配置し、各授業科目区分はそれぞれ明確な役割が与えられ、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものといえる。

また、平成 20 年度より、世界遺産学部の授業科目に、文化財の調査、保存・修復等に関する能力を、実技・実習を通じて身につけさせる科目として、対面型の授業と現地のフィールドでの実習を組み合わせた「世界遺産実習」を自由科目として追加するとともに、生物学や生態学等の自然科学的な知識や理論を体系的に修得できる科目を担当する専任教員を採用し、世界遺産学における自然遺産学分野の充足を行った（資料 3-1-8）。平成 21 年度より、インターンシップ、ボランティア科目において、文化財に係る修復・保存等を実践学習できるための研修・実習先を本学学生に推奨できる環境を整備し、それを基に学生自身の意志によって研修・実習場所を選択して当該科目の現地研修・実習を行った（資料 3-1-9）。

さらに、平成 21 年度秋学期より、教材を活用しての演習授業が複数科目「文化遺産保存学演習（2）」「西アジア文明学演習（地域の共通性）」「中国古代文化演習（大地の至宝）」において運営を開始している。ここにおいて、履修学生が文化財資料に係る保存修復及び資料化のための技術的な能力を培う学習機会が設けられ、より専門的高等教育を確保した授業構成を展開している（資料 3-1-10）。

以上のことから、両学部に関して、本学の趣旨に準じた学際的な特徴を持たせており、1・2 年次では学部を超えて学際的な科目をそれぞれ学ぶことができ、卒業研究科目においては、1～3 年次に各科目で学んできたさまざまな知識を結集させ、学生が各自のテーマで研究を推し進めることが可能である。このように、両学部では 4 ヶ年のカリキュラムを通じて、横断的に、かつ学際的に学ぶことができることが特色となっている。

本学の伸長を図るには、インターネットを介した完全通信制大学、eラーニングの教育システムの開発に力を注ぐべきであり、日進月歩の飛躍的なシステム進化の先頭を行かねばならない。そのためには、他教育機関とのeラーニングの質向上のための連携を行う等、主導的な位置を占めるべく研究・検討を進めていく必要がある。

こうした教育システムの開発においては、教職員だけではなく、学生等の意見を聞くべきであり、また単なるハード面のシステム開発だけではなく、日常生活の中での学習態勢に関係した要求等のソフト面も取り入れる必要がある。

開学当初より、インターネットによる完全通信制の教育を行う大学として、一定の制約を有しているといえるが、そうした中での着実な教育効果は各所に表出している。

設置認可時の計画で述べていた、世界遺産学部の実技・実習に係る科目は、いずれも平成20年度に開講したばかりのものであり、改善を要する課題が残されていることを認識し、受講者に対するアンケートの結果等を踏まえ、改善点を抽出し、改善へ繋げる必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

基礎講義・基礎演習科目（1・2年次配当）、教養科目（1・2・3年次配当）について、開学2年度目の平成20年度春学期中に開講できず、大学設置認可時の計画を予定通り遂行できなかった科目が20科目あったが、基礎講義・基礎演習科目については平成20年度秋学期に、また教養科目については平成21年度春学期には未開講科目を全て開講している。

本学における長所のより一層の伸長を図るには、eラーニングの教育システムの開発に力を注ぐべきであり、他教育機関とのeラーニングの質向上のための連携・協力体制の構築を検討する。

設置認可時の計画で述べていた、世界遺産学部の実技・実習に係る科目は、いずれも平成20年度に開講したばかりのものであり、改善を要する課題が残されていることを認識し、受講者に対するアンケートの結果等を踏まえ、改善点を抽出する。

### 【根拠資料】

資料 3-1-1 学生要覧「1. 1 卒業要件」（抜粋）

資料 3-1-2 大学ホームページ「IT 総合学部履修モデル例」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it/coursework.html>)

大学ホームページ「世界遺産学部履修モデル例」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/heritage/coursework.html>)

資料 3-1-3 クラスター分類表

資料 3-1-4 学生要覧「2. 4 本学における課程」（抜粋）

資料 3-1-5 IT 総合学部コンピテンシー

資料 3-1-6 世界遺産学部コンピテンシー

資料 3-1-7 平成20年度秋学期 開講科目

資料 3-1-8 自然科学分野科目概要、自然科学分野科目シラバス、実習科目概要

資料 3-1-9 インターンシップ・ボランティア科目の実績

資料 3-1-10 シラバス「文化遺産保存学演習（2）」、「西アジア文明学演習（地域の共通性）」、「中国古代文化演習（大地の至宝）」

## （学部・学科等の教育課程）

### 3-2： 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

#### 【現状の説明】

本学では、社会的需要の高い IT の教育研究分野と、世界的に関心の高い世界遺産の教育研究分野において、21 世紀の国家・社会の構成員としての育成、また国際的に活躍する人材を輩出するために必要な素養の育成に主眼を置いた教育研究拠点の確立を構想している。よって、本学では、これらの分野を中心的学問分野とする「IT 総合学部 IT 総合学科」及び「世界遺産学部世界遺産学科」の 2 学部 2 学科を学士課程として設置し、それぞれの目的を掲げている（資料 3-2-1～3）。

IT 総合学部では、情報通信技術に関する応用技術や商用的活用技術の基礎を網羅的に学ばせると同時に、ビジネスや IT リテラシーの向上における課題の認識と実践的解決に向けた能力育成を目指している。

入学動機アンケートの結果より、これらの教育内容は、高校新卒者のみならず、IT 業界で働く社会人にとっても、現状で不足していると認識されている知識・技術であることが確認されており、一定の教育ニーズを有するものであることが追認されている（資料 3-2-4）。今後の IT 教育は、数学や基本的なデジタルデータ処理工学等、普遍的な自然科学分野における基礎学力を身につけることはいうに及ばず、学生の在学期間中に社会で目にする技術の修練だけでは、その役割と責任を果たし得るものとはいえない。高等教育における IT 教育とは、社会人として、今後も継続的かつ加速的に進歩を遂げていくであろう新しい IT の学習能力と活用能力を身につけることと考えられる。さらに IT の社会への浸透とともに強く認識しておかなければならないテーマに情報セキュリティがある。これらの分野において正しい倫理観をもつと同時に、自己防衛としての技術知識や活用技術を習得することも重要な履修分野といえる（資料 3-2-5）。

世界遺産学部では、世界人類の民族・文化・宗教の多様性及び普遍性を、世界遺産を通じて学ぶことによって、国際社会で役立つ教養をおのずと身につけ、さらに、世界遺産が抱える保存や修復、及び活用の問題と真剣に向き合い、教員とともに解決の糸口を探ることにより、学生個々の人格の陶冶に少なからずとも貢献できるものと考えている。

世界遺産が抱える問題とは、民族・文化・宗教の対立、紛争による遺跡破壊、人間による自然破壊等、現代社会の人類に共通する問題から、地域社会の抱える貧困や過疎の問題等非常に多岐に渡っている。本学では、あらゆる年齢層の受講が予測されることから、世代を超えた議論が重ねられ、これに対する行動の在り方や手段を学生それぞれが自発的に見出し社会で実践し活躍できるように授業を設計している。

特に宗教学の基礎概論を学ぶために世界三大宗教である「イスラム教」「仏教」「キリスト教」を遍く開講科目として設定し、世界における歴史・文化・習俗について異文化理解・国際社会の構成員の一人であることを認識し自己の理念を確立することを目的として授業運営を行っている（資料 3-2-6）。

世界遺産学部のカリキュラムでは 1・2・3 年次に履修する教養科目 30 単位に加え、1・2 年次に基礎講義科目 24 単位を履修して各地域の世界遺産について基礎的な素養を身に付けると同時に、基礎演習科目 24 単位を履修し、教員の指導のもと、学生は自ら調べ、考え、発表し、議論を交わすことで、自己啓発の機会を得ることが可能になるように授業設計を行っている。また教養の涵養、人格の陶冶の理念を周知させるために高校新卒生等のより一層の研鑽が必要と思われる学生等には、インターンシップ、



ボランティア等を強く推奨している（資料 3-2-7）。

両学部に通ずる科目である教養科目では、「現代経営企画論」の題目と内容を変更し「企業社会責任論」という科目を設置した。また「現代経営企画論」を廃止し、その講義趣旨は、同じく教養科目の「流通経営論」、「サービス化する 21 世紀経済」、「アントレプレヌール論（起業論）」、「ビジネス意思決定システム」の各講義に振り分けて継続実施しており、卒業後の社会人として活躍していく中での社会的責任や倫理性・人格の形成を目的として授業運営を行っている。「企業社会責任論」科目の概要を例に挙げると、以下の通りである（資料 3-2-8）。

企業の責任感や倫理観の減退は如何に起こったか？現在の日本社会に必要な責任とはについて洞察し、また、広い分野にわたり様々な角度で現代の社会と人間についての理解を深め、現代社会の基本的な問題について主体的に考える力を養うことを目的とする。その上で、良識ある公民として必要な能力と態度、他者理解と互いに協力し支えあって生きる社会の一員としての人格形成を目指す。

また大学生活において、本学における特質としてはインターネットを介したコミュニケーション能力が強く要求される。Web上でのコミュニケーションのメリットとは逆のコミュニケーションにおける誤解や争い等も偶発的に発生する可能性は否定できない。そうした中で講じられる対策は、規程制定はもちろんのこと、期せずしてWeb上でのコミュニケーションにおける誤解や争いが発生した場合には、担当教員を交えて、メールや掲示板を通じてWeb上でゆっくりと話し合うことを第 1 の方策とし、それでも解決が難しい場合には、担当教員の判断により同期指導ができる方法（ビデオ電話のスカイプや電話等）でゆっくりと話し合うことを優先的な指導方法として検討を進めている（資料 3-2-9）。

また平成 20 年度より発足した学生部では、学生サポートセンター、インターンシップセンター、ボランティア活動センターを所轄する機関として学生の便宜を図り、当該問題の解決を講じる組織的な取り組みを行っている（資料 3-2-10）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

以上を踏まえて、本学における基礎教育と倫理性を培うための教育の位置付けは、教養科目、両学部設置科目において遍く整備されており、それは大学の理念と両学部が抱く卒業時の学生像を目標に定められているといえる。

また学内生活においての倫理規程等の整備状況においても、その実践が受講時等のインターネットの利用等に強く求められる本学の特質からすれば、自ずと人格形成が培われる機会となっている。

本学では、学生専用サイトにチャット機能は設けられておらず、学生が行なう全ての討論は電子掲示板の利用を前提としている。また平成 20 年度秋学期より運用を開始しているビデオ電話「スカイプ」を使用しての履修相談や授業運営等は、一定の効果が挙げられているものと判断される。

また、大学が設置しているコミュニティ型の Web サイトである「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」SNS 等の位置付けにおいても、「学内環境」にあることを念頭に「公」の場所でもあることを改めて認識させ、その運用にあたっては学生の本分としての自覚を持ちながら使用するというのを再認識させる必要がある。それは、単に Web 上のみが大学生活の場であることではなく、学生という身分において社会においても様々な優遇措置が取られていることに鑑み、自己の都合に合わせて本学学生としての身分を確保するものではなく、日常生活の全てにおいて本学学生の自覚を促す必要がある。

そうした中で、SNS 利用規約等において、学則等とは別に、倫理性を培う観点からの整備も同時に行

うべきある（資料 3-2-11）。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

直接の対面指導が行えない本学において、それに代わる補足的な手段であるビデオ電話「スカイプ」を使用しての履修相談や授業運営等は、一定の効果を挙げていると判断されるため、今後とも継続してこれを実施する。

本学が設置している SNS 等の位置付けにおいても、学生に対して、「学内環境」にあることを念頭に「公」の場所でもあることを改めて認識させ、倫理性を培う観点から、「SNS 利用規約」の条項を見直す。

### 【根拠資料】

- 資料 3-2-1 IT 総合学部コンピテンシー
- 資料 3-2-2 世界遺産学部コンピテンシー
- 資料 3-2-3 学部共通科目コンピテンシー
- 資料 3-2-4 IT 総合学部社会人入学者入学動機アンケート回答
- 資料 3-2-5 平成 20 年度秋学期 サイバー大学全科目一覧
- 資料 3-2-6 「イスラーム文化」、「キリスト教文化」、「仏教文化」シラバス
- 資料 3-2-7 インターンシップ・ボランティア科目の実績
- 資料 3-2-8 「企業社会責任論」シラバス
- 資料 3-2-9 スカイプ利用マニュアル
- 資料 3-2-10 株式会社日本サイバー教育研究所組織図（平成 21 年 5 月 1 日付）
- 資料 3-2-11 「SNS 利用規約」

### （学部・学科等の教育課程）

#### 3-3： 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

### 【現状の説明】

サイバー大学学則第 1 条には、「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と述べられている（資料 3-3-1）。

IT 総合学部、世界遺産学部の各学部の教育目標・方針・特色、養成する人材像についても、大学ホームページ等において明確に定められており、また、教養科目を充実させることにより、教養ある、よき社会人の育成、ならびに産業界が求めるニーズに沿った「プロフェッショナルリズム型」の教育実践にも注力するとの教育目標も掲げている。前項に詳細を述べた通り、各学部に設置される専門科目は、本学が目指す人材育成に必要な 4 ヶ年の教育課程における中核的な科目と位置づけられ、1・2 年次配当の基礎講義科目・基礎演習科目、3 年次配当の専門講義科目・専門演習科目、4 年次配当の卒業研究という 5 段階で編成し、学問的な体系性を担保している。

また、eラーニングのメリットを最大限に活かし、学生の「自ら学習するという姿勢」や「他者を理解し、自ら表現し伝える能力」を如何なく発揮させるとともに、eラーニングの弱点を克服するための補助として、また産業界のニーズに応えるため、「インターンシップ」や「ボランティア論」等の授業や、科目外プログラムを学生へ提供することにより、専門的な知識のみならず幅広い知識を授け、もって学生の教養の涵養や人格の陶冶を図ることを設置の趣旨・目的に位置づけている（資料3-3-2）。

開学以来、「完全インターネット講義」ならではの自由な修学スタイルの提供を実現しており、パソコンとブロードバンド環境があれば、自宅でも外出先でも、どこでも受講が可能であること、24時間好きな時間にサーバへアクセスして授業が受けられるオンデマンド方式であること、全ての授業が自宅で受けられるため、諸事情で通学を困難に感じている人でも自宅にいながら学士号の取得が可能であること、入学のための学力試験はなく、学ぶ意欲さえあれば、誰でも高度な知識と経験を身につけて卒業することができること等、地域や年齢、時間、ハンディキャップの有無を問わず、多様かつ幅広い社会の学習ニーズに細やかに対応することを大学の目的に位置づけ、そのために必要なeラーニング教材や学習管理システムを開発・運用している。さらに、全学の理念・目的を端的に表したキャッチフレーズとして、「ロケーションフリー」「タイムフリー」「バリアフリー」「エイジフリー」を掲げ、それを大学ホームページ上に掲載し、大学構成員が同じ志を持って前進するよう意識づけを行っている（資料3-3-3）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

上述した通り、全学及び各学部における教育研究の基本方針、養成しようとする人材像、基本的な達成目標は、サイバー大学学則及び大学ホームページで明らかに示していることから、目的が明確に定められているといえる。

具体的には、①メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供すること、②学術的専門的知識とともに幅広い教養を授けること、③国家および社会の形成者として有能な人材を育成し、人類・文化の発展に貢献すること、を旨として定められていることから、第1章「理念・目的」でも述べた通り、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」から外れるものではないといえる。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

特に無し。

#### 【根拠資料】

資料3-3-1 サイバー大学学則

資料3-3-2 大学パンフレット

資料3-3-3 大学ホームページ「サイバー大学が実現する4つの『フリー』」

(URL : [http://www.cyber-u.ac.jp/feature/feature\\_01.html](http://www.cyber-u.ac.jp/feature/feature_01.html))

#### （学部・学科等の教育課程）

3—4： 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな

## 人間性を涵養」するための配慮の適切性

本学の教育の特色として、魅力ある教養教育の提供が挙げられる。学生が、変化を続ける実社会を理解し考察するための新しい型の教養教育として、本学では、日本・世界の各方面で活躍する人材を教員として招き、今日的テーマを扱う教養科目を編成している。

まず、開学年度の平成 19 年度に 37 科目を開講し、翌平成 20 年度には、学生が幅広い分野の科目を履修できるよう科目を追加しながら 16 科目、計 53 科目を開講している。そして開学 3 年度目を迎える平成 21 年度春学期には新たに 8 科目を開講し、これで、大学の設置認可時に計画した 43 科目を含み、計 61 科目を開講したことになる（資料 3-4-1）。

教養科目は、多様な学問分野についての基礎的な知識と教養を授けることを目的に、従来の人文科学・社会科学・自然科学の分類を基礎に細分した 6 分野に配分し、各分野の総称をクラスターと名付けている（資料 3-4-2）。

なお、サイバー大学設置認可申請書に記載したクラスター表について、申請後に追加した科目や、将来必要に応じて追加する科目の配置に対応できるようにするため、平成 20 年度末に、日本の図書館の分類として使用されている NDC（日本十進分類表）をベースに、科目内容を精査した上で科目の組み替えを行っている（資料 3-4-3）。

本学の教養科目は 1 単位科目として 1・2・3 年次に配当されており、学生は卒業までに 30 科目 30 単位以上選択して履修する（資料 3-4-4～5）。高度な知識を分かりやすく興味深い形で提供し、学問の実社会への応用の仕方、学問を追求する姿勢や生き方を語る等、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激するような授業を実施している。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

1・2・3 年次配当の科目であるにも関わらず、段階的に開講し、大学設置認可時に計画した全科目を開講したのは平成 21 年度春学期のことであり、計画の履行が著しく遅延し、学生の不利益にもなったことは大きな課題であった。

教養科目全 61 科目は、建学の理念に基づき、幅広い学際的な科目群を構成している。授業コンテンツ制作においては、教養科目担当のインストラクショナルデザイナーが授業コンテンツの設計・開発に関与することで、より学習効果の高いコンテンツとなるよう努めている（資料 3-4-6）。

大学設置認可時の計画に挙げた、6 分野の各クラスターにバランス良く科目群を設置することを含めて、多様な学問分野についての基礎的な知識と教養を授けることを目的としたカリキュラム編成自体は、IT 総合学部及び世界遺産学部の両学部共通の科目として、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされたものであるといえる。しかし、科目群の多様性と体系性を担保するクラスター表は、未だ学生に開示されていないので、適切な方法をもって周知する必要がある。

平成 21 年度春学期以降、大学としての完成年度を迎える平成 22 年度末まで、教養科目は現行の 61 科目により授業運営を実施することとなる。卒業要件となる 30 科目 30 単位の履修に際し、「幅広く深い教養」を培うためには、できるだけ各クラスターから万遍無く履修させることが望ましいが、平成 20 年度の履修状況を分析すると、学生の履修状況には偏りが見られる（資料 3-4-7）。

本学の教養科目の設置の理念に鑑み、学生に対してクラスター表を提示し、幅広い教養を身につけるため、特定のクラスターに偏らずに履修することを推奨する等の指導も検討していく。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

本学の教養科目の設置の理念に鑑み、学生に対してクラスター表を提示し、幅広い教養を身につけるために、特定のクラスターに偏らずに履修することを推奨する等の指導を検討する。

#### 【根拠資料】

- 資料 3-4-1 平成 21 年度春学期 教養科目開講表
- 資料 3-4-2 申請時の教養科目クラスター表
- 資料 3-4-3 クラスター分類
- 資料 3-4-4 サイバー大学履修規程第 6 条（抜粋）
- 資料 3-4-5 学生要覧「2.4 本学における課程」（抜粋）
- 資料 3-4-6 平成 20 年度 インストラクショナルデザイナー配置状況
- 資料 3-4-7 平成 20 年度 教養科目履修者数

#### （学部・学科等の教育課程）

### 3-5： 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

#### 【現状の説明】

本学のIT総合学部では、「日本のIT分野の国際競争力を高め、国際社会に通用する研究の推進に努め、その成果を教育へとフィードバックさせる事で、優秀な人材の創出とともに日本の国力の向上に貢献する事」を、また世界遺産学部では、「国境という概念を超えた世界的な視野で、それぞれの文明や地域環境、文化への理解を深め、それを通じて将来の人類のあり方を知る事」を目的の一つに掲げている（資料3-5-1）。外国語科目の授業内容を、このような学部の理念・目的に沿ったものにするため、本学では、授業コンテンツの設計開発にインストラクショナルデザイナーを活用し、授業科目の体系性及び質の保証に努めている（資料3-5-2～3）。

平成 21 年度には、学部の教育課程の修了によって得られる学修成果を明示するため、外国語科目に関しても学生が身につけるべき能力等として「コンピテンシー」を定め、教育課程編成の中での外国語科目の位置付けを明確化している（資料 3-5-4）。

具体的には、まず 1・2 年次には実質的な国際語である英語教育に重点をおき、スキル別に分かれた英語科目を必修科目として設置し、さらに、3・4 年次の選択必修科目として、英語、並びに今後その重要性が増してくると考えられる中国語を設置している（資料3-5-5～6）。英語、中国語ともにネイティブスピーカーの専任教員を 1 名ずつ配置し、急速に進展しつつある国際化へ対応が可能な語学力の育成に努めている（資料3-5-7）。

平成 20 年度には、「イングリッシュ・リーディングⅡ」「イングリッシュ・ライティングⅡ」「イングリッシュ・リスニングⅡ」、また平成 21 年度には、「総合英語ⅠA」「総合英語ⅠB」「中国語ベーシック A」「中国語ベーシック B」を開講している。以降も、大学の設置認可時の計画に沿って、「総合英語ⅡA」「総合英語ⅡB」「中国語インテンシブ A」「中国語インテンシブ B」の 4 科目の開講準備を進めている（資料 3-5-8）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

外国語科目に関しては、大学設置認可時の計画に沿って滞りなく開講し、運営されている。また、インストラクショナルデザインの手法に則り、学部の理念・目的の実現に配慮した科目目標を予め設定し、その目標達成に即した教材作りを確実なものとするため、インストラクショナルデザイナーを活用した教員支援を行っている。加えて、ネイティブスピーカーの教員を認可時の計画の通り適切に配置する等、「生きた」外国語学修の機会を学生に提供できるよう配慮している。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

外国語科目については、その授業内容を教育課程編成の趣旨に沿ったものとするため、インストラクショナルデザイナーを活用した外国語科目の教材設計開発を継続する。

#### 【根拠資料】

- 資料 3-5-1 サイバー大学設置認可申請書「外国語科目の理念・目的」（抜粋）
- 資料 3-5-2 授業設計書「総合英語 I B」
- 資料 3-5-3 平成 20 年度インストラクショナルデザイナー配置状況
- 資料 3-5-4 学部共通科目コンピテンシー
- 資料 3-5-5 平成 21 年度春学期 全科目一覧
- 資料 3-5-6 学生要覧「2.4 本学における課程」（抜粋）
- 資料 3-5-7 平成 21 年度秋学期 外国語科目担当教員一覧
- 資料 3-5-8 平成 20～22 年度 外国語科目開講一覧

### （学部・学科等の教育課程）

#### 3-6： 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

#### 【現状の説明】

本学では、卒業所要総単位124 単位のうち、専門科目は、1・2年次配当の基礎講義・基礎演習科目（選択必修）が各々12科目24単位、同じく専門科目で3年次配当の専門講義・専門演習科目（選択必修）が各々4科目8単位、4年次配当の卒業研究（選択必修）が10単位、そして、1・2・3年次配当の教養科目は選択必修で30科目30単位、また、外国語科目は、1・2年次の必修科目が6科目12単位、3・4年次の選択必修科目が4科目8単位、合せて計10科目20単位の履修を行うこととしている。なお、124単位を超えて、学生自身の選択により科目履修を行うことに制限は設けていない。

年次	科目	単位	内訳
1・2・3	教養科目	30	1 単位×30 科目

1・2・3・4	外国語科目	20	2 単位×6 科目（英語） 2 単位×4 科目（英語 or 中国語）
1・2	基礎講義科目	24	2 単位×12 科目
1・2	基礎演習科目	24	2 単位×12 科目
3	専門講義科目	8	2 単位×4 科目
3	専門演習科目	8	2 単位×4 科目
4	卒業研究科目	10	5 単位×2 科目

基礎演習科目に関しては、基礎講義科目の受講により広く専門的な基礎知識や教養的知識を得ようと欲する学生に対し、基礎講義科目 8 科目 16 単位を上限として、基礎演習科目とみなす措置をとっている。

また、学部の枠を超え、幅広い知識を身に付け、総合的な視野を持つことを推奨するべく、6 科目 12 単位を上限として、所属学部以外の科目を履修し、卒業所要単位に算入できることとしている（資料 3-6-1）。

現況において、卒業所要総単位に占める専門科目、教養科目、外国語科目の割合は、概ね〔7：3：2〕となっている（資料 3-6-2）。

専門科目は、基礎講義科目・基礎演習科目・専門講義科目・専門演習科目・卒業研究科目の 5 段階で構成され、卒業要件を満たすように選択していけば、自ずと卒業研究科目に結びつく科目を選択していくことになり、その周辺分野に関しても、学問的な横（広がり）と縦（深まり）の軸をバランス良く学修できることを趣旨とするカリキュラムを編成している。

教養科目は、幅広い教養教育を実践するため、全て 1 単位の科目として設置し、集中的に数多くの科目履修が可能となるよう配慮している。

外国語科目については、1 年次から 4 年次まで科目を配当しており、国際人として職務を遂行する際に役立つ基礎的な語学力の修得が行えるよう、厚みのある配分としている。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

上述の通り、教育の目的に照らして、バランスの良い授業形態が組み合わされており、卒業所要総単位に占める専門科目・教養科目・外国語科目の量的配分については、大学設置認可を受けたものとして、概ね適切、かつ妥当であるといえる。しかし、実情に即して挙げるならば、本学は社会人学生が多数を占め、他大学等で既に学士課程レベルの外国語教育を受けている者も少なくない。当該学生に対しては、他大学等での既修得単位や外国語資格の認定を行う等便宜を図っているが、学生の学修ニーズや属性等を勘案し、1 年次から 4 年次までの外国語科目の配当バランスを、学士課程の理念・目標に鑑み再検討する時期に来ているといえる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

社会人学生が多数を占める本学において、他大学等で既に学士課程レベルの外国語教育を受けている者も少なくない。在学生の学修ニーズや属性等を勘案し、1 年次から 4 年次までの外国語科目の配当バランスを、学士課程の理念・目標に照らして再検討する。

#### 【根拠資料】

資料 3-6-1 サイバー大学履修規程

資料 3-6-2 卒業所要総単位に占める科目区分比率

#### （学部・学科等の教育課程）

### 3-7： 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

#### 【現状の説明】

既に述べた通り、IT 総合学部、世界遺産学部のそれぞれの学部に設置される専門科目は、本学が目指す人材育成に必要な4ヵ年の教育課程における中核的な科目と位置づけられ、1・2年次から基礎講義・基礎演習科目を履修させる等、専門教育の基礎となる教育を実施している。その実施・運営の責任を担うのは、各学部の専任教員であり、平成20年度末から導入された担任制等も活用しながら、教育指導を行っている。教員組織の適切性については、第8章「教員組織」を参照されたい。

教授会は、学長及び専任の教授、准教授その他の教員をもって組織され、原則月1回以上開催され、教育活動に係る重要事項を審議している（資料3-7-1）。また、専任教員は、各種委員会への参加により、教育の質向上のための討議に努めている（資料3-7-2）。そうした教育環境下での教員の役割と責任については、対面授業において教員の果たすそれと基本的には同じであり、具体的に本学の教員は、教育の場では以下の役割を担う（資料3-7-3）。

- ① 授業計画書の作成、授業設計
- ② 授業コンテンツの制作。教材の選択・作成は、対面授業と同様に教員の役割である。（ただし、オーサリングツール等を使用した教材作成については、経験の浅い教員には当初は負担が大きいため、コンテンツ制作センターが支援・補助を行う）
- ③ 講義、演習授業、卒業研究指導の実施
- ④ 設問（小テスト、アンケート等）の作成（それら実施後に学生から回収される回答は、助手・メンターが取りまとめ、必要に応じ、分類や比率割り出し等の一次加工を行い、教員へエスカラーションする。教員はそれに対して、指導、添削、解答を行い、それらは助手・メンターの手により学生まで還元される）
- ⑤ 毎回の授業について、電子掲示板における質問への回答、学生間のディスカッションへのコメント（学生数の多い場合等にはメンターが補助を行う。助手・メンターは質問やディスカッションを取りまとめ、質問内容の分類を行い担当教員に提示する。担当教員はこれに対する回答をまとめ、助手・メンターがそれらを Web 上へ入力し学生へ伝達する）
- ⑥ 期末試験、レポートの実施
- ⑦ 成績評価
- ⑧ その他の学習に関する相談（履修科目に関する相談や卒業研究科目の選択に関する相談等も含む。これら相談は、教員とは別に学生サポートセンターの専門の職員による対応も伴う）
- ⑨ この他にサイバー大学であるための独特な配慮。学生の発言に対する励ましや戒め等による Web 上のコミュニケーションに対する教育
- ⑩ 出席率の悪い学生へのコミュニケーション及び指導（これら指導は、教員とは別に学生サポート



センターの専門の職員による対応も伴う)

- ⑩ メンターに対して、自らが担当する講義概要や教育の方向性を理解させるとともに、教員と学生の間には存在するメンターが両者のコミュニケーションの円滑化に貢献するよう、その業務に関しても上長としての役割を持つ

教養教育については、これも第8章「教員組織」で述べているとおり、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、3名の専任教員、国内外の幅広い分野で活躍する57名の兼任教員、合せて60名の教員を配置し、教養科目の授業運営を行っている(資料3-7-4)。

### 【点検・評価(長所と課題も含む)】

基礎教育の責任を担う各部局においては、また教養科目のいずれも、全学における教員組織編制のための基本方針に沿った編制を行っている。教養科目においては、実務家の兼任教員の割合が高いため、メンターに助手を配置することを原則とするとともに、専任教員が助手を統括する体制の下、様々な調整を図っている(資料3-7-5)。

しかし、繰り返しとなるが、1・2年次配当の基礎講義・基礎演習科目、1・2・3年次配当の教養科目について、平成21年度春学期には、未開講科目の全てを開講したものの、開学2年度目の平成20年度春学期までに開講できなかった科目が相当数あり、大学設置認可時の計画の履行が予定通り果たせなかったこととして、大きな課題であった。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

基礎教育と教養教育の実施・運営については、より一層の充実を図るための責任体制について検討する。

### 【根拠資料】

- 資料3-7-1 サイバー大学教授会規程
- 資料3-7-2 平成21年度秋学期 各種委員会委員名簿
- 資料3-7-3 雇用契約書雛形
- 資料3-7-4 平成21年度春学期 教養科目教員配置表
- 資料3-7-5 平成21年度春学期 メンター配置表

### (学部・学科等の教育課程)

### 3-8: カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

### 【現状の説明】

大学設置認可申請書では、「eラーニングは学生に主体性を求める。eラーニングによる学習の本質は、Learningが意味するところ、教えることよりも学習することに重点があるところにある。自主的な学習こそ最も効果が高いことを踏まえると、eラーニングは本質的にその要素を学生に期待している。…本大学では、教員と大学スタッフの総力を上げて、このようなeラーニングの持つメリットを最大限に学生に享受させ、学生の『自ら学習するという姿勢』…の育成に努めるとともに…」、また、「インターネ

ットを利用したオンデマンド型授業では、学生はいつでも学習ができる。自分の生活スタイルに合わせて学習時間を設定できるため、社会人であっても働きながら学ぶことができる。…」(抜粋)と述べている(資料3-8-1)。

この意義はカリキュラム編成にあたって、必修及び選択科目の設置に係る重要な意義となっている。つまり、「自ら学習する姿勢」を涵養する方針に沿って、基礎教育の段階から、学習に対する学生の自発的な選択意識を高めるため、本学の教育課程編成においては、1・2年次配当の外国語のみを必修科目とする他、全てを選択必修科目で構成している。1・2年次の基礎講義・基礎演習科目においては、多様な学習ニーズに沿った科目選択が行えるよう、当該専門分野におけるできるだけ広い範囲の知識の習得を目指し、3年次から選択する専門講義・専門演習科目への橋渡しとなるような、導入的、且つ基礎的な内容を設定している(資料3-8-2)。

### 【点検・評価(長所と課題も含む)】

本学の教育課程編成においては、自主的な学習を誘導することを基本とし、専門分野における導入的、かつ基礎的な内容を習得した上で、より高度な専門学習へと進み、最終的には卒業研究へと導くことができるよう、1・2年次配当の外国語のみを必修科目とする他、全てを選択科目で構成している。選択必修科目と必修科目の比率は〔9：1〕で、必修科目の割合が極めて低くなっているが、「自ら学習する姿勢」を涵養する本学の基本方針に沿って、基礎教育の段階から、学習に対する学生の自発的な選択意識を高めるため、あえてこのような科目編成をとり、またそれで大学設置認可を受けている。

この方針をとる上で、前提として必要となるのは、学生の自主学習支援の一環としてのきめ細かな履修指導であるが、担任制と連携させて每学期末にそれを組織的に行っている。

しかし、学部の教育課程の修了時に学生が身につけるべき能力等を「コンピテンシー」としてリスト化し、教育課程編成の中での全科目の位置付けを明確化する作業の過程で、単位修得に直結する課題の一つひとつを科目に紐付け、インストラクショナルデザインに則ったカリキュラム全体の設計を考える際、一定量の必修科目を擁する方が、カリキュラム編成方針の明示性が高まるとの意見も上がっている。

将来的課題として、学生・教員等の意見も聴取し、教育効果を慎重に見極めながら、必修科目の導入の要不要、導入する場合の割合等について検討する必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学生・教員等の意見も聴取し、教育効果を慎重に見極めながら、専門科目への必修科目の将来的な導入の要不要、導入する場合の適正な割合等について検討する。

### 【根拠資料】

資料3-8-1 サイバー大学設置認可申請書「カリキュラム編成」(抜粋)

資料3-8-2 サイバー大学設置認可申請書「基礎課程・専門課程」(抜粋)

### (カリキュラムにおける高・大の接続)

### 3-9: 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

### 【現状の説明】

本学では社会人学生が多数を占め、平成 20 年度末時点で、後期中等教育のみを受けて本学へ進学したものは全学生の内 56.9%である（資料 3-9-1）。

教育課程に設置された科目の内、学部共通科目（外国語科目・教養科目）のうち、「レポート・論文の書き方」「物理学入門」「コンピュータ・リテラシー入門」「システムモデル入門」等が導入教育として一定の役割を果たしている。とりわけ、「レポート・論文の書き方」の履修率は極めて高いものであり、多くの学生が基礎的なリテラシー教育に関心を持って選択していることが分かる（資料 3-9-2）。

また、本学の学習管理システムでは、映像コンテンツを主軸とする授業構成において、科目進行と同時に行われる、学生間の意見交換の場として協調学習等を行う「ディベートルーム」や、質疑応答を行う「Q&A」の運用は、個別学習に対応しながら、各人の学力に合わせた教育上の工夫を行うことが可能である。

さらに、各学部における導入教育の役割の一部を担う基礎講義科目として、世界遺産学部では「世界遺産学概論」「比較文明学概論」「はじめての発掘」等、IT 総合学部では「パソコンの歴史」「インターネットの歴史」「コンピュータ史」等を挙げることができるが、単に該当領域の概要を述べるのではなく、最新の研究動向を踏まえながら、次段階である専門講義科目へと継続して学習できる科目内容となっている（資料 3-9-3）。

一方、平成 20 年度末より担任制を導入しているが、学生が卒業までの各種要件を認知し、それに伴う履修計画が確実に遂行できるよう、担任教員が担当学生に対して積極的に履修相談等を実施している。担任は、学生が所属する各学部の専任教員であり、生活及び学業の充実を図るべく学生指導を実施しており、世界遺産学部においては教員 1 名につき 25 名程度、IT 総合学部においては教員 1 名につき 40 名程度を受け持ち、その責務を担っている（資料 3-9-4）。この担任制の導入のほかに、オフィスアワーを設置し、専任教員は 1 週間に 2 時間、在学生と諸々の相談ができるように科目単位で相談窓口の門戸を開放している。

担任制・オフィスアワーでの学生面談は、基本的に、ビデオ電話、Web 会議システム、メールによって展開されているが、この実施によって学生個々に対する異なる状況下にも応じた指導が可能となっている。担任制が学期中に履修した“科目群”という「横」に展開された教育相談ならば、オフィスアワーはより専門性に即し、卒業までの時系列に沿った「縦」の位置付けにある（資料 3-9-5）。

高校新卒者に対しては、指定校推薦制度を設け、本学への入学を広く推奨するように働きかける一方で、教員も積極的に大学説明会に参加し、本学の授業運営等を実践的立場で説明にあたっている（資料 3-9-6）。そうしたなかで、高校訪問等も行い、指定校はもとより教員の母校等で高校教育の現状等を確認し、また高校進路指導担当教員や進学希望学生等の意見等を回収しながら、適切な導入教育の在り方について検討を進めている。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

第 4 章「学生の受け入れ」で述べている通り、入学試験を行わない本学では、入学時点での学力ではなく、学習意欲の有無を主たる判定基準として学生を受け入れている。それは、広く教育の機会を提供することで教育格差の解消を図るという本学の基本理念に沿った選考方法であるといえるものの、結果として学生の著しい学力差が発生している。

高校新卒者もさることながら、社会人入学者においても、大卒者と非大卒者の別があり、また後者の場合、個々の高校卒業後からの時間格差によって、導入教育の運用方法も異なることは否めない。特に社会人は学歴が様々であり、また人生経験や職業経験によって積み重ねられた職歴によっても、導入教

育の在り方・運用方法を検討する必要がある。

他方、導入教育の基本として、現行高等中等教育からの引継ぎを念頭に置き、たとえば、度量衡の一般的用語の統一、年表等の最新版の活用等に関しても、時代に則して授業用語を統一すべきであり、また初等・中等教育において学んだ用語や概況が異なる場合には、適時、補足説明を加えながら運用にあたる等のガイドラインを設け、授業コンテンツ制作に反映させる必要がある。

また、各学生の学習進度に応じた適正な科目履修、学習意欲の継続等に対し、担任制やオフィスアワーの導入と展開は、一定の効果を挙げているといえる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

高校新卒者、社会人（大卒者・非大卒者）等、幅広い層の学生に対する効果的な導入教育の在り方・運用方法について検討する。

導入教育への配慮として、授業で用いる用語の統一に係るガイドラインを作成し、その授業コンテンツ制作への活用を検討する。

#### 【根拠資料】

- 資料 3-9-1 平成 19～20 年度入学 高校卒業生数
- 資料 3-9-2 教養 導入教育科目履修者数
- 資料 3-9-3 IT 総合学部、世界遺産学部 導入教育科目概要
- 資料 3-9-4 担任配置表
- 資料 3-9-5 担任制、オフィスアワーに関する説明
- 資料 3-9-6 平成 20 年度 大学説明会への教員参加表

### （カリキュラムと国家試験）

#### 3-10: 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

#### 【現状の説明】

IT総合学部では、基礎講義・基礎演習科目として、各々「プロジェクトマネジメント基礎」「プロジェクトマネジメント演習」、専門講義科目として、「プロジェクトマネジメント実戦（1）」「プロジェクトマネジメント実戦（2）」、また専門演習科目として、「プロジェクトマネジメント演習（1）」「プロジェクトマネジメント演習（2）」を設置している。本科目の受講により、国際資格を含む「プロジェクトマネジメント」資格取得に役立つ体系的な学習を行うことができる。

平成20年度には、世界遺産検定を運営する特定非営利活動（NPO）法人 世界遺産アカデミーとの連携を開始し、世界遺産検定の認定者、並びにサイバー大学世界遺産学部の学生を対象に、サイバー大学への入学金や世界遺産検定の受検料等を優遇することを合意し、学生の世界遺産検定受験の利便性を高めている（資料3-10-1）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

国家試験とは異なるが、IT 総合学部で「プロジェクトマネジメント」資格取得のための学習が可能な

科目群が設置されている。

一般に、通信制大学の魅力の一つといえば、資格取得のための学習支援が挙げられるが、本学のカリキュラム編成は、そのために必要な要件を十分に満たしているとはいえない。いわゆる面接授業を併用することができないという制約も勘案しながら、働きながら学ぶ学生のキャリア形成に寄与する、ニーズの高い関連資格につながるのあるカリキュラム編成について、中期的な展望として検討を始める必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

働きながら学ぶ学生のキャリア形成に寄与する、ニーズの高い関連資格につながるのあるカリキュラム編成について、中期的な展望として検討を始める。

#### 【根拠資料】

資料 3-10-1 大学ホームページ「世界遺産検定案内」

(URL : [http://www.cyber-u.ac.jp/outline/release/2009/090107\\_0001.html](http://www.cyber-u.ac.jp/outline/release/2009/090107_0001.html))

### （授業形態と単位の関係）

#### 3-11： 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 【現状の説明】

各授業について、「コンテンツ制作ガイドライン」に基づきeラーニング教材（授業コンテンツ）の視聴時間を定め、また平成20年度春学期からは、2～5肢の設問選択を行う「小テスト」、学生の意見交換の場として協調学習等を促進する「ディベートルーム」への書き込み、期末試験を含むレポート提出のいずれかを毎回の授業で実施することを義務化し、授業時間の確保を確実にしている。

そして平成20年度秋学期より、講義科目は原則として、「小テスト」8問以上の設置を義務付けるとともに、その設問内容の位置付けを授業内容の理解度を計るものとし、授業コンテンツの視聴のみでは出席点を与えず、「小テスト」の解答、即ち授業内容理解評価をもって出席認定を行う方針をガイドライン化し、運用している（資料3-11-1）。

授業時間外の学習時間の確保については、eラーニングの長所を活かし、自習を促進するとともに、授業コンテンツを何度でも視聴でき、また「小テスト」も再受験（反復学習）ができる仕組みとし、参考図書やシラバスで掲示する等して自習時間の確保を図っている（資料3-11-2）。公平な成績評価指標としてはグレード・ポイント・アベレージ（GPA）を導入し、早期卒業の審査項目としても活用している（資料3-11-3～4）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

上述の通り、各授業科目の単位計算方法は適切なものであるといえる。ただし、本学の選択必修科目である4年次配当の卒業研究科目は、半期5単位、通年で10単位を占める科目であり、その特徴・内容や履修形態との関係における単位計算方法については、大学設置認可時の計画に則って、詳細な運用方針を早期に固めておく必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

本学の選択必修科目である4年次配当の卒業研究科目は、半期5単位、通年で10単位を占める科目であり、その特徴・内容や履修形態との関係における単位計算方法については、大学設置認可時の計画に則って、詳細な運用方針を早期に固めておく必要があり、引き続き検討を行う。

#### 【根拠資料】

資料 3-11-1 小野邦彦、後藤幸功、半田純子、本間千恵子、遠藤孝治、鈴木克明「サイバー大学のeラーニングに関する質保証の取組」『日本教育工学会 第25回全国大会 講演論文集』日本教育工学会（東京大学本郷キャンパス），2009年9月，pp. 501-502

資料 3-11-2 「エコツーリズム概論」シラバス

資料 3-11-3 サイバー大学履修規程第18条（抜粋）

資料 3-11-4 学生専用サイト「GPAに関する説明」

### （単位互換、単位認定等）

#### 3-12： 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

#### 【現状の説明】

他大学・短期大学・専門学校等での学修の単位認定については、卒業要件単位として認定することができる単位数の上限を60単位と定め、平成21年度以後、積極的に進めている。在学生への周知は、大学からの掲示、履修相談を通じた教員からの案内で行い、また新入生に関しては、入学前の学校説明会・合格発表後の案内や学生要覧の配布を通して行っている（資料3-12-1～3）。

申請を希望する学生には、「成績証明書」や「単位修得証明書」等を添付提出させ、その単位認定を希望する科目について、既修得単位に係るシラバスに記載された履修内容と、本学のシラバスの授業内容を教務主任が個別に照合確認し、教務委員会で審議の上、教授会の承認を経て認定を行っている（資料3-12-4）。

同様に、外国語資格の単位認定についても広く周知し、その公式な認定書をもって認定することとしている。（資料3-12-5）。

平成20年度の実績として、単位認定件数は26件（103科目）であった（資料3-12-6）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

特に社会人を多く受け入れている本学では、大卒者や外国語資格を有する者も相当数おり、単位認定のニーズは高いといえるが、そのニーズに応える体制の下、厳正な単位認定を行っているといえる。なお、平成21年度からは、中国語科目が開講されるため、それに応じて中国語資格の有資格者に対する単位認定を実施する体制を確保する必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

中国語資格の有資格者に対する単位認定を実施する体制を整備する。

### 【根拠資料】

- 資料 3-12-1 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程
- 資料 3-12-2 学生専用サイト「平成 21 年度秋学期 他大学等学修の単位認定案内」
- 資料 3-12-3 学生要覧「2.1 単位について」（抜粋）
- 資料 3-12-4 単位認定教授会資料
- 資料 3-12-5 学生専用サイト「平成 21 年度秋学期 外国語資格の単位認定案内」
- 資料 3-12-6 平成 20 年度 単位認定実績

### （開設授業科目における専・兼比率等）

**3-13： 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合**

**3-14： 兼任教員等の教育課程への関与の状況**

### 【現状の説明】

平成 20 年度秋学期における開講科目数は、IT 総合学部専門科目 46 科目、世界遺産学部専門科目 50 科目、教養科目 53 科目、外国語科目 11 科目となっており、全科目数は 160 科目を数える。

専任教員数は、IT 総合学部 19 人、世界遺産学部 20 人、外国語科目担当教員 3 人、教養科目担当教員 3 人（うち 1 名は世界遺産学部専門科目も担当している）であり、専任教員が担当する授業科目の割合は、各科目区分及び全授業科目で、次のように算出できる（資料 3-13-1）。

IT 総合学部専門科目：82.6%

世界遺産学部専門科目：70.0%

教養科目：5.7%

外国語科目：81.8%

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

両学部の専門科目、外国語科目において、専任教員が占める割合はいずれも高い結果となっている。以下、第 8 章「教員組織」で述べていることと重複するが、平成 20 年度秋学期時点、本学では、教育課程を遂行する上で必要な教員を学年進行に従って行うとともに、教育上主要と認める授業科目においては専任教員の配置を進めている状況にある。しかしながら、たとえば IT 総合学部における技術等の今日的テーマを扱う分野で、最前線で活躍する人材を配置することが教育上望ましい場合、専任での採用が困難となることも想定される。現実として、両学部の専門科目の一部については、客員教員を配置せざるをえないのが実情であり、今後も教育効果を慎重に見極めながら、専任・兼任の授業担当比率の適正化の検討を継続する必要がある。

兼任教員に対する教育環境の条件は、専任教員と異なるものではない。教員サイト内での授業運営環境や、指導補助者としてメンターが付くこと、その条件等は専任教員と同一のものとなっている。平成 21 年度以後、専任教員と同様に、専門科目を担当する兼任教員も、学生による授業評価アンケートに対し、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出することを義務付ける等、教育に対する責務の着実な履行を促している。

また、各学部で開催している「学部教員会」にも広く参加を募っており、折々の教育に係る問題の即時的な情報共有、解決を図っている。ただし、専任教員と兼任教員との間の授業運営等に係る密な連絡調整及び協議については、未だ不十分な点もあるため、改善が必要である。

また、教養科目においては、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、3名の専任教員、国内外の幅広い分野で活躍する57名の兼任教員、計60名の教員を配置している（資料3-13-2）。兼任教員が担当する割合が高いことは、今日的なテーマを第一線で活躍している人材をもって教授し、教養あるよき社会人の育成を目指すという本学の方針を、大学設置認可時の計画をもって履行するものである。また、実務家を中心とする兼任教員の指導補助として助手を配置することを原則とし、教養科目担当専任教員が助手を統括する体制の下、様々な調整を図っている。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

IT総合学部、世界遺産学部の専門科目の一部については客員教員を配置しており、教育効果にも鑑みながら、専任・兼任の授業担当比率の適正化の検討を継続する。

各学部の専門科目を担当する客員教員と専任教員との間の各種連絡調整を、より円滑に行うための仕組みについて検討する。

### 【根拠資料】

資料3-13-1 学部別専兼比率（平成20年度10月時点）

資料3-13-2 平成21年度春学期 教養科目開講及び履修状況

### （社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

#### 3-15： 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

### 【現状の説明】

本学では、多様なバックグラウンドを持った学生を確保することを受け入れ方針としていることから、社会人学生に対し、教育指導上、特別な考慮を行ってはいない。母語が日本語ではない者は、受講に差し支えない日本語能力を有することを入学条件に課しているものの、入学後は他の学生と平等の条件下で受講をさせている（資料3-15-1）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

社会人学生については、そもそもが、本学のオンデマンド型のeラーニング学習手段が学習時間や通学等の都合のつきにくい学生の学習スタイルに合ったものであり、特に考慮を必要とするものではない。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

本学の特色として、社会人学生の占める割合が高いことが挙げられるが、引き続き社会人学生が就学しやすい環境の提供を推進する。



## 【根拠資料】

3-15-1 入学手続きサイト「出願資格・必要環境」

## ② 教育方法等

(教育効果の測定／成績評価法)

3-16: 教育上の効果を測定するための方法の有効性

3-17: 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

## 【現状の説明】

平成 20～21 年度の取組みとして、学部の教育課程の編成・実施方針として、課程修了時に学生が身につけるべき能力等を「コンピテンシー」としてリスト化している。IT 総合学部では、全ての産業において貢献でき、ビジネス社会に通用する実践力を身に付けた人物になるために必要な「全体コンピテンシー」として、6つのコンピテンシーを設置しており、また、「コンピュータサイエンス」「ネットワーク技術」「起業力・ビジネス」の3分野に、各々2つずつの「分野別コンピテンシー」を設置している。

世界遺産学部では、「学ぶ」「護る」「残す」「活かす」の4分野の各々に、3つずつのコンピテンシーを設けている。

大学設置認可申請書の計画に沿って、教育課程での学修によって得られる成果を明示するとともに、教育成果としての外的妥当性を確かめるために本リストを用いることとしている。

各コンピテンシーの中での科目群の位置付けを明確化し、それに沿った教育目標及び課題の設定を授業設計時に行った上、各科目の教育上の効果は、主として毎学期末の「期末試験（期末レポート）」で確認・測定している。また、それに至るまでの各授業回においても、2～5肢選択の設問解答を行う「小テスト」等を通じた学習評価を行っている。講義科目においては、授業コンテンツの内容を理解したかどうかを確認する主旨の小テストを8問以上必ず課すこととし、授業コンテンツの視聴のみでは出席点を与えず、小テストをもって行う授業理解度評価で出席点を与える方針を厳格に運用している（資料 3-16-1～2）。

また、学生が身につける学力や資質・能力については、その効果を測定する手段の一つとして、毎学期末に、単位修得率と成績分布をデータとして採取している。平成 20 年度における正科生の単位修得率は、学部共通の教養科目では 72.4%（平成 19 年度 同単位修得率は 73%、以下（）内は平成 19 年度数値）、外国語科目では 71.0（71）%、IT 総合学部の基礎講義科目では 72.0（68）%、基礎演習科目では 65.9（67）%、世界遺産学部の基礎講義科目では 80.2（78）%、基礎演習科目では 84.4（78）%である。

全学の単位修得率は 72.8%であり、平成 19 年度の 73%とほぼ同等である（資料 3-16-3）。

また、授業の最終回に実施される学生による授業評価アンケートの設問項目の中に、学生自身による授業の目標達成度の自己評価を問う設問を含めており、学生側から見た授業における教育上の効果をここで測定している

さらに、授業の最終回に実施される学生による授業評価アンケートの設問項目の中に、学生自身による授業の目標達成度の自己評価を問う設問を含めており、学生側から見た授業における教育上の効果をここで測定している。「1. あなたはこの授業を理解できましたか」という理解度の評価や、「3. あなたにとって、この授業は該当分野の知識や技術の習得に役立ち、より関心が深まりましたか」のような

知識の習得に対する評価、そして「13. 受講を終えた全体的な満足度はどうでしたか」のような授業全体への評価項目等もあり、授業設計段階で企図された教育上の効果が挙がっているかを判断する材料としている（資料 3-16-4）。

平成 21 年度には、演習授業の教育効果を高めることにも関連する取組みとして、授業評価アンケート結果を分析の上、学生間の意見交換の場である「ディバートルーム」による協調学習の促進を目的に掲げ、高い評価結果を得ている教員の運用例をグッド・プラクティスとして紹介しながら、ディバートルームの効果的な運用に係る研修コンテンツとして、「FD コンテンツ」を専任教員向けに配信する等、教授法改善へ向けた取組みにも繋げている。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

自己点検・評価の際の教育成果の外的妥当性を確かめるチェック項目として、学部の教育課程の修了時に学生が身につけるべき能力等をコンピテンシーとしてリスト化し、併せて各コンピテンシーと科目群との位置付けを明確化することに努めているが、履修前提条件等の各科目間の関係も把握できるよう、リストを増補改訂する必要がある。また、本学のカリキュラムは、1・2年次担当の「基礎講義」「基礎演習」、3年次担当の「専門講義」「専門演習」、そして「卒業研究」の5段階で構成されているが、年次進行に伴う段階的な学生の質検証のための達成指標として、各コンピテンシーを細分化し、基礎段階（2年次）修了時及び専門段階（3年次）修了時の、学生が身につける学力・資質・能力等をリストに補足する必要がある。

講義科目において、設問解答ツールの小テストを用い、授業コンテンツの視聴を通じ学生が身に付ける能力の達成状況を測定・評価する授業運営が行われている等、学習管理システムを通じた教育上の効果測定の運用には一定の工夫があるといえる。また、講義科目に小テスト8問以上を課すことをガイドライン化したのは平成 20 年度秋学期からであるが、その前後で比較すれば、小テストの運用に係る授業評価アンケート結果が全体に大きく向上しており、一定の効果があったと判断できる。

学生による授業評価アンケートの分析結果を踏まえ、演習科目等の授業運営に係る全学的な FD 活動に結び付けている等、教育上の効果測定結果を有効に活用しているといえる。

ただし、成績の分布について、IT 総合学部、世界遺産学部を合わせた単位修得率は、A が 30（平成 19 年度は 34%、以下（）内は平成 19 年度数値）%、C 以上の割合は 67（67）%となっている（A～D の 4 段階評価）。逆に、F（不合格）の割合は全学で 27%（平成 19 年度は IT 総合学部 29%、世界遺産学部 21%）であり、ほぼ前年並みとなっている（資料 3-16-5）。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

自己点検・評価の際の教育成果の外的妥当性を確かめるチェック項目として、学部の教育課程の修了時に学生が身につけるべき能力等をコンピテンシーとしてリスト化し、併せて各コンピテンシーと科目群との位置付けを明確化することに努めているが、履修前提条件等の科目間の関係も把握できるよう、リストを増補改訂する。

また、年次進行に伴う段階的な学生の質検証のための達成指標として、各コンピテンシーを細分化し、基礎段階（2年次）修了時及び専門段階（3年次）修了時の、学生が身につける学力・資質・能力等をリストに補足する

引き続き、FD 委員会を中心として、授業評価アンケートの分析結果を踏まえた FD 活動を推進する。また、単位修得率と成績分布の分析を継続し、現状の正確な把握に努める。

#### 【根拠資料】

- 資料 3-16-1 平成 20 年度春学期 期末試験実施状況
- 資料 3-16-2 平成 20 年度秋学期 期末試験実施状況
- 資料 3-16-3 平成 20 年度 授業科目区分別単位修得率
- 資料 3-16-4 平成 20 年度 学生授業評価アンケート
- 資料 3-16-5 平成 20 年度 成績評価分布図

#### (成績評価法)

### 3-18: 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

#### 【現状の説明】

本学での成績評価は、サイバー大学履修規程第 18 条に記載されているように、A・B・C・D・F の 5 段階に分けられ、A～D を合格、F を不合格としている（資料 3-18-1）。成績評価は、シラバスに記載した成績評価基準と教員自身の評価方針に基づき実施される（資料 3-18-2）。各科目担当教員は、学期毎に定められた成績入力期間内に、教員サイトより 0～100 点の評点で成績を入力し、入力したか否かを教務部が確認することとしている。

成績評価と評点の関係は、100-90 点を A、80-89 点を B、70-79 点を C、60-69 点を D、そして 59 点以下を F（不合格）としている。

シラバスでの成績評価配分は、IT 総合学部、世界遺産学部、外国語、教養でそれぞれ「シラバスガイドライン」を設定している（資料 3-18-3）。各授業科目の成績評価基準は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定され、科目概要、科目目標と併せ、予めシラバスで学生に提示されている。

成績評価基準として、「視聴」、「レポート提出」、「平常点」（「Q&A」での質問や「ディベートルーム」への書き込み）、「小テスト」（2～5 肢の選択式問題）、「期末試験」（期末試験システム、期末レポート）の 5 項目が設定できる仕組みとなっている。ただし、前項でも触れた通り、授業コンテンツの「視聴」については、再生ボタンを押しさえすれば、自動的にログがシステム上に記録されるものであり、学生の能動的な取組みを客観的に把握することが困難であるという理由から、講義科目ではそこに評点を与えないこととしている。

原則として講義科目では、授業コンテンツの視聴後に受験する小テストで出席確認を行い、授業期間中に実施されるレポートの提出、平常点、期末試験を合わせた 4 つの要素項目をもって成績評価を行っている。ただし、演習科目等、協調学習の場で授業コンテンツの視聴そのものが重要とされる場合には、「視聴」にも応分の成績評価を配分しており、視聴後にディベートルームでの書き込みを必須とする等の運用を行っている（資料 3-18-4）。

期末試験については、試験時本人確認が確実に行われたことを確認の上、成績を付与することとしている。

成績評価基準に則って評価された成績は、学生専用サイトで学生に通知される（資料 3-18-5）。成績発表後には「成績問い合わせ期間」を設け、成績に係る学生からの問い合わせを受け付け、各教員及び所属学部の教務主任等での再確認を終えた後、学生への回答がなされている（資料 3-18-6）。

また、公正な成績評価の指標としてグレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度を導入し、学内では早期卒業の審査項目としても活用している（資料 3-18-1）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

上述の通り、教育の目的に応じた成績評価基準が組織として策定され、また学生に周知されており、その基準に従って成績評価が適切に実施されているといえる。しかし、4年次配当の卒業研究科目の成績評価法については、まだガイドラインが策定されていないので、対応が必要である。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

4年次配当の卒業研究科目の成績評価法に係るガイドラインを策定する。

#### 【根拠資料】

- 資料 3-18-1 サイバー大学履修規程
- 資料 3-18-2 「レポート・論文の書き方」シラバス
- 資料 3-18-3 平成 20 年度秋学期 シラバスガイドライン
- 資料 3-18-4 学生専用サイト「成績評価案内」
- 資料 3-18-5 学生専用サイト「成績画面」
- 資料 3-18-6 平成 20 年度 成績問い合わせに関する対応結果

#### （成績評価法）

### 3-19： 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

#### 【現状の説明】

本学では、履修規程第 19 条において、年間の履修単位数に 45 単位という上限を設けて、単位の実質化を図っている（資料 3-19-1）。

各授業について、「コンテンツ制作ガイドライン」に基づき e ラーニング教材（授業コンテンツ）の視聴時間を定めている（資料 3-19-2）。平成 20 年度春学期からは、「小テスト」（2～5 肢の選択式問題）、レポート提出、もしくは「ディベートルーム」への書き込みのいずれかを毎回の授業で実施することを全ての科目で義務化した。また平成 20 年度秋学期より、講義科目においては各回の授業コンテンツの視聴後に受験する小テストを各回 8 問以上（各章 2 問以上）設置することを義務付け（資料 3-19-3）、授業時間の担保を確実にしている（資料 3-19-4）。

授業時間外の学習時間については、e ラーニングの特性を活かし、授業コンテンツを何度でも視聴できる仕組みとし、反復学修を中心とした自学自習を促進している。また参考図書を書架で掲示することで、さらなる自習時間の担保を図っている（資料 3-19-5）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

上述の通り、本学では履修科目登録の上限を設定しており、また授業コンテンツと小テスト等の課題を実施することで、確実な授業時間の担保に努めている。

4年次配当の卒業研究科目については、まだ単位の実質化に係る基本方針が定められていないので、

対応が必要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

4年次配当の卒業研究科目の単位の実質化に係る基本方針を策定する。

#### 【根拠資料】

資料 3-19-1 サイバー大学履修規程

資料 3-19-2 コンテンツ制作におけるガイドライン

資料 3-19-3 平成 20 年度秋学期 シラバスガイドライン

資料 3-19-4 平成 20 年度春学期 小テスト・レポート等の実施状況

資料 3-19-5 「楽しい数学」シラバス

#### (履修指導)

### 3-20: 学生に対する履修指導の適切性

#### 【現状の説明】

本学では、原則的に入学式前から授業科目の履修登録を始めており、入学式から履修登録の最終期日まで若干の日数的猶予が残される場合もあるが、入学式時及び入学式後の効果的な履修指導が実施できていない点は、「平成 19 年度 自己点検・評価報告書」で述べた通りである。

ただしその場合、学生サポートセンターが窓口となり、各学期の入学者選抜を経た合格者（入学予定者）からの個別の履修相談を受け付け、随時対応を図っているのは前年度から同様であり、合格決定時点で本学より学生専用サイトの ID 及びパスワードを交付し、オンライン上での履修登録の手続きや注意点、学部別の履修モデル等について案内を行っている（資料 3-20-1～3）。

本学の学生が履修する授業科目や専門の種類については、履修登録開始時期より、オンライン上でのシラバスの閲覧が常時可能となっており、2～3分程度の講義紹介ビデオ等も履修登録に役立つものとなっている。さらに、履修登録期間では第1回の講義（講義のオリエンテーション）を無料で受講することが可能であり、これを基に学生は履修選択が出来るようになっている。

より適切な新入生履修指導を実施するため、平成 20 年度秋学期の入学式においては、初めて新入生オリエンテーションアンケートを実施している。なお、入学式に参加できなかった学生には、学生専用サイトから、オリエンテーションの資料を閲覧できるようにしている（資料 3-20-4）。さらに、平成 21 年度からは、入学時オリエンテーションの内容をコンテンツとして学生専用サイトで配信している（資料 3-20-5）。

また、平成 20 年 9 月には、専門選択に相当する 3 年次配当の専門講義科目及び専門演習科目の受講を予定している在学生に対して、両学部及び教務部が中心となり、直接対面、ないしビデオ通話等による個別の履修相談を実施している（資料 3-20-6）。同じく在学生への対応として、平成 21 年 1 月より運用を開始した担任制を活用し、平成 21 年度春学期科目履修に向けた履修相談を担当教員が行っている（資料 3-20-7）。学生には、自身の履修計画を事前に考えた上で履修相談に臨んでもらう必要があることから、学生が自らの履修状況を振り返り、今後の履修計画を立てるのに役立つ「記入シート」を作成し、活用している（資料 3-20-8）。

平成 21 年度春学期より受け入れを開始した編入学生に関しては、入学時に認定された単位数と、入学後に履修しなければならない単位数の確認も含め、担任ではなく、主に教務主任による個別の履修相談を実施している。また、オフィスアワー制度を導入し、専門科目を担当する教員が、個別に学生からの質問や相談に対応している（資料 3-20-9）。

また平成 21 年 7 月より、教員向けの履修指導コンテンツを配信し、該当する教員に受講させ、履修指導内容の平準化にも努めている（資料 3-20-10）。

平成 21 年度秋学期に向けた履修指導も、引き続き担任教員により実施する予定である。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

第 4 章「学生の受け入れ」でも述べている通り、入学者が入学前に適切な履修計画作成を行えるよう、また、入学後はスムーズに授業に参加できるようにするため、授業内容が確認できるシラバス等を、学生専用サイトだけではなく、大学ホームページにおいても公開していく必要がある。さらに、新入生向けの履修指導用コンテンツを作成する等、オンラインによる相談体制の整備について検討する必要がある。

また、現状では履修相談への参加は任意としており、参加率が十分に高いとはいえないため、個々の学生の進路等に鑑み、適切な学習計画の立案を支援するため、履修指導への参加をより一層強く呼びかけていく必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

新入生向けの履修指導用コンテンツを作成する等、オンラインによる相談体制の整備について検討する必要がある。

また、現状では履修相談への参加は任意としており、参加率が十分に高いとはいえないため、個々の学生の進路等に鑑み、適切な学習計画の立案を支援するため、履修指導への参加をより一層強く呼びかけていく。

### 【根拠資料】

- 資料 3-20-1 履修登録に関する説明
- 資料 3-20-2 IT 総合学部履修モデル
- 資料 3-20-3 世界遺産学部履修モデル
- 資料 3-20-4 平成 20 年度 入学時オリエンテーション実施状況
- 資料 3-20-5 オリエンテーションコンテンツ TOP 画面
- 資料 3-20-6 平成 20 年度秋学期 履修相談会実施報告
- 資料 3-20-7 平成 21 年度春学期 履修相談実施結果
- 資料 3-20-8 履修計画デザインシート
- 資料 3-20-9 平成 21 年度春学期 オフィスアワーに関する資料
- 資料 3-20-10 履修指導コンテンツ TOP 画面

### （履修指導）

#### 3-21： 留年者に対する教育上の措置の適切性

**【現状の説明】**

本学では、1・2年次の外国語科目を除く全ての科目が選択必修科目であり、12年間の年限の範囲内で、学生自身が立てた学習計画に沿って科目を自由に選択・履修できることとしているため、学則上も「留年」を制度化しておらず、該当する者はいない（資料3-21-1）。

なお、科目履修登録をしているにも関わらず、途中で受講が中断している学生や、半期を超えて履修登録を行わない学生に対する対応については、第5章「学生生活」の「不登校の学生への対応状況」に述べている通りである。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

該当無し。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

該当無し。

**【根拠資料】**

資料3-21-1 学生要覧「2.4 本学における課程」（抜粋）

**（履修指導）****3-22： 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性****【現状の説明】**

科目等履修生、特修生の受け入れ方針・要件に係る問題は、第4章「学生の受け入れ」に述べている通りである。入学後の教育内容については、基本的に正科生と何ら変わるところはない（資料3-22-1）。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

科目等履修生と特修生に対して、教育指導上での扱いに正科生との相違は無い。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

特に無し。

**【根拠資料】**

資料3-22-1 サイバー大学学則

**（教育改善への組織的な取り組み）****3-23： 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性**

## 【現状の説明】

平成 20 年度には、自己点検・評価委員会の下部組織として、FD ワーキンググループを設置し、教育の状況を教員自ら積極的に改善するための組織的な取組みを行ってきた。IT 総合・世界遺産の両学部では、教授会開催日の同日に「学部教員会」を開催し、持続的かつ組織的な FD 活動を実施している。また、外国語及び教養科目の科目区分に沿ってそれぞれの担当教員による FD ワーキンググループを設置し、教授法の見直し等について討議している。

平成 21 年度 4 月には、点検・評価活動と FD 活動とを明確に区別し、運用の適正化を図るため、全学的な FD 活動を推進するための組織として、「FD 委員会」を設置し、月 2 回程度の会議を実施している。また、従来のワーキンググループは、各部局の FD 部会としてその下部に位置付けている(資料 3-23-1)。以下は、FD 委員会の活動概要である。

1. 授業評価アンケートの結果が著しく低かった場合には、「改善計画書」(弁明書)を各部局長へ提出させ、改善を指導することとした(資料 3-23-2)。
2. 平成 20 年度に専任教員へ提出を義務付けていた「授業評価アンケート調査結果に対する教員自己評価」が、単なる自己評価に留まるものとして有効性が認められなかったため、具体的な授業改善へ結びつける流れを明示的にする意図の下、平成 21 年度からは書式をあらため、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出させることとした。
3. 教員、インストラクショナルデザイナー、メンターで構成される教授チームによる学期末の授業「振り返り」の手順等について検討した。
4. 教授法改善を行う意図をより明確にするため、学生による授業評価アンケート項目の見直しを行った。
5. FD 研究会を企画立案し、5 月 29 日には、本学の「技術アドバイザー」を務める教育工学の専門家を講師として、「授業設計のポイント：インストラクショナルデザイン」と題し、本学専任教員向けの、第 1 回研究会を実施した。引き続き、「メンタリング」「海外の FD 活動の事例紹介」等、外部の有識者を招聘しての研究会の実施を検討している。
6. 大学理念及びオンライン大学における効果的・効率的・魅力的な授業コンテンツ制作・授業運営の方法について理解を深めることを目的とした、教員向け研修コンテンツである「FD コンテンツ」の監修を行っている。学生専用サイトからコンテンツを視聴させ、課題による理解度確認を行うことにより、学生側の学習環境を身をもって体験させながら全 8 回を受講するものであるが、その「全体計画書」を以下に示す。



	回	回タイトル	内容	FDハンドブックとの対応
サイバー大学とFD	第1回	FDとは何か	①FD活動の12項目とは ②FDの必要性 ③FDの現況 ④サイバー大学の取り組み	①～⑫概要説明
	第2回	サイバー大学とは	①学長からのメッセージ ②学生のキャンパスライフ（入学から卒業まで）学生の声 ③専任教員の役割（教育・研究・社会貢献・学務）ベテラン教員の声 ④授業コンテンツ制作（授業準備から評価まで）	①大学の理念・目標を紹介するワークショップ ⑪大学教員の倫理規定と社会的責任の周知 ②ベテラン教員による新任教員への指導
	第3回	オンライン大学で教えることとは （オンライン大学としてのサイバー大学の展望）	①日本のオンライン大学 ②韓国のオンライン大学 ③英国・米国のオンライン大学 ④オンライン大学で教えることとは	③教員の教育技法を改善するための支援プログラム
	第4回	カリキュラムと教育の質保証	①カリキュラム ②コンピテンシー ③基礎講義から卒業研究まで ④履修指導など	④カリキュラム改善プロジェクトへの助成 ⑤教育制度の理解
授業の進め方	第5回	授業設計書の書き方	①授業設計書の重要性 ②全体/回別計画書の書き方 ③小テストの意義 ④小テストの具体例	③教員の教育技法を改善するための支援プログラム
	第6回	わかりやすい授業コンテンツの作り方	①コンテンツのスライド一見せ方の工夫 ②著作権(1) ③著作権(2) ④学習資料における著作権	③教員の教育技法を改善するための支援プログラム
	第7回	授業運営	①授業運営上の留意点 ②演習科目の運営 ③メンターの職責と協働 ④ディベートの効果的な運用	③教員の教育技法を改善するための支援プログラム

	第8回	授業評価と改善	①学生授業評価アンケートの意義 ②学生授業評価アンケートの概要 ③授業評価アンケート結果に基づく授業の見直し ④授業改善のアイデア	⑥アセスメント ③教員の教育技法を改善するための支援プログラム (②ベテラン教員による新任教員への指導)
<p>【授業コンテンツ構成】 各回4章構成</p> <p>【授業コンテンツ資料】 パワーポイント、収録映像、大学の記録用映像を利用、学習資料配布</p> <p>【学習方法】 授業コンテンツの視聴、小テスト</p> <p>【使用するLMS】 サイバー大学LMS・・・学生用ページを使う。FDコンテンツ用のID、パスワード発行</p>				

※FD活動とは 『大学力を創る：FDハンドブック』（大学セミナー・ハウス、1999年）より

- ①大学の理念・目標を紹介するワークショップ
- ②ベテラン教員による新任教員への指導
- ③教員の教育技法（学習理論、授業法、講義法、討論法、学業評価法、教育機器利用法、メディア・リテラシー習熟度）を改善するための支援プログラム
- ④カリキュラム改善プロジェクトへの助成
- ⑤教育制度の理解（学校教育法、大学設置基準、学則、学習規則、単位制度、学習指導制度）
- ⑥アセスメント（学生による授業評価、同僚教員による教授法評価、教員の諸活動の定期的評価）
- ⑦教育優秀教員の表彰
- ⑧教員の研究支援
- ⑨大学の管理運営と教授会権限の関係についての理解
- ⑩研究と教育の調和を図る学内組織の構築の研究
- ⑪大学教員の倫理規定と社会的責任の周知
- ⑫自己点検・評価活動とその利用

「FDコンテンツ」については、平成21年度10月末日時点で、順不同ながら第5回と第7回を配信済みであり、今後も、1～2ヶ月毎に配信する予定である（資料3-23-3）。

なお、教材の設計・開発に関与するインストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー等の研修においては、平成19年度から引き続き、学外より教育工学の専門家を本学「技術アドバイザー」として招致し、月1回の頻度で、研修・会議を実施している。

平成19年度当初の会合は、当時まだまだ未熟であった本学アシスタント・インストラクショナルデザイナー等に対する「研修」の意味合いが強かったが、徐々に、授業設計、メンター研修、また上述のFDコンテンツも含め、オンライン大学である本学の教育質保証方針に係る重要な戦略策定に対し議論を尽す場、また貴重な助言等を外部有識者から得る会議体へと発展している。

勿論ながら、本会合には、アシスタント・インストラクショナルデザイナーも陪席し、意見を述べる機会も確保され、本学が直面するeラーニングの質向上に係る実践的な議論に参画することにより、実地研修としての機能も果たしている（資料3-23-4）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

FD 委員会の設置によって、全学的な FD 活動がより一層活性化したといえる。

「FD コンテンツ」の有効性を測定するのは今後のことであるが、研修の効果測定には、下記の「カークパトリックモデル」を使用する予定であり、受講率を高めていくことにも努めながら、FD 活動の「実質化」を全学的な取組みとして推進する必要がある。

#### レベル1<Reaction>

- ・研修終了後、アンケート調査で満足度を調査

#### レベル2<Learning>

- ・小テストで知識理解度や学習到達度を評価

#### レベル3<Behavior>

- ・研修終了から3ヶ月後、アンケートによりスキルの維持や行動の変容が起きていることを測定

#### レベル4<Results>

- ・FD 活動に対する認識への評価
- ・FD 活動へ主体的に取り組む雰囲気醸成されていることへの評価
- ・コンピテンシーを満たす学生の増加やドロップアウト率の低下等で評価

平成 21 年度より、インストラクショナルデザイナーの候補者として、本学アシスタント・インストラクショナルデザイナーのうち1名が、e ラーニングの専門家養成を行う大学院へ進学する等の状況も踏まえ、インストラクショナルデザイナー養成の環境整備にも努める必要がある。

また、メンターについても、業務ガイドラインに基づき質の高い授業補助業務が行えるよう、適切な研修機会を学期毎に確保している。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

「FD コンテンツ」における研修の効果測定には、「カークパトリックモデル」を使用し、受講率を高めていくことにも努めながら、FD 活動の「実質化」を全学的な取組みとして推進する。

第8章「教員組織」とも重複するが、インストラクショナルデザイナーを活用した教材の設計・開発、ならびに教員とメンターによる効果的な教育指導の実施は、学期毎の振り返りによる評価・改善サイクルの適正な稼働をもって継続し、より一層の質の向上に努める。

#### 【根拠資料】

資料 3-23-1 サイバー大学 FD 委員会規程

資料 3-23-2 改善計画書（弁明書）

資料 3-23-3 FD コンテンツ視聴状況

資料 3-23-4 平成 20 年度 インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー研修の実施状況

#### （教育改善への組織的な取り組み）

#### 3-24： シラバスの作成と活用状況

### 【現状の説明】

本学では、ADDIE モデルの「設計」段階で、インストラクショナルデザイナーと教員が協働して、科目の目的に沿った授業設計書を作成している。授業設計書の内容を全教員が共通のフォーマットで教員システムに入力することによってシラバスを作成し、学生専用サイトでの閲覧を通して広く活用されている（資料 3-24-1）

また、シラバス作成・入力に関しては、IT 総合、世界遺産両学部、教養科目、外国語科目という 4 つの区分において、それぞれの方針に従った「シラバスガイドライン」が作成され、各教員に配布されている（資料 3-24-2）。教員各々がシラバス入力を終わると、教務主任、教務部の確認を経て、学生へ公開される。

シラバスには、科目概要、科目目標、「小テスト」・「ディベートルーム」・「レポート」等の課題、成績評価基準等が明記されている。

なお、履修登録期間開始後にシラバスを修正する場合は、「シラバス変更申請書」を教務部へ提出し、承認を得る手続きを必要とする（資料 3-24-3）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

上述の通り、教育課程編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているといえる。

ただし、各科目の特記事項等、学生の注意を十分に喚起できるよう、より明示的に表示する等、工夫する余地がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

シラバスにおける各科目の特記事項等について、学生の注意を十分に喚起するため、より明示的かつ効果的な表示法について検討する。

### 【根拠資料】

資料 3-24-1 学生専用サイト「古代エジプト史概論」シラバス

資料 3-24-2 平成 21 年度秋学期 シラバスガイドライン

資料 3-24-3 シラバス変更申請書

### （教育改善への組織的な取り組み）

3-25： 学生による授業評価の活用状況

3-26： 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

### 【現状の説明】

本学では、全ての授業科目において、各学期末に学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施している。その結果は集計の後、全体平均と授業毎の平均点とを比較したシートに整理され、インストラクショナルデザイナーの所見と併せて全専任教員へフィードバックされる（資料 3-25-1）。

なお、第 8 章「教員組織」の記述と重複するが、平成 20 年度には、学期末に「授業評価アンケート調査結果に対する教員自己評価」の提出を専任教員へ義務付けていたが、単なる自己評価に留まるもの

として有効性が認められなかったため、具体的な授業改善へ結びつける流れを明示的にする意図の下、平成21年度からは書式をあらため、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出させている。また、授業評価アンケートの結果が著しく低かった場合には、「改善計画書」（弁明書）を各部局長へ提出させ、改善を指導することとしている。

授業内容、教授技術等に係る具体的な改善策については、開学年度の平成19年度から使用している書式である「授業コンテンツ改修申請書」に記入の上、コンテンツ制作センターへ提出させ、それをアシスタント・インストラクショナルデザイナー及びインストラクショナルデザイナーが点検した後、必要に応じて教育上の工夫点や改良点について助言の上、コンテンツの改修が図られている（資料3-25-2）。

上記に加えて、メンターも各学期末に業務報告書を提出させ、次学期の授業運営の改善点の分析及び改善に利用している。

本学で行う学生による授業評価アンケートは、学習管理システム上でのインターネットアンケート調査であり、各学期最後の授業回に合わせて、アンケートに回答しなければ授業を視聴できない仕組みをとっている。

本アンケート調査の内容は、概ね教育の成果や効果に関するものであり、「あなたはこの授業を理解できましたか」「あなたにとって、この授業で提供された参考資料や関連資料は、理解を深めるのに役に立ちましたか」「あなたにとって、この授業は該当分野の知識や技術の習得に役立ち、より関心が深まりましたか」「あなたにとって、講師の話し方の速さやテンポ、音量は適切でしたか」「あなたにとって、コンテンツのスライドの文字、イラスト、動画、図表、写真等は見やすかったですか」「あなたにとって、小テストやレポート等の課題出題難易度は適切で効果的でしたか」「あなたにとって、ディベートルームの運営は適切で効果的でしたか」「あなたにとって、メンターのサポートは適切で効果的でしたか」「受講を終えた全体的な満足度はどうでしたか」の9つの設問項目について、5段階評価で表された結果について集計・分析を行っている。

平成20年秋学期の全体的な満足度については、70.4%の学生が「満足できた」、「とても満足できた」と評価した。また、Q3「あなたにとって、この授業は該当分野の知識や技術の習得に役立ち、より関心が深まりましたか。」という質問項目については、76.1%の学生が、「役に立った」、「とても役に立った」と評価した。したがって、7割を超える学生が本学の授業を知識や技術の習得に役に立ち、満足できるものであると評価していることになる。

また、第8章でも述べている通り、本学では、教員の授業実践に係る外部評価の一環として、年に一度、eラーニングの専門性を有する学外の有識者等で構成される外部者によるオンライン授業参観を実施している。その後、各委員参集の上、「授業評価委員会」を開催し、第三者的な観点から本学の授業運営等に係る問題点を討議しており、その結果は、自己・点検評価委員会に上程され、教育の質の向上、改善に係る活動に活用している（資料3-25-3～5）。

また、教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取組み（FD）については、前述の通りである。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学では、各学期末に、学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施し、併せて教員の自己評価も導入する等、教授法等の改善に結び付けるための仕組みの導入を試みている。

しかし、第8章「教員組織」でも触れているが、たとえばメンターのサポートに関する質問項目は一つだけであり、学生の不満等を十分に抽出できるよう、質問項目の数や内容を再検討する必要がある。

その他、アンケート項目全般について、授業コンテンツの改修等、実質的な改善を図る意図を明確にするための見直しを行う必要がある。項目の見直しについては、既に FD 委員会において進めているところであり、平成 21 年度秋学期より、改訂版アンケート項目で授業評価アンケートを実施する予定である。

また、学生による授業評価アンケート結果を受け、授業コンテンツや教授法等、改善された結果等について、学生に開示する方法や手順を検討する必要がある。

さらに、アンケートの実施方法について、学習管理システムを用いてオンラインで行うことにより、実質的に全ての最終授業回視聴者から結果を回収することができているが、匿名性の担保については、「評価に関わらない」旨告知はしているものの、最終授業回配信の直前という実施のタイミングで、学生の心理的抑圧が十分に軽減されているか等、適切な実施方法について検討を進める必要がある。

外部評価を行う「授業評価委員会」は、引き続き実施されるべきものである。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学生による授業評価アンケートの質問項目について、授業コンテンツの改修等、実質的な改善を図る意図を明確にするための見直しを継続的に行う。

授業評価アンケート結果を受け、授業コンテンツや教授法等、改善された結果等について、学生に開示する方法や手順を検討する。

匿名性担保等の問題も含め、授業評価アンケートのより適切な実施方法について検討する。

### 【根拠資料】

資料 3-25-1 平成 20 年度 授業評価アンケート分析

資料 3-25-2 コンテンツ改修ガイドライン、申請書

資料 3-25-3 授業評価委員会規程

資料 3-25-4 平成 21 年度 授業評価委員会ご案内

資料 3-25-5 授業評価チェックリスト

### （授業形態と授業方法の関係）

3-27： 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

3-28： 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

### 【現状の説明】

スクーリングを伴わない「完全通信制」を実践する本学は、地理的・時間的制約による通学の困難な者に対して学習機会を提供するため、場所を選ばず昼夜問わずに学べる学習環境を大学システム上に整備している。場所的・時間的制約を受けないオンデマンド型の e ラーニングによる学習環境は、学習するものに様々な活動を可能とする自由を与え、自学自習を促進している。

本学の授業コンテンツは、「コンテンツ制作ガイドライン」に基づき、教員、インストラクショナルデザイナー、コンテンツスペシャリスト（教材開発者）等の関係するスタッフにより制作されている（資料 3-27-1）。授業の実施については、2 週間の視聴期間（出席認定期間）からなる各回の授業を、1 週間毎に段階的に配信している（資料 3-27-2）。授業内における学生から寄せられた質問は Q&A コーナー

に投稿され、24 時間以内に科目担当教員ないし指導補助を行うメンターから返答することを教員側に義務として課している（資料 3-27-3）。

また、学生サポートセンター、システムサポートセンター、授業サポートセンターによる教育支援体制を通じて、遠隔授業における円滑な学生の学習支援を行うよう努めている（資料 3-27-4～5）。

授業の形態としては、学習目的に応じて、講義、演習等の授業形態を組み合わせ、1 クラスの人数を設定している。第 8 章でも述べているとおり、履修者 25 名に 1 名の割合でメンターを配置し（資料 3-27-6）、学生の学習指導等にあたっている。また、授業において双方向性を獲得するためのツールとして、教員がテーマを設定し、オンライン上での対話・討議を行なう「ディベートルーム」を設置している（資料 3-27-7）。

IT 総合学部の基礎演習科目では、オフラインで取り組むプログラミングの課題やグループワーク等の学習方法を中心として実践的な力が身につくような工夫をしている（資料 3-27-8）。

世界遺産学部の基礎演習科目では、1 クラス 24 人の科目定員を設け、パワーポイント資料と動画を組み合わせることのできるオーサリングソフトを学生に配布し、学生によるプレゼンテーションを配信する等、多様なメディアを活用した授業運営を行なっている（資料 3-27-9）。

また、世界遺産学部の授業科目に、文化財の保存・修復の現場における実践的学習を通じて、保存修復に関する基礎的な理解を図ることを目的とする科目として、オンラインでの事前学習と現地のフィールドでの実習を組み合わせた「世界遺産実習」を自由科目として追加し、また、生物学や生態学等の自然科学的な知識や理論を体系的に修得できる科目を担当する専任教員を採用している（資料 3-27-10）。

さらに、社会からの要請等にも対応し、実技・実習を伴うインターンシップ、ボランティアによる単位認定も積極的に認めることとし、平成 20 年度には関連科目、「インターンシップ」「ボランティア論」を開設している。引き続き平成 21 年度春学期からは、「インターンシップ」「ボランティア論」において、博物館や埋蔵文化財センター等を受入れ先として、文化財の保存・修復に関する基礎的な理解を図るための実技実習を行えるようにしている。

平成 21 年度秋学期からは、世界遺産学部の授業科目として、予め実習用教材を学生に郵送し、これらの教材を用いて学生は自宅等で実験、修復実習、実測実習を行い、その成果をレポートや実測図等の成果物として提出させる等の体験学習を伴う専門演習科目を開設している。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

上述の通り、インストラクショナルデザイナーを活用した授業の設計・開発体制の下に作成された授業コンテンツを、講義・演習科目等の教材として授業に運用している。その教育効果に関しては、前述の「教育上の効果を測定するための方法の有効性」で述べたところである。

設置認可時の計画で述べていた、世界遺産学部の実技・実習に係る科目は、いずれも平成 20 年度に開講したばかりのものであり、改善を要する課題が残されていることを認識し、受講者に対するアンケートの結果等を踏まえ、改善点を抽出し、改善へ繋げる必要がある。

また、4 年次配当の卒業研究科目については、大学設置認可時の計画を遵守しながら、適切な授業形態と方法を定める必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

設置認可時の計画で述べていた、世界遺産学部の実技・実習に係る科目は、いずれも平成 20 年度に開講したばかりのものであり、改善を要する課題が残されていることを認識し、受講者に対するアンケート

ートの結果等を踏まえ、改善点を抽出し、改善へ繋げる必要がある。

4年次配当の卒業研究科目は、大学設置認可時の計画を遵守しながら、適切な運営形態と方法を検討する。

#### 【根拠資料】

資料 3-27-1 コンテンツ制作におけるガイドライン

資料 3-27-2 段階的授業配信に関する資料

資料 3-27-3 24 時間以内回答ルールに関する資料

資料 3-27-4 株式会社日本サイバー教育研究所組織図（平成 21 年 5 月 1 日付）

資料 3-27-5 学生サポート体制に関する資料

資料 3-27-6 平成 20 年度春学期、秋学期、2009 年度春学期メンター配置表

資料 3-27-7 学生専用サイト「ディベートルーム『古代マヤの社会と文化』」

資料 3-27-8 平成 20 年度秋学期 IT 総合学部基礎演習科目履修者数

資料 3-27-9 平成 20 年度秋学期 世界遺産学部基礎演習科目履修者数

資料 3-27-10 「世界遺産実習（エジプト）」「世界遺産実習（ホンジュラス）」「世界遺産実習（ホンジュラス・エジプト）」シラバス

#### （授業形態と授業方法の関係／通信制大学等）

**3-29： 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性**

**3-30： 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性**

#### 【現状の説明】

オンラインの「遠隔授業」による授業科目を単位認定している本学において、対面授業同等以上の教育効果が得られるよう、本学では学修時間及び授業時間担保に関する基本方針を定め、授業設計・運営に活かしている（資料 3-29-1）。全ての授業は、配信される授業コンテンツの視聴時間と、学習管理システム上で提供される課題群（「小テスト」、「ディベートルーム」、「レポート」）に取り組む時間を合わせ、学生は 1 回の授業に、通学制の対面授業と同様の 90 分間を要するよう、設計・運用されている。

学習管理システムの中に、学生との非同期型の双方向コミュニケーションを促進する学習ツールを複数設け、場面に応じて使い分けるとともに、学生によるプレゼンテーションや教員による講評コンテンツの配信、「ディベートルーム」の効果的な活用等、双方向性を担保しつつ、教育内容や学生の学習進度に応じた指導方法がそれぞれの授業で工夫されている（資料 3-29-2）。

授業コンテンツは、「コンテンツ制作ガイドライン」に基づき、教員、インストラクショナルデザイナー、コンテンツスペシャリスト（教材開発者）等の関係するスタッフにより制作されている。授業内容については教育課程の編成の趣旨に沿ったものにするために、教材開発にインストラクショナルデザイナーを活用し、授業科目の体系的性及び質の保証に努めている。また、授業コンテンツの内容は、教育目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。

なお、“なりすまし”等の不正を防止するための措置として、携帯電話認証、Web カメラを用いた顔認



証を用いることで、受講時、期末試験時には本人確認を厳正に行っている（資料 3-29-3～4）。

授業運営に際しては、科目担当教員が運営の主軸となり、質問に対する回答は 24 時間以内に科目担当教員ないしメンターから返答することとしている。また、学生サポートセンター、システムサポートセンター、授業サポートセンターによる教育支援体制を通じて、遠隔授業における円滑な学生の学習支援が行われている。

成績評価基準は、各部局のシラバスガイドラインに従って担当教員が個々にシラバスに明記し、全開講科目について学生に公開されている。卒業認定基準、卒業所要単位数等も、サイバー大学履修規程において定めている。これらの基準に関しても、学生専用サイトへの掲載を通じて学生へ周知されている（資料 3-29-5）。

教員は、シラバスに明記された評価基準に基づき、受講時、並びに期末試験時の本人確認の結果等の審査事項をふまえ、教授会の審議を経て最終的な単位認定を行なっている（資料 3-29-6～7）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

大学設置基準の第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等については、平成 19 年度文部科学省告示第 114 号の中に、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」と記されている。

また、財団法人大学基準協会が策定した「大学通信教育基準（平成 18 年 3 月）」における「3 教育内容・方法等」「（2）教育方法等」「①授業の方法」においては、「8）面接授業またはメディアを利用して行う授業において、毎回の授業の実施に当たって、学生間での意見交換の機会を与えるとともに、設問解答、質疑応答等による指導を行っているか」「9）メディアを利用して行う授業において、学生の授業理解度を確保する適切な方法を持っているか」との評価指標を示している。

学習管理システムの機能としては、「質疑応答」を行う「Q&A」、2～5 問の多肢選択による「設問解答」を行う「小テスト」、自由記述式課題の「添削指導」を行う「レポート」、「学生等の意見の交換の機会」として協調学習を行う「ディベート」、また「期末試験システム」がある。

講義科目においては、講師のビデオ映像とパワーポイントスライドを基調とする授業コンテンツは、10～20 分を 1 章とする 4 章立て、全体で 60～70 分の構成を基本とする。そして毎回の授業には、各章に 2 問以上、4 章で計 8 問以上の小テストを課すことを平成 20 年度秋学期よりガイドライン化し、当該章の内容を理解したかどうかを確認する主旨の設問を出すことを原則として運用している。

授業コンテンツの視聴のみでは出席点を与えず、小テストをもって行う授業理解度の評価をもって出席点を与える方針を厳格に運用し、また、8 問の小テストを解くタスクが、約 30 分相当の時間を要するという授業設計の下、約 60 分の授業コンテンツと併せれば、90 分相当の授業時間、即ち通学制の大学の対面授業と同等の授業時間を確実に担保しているといえる。

科目によっては、担当教員の采配により、必要に応じて、小テストに加え、「ディベート」による書き込みや「レポート」等もタスクとして課す場合もあるが、小テストを利用した学習評価・出席確認・授業時間担保をもって行う出口管理方針を講義科目の一元的な原則として採用している。各科目の学習成果は、期末試験で確認することになるが、それに至るまでのプロセス（各授業回）においても、小テストを通じた内容理解の確実な評価が行われているといえる。

演習科目においても、授業コンテンツと課題を組み合わせるにより、同様の授業時間担保を勘案しながら授業設計を行っている。

また、「単位の実質化」の項でも説明した通り、授業時間外の学習時間についても、eラーニングの特性を活かし、授業コンテンツを何度でも視聴できる仕組みとし、反復学修を中心とした自学自習を促進している。また参考図書をシラバスで掲示することで、さらなる自習時間の担保を図っている。

本学の授業科目では、学修時間及び授業時間を担保しながら、それぞれの授業の特色を活かし、工夫を凝らした双方向の指導を行っている。さらに、受講時、期末試験時には高精度の本人確認を実施し、「なりすまし」等の不正を防止する措置をとっている。ただし、第 16 章でも触れている通り、期末試験受験時の顔認証は、“なりすまし”の不正防止には十分な効果を発揮するものであるが、Web カメラの監視範囲の外でカンニング等の不正が行われた場合、それを抑止することはできない。本学の現状において、全て“持ち込み可”の試験（期末レポート）となっており、“なりすまし”の防止をもって必要十分な監視が行われているといえるが、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる場合を想定し、その対応を検討する必要がある。

成績評価基準については、各部局が定めたガイドラインに準拠し、公平性に配慮した基準を設定し、評価を行っている。最終的な教授会における単位認定に至る体制も整えており、「遠隔授業」として適正な単位認定が行われているといえる。

またこれは、大学設置基準や認証評価機関等が提示する教育内容・方法に係る質保証基準に沿ったものであるといえる（資料 3-29-8）。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

引き続き、“なりすまし”防止のための高精度の本人認証、設問解答等による教員・学生間の双方向性の確保及びその増進、設問解答等を用いて行う出席確認と授業時間の確保を確実にしながら、適正な授業の運営、単位認定等に努める。

また、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる場合を想定し、その監視体制について検討する。

#### 【根拠資料】

資料 3-29-1 学修時間担保に関する資料

資料 3-29-2 双方向性に関する資料

資料 3-29-3 サイバー大学本人確認についての指針

資料 3-29-4 本人確認に関する資料

資料 3-29-5 平成 21 年度秋学期 シラバスガイドライン

資料 3-29-6 学期末単位認定教授会資料

資料 3-29-7 学生専用サイト「成績案内画面」

資料 3-29-8 小野邦彦、後藤幸功、半田純子、本間千恵子、遠藤孝治、鈴木克明「サイバー大学の e ラーニングに関する質保証の取組」『日本教育工学会 第 25 回全国大会 講演論文集』日本教育工学会（東京大学本郷キャンパス），2009 年 9 月，pp. 501-502

### ③ 国内外との教育研究交流

#### 3-31： 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

### 【現状の説明】

大学設置認可申請書に記載した通り、本学が大学の特色とし目指すところとして、社会的貢献（地域貢献、産学官連携、国際交流）がある。また、従来の理系・文系といった基本的な学問の分野の垣根を超え、時代の需要に即した複合的な専門分野としての IT 総合学や世界遺産学の教育課程を通じ、高度情報化、国際化する社会で活躍する人材の養成を目指すこととしている（資料 3-31-1）。

以上、国際化する社会で活躍する人材の育成、また、国際交流を通じた社会貢献を建学の理念に掲げ、教育研究を行っている。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

第9章「事務組織」でも述べている通り、IT 総合学部、世界遺産学部ともに、国際的な視野に立った競争力の高い人材の育成を目標としており、学部の特性からも、今後とも国際交流等の実績を高めていく必要があり、留学生の受け入れや、海外姉妹校の開拓等を含む教育交流事業を担当する部局の設置も、今後検討する必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

将来的な課題として、国際的な教育交流事業を担当する部局の設置を検討する。

### 【根拠資料】

資料 3-31-1 サイバー大学設置認可申請書「サイバー大学の必要性」（抜粋）

## 第4章 学生の受け入れ

### 【到達目標】

1. 本学の理念に基づき、できるだけ広く門戸を開いて、幅広い層に対し学習機会を与える方針を明確化し、その方針を基礎とし、入学者選抜を公正かつ適切に実施するための体制を整備する。
2. 大学設置認可時の計画に沿って、編・転入学の受け入れ方針、運用方針を適切に定める。
3. 学生収容定員と在籍学生数の比率の適正化に努める。

### （学生募集方法、入学者選抜方法）

#### 4-1： 学生募集の方法

### 【現状の説明】

平成20年度秋学期募集及び21年度春学期募集は、平成19年度春学期募集、秋学期募集及び平成20年度春学期募集と同様に、大学ホームページに学生募集の掲示を行うとともに、インターネット広告等によって周知を図った（資料4-1-1～2）。また、全国の主要都市においてオープンキャンパス（大学説明会）を実施した（資料4-1-3）。大学ホームページでは、入学手続きの詳細を掲示するとともに、大学の授業コンテンツを体験的に視聴できる環境を提供した。

オープンキャンパス（大学説明会）では、本学の専任教員により、学部の理念、カリキュラム、授業等に関する説明を行い、参加者からの質問には教職員が直接回答を行った。オープンキャンパスの開催回数については、秋入学向け説明会は全国で計5回、春入学向け説明会は全国で計27回実施した。また、オープンキャンパスとは別に、5回のセミナー形式の公開授業を開催し、大学の認知度向上を計った（資料4-1-3）。本年度のオープンキャンパスでは、会場で願書出願のための登録が可能な環境を準備し、全体説明の後、参加者とできるだけ個別に対応し、出願登録方法も説明した上で、入学希望者には会場での出願登録を勧め、出願方法の操作困難等により入学を断念する等のことがないよう配慮を行った。

平成20年度までは、学生募集活動を主として高等学校向けに行っていたが、平成21年度春学期募集からは、これを拡充し社会人の入学を促進する方針を強化し、企業と協同して企業向けセミナーを実施する等、社会人向けの募集にも力を注いだ。さらに、大学ホームページのデザイン及び内容を社会人入学希望者にも分かりやすい内容に改善を図った（資料4-1-4）。

この他に学生募集活動としては、新聞広告や雑誌等に大学の情報を掲載するとともに、通信制並びに定時制課程の高等学校を中心に、計139校の高等学校訪問を行った。また、地方の高等学校には、学生募集要項及び推薦募集要項を郵送した（資料4-1-5）。平成21年度春学期からは、編入学生の受け入れも開始しており、短期大学及び専門学校への訪問及び編入学・転入学募集要項の発送を行い、編・転入学生の募集を実施した。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

平成 20 年度秋学期募集については、出願者数 55 名（内 IT 総合学部 25 名、世界遺産学部 30 名）、入学者数 43 名（内 IT 総合学部 20 名、世界遺産学部 23 名）の結果を得た。43 名の入学者の全てが社会人であり、高等学校新卒者は該当者が無かった。

平成 21 年度春学期募集は、オープンキャンパスの会場で出願登録ができるようにした結果、出願者数 168 名（内 IT 総合学部 102 名、世界遺産学部 66 名）、入学者数 135 名（内 IT 総合学部 80 名、世界遺産学部 55 名）の結果を得た（資料 4-1-6）。

また、編・転入学生は、出願者数 13 名（内 IT 総合学部 9 名、世界遺産学部 4 名）、入学者数 13 名（内 IT 総合学部 9 名、世界遺産学部 4 名）の結果を得た。平成 20 年度の募集活動による入学者数は平成 19 年度の募集活動による入学者数と比較し秋学期春学期ともに約半数であった（資料 4-1-6）。

こうした入学者数等の状況をみると、学生募集の方法について問題がないとは言い難い。

平成 21 年度 1 月に実施した Web アンケート調査によれば、サイバー大学の知名度、認知度は総じて低い結果を示している。「サイバー大学という名前を聞いたことがない」という回答者が 71.2%、「名前は知っている（が、どんな大学かは知らない）」という回答者が 22.9%を占め、「どのような大学かよく知っている」と回答した割合は 1.1%、「どのような大学かおおよそ知っている」と回答した割合は 4.8%であった。この調査の対象者がインターネット利用者であることを考えると、一般的な知名度、認知度はこの数字よりさらに低いと推定される。また、サイバー大学への入学意向を尋ねたところ、「すぐにも入学したい」という回答が 1.3%、「1 年後には入学したい」が 0.7%であった（資料 4-1-7）。

この調査結果から考えると、サイバー大学の知名度、認知度をさらに向上させる努力も必要である。さらに、今後、就職支援体制の充実や、科目外プログラムとしての中・長期インターンシップ等、就職に強い学校づくりの一環として出口戦略を重視する等、より効果的な学生募集方法を模索していく必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

改善に向けた具体的方策としては、オープンキャンパス（大学説明会）の開催地、開催回数の拡充、団体や企業等との提携、新聞・雑誌等のマスメディアを利用した広告宣伝活動の強化、大学ホームページの改善、インターネット上でのオープンキャンパスの実施、インターネットを利用したアンケート・プロモーション等が考えられる。ただし、広報活動や学生募集活動に充てられる費用も限定されていることを考えると、過去の広報、学生募集の情報及び 2009 年 1 月に実施した Web アンケート調査結果等を分析し、就職に強い学校づくりの一環として出口戦略を重視する等、より効果的な学生募集方法を検討する。

### 【根拠資料】

資料 4-1-1 大学ホームページ「入学案内」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/index.html>)

資料 4-1-2 学生募集要項

資料 4-1-3 オープンキャンパス等開催実績

資料 4-1-4 首都圏コンピュータ技術者株式会社との合同セミナーの実施状況

資料 4-1-5 高等学校訪問実績

資料 4-1-6 平成 20 年度秋学期生募集及び平成 21 年度春学期生募集の結果

資料 4-1-7 第 1 回 Web アンケート調査結果

大学基礎データ (表 13) 学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移

大学基礎データ (表 15) 学部の入学者の構成

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

#### 4-2 : 入学者選抜方法

#### 【現状の説明】

入学者選抜方法は、世界遺産学部、IT 総合学部ともに同じ様式の入学願書を使用し、その提出書類は、志望動機 (400~800 文字)、自己活動歴 (任意)、推薦書 (任意) の 3 種類で構成される (資料 4-2-1)。入学希望者は、インターネットあるいは郵便を用いて入学願書を提出できるため、日本国内だけでなく国外に居住する者も出願することが可能である。

合否判定については、「入試委員会規程」に基づき任命された入試委員が提出書類を審査し、合議の上で判定資料を作成し、その判定資料を大学運営管理委員会並びに教授会で審議し、合否を決定している (資料 4-2-2~3)。

入学者選抜は、4 月入学 (春入学) と 10 月入学 (秋入学) に合わせ、それぞれ 2 月~3 月と 8 月~9 月に実施している。

また、編入転入学については、平成 21 年度 4 月入学から実施しており、選抜方法及びアドミッション・ポリシーについては、入学者選抜方式と同様のものを用いて合否判定を実施している (資料 4-2-4)。

#### 【点検・評価 (長所と課題も含む)】

国内外から入学願書を提出できる仕組みについては、本学の優れた点であると評価できる。

入試委員会は、アドミッション・ポリシーに従い、適正に判定資料を作成し入学者選抜を行っている。しかし、入試委員会における審査には、明文化された入試判定基準がないため、入試委員により審査のばらつきが生じないよう、基準を設ける等の対応が課題となっている。もっとも、入学者選抜において学力試験を課していないことについては、入学時点の学力ではなく、学習意欲の有無を主たる判定基準にしており、広く教育の機会を提供することで教育格差の解消を図るという本学の基本理念に沿った選考方法である。しかしながら、結果として学生の著しい学力格差が発生しており、「教えて考えさせる」自主的学習を促進する教育方針に則った授業設計方針をもって対応を図りながらも、教育課程の円滑な遂行のためには学力格差への対応のより一層の充実が必要である。そして、授業についていけない「落ちこぼれ」学生、また授業で教わることを既に知っている「浮きこぼれ」学生に対する柔軟かつき

めの細かいサポート体制の強化が必要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

入試委員会における審査の公正性を充実させるため、客観的指標として入試判定基準を設定する。また、できるだけ広く門戸を開いて就学機会を社会に提供することを基本理念とする本学においては、学力試験を課していないため、入学時点の学生の学力格差は避け難い問題として存在している。従って、学力が一定の水準に達しない学生に対する効果的な事前指導体制の補強等、科目外による導入教育の充実について検討する。併せて、単位修得率の向上にも資する「落ちこぼれ」防止指導、並びに「浮きこぼれ」学生対応についても検討する。

#### 【根拠資料】

資料 4-2-1 大学ホームページ「正科生 出願時提出書類」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/necessity.html>)

資料 4-2-2 入試委員会規程

資料 4-2-3 入試委員会委員名簿

資料 4-2-4 入試委員会議事録

#### (入学者受け入れ方針等)

4-3 : 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

4-4 : 入学者受け入れ方針とカリキュラムとの関係

#### 【現状の説明】

本学では、以下のアドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ上で公開している(資料 4-3-1)。

##### IT 総合学部

- ・ ネット社会の変化に対して常に対応できる学力を身につけたい学生  
ウェブ時代の中で、基礎技術を習得し、ビジネスへの応用や社会への影響を理解することができます。
- ・ 経営や起業の基礎を学び、実業へのステップへ進みたい学生  
企業経営の基礎や IT のビジネスへの活用事例を学び、起業に向けての事業計画や企画力を身につけることができます。
- ・ IT 企業で即戦力になるための実務技術を基礎から学びたい学生  
IT 関連業務に必要な技術や原理を学ぶことで、技術の進化にも対応できる基礎学力を身につけることができます。
- ・ 技術者として働きながら、最先端の技術知識や動向を学びたい学生  
技術者として働きながら、基礎技術や歴史を振り返りつつ、最先端の技術動向を関連分野も含めて総合的に学ぶことができます。

## 世界遺産学部

- 世界の文明と自然環境、人類の歴史について興味と関心を深めたい学生  
海外の世界遺産と文明について幅広い知識を身につけることができます。
- 国境を越えて異文化を理解し、国際交流の分野で活躍したい学生  
異文化、国際関係について知識を身につけ、国際交流に必要な複合・複眼的な思考を養うことができます。
- 日本の自然と文化、歴史について興味と関心を深め、有形・無形文化財の活用や自然保護にかかわりたい学生  
日本の世界遺産について幅広い知識を身につけ、遺産の啓発と保存活動へのかかわり方を学ぶことができます。
- 身近な地域社会やふるさとの自然と文化を複合的にとらえて、地域社会の活性化に貢献したい学生  
地域の自然と歴史・文化について多様な視点から理解し、地域資源の発掘と地域づくりの手法を学ぶことができます。
- 自然、歴史、文化を複合的にとらえて、旅行・観光関連の分野で活躍したい学生  
世界遺産についての知識を社会に活かす手段として、観光資源としての文化財の魅力的な活用の手法を学ぶことができます。

大学設置認可申請書に記載した大学・学部の教育理念・目的・教育目標については、大学ホームページ上に、「設立趣旨」「教育の機会均等を目指す大学」「オンデマンドの授業づくり」「学部について」等を記載しており、これらの大学・学部の教育理念・目的・教育目標に沿ってアドミッション・ポリシーを策定している（資料 4-3-2～3）。

本学のカリキュラム編成における科目区分については、大きく、教養科目、外国語科目、専門科目に分類し、1・2年次配当の外国語を必修科目とするほかは、全て選択科目で構成している。教養科目においては、日本・世界の各方面で活躍する人材を教員として招き、学問の実社会への応用の仕方を学び、また、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激するような授業を実施している。外国語科目は、4年次まで計10科目（20単位）の履修を卒業要件とし、国際人として職務を遂行する際に役立つ基礎的な語学力の獲得を目指す教育を行う等、教養科目、外国語科目ともに、アドミッション・ポリシーに沿ったカリキュラムを編成している（資料 4-4-1～2）。

IT総合学部、世界遺産学部のそれぞれの学部に設置される専門科目については、本学が目指す人材育成に必要な4ヶ年の教育課程における中核的な科目と位置づけ、1・2年次配当の基礎講義科目・基礎演習科目、3年次配当の専門講義科目・専門演習科目、4年次配当の卒業研究科目という5段階で編成している。

以上のようなカリキュラム構成によって、学生が希望する進路に合わせ、本学の専門科目履修ルールに従い、卒業要件を満たすように履修していくと、自ずと卒業研究に結びつく科目を選択し、その周辺分野に関しても、学問的な横（広がり）と縦（深まり）の軸を形成する事が可能となるようになってい



る。

平成 21 年度には、アドミッション・ポリシーにも則りながら、本学の教育課程を修了した際に身に付く能力を「コンピテンシー」として分類・整理するとともに、それに付随する科目の位置付けを明確化したリストを策定し、それをカリキュラム・ポリシーに類するものとして学生に開示している（資料 4-4-3～4）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

アドミッション・ポリシーと、大学・学部等の理念・目的・教育方針との間には矛盾は無く、適切な相関関係が保持されている。アドミッション・ポリシーと、大学・学部等の理念・目的・教育方針は、大学ホームページを通して公開され、大学の構成員（事務局員・教職員・学生）にも適切に周知されている。

カリキュラムについては、平成 21 年度にコンピテンシー・リストが策定されたことにより、アドミッション・ポリシーとの関係も含めた、学生個々の学習進度に応じた科目履修に資する資料が開示されている。ただし、入学前に大学ホームページから学生が知りえるカリキュラム内容は、授業名と開講年次等に限られ、その詳細は入学後にしかわからないため、入学者は入学前に履修計画を立てることが困難であるという問題が存在している。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

アドミッション・ポリシーに従い、入学者が入学前に適切な履修計画作成を行えるよう、そして入学後はスムーズに授業に参加できるようにするため、授業内容が確認できるシラバス等を、学生専用サイトだけではなく、大学ホームページにおいても公開することを検討する。

### 【根拠資料】

資料 4-3-1 大学ホームページ「アドミッション・ポリシー」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/admission.html>)

資料 4-3-2 サイバー大学設置認可申請書「4 設置の趣旨」

資料 4-3-3 大学ホームページ「設立趣旨」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/about/purpose.html>)

資料 4-4-1 IT 総合学部カリキュラム

資料 4-4-2 世界遺産学部カリキュラム

資料 4-4-3 IT 総合学部コンピテンシー

資料 4-4-4 世界遺産学部コンピテンシー

### （入学者選抜の仕組み）

4-5 : 入学者選抜試験実施体制の適切性

4-6 : 入学選抜基準の透明性

4-7 : 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

### 【現状の説明】

本学においては、幅広い層に対して学習機会を与えることを念頭に、アドミッション・ポリシーを定め、それを募集要項、大学ホームページにおいて公開するとともに、そのアドミッション・ポリシーに沿って、春学期と秋学期、年間2回の入学機会を設けている。入学者選抜を行うためには、入試委員会を設置している（資料4-5-1）。入試委員会の構成委員は「入試委員会規程」に基づき、各学部の教授会構成員から選抜された教授、その他学長が必要と認めた者を学長が任命している。入試委員会において、入学者選抜に関する具体的な実施体制（入学者選抜の方法、認定基準、合格者認定資料の作成等の入学者選抜に関し必要な事項）に関して原案を作成し、大学運営管理委員会及び教授会の審議によって入学者を選抜している（資料4-5-2）。その実施においては、受験生の志望学部毎に、複数の委員により厳正な選考を行うことで、選抜結果の公正性と妥当性を確保し、また入試係がその庶務を担っている。選抜にあたっては、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者の書類選考を行っており、入学願書として提出する書類として「志望動機」、また経歴等を記載する「入学願書」の提出を義務付け、入学希望者の学習意欲及び卒業後の将来計画等に基づいた選考を行っている（資料4-6-1）。なお、合否判定の結果は、電子メールと入学手続きサイト上にその結果を掲示している（資料4-5-3）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

入学希望者からの出願書類のうち、卒業証明書、写真等に関しては郵送をもって受け付けるが、その他、「入学願書」「志望動機」については、直接入学手続きサイトから提出させることにより、入学希望者を早期に把握することが可能となり、郵送提出書類に不備がある場合等、入試係から当該入学希望者に連絡を取る等の対応を随時図っており、結果として書類未着等による事故も抑止できている。本学では、原則として書類審査のみで入試を実施しており、試験会場を設置しての学力試験や面接試験等を行っていないため、そもそもが入試事故等は発生しにくい体制となっている。

入学者受入方針としては、アドミッション・ポリシーが大学ホームページ等で公開され、それに則った入学者選抜が実施されている。入試委員会等の会議体を通じて書類選考を行うことにより、選抜の公正性・妥当性確保に努めているが、入学者の選考基準が明文化されていないという問題がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

原則として、入学願書はインターネット上の入学手続きサイトを通じてのみ入手が可能となっており、また出願書類の一部は入学手続きサイトから提出させることとしている。ただし、指定校推薦等の場合、紙版による入学願書の入手・提出も受け付ける等の便宜を図っており、今後、高齢者層を含め、日常的には利用していない人、また苦手意識を持つ人等に対しても募集の幅を広げる意味で、紙版による入学願書の受け付けについて検討を行う。

公正かつ客観的な指標として、入学者の選考基準を明確化し、明文化する。また、入学者選抜の方法については、大学ホームページ上において、「学力試験はありません。志望動機等の提出により書類選考を行います」と記載しているが、今後、入学者選抜のフローを掲載する等の方法で、入学希望者等にその仕組みを公開することを検討し、入学者選抜の基準の明確化並びに入学者選抜実施プロセスの透明性を高める。

**【根拠資料】**

資料 4-5-1 入試委員会規程  
資料 4-5-2 入試委員会議事録  
資料 4-5-3 入学手続きサイト「合否発表画面」  
資料 4-6-1 入学願書フォーマット

**（入学者選抜方法の検証）****4-8： 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況****【現状の説明】**

本学では、入学試験を実施しておらず、学力測定を行うための入試問題に該当するものは無い。ただし、入学者選抜の際に重要となる出願書類には「志望動機」があり、平成 21 年度秋募集までの入学希望者に対しては、「志望動機」の記入要領として、「サイバー大学で何を学び、今後それをどう活かしたいか」を 400～800 字で記載することのみを告知していた（資料 4-8-1）。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

上述の通り、「志望動機」の記入に関する指導の不足があり、趣旨が十分に入学希望者に理解されずに、要点記入の充足については粗密が生じる結果となっており、大学説明会（オープンキャンパス）の際には「志望動機」記入に係る説明等を行っているものの、入学手続きサイトの案内文面等を改善する必要がある。また、母語が日本語ではない入学希望者に対し、今後、代筆等による出願があった場合の対応として、本学の教育課程を受けるに足る十分な日本語筆記能力を有するかどうかを適切に確認する手段を導入する必要がある。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

平成 22 年度から運用開始を目標に、入試委員会にて「志望動機」の記入要領改善に関する検討を行う。

**【根拠資料】**

資料 4-8-1 大学ホームページ「正科生 出願時提出書類」  
(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/necessity.html>)

**（入学者選抜における高・大の連携）****4-9： 推薦入学における、高等学校との関係の適切****4-10： 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達****【現状の説明】**

平成 19 年度より指定校推薦制度を設け、これまでに計 1,378 校の高等学校を指定校とした。その内

訳は、通信制 314 校、定時制 352 校、商業高等学校を主とする全日制 712 校となっている（資料 4-9-1）。本学がスクーリングを必要としない完全インターネットによる授業運営を採ることを踏まえ、同様の形態をとる通信制高等学校と、仕事との両立等で通学制大学への進学が困難な生徒が在籍する定時制高等学校が全体の約半分を占めている。また商業高等学校においては、高等学校卒業後社会へ出るケースが多いものの、引き続き大学等で勉強を重ね、自身の進路を見極めたいという生徒も少なくない。本学はこうしたニーズに対応可能であることから、商業高等学校も指定校としている。指定校のうち、139 校については、事務職員や教員が直接訪問をし、大学の説明等を行った（資料 4-9-2）。

本学の学生は、ロケーションフリーという特長から全国各地に在住しており、入学者も多地域に及ぶ。したがって、平成 20 年度秋募集のため、東京・名古屋・大阪・福岡の 4 都市の高等学校で計 5 回、平成 21 年度春募集のために同じく 4 都市で計 27 回、オープンキャンパス（大学説明会）を実施し、本学の授業で実際に使用している授業コンテンツを用いながら、授業の進め方や本学が育成する人材像等について説明を行った（資料 4-10-1～2）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

平成 20 年度は、指定校の決定時期が遅れたこともあり、各高等学校に対し指定の経緯や本学の特色等を説明する時期が志望校決定の時期を逸し、学生募集に対し十分な効果を挙げることができなかった。指定校訪問にかかる経費と学生募集の効果を精査し、指定校の数を含めて包括的な検討が必要である。

高等学校に対して行うオープンキャンパスへの参加者数は、開催情報（開催地、開催日時等）の周知が浸透せず、また開催時期が多くの子生が志望校を決定した後であったこともあり、十分な数とはいえなかった。そのため、より多くの高等学校生、社会人が集まるように、オープンキャンパスの開催時期や場所及びその周知方法等について改善、工夫する必要がある。また、教員が自身の母校を含め、研究活動等で知り得た高等学校と積極的に連携を図ることが検討され、平成 20 年度においては、教員が出身高等学校を訪問し、鹿児島県内の離島を始めして、東京都、福岡県等の高等学校を訪問する試みがなされた（資料 4-10-3）。今後も費用対効果を慎重に見極めながら、活動を継続していく必要がある。

本学の特長の一つとして社会人学生が多く在籍していることが挙げられ、オープンキャンパス（大学説明会）開催にあたっては、社会人を意識した内容の検討も課題である。特に社会人学生の場合、卒業後の就職あるいは転職への関心が強く、こうした課題に対する適切な情報提供が肝要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学生募集への効果を高めるため、指定校訪問の時期を早める。

高等学校に対して行うオープンキャンパスの実施にあたっては、その開催場所と時期及び開催情報の周知方法について、十分な効果が挙がるように工夫を行う。具体的には、高等学校生が志望校を決定する時期に合わせて高等学校生向けのオープンキャンパスを実施することとし、その広報として地域の高等学校に案内を配布する等の方法が考えられる。そして、すでに実績があるが、教員が自分の母校や研究活動で知っていた高等学校を積極的に訪問するといった活動を拡大し、また、社会人向けのオープンキャンパスの内容についても検討する。

### 【根拠資料】

資料 4-9-1 指定校リスト

資料 4-9-2 指定校訪問実績一覧

資料 4-10-1 平成 20 年度オープンキャンパス（大学説明会）実施記録

資料 4-10-2 平成 20 年度オープンキャンパス（大学説明会）におけるアンケート調査結果

資料 4-10-3 教員の出身高校への訪問記録

## （社会人の受け入れ）

### 4-11： 社会人の受け入れ状況

#### 【現状の説明】

本学は社会人学生が多く、正科生について平成 20 年度末時点で、IT 総合学部で 491 人中 342 人(69.7%)が、世界遺産学部では 307 人中 184 人(59.9%)が社会人である(資料 4-11-1)。なお、ここでいう「社会人」とは、入学時の願書において「教員」「公務員」「会社員・会社役員」「自営業・フリーランス」「主婦・学生」「その他」と区分したうち、「主婦・学生」と「その他」を除いた人数である。そのため、求職中の社会人や退職者は含まれておらず、高等学校の新卒者や大学生を除いた、おおむね 22 才以上の者を広く社会人と定義すれば、本学は社会人が大部分を占めている。

同様の傾向は、科目等履修生、特修生でも顕著にうかがわれ、大部分が社会人である。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学のオンデマンド型の e ラーニングによる学習手段は、いつでも、どこでも受講ができる仕組みを持つことより、学習時間や通学等の都合のつきにくい社会人等の学習スタイルに合ったものであり、結果として社会人学生が多数を占めることとなっている。平成 21 年 1 月に実施した Web アンケート調査でも、本学の数多くある魅力の中で「通学の必要がない」が第 1 位に、「働きながら学べる」が第 4 位に、「パソコンとブロードバンド環境があれば場所を選ばない」が第 5 位に、「好きな時間に講義を受けられる」が第 6 位にランクしている(資料 4-11-2)。

社会人の場合、仕事の都合や出張等で必ずしも毎週同じ時間数が確保できるとは限らない。そのため、仕事のペースに合わせてながら特定の時期にまとまって受講できる集中講義方式等の検討も含めて、年間授業週数の上限に係る単位の実質化にも配慮しながら、社会人が学びやすい環境作りを一層進めるよう努め、社会人学生の履修機会を拡大することが課題となっている。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

高い勉学意欲を持つより多くの社会人を受け入れるため、通学の必要がなく、いつでもどこでも受講でき、また履修計画を自分の都合に合わせて立てられるという本学の長所をより多くの社会人にアピールしていく。

**【根拠資料】**

資料 4-11-1 正科生、科目等履修生、特修生の社会人比率

資料 4-11-2 第 1 回 Web アンケート調査結果

**(科目等履修生・聴講生等)****4-12: 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性****【現状の説明】**

科目等履修生については、科目収容定員に余裕があり、担当教員が正科生の教育に支障がないと判断した場合、正科生と同等の書類選考の上、入学を許可している（資料 4-12-1～2）。

また、大学入学資格はないが、本学の正科生としての入学資格を取得する事を目的とし、または取得する事を目的としないで授業科目の履修を希望するものを特修生として、書類選考の上、正科生の教育に支障がない範囲で入学を許可している。

科目等履修生、特修生ともに、実際の科目履修に際し、その教育内容は正科生と何ら変わるところはない。ただし、履修可能な科目に制限を設けていないため、基礎演習科目や専門講義・専門演習科目等の受講を希望する場合、必要に応じて、履修に支障のない基礎学力を有するか、また履修前提条件がクリアされているかどうかの確認を行う等の履修指導を実施の上、適正な受講科目の誘導を行っている。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

科目等履修生及び特修生の選考は、正科生と同等に厳正な選考をもって行われる。ただし、科目等履修生、特修生ともに、履修可能な科目に制限を設けていないため、履修前提条件とされる科目さえ履修をすれば、専門講義・専門演習科目の履修も申請可能となっている。本学の教育課程では、1・2年次配当の基礎講義・基礎演習科目において、当該分野に関わるできるだけ広い知識の習得を目指し、基礎講義・基礎演習科目ともに、12科目 24単位の履修を卒業要件としている。すなわち、基礎講義・基礎演習科目では、当該分野での専門講義・専門演習科目を履修する際に必要とされる基礎的な素養を身につける事が目的とされているにもかかわらず、本学の科目等履修生の場合、当該分野における「広い知識」の習得や「基礎的な素養」の習得が、その科目履修履歴から前提的に確認されない場合でも、必要に応じて履修指導等を行いながら、専門講義・専門演習科目の履修を認めている。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

科目等履修生と特修生については、本学の教育課程編成の考え方に則り、正科生とは別の受け入れ方針を定め、それに付帯する要件を再定義し、これを明文化して公開することを検討する。

**【根拠資料】**

資料 4-12-1 大学ホームページ「科目等履修生・特修生の出願資格・必要環境」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/nondegree/qualification.html>)

資料 4-12-2 サイバー大学学則（抜粋）

**(定員管理)**

**4-13: 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性**

**4-14: 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性**

**【現状の説明】**

本学の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数は、資料 4-13-1 に示すとおりである。

平成 20 年度春学期の入学者数は、IT 総合学部 107 名、世界遺産学部 68 名、合計 175 名であり、平成 20 年度秋学期の入学者数は、IT 総合学部 20 名、世界遺産学部 23 名、合計 43 名であった。したがって、平成 20 年度の入学者数は合計で 218 名であった。また、平成 21 年度春学期の入学者数は、IT 総合学部 81 名、世界遺産学部 54 名、合計 135 名であった。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

本学では、開学以来、新聞・雑誌等の既存マスメディアへの広告掲載、インターネットのポータルサイトへの広告掲載等、不特定多数を対象とした広告宣伝活動を行うとともに、全国主要都市でのオープンキャンパス（大学説明会）の開催、大学フェアへの参加、高等学校訪問といった、特定少数を対象とした学生募集活動を展開する等、様々な形で広報、学生募集活動を実施している。しかし、資料 4-13-1 から分かるように、春学期、秋学期ともに入学者数が入学定員を大きく下回っており、早急に改善を図る必要がある。

【資料 4-13-1 平成 20 年度の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数】

<正科生>

学科	項目	20 年度春	20 年度秋	21 年度春
IT 総合学部	志願者数	152	25	102
	合格者数	118	21	85
	入学者数	107	20	79
	入学定員	600	493	600
世界遺産学部	志願者数	105	30	66
	合格者数	77	24	55
	入学者数	68	23	53
	入学定員	600	532	600

<科目等履修生>

学科／課程／専攻等名	項目	20 年度春	20 年度秋	21 年度春
科目等履修生	志願者数	108	42	36
	合格者数	77	34	34
	入学者数	74	34	34

<特修生>

学科／課程／専攻等名	項目	20 年度春	20 年度秋	21 年度春
特修生	志願者数	16	39	38
	合格者数	10	36	35
	入学者数	10	35	35

この問題を解消するため、学生募集活動を積極的かつ効率的に実施しながら、本学の知名度、認知度の向上に努めるとともに、在学生に対しては、学習指導の強化・充実、またカリキュラムや授業内容の質向上を図り、大学としての教育実績を築き上げることで、大学の魅力を増進し、本学の特色である e ラーニングによる教育についても認知度の向上に努める必要がある。

また、同規模他大学との比較等により、適正な学生数を考察し、定員の是正を検討する必要がある。

【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

本学の定員充足率が低くなっている最大の原因の一つは、平成 21 年度 1 月に実施した Web アンケート調査より、本学の知名度・認知度が低いことと、本学の魅力が十分に理解されていないことにあるといえる。したがって、引き続き、魅力的な大学作りに励み、広報活動、学生募集活動を積極的かつ効率的に実施しながら、認知の向上を図る。また、就職支援体制の充実や、科目外プログラムとしての中・長期インターンシップ等、就職に強い学校づくりの一環として出口戦略を重視する等、より効果的な学生募集方法を検討していく。

平成 19 年度の学生募集活動実績と比較すると、オープンキャンパスに参加した社会人の入学希望者



の入学率は大幅に向上している（資料 4-14-1）。その理由は、インターネットだけでは伝わりにくい本学の特長（社会人の学習スタイルに即した本学のオンデマンド型の e ラーニングによる学習手段等）を対面で丁寧に説明することにより十全な理解が得られた結果と考えられる。

平成 20 年度には教員によるセミナー形式の公開授業を各地で計 5 回開催しており、延べ 290 名の参加者を集めている（資料 4-14-2）。こうした取組みも本学の魅力を浸透させる手段の一つとして有効であり、その他、大学ホームページの構成や内容、更新頻度等の改善、費用対効果の高いパブリシティ活動の増進等、さらに推し進めて効果的な対策を講じていく。

さらに、社会人学生が多数を占めるという本学の特徴に鑑み、株主を始め、様々な企業・研究機関等との連携を図りながら、学生募集を進める方法も有効と考えられる。たとえば、IT 総合学部であれば IT 系企業と、また、世界遺産学部は各地に点在する生涯学習センター等との連携を拡充しながら、本学の魅力・特長の周知に努めていく。

また、同規模他大学との比較等により、適正な学生数を考察し、定員の是正を検討する。

#### 【根拠資料】

資料 4-13-1 平成 20 年度 入学定員、志願者数、合格者数、入学者数

資料 4-14-1 平成 19 年度、20 年度 オープンキャンパス参加者の入学率

資料 4-14-2 平成 20 年度 公開授業開催実績

大学基礎データ（表 14） 学部・学科の学生定員及び在籍学生数

#### （編入学者、退学者）

#### 4-15： 退学者の状況と退学理由の把握状況

#### 【現状の説明】

平成 20 年度の退学者数は、IT 総合学部 10 名、世界遺産学部 8 名であった（資料 4-15-1）。学生から退学に関する相談がある場合には、学生サポートセンター（フリーコール及びメール）への問い合わせの後、所属学部の学生主任へ連絡され、学生主任が当該学生に電話ないし対面等による面談を行い、退学理由が穏当と認められる場合には、退学理由を付した「退学願」を大学に提出させ、それをもって教授会で審議の上、承認する仕組みが整備されている（資料 4-15-2）。退学理由としては、社会人学生が多数を占めることによるものと判断されるが、仕事等の都合で十分な時間が確保できない「時間的理由」が 21%と最も割合が高く、また、「経済的理由」が 15%、「学習意欲の喪失」が 9%、「健康上の理由」が 3%、その他、授業についていけない、本学のシステムに馴染めない、他大学への編入、出産、健康面の悪化等、退学理由は多岐にわたる（資料 4-15-3～4）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

経済的に困窮する等の理由による退学希望者に対し、低金利の学資ローン「学費サポートプラン」を紹介する等の対応も図っているが、退学を思い留まらせるだけの十分な効力を発揮できておらず、奨学制度のより一層の充実が求められる（資料 4-15-5）。

本学は学部段階の学生を対象とするオンライン大学であり、対面的なコミュニケーションによる教育効果にも十分配慮する必要がある。そこで、平成 20 年度からは担任制を導入し、テレビ電話等を用い

た対面による履修相談等を実施している。平成 19 年度の退学者は、IT 総合学部で 12 名、世界遺産学部で 13 名を数えたが、平成 20 年度は合計で 18 名に留まり、二年度目を迎え、学生総数が増加した点を勘案すれば、一連の取組みは成果を挙げているといえる。しかしながら、退学理由として、授業についていけない、本学のシステムに馴染めない、他大学への編入等も少数ながら散見されており、在学生に対するきめの細かい支援を充実させる必要がある。また、教員・学生間の対面的コミュニケーションの増進により、学習意欲の向上、ひいては退学者や休学者の減少も期待されるため、学生の自主的な課外活動が円滑に行われるよう、大学の支援体制の確立が望まれる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

退学者を減少させる対策として、引き続き、担任制や教員のオフィスアワーを活用し、個別相談等の対面コミュニケーションの機会を増やすとともに、学生の自主的な課外活動が円滑に行われるよう、大学として適切な支援ができるような体制の整備をすすめる。また、経済的な理由で退学するケースが少なくないことから、奨学制度の強化・充実を図る。

#### 【根拠資料】

資料 4-15-1 退学者数一覧

資料 4-15-2 学生主任との面談結果一覧

資料 4-15-3 退学理由一覧

資料 4-15-4 退学者の理由別内訳

資料 4-15-5 大学ホームページ「正科生 学資ローン」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/studentloan.html>)

大学基礎データ (表 17) 学部・学科の退学者数

### (編入学者、退学者)

#### 4-16: 編入学生及び転科・転部学生の状況

#### 【現状の説明】

本学では、他大学に 2 年以上在学、または短期大学、高等専門学校を卒業した (卒業見込みを含む) 学生等を対象に編入学として、また、本学以外の 4 年制大学に 2 年以上在学し 62 単位以上修得した (見込みを含む) 者を転入学とし、それぞれ本学の 3 年次に編・転入学する制度を設けている。なお平成 20 年度は、3 年次配当科目が開講されていないため該当者はいない (資料 4-16-1)。

本学には、既に短期大学、4 年制大学を卒業した学生が少なからず在学しており、たとえば社会人であれば、現在の仕事のスキルアップを目的とする等、もう一度学び直したいという学習ニーズは編入学生と共通している。目的意識が明瞭なため、総じて学習意欲も高く、効果的な自主学習への誘導を図るのも比較的容易である。オンデマンド型の e ラーニング教育を実践する本学は、いつでも、どこでも学べる点が特長であり、生涯学習の受け皿として適した存在といえる。そのため、こうした社会の要請、需要に対し、積極的に応える方策も検討すべきであろう。

また、本学では、IT 総合学部と世界遺産学部間における転学部制度も設けており、平成 20 年度は IT 総合学部から世界遺産学部へ 2 名の学生が転学部している (資料 4-16-2)。この他、科目等履修生とし

て入学し、平成 20 年度に正科生として入学した学生が、IT 総合学部で 3 名、世界遺産学部で 3 名みられた（資料 4-16-3）。

なお、いずれの学生も、修得した単位の認定等は「サイバー大学履修規程」及び「既修得単位等の単位認定に関する細則」に則って厳正に実施されており、問題はない（資料 4-16-4～5）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

編入学、転学部、科目等履修生から正科生への入学は全て厳格に実施されており問題はない。

定員充足率の低い現状にあって、積極的に編入学制度について広報する体制を拡充する必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

編入学について積極的に広報・宣伝し、学生募集活動に活かしていく。

#### 【根拠資料】

資料 4-16-1 編入学・転入学募集要項

資料 4-16-2 転学部学生数一覧

資料 4-16-3 科目等履修生から正科生として入学した学生数一覧

資料 4-16-4 サイバー大学履修規程

資料 4-16-5 既修得単位等の単位認定に関する細則

## 第5章 学生生活

### 【到達目標】

1. 学生への経済的支援として、国の奨学事業、地方公共団体等による奨学制度の導入を検討し、奨学制度の充実を図るとともに、学外の奨学金の受給等に関する相談体制を整備する。
2. 学生への生活支援として、心身の健康や保健衛生等に係るカウンセリング等の相談体制を整備する。
3. 学生の人権の保障に配慮し、全学的なハラスメント防止のための体制を整備する。
4. 学生への進路支援として、進路選択に関わる指導・ガイダンスを行うためのキャリア支援に関する体制を整備する。

### （学生への経済的支援）

5-1： 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

5-2： 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

### 【現状の説明】

本学は、学費について単位制をとっており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。1単位あたりの授業料は21,000円で、卒業要件の124単位の履修には最低2,604,000円が必要であるが、これは在学年数が4年以上になっても変わらない。入学金等を含めても総額270万円強という水準は、通学制の大学と比較してかなり安価でもある。国立大学の授業料、入学料及び検定料については、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）」において標準額が定められているが、平成21年度は、授業料が535,800円、入学料が282,000円、検定料が17,000円となっており、4年間在学した場合の合計は2,442,200円である。また、私立大学については、日本私立学校振興・共済事業団のデータによれば、平成20年度の平均授業料が848,178円、平均入学料が273,602円であるので、4年間在学した場合の合計は3,666,314円である（資料5-1-1～2）。

また、学期毎自由に履修単位数の設定ができるため、経済的にも無理のない費用負担の設定が可能となっている。さらに、授業を全てインターネット経由で行う完全通信制の大学であるため、通学やスクーリングに伴う費用を一切必要としない点でも、学生の経済的負担の少ない大学である。

奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構から同機構の奨学金制度の対象にならないと通告されたため、同機構の奨学金による経済的支援は実現していない。しかし、本学では、学生に対する経済面での負担を一時的に軽減するため、独自に低金利の学資ローン「学費サポートプラン」を設けており、大学ホームページの「入学案内」に専用のページを設けているほか、オープンキャンパス（大学説明会）においても紹介している（資料5-2-1～2）。

また、学生専用サイト等へのアクセシビリティを向上させる目的で、障がいを持つ学生にアンケート調査を実施しており、回答した学生のうち成績優秀者について授業料免除を行う「アクセシビリティ向上パートナーシップ制度」があり、学生サポートセンターが把握している障がいを持つ学生を対象としてアクセシビリティ向上パートナーを公募している（資料5-1-3～4、資料5-2-3）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

学資ローンについては、返済能力等についての審査があるため、本人（あるいは学費を負担しようとする親権者）に定期的な収入がないと利用できないため、定職についていない学生本人は利用できないという問題がある。また、休学、退学の理由として、経済的な問題が多く挙げられている。こうしたことを考えると、学生が利用できる奨学金制度が必要である。

学資ローンとアクセシビリティ向上パートナーシップについての情報提供は適切に行われているといえる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

奨学金に関しては、「サイバー大学 平成 19 年度自己点検・評価報告書」において「学生のスクリーニングを必要としないというメリットは、逆に、たとえば『日本学生支援機構奨学金制度』等の利用が制度上できないというデメリットもある」と記述したが、日本学生支援機構の奨学金制度については、その関連規程（省令、機構内の内規等）から判断してサイバー大学を対象外とする条項はないため、日本学生支援機構に再度、制度の利用の可否について問い合わせを行う。

また、地方自治体等が提供している奨学金制度の中で、サイバー大学の学生が利用できるものを選び、学生に情報として提供する仕組みを構築する。さらに、成績優秀者に対する授業料減免制度についても検討を行う。

### 【根拠資料】

資料 5-1-1 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）」

(URL : <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16F20001000016.html>)

資料 5-1-2 平成 20 年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員 1 人当たり）の調査結果について

(URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/\\_icsFiles/afieldfile/2009/04/07/1259330\\_001\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/_icsFiles/afieldfile/2009/04/07/1259330_001_1.pdf))

資料 5-1-3 アクセシビリティ向上アンケート

資料 5-1-4 アクセシビリティ向上アンケート結果

資料 5-2-1 大学説明会資料「学資ローンについて」

資料 5-2-2 大学ホームページ「正科生 学資ローン」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/studentloan.html>)

資料 5-2-3 アクセシビリティ向上パートナー募集要項

### （学生の研究活動への支援）

#### 5-3 : 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

### 【現状の説明】

平成 19 年度に「サイバー大学紀要創刊準備号」を、平成 20 年度には「サイバー大学紀要第 1 号」を刊行しているが、まだ卒業研究に着手した学生がいないため、学生に対しては論文の寄稿等と呼び掛けていない（資料 5-3-1～2）。また、学会等が発行する各種論文集等についても、現時点では投稿を促す

ようなことは行っていない。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

平成 21 年度には早期卒業希望者が卒業研究に着手することもあり、優れた研究を行っている学生に対して、サイバー大学紀要や学会誌等への投稿を促すことが考えられる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学生がサイバー大学紀要に投稿できるような仕組みを検討すると同時に、卒業研究科目の指導教員は、優秀な研究を行っている学生に対して、各種論文集への投稿を促すよう努める。また、卒業論文審査会において発表された論文のうち、発表内容等が特に優れているものに対する表彰制度を導入する等、対外的な発表を促進する対応を検討する。

### 【根拠資料】

資料 5-3-1 サイバー大学紀要創刊準備号

資料 5-3-2 サイバー大学紀要第 1 号

### （生活相談等）

#### 5-4： 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

### 【現状の説明】

本学では、生活支援に関する学生ニーズについて、学生サポートセンターが中心となってこれを把握し、健康、生活等に関する相談・助言を受け付ける体制をとっている。

また、大学設置認可申請書において、「インターネットにより学生のオンデマンドで遠隔教育を行う本学では、スクリーニングを実施しないため、主に教職員や来客に急病人がでた際に、応急処置及び安静にできるベッドを確保する目的で医務室を準備する」としており、認可時の計画の通り、福岡キャンパスに医務室を設置している（資料 5-4-1）。ただし、現時点では利用実績はない。また、福岡キャンパスの安全面の管理については、緊急時の連絡体制を確立するとともに、24 時間機械警備を実施し防犯対策を行っている。また衛生面においては、年 2 回の空調機清掃、また年 1 回カーペットのスチーム洗浄、建物内における害虫駆除を実施している（資料 5-4-2）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

学生の心身の健康や生活等については、学生サポートセンターが窓口となり、相談・助言を受け付けている。しかし、メンタルヘルスを含めた健康に係る相談体制の整備は不十分であり、改善が必要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学生の心身の健康の保持・増進に適切に配慮するための体制として、学生サポートセンター内に、相談窓口を設置することを検討する。

**【根拠資料】**

資料 5-4-1 校舎配置図

資料 5-4-2 緊急連絡体制マニュアル

**（生活相談等）****5-5： ハラスメント防止のための措置の適切性****【現状の説明】**

教員や職員の各種ハラスメントに関しては、教職員の就業規則の第 87 条「人種尊重・差別、ハラスメントの禁止」において明確にこれを規定し、該当する行為については、第 98・99 条に基づき「懲戒」を行うこととしている（資料 5-5-1）。また、教職員は、株式会社日本サイバー教育研究所の構成員として、ソフトバンクグループが定めたハラスメント防止等を含む遵守事項である「コンプライアンス・コード」を遵守し、また、その疑義ある行為を行い、または知った場合には、報告・相談の義務を負っており、全員が入社研修時にその説明を受けている（資料 5-5-2）。各種ハラスメントに係る通報ないし相談にあたっては、社内のコンプライアンス体制の確立・強化を担う役職であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）への学内（学校設置会社）ホットライン、また学内ホットラインに相談しづらい場合に利用可能なソフトバンクグループ・ホットライン、さらに社外窓口（外部法律事務所）の 3 つの窓口があり、厳格に運用している（資料 5-5-3）。

学生の各種ハラスメントに関する対応窓口は、学生サポートセンターが担っている（資料 5-5-4）。

また、学生専用サイトやサイバー大学ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の運用については、それぞれの利用規約において、各種ハラスメント等に関する行為を禁止する旨を明記するとともに、大学の秩序や教育上の配慮から、教員や職員による視察、助言、閉鎖等一定の管理を行っている（資料 5-5-5～6）。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

教職員のハラスメントに係る通報・相談に対しては、ソフトバンクグループである株式会社日本サイバー教育研究所のコンプライアンス体制の下に窓口が設置され、厳格に運用されている。他方、学生のハラスメントに関し、相談窓口は学生サポートセンターに設置されているものの、その後の通報・相談処理、関係部局と連携しての対策の実施等について、組織的なハラスメント防止に関する基本的事項が定められおらず、またそのための体制も整備されていない点が課題として残されている。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

ハラスメント防止に係る規程を制定の上、専用の相談窓口を設置し、全学的組織としてハラスメント防止委員会を発足させ、本学の全構成員（学生・教職員）の相談に応じるとともに、ハラスメント防止の研修・啓発活動の企画・実施等も含めて、組織的なハラスメント防止対策を早急に講じる。

**【根拠資料】**

資料 5-5-1 「就業規則」

資料 5-5-2 株式会社日本サイバー教育研究所 入社説明会資料

資料 5-5-3	コンプライアンス・ホットラインのお知らせ
資料 5-5-4	サイバー大学学生サポートセンター規則
資料 5-5-5	学生専用システム利用規約
資料 5-5-6	ソーシャル・ネットワーキング・サービス利用規約

### （生活相談等）

**5-6： 生活相談担当部署の活動の有効性**

**5-7： 不登校の学生への対応状況**

**5-8： 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況**

### 【現状の説明】

本学では、学生の生活相談の窓口として、学生サポートセンターを設置しており、メール及び電話により学生からの相談を受け付けている。学生サポートセンターに寄せられた問い合わせは、受付時間・内容等が記録・採番され、回答漏れが無いように管理運営している（資料 5-6-1）。通学・スクーリングを必要としない本学ではあるが、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用、オフ会や大学イベントについて等、様々な生活相談が学生サポートセンターに寄せられている。

学生からの意見や要望については、学生専用サイトに、学生が自由に質問や相談ができる意見箱（「大学への提案箱」）を設け、常時投稿できるようにしている（資料 5-6-2）。

科目履修登録をしているにも関わらず、途中で受講が中断している学生については、メンターが中心となって受講を促す等のドロップアウト防止指導を実施している。半期を超えて履修登録を行わない学生に対しては、定期的に学生サポートセンターからメールないし架電を行い、受講を促すとともに、受講できない相応の理由が確認された場合は、在学年数が目減りするデメリットを回避するため、必要に応じ休学届けを提出するように誘導している。また、学生サポートセンターからの呼びかけにも応答しないもの等に対し、平成 21 年度には、各学部役職者から一斉架電する等、親身に相談を受けながら、復学させる粘り強い努力を継続している。併せて教務委員会では、科目履修登録をしているにも関わらず途中で受講が中断している学生を、「ドロップアウト」「ドロップアウト予備軍」「初期ドロップアウト予備軍」の 3 種に分けて定義し、各々の受講促進策を協議検討している（資料 5-7-1）。

さらに、平成 21 年 7 月の教授会においては、学則第 44 条に規定する除籍に関する細則を定め、休学の許可を受けずに、2 学期にわたり履修登録をしない学生を除籍とすることとし、長期間にわたり履修登録を行わない学生に対し一定の圧力をかける等、硬軟織り交ぜた対応を講じている（資料 5-7-2）。

学生生活に関する満足度アンケートの一環としては、「受講環境調査アンケート」を行っており、学生専用サイト利用環境の把握や学生専用サイトの利便性を高めるシステム改修の参考としている（資料 5-8-1）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

電話による相談の場合、国内の学生はフリーコールの利用が可能であるが、海外の学生は利用できず、学生サポートセンターへの電話通話料が学生の自己負担となっている。学生サポートセンターから折り返す等の配慮は行っているが、海外在住学生の相談受付に対する対応を充実させる必要がある。

「不登校学生への対応状況」については、一定期間全く履修を行わない学生が相当数認められるので、



組織的な対応の強化が求められる。

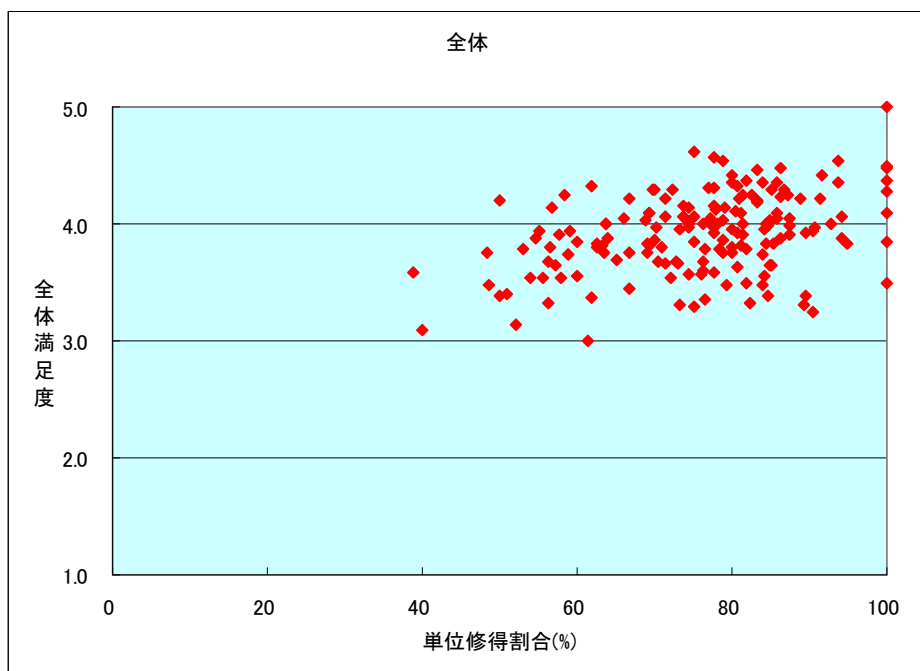
IT 総合学部科目、世界遺産学部科目、外国語科目において 2009 年 1 月 21 日から 2 月 3 日の間に、前期教養科目において 2008 年 11 月 26 日から 12 月 9 日、後期教養科目において 2009 年 1 月 28 日から 2 月 10 日の間にサイバー大学学生専用サイト上で授業評価アンケートを実施し、「全体の満足度」の項目の結果と、各科目の単位修得割合（正科生の単位修得者数/履修登録者数）の関係性を分析した（資料 5-8-2）。その結果、下図の通り、全科目をおしなべて見れば、授業評価アンケートの全体満足度得点と、各科目の単位修得割合の間には弱い正の相関が見られた。このことから、満足度を向上させることで単位修得割合の上昇とドロップアウトを防止する効果がある可能性が考えられる。

科目区分別に詳細を調べてみると、IT 総合学部において全体満足度得点と単位修得割合の間に中程度の正の相関が見られることから、IT 総合学部においては特に満足度が単位修得に結びつく可能性が考えられる。また、世界遺産学部においては、相関係数は IT 総合学部より弱いものの、同様の傾向が見られた。

一方、教養科目及び外国語科目においては全体満足度得点と単位修得割合の間には相関がみられず、満足度が必ずしも単位修得に結びついていない可能性が考えられる。その理由として、教養科目と外国語科目は満足度が学生の動機付けになっていない、即ち、満足度が高いから単位修得まで学習を継続するのではなく、たとえば卒業要件単位数を揃えるため等の他の目的により、学生が単位を修得している可能性が考えられ、この点については更なる分析が必要である。

以上より、満足度を向上させて単位修得に結びつける働きかけは、専門分野での科目履修においてより効果的に機能する可能性がある。学生による授業評価アンケートの満足度と単位修得割合との関係を分析し、高質な魅力ある授業の在り方を追究することが、結果としてドロップアウト防止に結びつく可能性も視野に入れつつ研究を進めていく。

授業満足度と単位修得割合との関係（全科目）



その他、学生生活に関する満足度アンケートとして、現状で行われているのは「受講環境調査アンケート

ート」のみであり、オフ会や大学イベント、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、包括的な学生生活全般に係る満足度アンケートを実施、活用する必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学生は受講に際し、インターネットにブロードバンドで接続しているので、無料で利用できるテレビ電話等を使った生活相談の仕組みについて検討する。

科目履修登録をしているにも関わらず受講が中断している学生に対するドロップアウト防止対策、並びに一定期間全く履修を行わない学生を復学させる組織的な対応を計画・実施しているが、結果としてドロップアウト防止等の効果が数的に挙がっているかを適正に評価の上、改善へと導く努力を継続する。e ラーニングによる学習手段をとる本学においては、ドロップアウト防止指導を行うメンターのメンタリングスキルを向上させるための研修を充実させるとともに、学生による授業評価アンケートの満足度と単位修得率との関係を分析し、高質な魅力ある授業の在り方を追究することが、結果としてドロップアウト防止に結びつく可能性も視野に入れつつ研究を進めていく。

学生生活に関する満足度アンケートとして、包括的な学生生活全般に係る満足度アンケートを実施、活用する。

### 【根拠資料】

資料 5-6-1 学生サポートセンターが受理した生活相談件数等の記録

資料 5-6-2 学生専用サイト「ご意見・ご要望」

資料 5-7-1 「サイバー大学ドロップアウト防止マニュアル」（案）

資料 5-7-2 除籍に関する細則

資料 5-8-1 「受講環境調査アンケート」とその結果

資料 5-8-2 学生による授業評価アンケートの満足度と単位修得割合との関係  
大学基礎データ（表 45） 学生相談室利用状況

### （就職指導）

5-9： 学生の進路選択に関わる指導の適切性

5-10： 就職担当部署の活動の有効性

5-11： 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

### 【現状の説明】

平成 20 年 12 月に担任制を発足させ、学生の履修や進路の相談に応じられる体制を整えるとともに、平成 21 年 1 月に就職相談室を設置した（資料 5-10-1）。また就職相談室の設置に伴い、平成 21 年 3 月に職業安定法に基づき「無料職業紹介事業」の手続きを完了した。職業安定及び雇用対策法に基づき、求職者に適切な雇用情報等を提供・指導を行う「職業紹介業務運営規程」を、また、職業安定法の規程の趣旨から個人情報適切に管理するために「個人情報適正管理規程」を定めた（資料 5-10-2～4）。現在、就職相談室を窓口としてメールによる就職相談を行っている。

卒業後の進路に関する意識調査（アンケート）を行った上で、大学設置認可申請書に記載した育成する人材像を念頭に卒業研究科目までの履修前提条件を定め、担任教員による履修相談会において適宜、

進路相談を実施している。社会人学生が多く、就職希望者数はあまり多くはないが、平成 23 年春に卒業生を社会に送り出す準備を整えている段階である（資料 5-9-1）。

大学ホームページに、企業・団体からの求人受付並びに在学生向けの案内を掲載（在学生の相談は学生専用サイトからログイン）、4年間で卒業を予定している3年次学生の就職活動を支援すべく、ネット配信による就職活動支援ガイドを複数回にわたり、ムービー形式で学生向けに公開している（資料 5-11-1）。また専門科目基礎講義科目の「インターンシップ」で、就業体験を通じてキャリア設計を考える機会を提供している（資料 5-9-2）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

平成 20 年度は開学から 2 年目であり、まだ学生の進路相談は本格化していないが、進路相談の本格化に備え、就職希望者の希望業種や地域等具体的に捕らえて、きめ細かい対応を行うために、就職希望者の具体的な意向を把握する必要がある。また就職希望ではあるが、未だ目標が定まっていない学生へのガイダンスを積極的に行う必要があり、平成 21 年には「就職支援セミナー」を実施する。

求職、求人への対応の第一段階を終えたところで、求職者に向けては就職活動支援の更なる充実を図るとともに、相談を待つだけでなくネットを活用して積極的に支援していく必要がある。また求人に関しては、企業等と関係を深め、求人票が集まる仕組みを構築する必要がある。有効性の評価は完成年度を終えてからとなる。

就職活動支援ガイドは、学生が自ら就職活動を行うためのガイドであり、その後の就職活動の進捗状況把握や支援を積極的に行う必要がある（資料 5-11-2）。学生の就職活動が孤立しないように、学生間の情報交換や業界の動向、先輩企業の訪問等に相当する支援が必要である。

また、卒業して就職しても直ぐ離職することがないように、企業研究の重要性を認識して活動してもらうように指導する必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

就職希望者の具体的な希望をアンケートの実施により把握するとともに、学生が進路選択するにあたって、相談できる環境として就職相談室窓口、担任教員に加えて、社会人経験を有する在学生が多いという特徴を活かして就職希望学生の就職相談にも協力してもらうキャリアサポーター制度の導入を実施する。

就職活動支援ガイドについては、利用した学生からのフィードバックを参考に、資料の内容、提示方法等について継続的な改善を図る。また、就職支援ガイドに登録した就職希望者へのメールによる就職情報配信、就職活動に関するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用、ネットの活用による求人情報配信、会社説明会や専門家（キャリアアドバイザー）による相談会等の実施を検討する。

平成 22 年度には卒業研究科目が始まるので、卒業研究科目担当教員と連携して、社会人学生向けのキャリアアップへの対応を検討する。

### 【根拠資料】

資料 5-9-1 進路に関する意識調査アンケート結果

資料 5-9-2 「インターンシップ」シラバス

資料 5-10-1 サイバー大学就職相談室規程

資料 5-10-2	無料職業紹介事業申請書
資料 5-10-3	職業紹介業務運営規程
資料 5-10-4	個人情報適正管理規程
資料 5-11-1	「就職支援ガイド」画面
資料 5-11-2	就職活動支援ガイドのページ（抜粋）

### （課外活動）

## 5-12： 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

### 【現状の説明】

本学では、学生の課外活動の機会を提供し、社会との積極的な交流を促進するため、平成 20 年度に「インターンシップセンター」、「ボランティア活動センター」を設置した。両センターでは、大学ホームページ上のボランティア活動センターのページ及びインターンシップセンターのページにおいて、ボランティア、インターンシップ活動に関する情報を提供するとともに、学生の課外活動の支援を行っている（資料 5-12-1～2）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

インターネットを利用した完全通信制の教育を行う本学の独自性を保ちつつ、学生の課外活動を支援する仕組みが構築できている。ボランティア活動センターのページにおいては、本学の学生は全国に分散しているため、できるだけ広く全国のボランティア情報を提供できるよう、情報を収集、発信し続ける必要がある。また、ボランティア活動中の不慮の事故や器物損壊等万一の場合に備えて、「ボランティア保険」への加入を勧めている。

インターンシップセンターのページにおいては、学生の就労意識を高めるとともに、自身の資質を見極め、生き方や働き方を模索するきっかけ作りを提供するよう工夫がなされている。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

大学設置認可時の計画においても、e ラーニング教育の不得手な部分を補うために、e ラーニングと異なる学習機会として、ボランティアによる社会体験及びインターンシップによる就労体験等の課外の実践を進めることが述べられている。組織的な支援体制が整備され、大学から持続的な情報発信を行いながら、参加学生を増やすための方策を検討する。

### 【根拠資料】

資料 5-12-1	大学ホームページ「インターンシップセンター」 (URL : <a href="http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/internship/index.html">http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/internship/index.html</a> )
資料 5-12-2	大学ホームページ「ボランティア活動センター」 (URL : <a href="http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/volunteer/index.html">http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/volunteer/index.html</a> )

## 第6章 研究環境

### 【到達目標】

1. 社会的要請の高い研究分野について、学外研究資金による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化を活性化させるための体制を整備する。
2. 教員の研究支援を適切に実施する体制を整備する。
3. 教員の教育・研究・社会貢献等に関する活動実績のデータベース化のために必要な情報を収集する。
4. 研究者の研究倫理に関する規定類を明文化し、公的研究費の厳正な使用と、不正発生の要因把握及び対応策策定のための体制を整備する。

### （研究活動／教育研究組織単位間の研究上の連携／研究上の成果の公表、発信・受信等）

#### 6-1： 論文研究成果の発表状況

#### 6-2： 国内外の学会での活動状況

#### 6-3： 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

#### 6-4： 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

### 【現状の説明】

開学間もない本学において、教員の研究業績は、個人がそれまで培ってきた専門分野における教員個人の研究や、学外の多様な研究機関と本学教員との共同で展開されていることが多い。これらの研究は、教員が所属する学部の専門性と重なっており、学部の特色を高めるものである（資料 6-1-1～4、大学基礎データ表 24）。

各教員は、国内外の学会等の活動の中で、論文研究等の成果を発表しており、また研究論文・研究成果の公表を支援する場として、『サイバー大学紀要』（平成 21 年 3 月創刊）を発刊している（資料 6-1-5～6、資料 6-2-1～4、資料 6-4-1～5）。加えて、オンライン大学である本学の e ラーニングの実践を、大学の組織的な研究成果等として適切に公表する手段も検討している。

平成 19 年度から、教育研究等に係る実績報告としては、「教育研究等活動の個人評価票」の提出を全専任教員へ求め、研究等の状況に関する活動実態の情報を収集し、各教員の研究実績の定量的な把握を全学的に行っている（資料 6-1-7）。

平成 21 年 2 月には、社会的要請の高い分野について、学外研究資金による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化を目的とする附属機関として、「サイバー大学研究機構」を設置している（資料 6-3-1～2）。また、研究機構の枠組みの中で、本学専任教員が所長となり、5 年間以内の時限活動による機動的な研究組織としてプロジェクト研究所を発足させている（資料 6-3-3～4）。

研究所は、設置から 3 年後にその見直しを行い、存続等について研究機構と協議することとし、また設置期間終了時には学外の第三者による評価を受けることとする等、研究組織が硬直化しないような措置が取られている。

平成 21 年度 9 月時点で、8 件のプロジェクト研究所を設置しており、その活動については、研究の

成果を論文または著作物等で発表し、社会に公開することとしている。

- ①「定住自立圏研究所」：(所長 IT 総合学部教員)  
定住自立圏成立要件の研究
- ②「モバイル教育研究所」：(所長 IT 総合学部教員)  
モバイル教育システムの研究
- ③「世界遺産施設整備研究所」：(所長 世界遺産学部教員)  
世界遺産地域（候補地域含む）におけるトイレ整備の動向に関する調査研究
- ④「建築材料研究所」：(所長 世界遺産学部教員)  
建築材料に関する技術史的研究
- ⑤「文化遺産保存研究所」：(所長 世界遺産学部教員)  
文化遺産の保存科学的総合研究及び保存・修復技術の開発研究
- ⑥「e-ラーニングにおける外国語科目教材設計研究所」：(所長 語学教養部教員)  
Web2.0の活用法による学習者のSLAと学習動機の効果に関する研究
- ⑦「中国文博研究所」：(所長 世界遺産学部教員)  
中国考古学及び博物館学の研究
- ⑧「e-Learning 研究所」：(所長 語学教養部教員)  
e-Learning の質保証の推進および国際的通用性の確保

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

各学部の教員の研究活動の成果の発表の場として、『サイバー大学研究紀要』を刊行しており、大学の研究活動を内外に発信する取組みでもあり、今後とも継続すべきものである。

そして、まだ日本では先例の少ない、「完全インターネット講義」を実践する本学の果たすべき社会的責務として、e-ラーニングに係る先端的な学術研究を組織的に推進し、併せて研究成果等の積極的な公表、普及に努める必要がある。

また、「教育研究等活動の個人評価票」の提出を全専任教員に求めており、教育・研究・社会貢献等に関する活動実態の情報収集を実施しているが、論文等の研究成果を統合的な基礎データとして公表するため、研究者情報データベースを作成する必要がある。

企業との共同研究をもって行う実学実践による研究、地方自治体との連携を通じた地域に密着した研究、海外の研究機関等との国際交流の下に行われる学際的研究等を実践するためには、教員個人の研究活動の蓄積のみでは自ずと限界があり、また非効率な面もある。それを改善する試みとして、国内外の研究組織等との幅広い協力体制の構築を可能とし、また企業や行政との連携による外部資金の積極的な導入を推進するための仕組みとして、研究機構を新たに設置している点は評価できる。

また、たとえ小規模ではあっても、独創的な先端研究を行う研究者グループの精力的な活動を、大学組織の枠組みに位置づけ、より一層の研究活動の活性化を促す意味でも、研究機構には一定の意義がある。ただし、活動が緒に付いたばかりとはいえ、平成21年度9月時点で獲得した外部研究資金は研究助成2件に留まる。今後、研究成果を社会的な要請の高い分野に還元していくため、受託研究・共同研究・寄付研究・科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得件数を増やしていく必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

今後とも継続して、『サイバー大学研究紀要』を年1回刊行する。また紀要とは別に、eラーニングに係る本学の学術研究の成果を『eラーニング研究』として公表する。

各教員の論文等の研究成果の発表、国内外の学会活動等を通じた研究成果の発表状況の定量的な把握にあたっては、「教育研究等活動の個人評価票」の提出による毎年の把握を継続的に実施し、また研究評価についても、慎重に検討しながら進めていく。併せて、教員の教育・研究・社会貢献等に関する活動実績のデータベースである研究者情報データベースを作成し、Web上で公開する。

プロジェクト研究所の外部研究資金の獲得件数を増やし、その成果を積極的に論文等で発表し、社会へ公開していく。

#### 【根拠資料】

資料 6-1-1 IT 総合学部教員業績リスト

資料 6-1-2 世界遺産学部教員業績リスト

資料 6-1-3 大学ホームページ「IT 総合学部教員紹介」

(URL: <http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it/teacher.html>)

資料 6-1-4 大学ホームページ「世界遺産学部教員紹介」

(URL: <http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/heritage/teacher.html>)

資料 6-1-5 大学ホームページ「『サイバー大学紀要』創刊準備号」

(URL: <http://www.cyber-u.ac.jp/bulletin/0000/index.html>)

資料 6-1-6 大学ホームページ「『サイバー大学紀要』第1号」

(URL: <http://www.cyber-u.ac.jp/bulletin/0001/index.html>)

資料 6-1-7 「教育研究等活動の個人評価票」フォーマット

資料 6-2-1 IT 総合学部教員所属学会等リスト

資料 6-2-2 世界遺産学部教員所属学会等リスト

資料 6-2-3 IT 総合学部教員学会等活動リスト

資料 6-2-4 世界遺産学部教員学会等活動リスト

資料 6-3-1 サイバー大学研究機構規程

資料 6-3-2 サイバー大学研究機構運営委員会規程

資料 6-3-3 サイバー大学プロジェクト研究所規程

資料 6-3-4 プロジェクト研究所一覧

資料 6-4-1 サイバー大学紀要委員会規程

資料 6-4-2 サイバー大学紀要投稿規程

資料 6-4-3 サイバー大学紀要編集規程

資料 6-4-4 サイバー大学紀要投稿申し込み票

資料 6-4-5 査読審査方針

大学基礎データ (表 24) 専任教員の教育・研究業績

#### (研究活動／競争的な研究環境創出のための措置)

6-5: 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

6-6: 科学研究費補助金及び研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択状況

### 【現状の説明】

本学教員が実施している研究の中には、公的機関や財団等から助成を受けて行われているプログラムがある（大学基礎データ 29、32、34）。これらの研究助成を受けて行われている研究プログラムを学部別にみると、科学研究費補助金を受けて実施されたものが、IT 総合学部で1件、世界遺産学部で8件、また、学外研究費助成を受けているプログラムは、IT 総合学部の共同研究費1件（独立行政法人情報通信研究機構（NICT））、世界遺産学部の研究助成1件（福武学術文化振興財団）であった（資料 6-5-1～2）。

科学研究費について、平成 19 年度には6件の申請があり、そのうち採択は1件であった。ただし平成 19 年度分の申請は、同年度に入った後にも応募可能な「若手研究（スタートアップ）」等に限定されていた。開学2年目の平成 20 年度には、17 件の申請、採択は3件であった。採択率は、上述のような条件の違いにより単純に比較はできないが、平成 19 年度は世界遺産学部のみでの申請で約 17%、20 年度は全学で約 11%であった（大学基礎データ 33）。

また、学内助成制度として、学術研究を促進することを目的として、プロジェクト研究所所属の本学専任教員等の研究に係わる経費の一部を助成する「学内研究助成金」を設置し、平成 21 年度は7研究所を採択している（資料 6-3-1～4）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

両学部を合わせた科学研究費補助金の申請件数は、開学年度の平成 19 年度は6件であり、翌平成 20 年度は 17 件に増えている。外部研究資金の申請件数を増やすための取組みとして、科研費申請や採択率の向上のための教員向け説明会や、外部研究資金に係る公募情報提供等を効果的に行う必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

各教員に対しては、外部研究資金に係る公募情報提供等を行うとともに、科研費の申請件数・採択率の向上を目的とする研修会を実施する。

### 【根拠資料】

資料 6-5-1 科研費採択及び助成状況

資料 6-5-2 その他の外部研究資金採択課題リスト

大学基礎データ（表 29） 専任教員の研究費（実績）

大学基礎データ（表 32） 教員研究費内訳

大学基礎データ（表 33） 科学研究費の採択状況

大学基礎データ（表 34） 学外からの研究費の総額と一人当たりの額

### （研究における国際連携）

#### 6-7： 国際的な共同研究への参加

### 【現状の説明】

本学の世界遺産学部は、国際的かつ学際的な教育研究の推進を目的の一つとしている。特筆されるのは、エジプト・アラブ共和国の考古行政を司る機関や内外の研究者と、本学の複数の専任教員とが協同



して、同国の遺跡調査として、発掘から分析、遺跡・遺物の保存に至る総合的な共同研究を開学年度から継続実施していることである（資料 6-7-1）。

その他、本学部における国際的な共同研究は、教員個人の研究として数多く行われており、多くの場合、教員が海外において実施している現地調査が、国際共同研究の基礎となっている（資料 6-7-1）。

IT 総合学部においても、各教員の個人的な研究活動の中で海外研究者との共同研究が行われている（資料 6-7-2）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

エジプト等における国際共同研究は、今後とも継続されるべきものである。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

国際化への積極的な対応を理念・目的に掲げる本学において、エジプト等における国際共同研究を推進する。

#### 【根拠資料】

資料 6-7-1 世界遺産学部国際連携研究成果

資料 6-7-2 IT 総合学部国際連携研究成果

#### （経常的な研究条件の整備）

6-8： 個人研究費・研究旅費の額の適切性

6-9： 共同研究の制度化の状況とその運用の適切性

#### 【現状の説明】

本学の専任教員及び専任助手の個人研究費は、研究旅費を含め、一人あたり年額 300 千円となっている。用途に関しては、消耗品、図書、旅費、通信費、雑費等、予算の範囲内で、個人の計画に沿って自由裁量に任されている（資料 6-8-1～2、大学基礎データ 32）。

しかし、平成 20 年度に関しては、経営改善計画の一端で、当初、平成 21 年 3 月 10 日まで設定していた個人研究費の使用期間を、平成 20 年 12 月末までと変更し、それ以後の使用を凍結した（資料 6-8-3）。

本学では、まだ共同研究費の制度化は行っていないが、研究機構の設置により、学内の教員相互の共同研究の推進を図るとともに、学内公募型の研究資金をプロジェクト研究所に付ける枠組みを確保している（資料 6-3-1～4、大学基礎データ 31）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学の個人研究費については、用途目的が自由裁量に任せられ、旅費枠の指定等の制約がない点は、個人研究上の必要に応じた柔軟性のある制度であるといえる。新たに学内公募型の研究資金を設置しているが、現状で個人研究費の支給は凍結された状態のままであるため、検討が必要である。今後、共同研究費を制度化していく上で、新たに設置した研究機構の枠組みを充実させる必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

個人研究費の金額については、同規模他大学との比較等を行い、適切な額を再検討する。

#### 【根拠資料】

資料 6-8-1 個人研究費使用に関する規程  
資料 6-8-2 個人研究費取り扱い要領  
資料 6-8-3 平成 20 年度個人研究費取り扱い凍結の通達  
大学基礎データ（表 31） 学内共同研究費  
大学基礎データ（表 32） 教員研究費内訳

#### （経常的な研究条件の整備／経常的な研究条件の整備）

- 6-10: 教員個室等の教員研究室の整備状況
- 6-11: 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- 6-12: 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

#### 【現状の説明】

本学は、インターネット等のみを利用し、面接授業によらずに授業を行う通信制の大学として、校舎等施設の取扱いについて、構造改革特別区域の特例措置の適用を受けている。ただし、大学設置基準第 36 条第 1 項に規定される校舎等施設については、教育及び研究に支障のないよう福岡市にキャンパスを設置している（資料 6-10-1、大学基礎データ 35）。

本キャンパスには教員研究室が整備されており、40 席のコンパートメントが設置され、福岡在住教員が定常的に利用している他、福岡校舎とは別に、東京在住の教員が利用できるよう、東京汐留オフィスに IT 総合学部教員用コンパートメント（12 席）、また早稲田オフィスに世界遺産学部、語学・教養担当教員用コンパートメント（16 席）を確保している（資料 6-10-2）。また、平成 20 年 2 月に汐留オフィスの教員室を撤収し、引き続き平成 21 年 3 月には、早稲田オフィスの教員研究室を撤収した後、東京オフィスの教員室は牛込へ全て集約し、平成 21 年 11 月現在、16 席のコンパートメントを牛込オフィスに設置している。

研究時間確保については、本学の専任教員の担当授業科目数が、原則、8 科目（22 単位）となっており、学年進行に従って、e ラーニングコンテンツ開発・授業運営・学生指導に係る教員の負荷が益々高くなっていることに加え、委員会等の大学運営業務、各地で開かれる学生募集活動等への参加も求められるため、十分な時間を確保できない状況に至っている懸念がある（資料 6-11-1～2）。

また、開学間もない若い大学である本学には、まだ研究活動に必要な研修機会確保として、サバティカル研修等の制度が無い（資料 6-12-1）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

教員室は個室ではないが、専任教員一人ひとりの個人研究空間を確保しながら、教員間で必要な情報を共有し、一体感を保ちながら円滑な教育研究を行うことができている。また、平成 21 年 3 月以後、東京オフィスが牛込に一元集約されたことにより、教学組織と事務組織との連携が強まり、他学部の教員間の円滑な情報共有が増進されたといえる。

福岡キャンパス及び東京オフィスには、専任教員数を上回る席数の研究スペースを確保しているもの

の、東京在住の教員が多いこともあり、稼働状況としては、役職教員等の特定の教員に利用が偏っている点が課題である。今後、個別の研究スペースの必要性等に係る専任教員向けアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ改善に繋げる仕組みを整備する必要がある。

教員の定常勤務において、十分な研究時間の確保が困難な状況にある可能性を踏まえ、研究時間の確保と負荷の状況、また研修機会の必要性等に係る教員向けアンケート調査を行うことにより、実態の正確な把握に努め、校務などの責務が個人に偏らないような適切な方策を含め、研究時間確保の方策について検討する必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

研究時間の確保と負荷の状況、個別の研究スペースや研修機会の必要性等に係る専任教員向けアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、研究時間確保の方策について検討する。

#### 【根拠資料】

資料 6-10-1 「構造改革特区における特例措置 832」  
資料 6-10-2 福岡キャンパス配置図、早稲田オフィス配置図  
資料 6-11-1 雇用契約書  
資料 6-11-2 勤務表  
資料 6-12-1 研修申請書  
大学基礎データ（表 35） 教員研究室

### （倫理面からの研究条件の整備）

#### 6-13： 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

#### 【現状の説明】

本学は、平成 18 年の日本学術会議声明「科学者の行動規範について」に準拠し、本学における研究活動が公正に遂行されるように、平成 20 年度、研究に携る者とそれを支援する者が遵守すべき「サイバー大学における研究者行動規範」を定めた（資料 6-13-1）。また、研究者の研究倫理を支えるシステムの一環として、本学に不正防止委員会を設置している（資料 6-13-2）。

不正防止委員会においては、公的研究費の厳正な使用と、不正発生の要因把握と有効な対応策を策定するため、不正防止計画を立て、運用している（資料 6-13-3）。この計画に基づき、不正防止委員会は、研究費の不正使用に対する監査を定期的に行い、研究倫理を支えるシステムの維持と問題点の把握に努めている。また、大学には、研究活動の不正行為に関する相談及び告発受付窓口が設けられている。このような取り組みについては、本学ホームページ「競争的資金等の取り扱いについて」において公開している（資料 6-13-4～5）。

また、本学は、授業をインターネット等を通して行う大学であることに鑑み、授業を行う教員及び教育を支援する者が知っておくべき、そして遵守すべき著作権ガイドラインを定めている。このガイドラインに基づき、教員等の就任の際には、著作権に係る研修の受講を義務付けている（資料 6-13-6）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

平成 20 年度は、不正防止計画に定めた研究費の適正な使用に係るモニタリングを実施し、不正な使用が行われていないことを確認している。現状において、本学の研究倫理を支えるためのシステムが適正に整備されており、有効に機能していること示すものである。所轄の委員会を中心に、今後とも不正の防止に努めていく必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

本学において研究に携る者が、今後も研究倫理に関する諸規程や規範に基づいて行動するよう、大学と研究者が現状のシステムを厳正に運用し、その整備状況の不備の把握に努める。

#### 【根拠資料】

資料 6-13-1 サイバー大学における研究者行動規範

資料 6-13-2 サイバー大学不正防止委員会規程

資料 6-13-3 サイバー大学における公的研究費の不正防止計画

資料 6-13-4 大学ホームページ「競争的資金等の取り扱いについて」

(URL: <http://www.cyber-u.ac.jp/outline/competitivefunds.html>)

資料 6-13-5 大学ホームページ「サイバー大学競争的資金等の取扱いに関する規則」

(URL: <http://www.cyber-u.ac.jp/outline/pdf/competitivefunds.pdf>)

資料 6-13-6 著作権ガイドライン

## 第7章 社会貢献

### 【到達目標】

1. 各種のインターンシップやボランティア活動への参加機会を在學生に提供するための体制を整備する。
2. 福岡キャンパス等を活用し、対面による公開講座を開催するとともに、本学の教育研究の成果を広く社会に開放するため、教養科目を中心とするオンラインによる公開講座を開講する。

### （社会への貢献）

#### 7-1： 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

### 【現状の説明】

本学は、地域や年齢、時間、ハンディキャップの有無を問わず幅広い学びの場を提供し、教育格差の解消を目指すことを基本理念としている（資料 7-1-1）。この理念の下、目指すべき基本的方向として、オンライン大学である利点を活かし、地域間をネットワークで結ぶ教育研究拠点を他の機関と連携しながら形成し、地域間連携や国際交流を図るとともに、独創的・先端的な教育研究活動を展開し、その社会的な責務を果たそうと努めている。

学生は日本全国に分散しており、在住地域をフィールドとして地域に学び、あるいは研究することを大学として支援し、また社会貢献に係る基本方針としては、自治体や企業、関連団体等との連携協力に係る活動の推進を目指し取組みを進めている。また世界遺産学部では、日本・世界の地域社会の発展に世界遺産を活用するための教育研究を基盤として、地域貢献、産学官連携、国際交流面での社会貢献の一体的進展が目指すべき姿とされている（資料 7-1-2）。

上述の基本方針・目的を遂行するため、平成 20 年度より「インターンシップセンター」「ボランティア活動センター」を設置し、各種のインターンシップやボランティア活動への参加機会を、自治体や企業、関連団体等の協力の下、在學生に提供している（資料 7-1-3～4）。同じく平成 20 年度より、卒業単位に参入される科目として、「インターンシップ」「ボランティア論」を開講し、学生が在学中に一定期間、企業や団体等で自分の専攻、将来のキャリアに関連した就業体験、ボランティア活動を行う教育プログラムを提供している（資料 7-1-5）。

さらに平成 21 年度からは、本学の教育研究の成果を広く社会に開放するため、教養科目を中心とする公開講座を「e-カレッジ」として開講している（資料 7-1-6）。

地域貢献に関する教員の活動は、目標の設定と達成度を計る「教育研究等活動の個人評価書」の中で、「教育」、「研究」、「校務」と並んで評価しており、モチベーションの向上に努めている（資料 7-1-7～8）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学のオンデマンド型の e ラーニング学習手段が、学習時間や通学等の都合のつきにくい社会人の学習スタイルに合ったものであり、社会人のキャリアアップや生涯学習ニーズに対応した教育システムを、場所を問わず広く提供できるという意味において、e ラーニングによる教育実践を「完全通信制」で追

求する本学の存在自体が、社会人の教養を高め、また文化の向上、地域社会への貢献に大きく資するものといえる。

社会貢献に係る大学の基本理念に沿って、インターンシップセンター、ボランティア活動センターが設置され、各種インターンシップやボランティア活動への参加機会が在学生に提供されており、また、卒業所要単位に参入される学部共通科目として「インターンシップ」「ボランティア論」が開講され、企業等での就労体験やボランティア活動を推進する教育体制が確保されている。科目「インターンシップ」「ボランティア論」については、各々、平成20年度春学期、秋学期に開講したばかりであり、平成21年度からは、世界遺産学部の学生を対象として、文化財の保存修復等に関する知識を実習を通じて身に付けさせる内容も盛り込んでおり、その教育内容で、平成21年度春学期には「インターンシップ」で8名、「ボランティア論」で14名の履修者を世界遺産学部から得ている。

しかし、IT総合学部の学生の同科目の履修は、平成20年度から21年度春学期までの累計で、「インターンシップ」9名、「ボランティア論」で17名に留まっており、課外活動のボランティア、インターンシップについても今後更なる活動の場の提供が必要となっている。

インターンシップセンター、ボランティア活動センターは、ボランティアによる社会体験やインターンシップによる就労体験等学生の課外活動を支援する趣旨で設置されたものであり、等しく学生に参加機会が提供されているものの、上述の通り、科目内外の活動を合せても、その参加率はIT総合学部で約1%、世界遺産学部で約4%と、まだ取組みが始まったばかりではあるが、今後の更なる推奨が必要な現状といえる。

大学設置認可申請書においても、eラーニング教育の不得手な部分を補うための対面的な学習機会の提供として、ボランティア及びインターンシップ活動の推進を述べており、教育システムの充実度を評価するにあたり、参加率の向上が今後の課題として位置づけられる（資料7-1-9）。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

各種のインターンシップやボランティア活動は緒についたばかりであるが、科目の内外の活動ともに、参加学生の数が多いとはいえない。今後、学生への周知を一層徹底し、ボランティア活動情報等の発信を本学ホームページ等で積極的に行いながら、社会との交流の重要性・意義等の理解を促し、参加を推奨する。また、今後も継続して、実技・実習に係る受け入れ先の数を増やしていく。併せてボランティアやインターンシップの専門的知識を有する外部有識者等による助言を得ながら、実施体制等を適切に評価・改善する仕組みを導入する。

#### 【根拠資料】

資料7-1-1 大学ホームページ「サイバー大学が実現する4つの『フリー』」

(URL : [http://www.cyber-u.ac.jp/feature/feature\\_01.html](http://www.cyber-u.ac.jp/feature/feature_01.html))

資料7-1-2 サイバー大学設置認可申請書「イ 大学、学部、学科等の特色」(抜粋)

資料7-1-3 大学ホームページ「インターンシップ」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/internship/index.html>)

資料7-1-4 大学ホームページ「ボランティア」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/volunteer/index.html>)

資料7-1-5 「インターンシップ」、「ボランティア論」シラバス

資料 7-1-6 サイバー大学エクステンションセンター「e-カレッジ」

(URL : <https://ext.cyber-u.ac.jp/>)

資料 7-1-7 「教育研究等活動の個人評価書」フォーマット

資料 7-1-8 横須賀における生涯学習センターの委託講義概要

資料 7-1-9 サイバー大学設置認可申請書「インターンシップ、ボランティア活動の推進について」(抜粋)

## **(社会への貢献)**

### **7-2 : 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況**

#### **【現状の説明】**

本学がキャンパスを設置している福岡市の住民を始め、広く一般に本学の教育研究の成果を地域に還元するため、対面で行う公開講座を実施している。たとえば、「首都圏コンピュータ技術者株式会社」、「福岡ビジネス創造センター (FBCC)」等の企業と連携して合同セミナーを開催し、また、福岡市の照葉小中学校等、未成年の子供たちを対象とした講演会等も開催している (資料 7-2-1~3)。

平成 21 年 4 月、本学の教養科目を中心として、オンラインによる公開講座「e-カレッジ」を開設しており、一般向けの授業配信のほか、企業との法人契約による配信も行っている (資料 7-2-4~5)。本学における教養科目は、変化を続ける実社会を理解し考察するための新しい型の教養教育という位置付けの下、国内外の各方面で活躍する人材を教員として招き、今日的テーマを扱う多彩な内容で編成されるものである。e-カレッジは 4 月開設時点で 22 科目から始まり、それ以後、順次 1~2 ヶ月毎に科目が追加され、9 月時点で 26 科目を開講しており、累計の受講者数は、平成 21 年 9 月 29 日時点で 988 名となっている (資料 7-2-6)。

#### **【点検・評価 (長所と課題も含む)】**

首都圏コンピュータ技術者株式会社との合同セミナーにおいては、IT 系の個人事業者等、またキャンパスを設置している福岡市で実施した各種セミナーでは、地元地域企業関係者や地域住民等、平均して約 23 名の参加があり、一定の成果があったと判断される。

e-カレッジに関しては、「開かれた大学」を目指す本学にとり、教育研究の成果を広く社会に還元し、地域社会との交流を図るための一般向け公開講座として、教養科目が選択されていることは適当であるといえる。

#### **【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

本学がキャンパスを設置している福岡市における対面で行う公開講座は、地域密着の観点からも重要であり、今後も福岡キャンパスの効果的な活用を念頭におき、適宜企画・開催していく。

また、e-カレッジについては、受講者数増へ向けて広報宣伝活動等を充実させる。

### 【根拠資料】

資料 7-2-1 首都圏コンピュータ技術者株式会社との合同セミナーの実施状況

資料 7-2-2 大学主催セミナーの実施状況

資料 7-2-3 福岡 FBCC との合同セミナーの実施状況

資料 7-2-4 e-カレッジ会員規約

資料 7-2-5 e-カレッジ利用規約

資料 7-2-6 e-カレッジ受講者数の推移

### （社会への貢献）

#### 7-3： 教育研究の成果の社会への還元状況

#### 【現状の説明】

平成 21 年 2 月、本学における研究活動を戦略的に推進し、研究水準の向上を図るとともに、独創的な先端研究の育成を目的として、サイバー大学研究機構が設置されている（資料 7-3-1～3）。研究機構が運営を統括する形で、その下には、数年間の時限活動による機動的な研究組織として、本学専任教員が中核となるプロジェクト研究所群（平成 21 年度 9 月時点で 8 研究所）が発足している（資料 7-3-4）。

研究機構の組織的枠組として、国内外の研究組織等との幅広い協力体制の構築が可能であり、また、企業や行政との連携による外部資金の積極的な導入を推進し、平成 21 年度 9 月時点では発足まもないこともあり、未だ 0 件ではあるが、受託研究の積極的受け入れを行う方針を掲げて、研究成果の社会への還元を目指している。

また、本学システム部が中心となり、システム運用実務を委託しているソフトバンク BB 株式会社の協力を得て開発された学習管理システムは、e ラーニングによる遠隔通信教育を行う本学の全活動の基盤となるものである。なお、学習管理システムの開発に係る研究を戦略的に推進する母体として、平成 21 年 8 月、研究機構の下、プロジェクト研究所として「e-Learning 研究所」が設立されている。

教育研究成果を社会へ発信する方法としては、文字媒体による情報発信と、公開講座や講演会等口頭発表による対面的な情報発信を行っている。

文字媒体による情報発信は、紙版と電子版の双方を活用しており、「サイバー大学紀要」（平成 20 年 3 月創刊）第 1 号はオンラインジャーナルとしても大学ホームページ上に掲載している（資料 7-3-5～6）。また、開学前の平成 18 年 12 月から、「メールマガジン」（1～4 週毎の発信）の発行を開始しており、平成 20 年度は 17 回の配信、平均して 3,654 件の購読者を得ている（資料 7-3-7）。発信の内容は、大学のイベント告知を主とするものであったが、本学専任教員の研究成果を一般に伝える活動も一部展開している。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

「完全インターネット講義」をオンデマンド方式で行う大学自体、日本では本学をおいて未だ少数であり、今後同種のオンライン大学が増加していくのであれば、先行的な参照事例として、本学が開発した学習管理システム、また e ラーニングによる教育システム構築の過程で得られた様々な成果、たとえば、1. “なりすまし” 防止のための高精度の本人認証システム開発、2. 教員・学生間の双方向コミュニケーションの増進手段、3. インストラクショナルデザインに則った授業教材（e ラーニングコンテ



ンツ) の設計・開発とそれを遂行する組織・体制の整備、4. 指導補助者の質の平準化とドロップアウト防止等授業運営におけるその効果的な関与、5. ICT 教育の質保証のための教授能力開発 (FD)、等の一連の研究成果を、積極的に社会に還元することには大きな意義があるといえる。

e ラーニング研究所も含めて、活動が緒についたばかりであるが、研究機構の果たすべき役割のひとつとして、研究成果の社会への還元を機軸に据えた活動の活発化が必要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学習管理システムの開発や、e ラーニングによる教育システム構築の過程で得られた様々な成果を積極的に公表し、社会に還元する。

学内における競争的な研究資金の審査に係る評価指標として、「社会に研究成果を還元できるか否か」を設定することを検討し、併せて研究機構における受託研究の受入促進に係る方策を検討する。紙版、電子版による研究関連情報の読者ニーズに応える情報発信の方法、研究成果の一般公開を行う媒体としてのメールマガジンの効果的な活用についても検討する。

### 【根拠資料】

資料 7-3-1 「サイバー大学研究機構規程」

資料 7-3-2 「サイバー大学研究機構運営委員会規程」

資料 7-3-3 「サイバー大学プロジェクト研究所規程」

資料 7-3-4 プロジェクト研究所一覧

資料 7-3-5 サイバー大学紀要準備号

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/bulletin/0000/index.html>)

資料 7-3-6 サイバー大学紀要第 1 号

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/bulletin/0001/index.html>)

資料 7-3-7 メールマガジン配信状況

### (社会への貢献)

#### 7-4 : 国や自治体等の政策形成への寄与の状況

### 【現状の説明】

本学の教員は、IT 情報通信技術、文化遺産の保存・修復、考古学等の専門知識等を有しており、それら専門分野の知識・経験を積極的に活かし、国や県レベルでの委員会、審議会の委員や講師として活動し自治体等の政策形成に積極的に寄与する方向にある(資料 7-4-1)。またその活動視野は、国内に留まることなく、国際的な枠組みでの活動にも積極的に参加し国際的な政策形成の一助となっている。

### 【点検・評価(長所と課題も含む)】

本学所属の教員の多くは実業界、また文化財に関わる国の内外での専門性の高い活動を行っているため、国政、県政レベル等における審議会や委員会が開催される場合、その専門性を評価され、多くの教員が委員として、また講師として招聘されている。たとえば IT 総合学部の教員は、IT 通信関連の施策において、世界遺産学部の教員は文化遺産の保存修復、考古学発掘調査、環境保全等に係る助言を提供

しており、その点における国や自治体への政策形成に対する貢献が行われているといえる。具体的には総務省、経済産業省の国の省庁、情報処理推進機構、科学技術振興機構、日本学術振興会特別研究員審議会専門委員等の独立行政法人での活動や、千葉県文化財保護審議会等の県レベルでの活動等に広く寄与しており、また JICA 等の国際貢献活動の講師等としての活動も大いに評価できる（資料 7-4-2）。

また教員が、国、県レベルでの各種審議会や委員会の委員や各種研修会における講師等において、本学所属の教員が学外の団体からの依頼には可能な限り積極的に対応するように推進している本学全体の姿勢は、自治体等の政策形成や事業推進に寄与することを意味し、その公益性をその根本に持つ「大学」の役割を積極的に務めており評価できる。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

IT 情報通信や、文化遺産の保存修復、考古学発掘調査、環境保全等の分野における国や自治体への政策形成に対する貢献は、今後も積極的に継続されるべきものである。

#### 【根拠資料】

資料 7-4-1 国・自治体等からの受託実績

資料 7-4-2 専任教員自治体等政策形成への寄与状況

#### （社会への貢献）

#### 7-5：大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

#### 【現状の説明】

本学福岡キャンパスの図書館は、平日の 10:00～17:00 を開館時間としており、大学周辺地域在住住民、他大学の学生等にも開放している（資料 7-5-1）。一般の利用について、現在は貸出の対応は行わず「閲覧」「インターネット端末の利用」のみとしている（資料 7-5-2）。

休祭日等の休館日であっても、公開講座等のイベントを行う際には、図書館、並びに教室も必要に応じて一般に開放し、利用しやすい環境を提供するよう配慮している（資料 7-5-3）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

図書館の入館（利用）手続きは、現状においては入館チェックのみであり、一般利用者の利用範囲が「閲覧」「インターネット端末の利用」に限定されているその現状を改善するためにも、利用登録制度の導入を検討する必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

図書館を地域に開放しているが、利用登録制度の導入を検討すると同時に、「閲覧」に限定されている利用範囲については、「貸出」等、一般利用者の利便性を高める対応を検討する。

### 【根拠資料】

- 資料 7-5-1 福岡キャンパスの利用状況
- 資料 7-5-2 サイバー大学図書館利用案内
- 資料 7-5-3 福岡キャンパス休日開館実績

### （企業等との連携）

#### 7-6： 大学と大学以外の社会組織体との教育研究上の連携策

### 【現状の説明】

本学では、前述の通り、学際的共同研究を推進するための組織として、サイバー大学研究機構を設置し、国内外の研究組織等との幅広い協力体制の構築を推進するとともに、企業や行政との連携による外部資金の積極的な導入を奨励している。研究機構の下部組織として、実行箇所を担うプロジェクト研究所が配置され、平成 21 年度 8 月には、「定住自立圏研究所」、「モバイル教育研究所」、「世界遺産施設整備研究所」、「建築材料研究所」、「文化遺産保存研究所」、「e-ラーニングにおける外国語科目教材設計研究所」、「中国文博研究所」、「e-Learning 研究所」の 8 研究所が発足し、学外の研究機関、企業等との連携による研究の推進が図られている。

また、上記の枠組みとは別に、平成 19 年度 8 月に締結されたホンジュラス国立人類学歴史学研究所と本学との大学間協定に基づき、両組織共同でホンジュラスにおいて考古学フィールドスクールを継続実施しており、平成 20 年度も 5 名（春学期 3 名、秋学期 2 名）の学生を現地に派遣している（資料 7-6-1）。本試みと同様に、エジプト・アラブ共和国においても、本学とエジプト考古庁との協力により、本学学生がエジプト国内における発掘調査に参加する機会が提供されており、平成 20 年度は 8 名（春学期 5 名、秋学期 3 名）の学生が参加している。

基礎講義科目「インターンシップ」「ボランティア論」においても、一般の企業はもちろん、世界遺産学部の特色を活かし、学外の博物館等と覚書を取り交わし、「文化財の保存・修復」に特化した実習を行っている。平成 20 年度末に覚書を締結した受け入れ機関は、早稲田大学本庄考古資料館（埼玉県）、岩手県立博物館（岩手県）、花巻市博物館（岩手県）、御所野縄文博物館（岩手県）、津久井湖城山公園（神奈川県）、福岡市埋蔵文化財センター（福岡県）、太陽の船復原研究所（東京都）、西本組（和歌山県）の 8 機関であり、早速平成 21 年度の春学期より、科目履修時に学生から希望を受け、当該機関に学生を派遣している。なお、春学期の実習参加人数は 20 名（「インターンシップ」7 名、「ボランティア論」13 名）であった。引き続き平成 21 年度秋学期は、新たに吉野ヶ里歴史公園よりも受け入れの受諾を得て、7 名（「インターンシップ」5 名、「ボランティア論」2 名）の学生を実習に送り出している（資料 7-6-2）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

大学と大学以外の研究機関、企業等との効果的な連携により、研究面ではサイバー大学研究機構の設立をもって社会貢献活動を推進する体制を確保し、また教育面においては、e ラーニングで不得手とされる対面的要素を補完するため、インターンシップやボランティア等、実習を伴う教育機会を積極的に学生へ提示しようとしている点は評価できる。

とりわけ、ホンジュラス、エジプトにおける実習は、単に技術の修得を目指すのではなく、両国間の

国際文化交流に貢献し、国際的視野を育むことが目的とされる等、本学が育成する人材像に沿った教育内容となっている。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

サイバー大学研究機構プロジェクト研究所の外部資金調達は、平成 21 年 9 月時点で、2 件 320 万円に留まっている。学外の研究機関、企業等と連携して、共同研究、受託研究数を増やすための方策を検討する。

インターンシップ、ボランティア活動については、今後も全国各地域の研究機関等との連携交渉を進めて、受入れ機関数を増やしていく。

**【根拠資料】**

資料 7-6-1 ホンジュラス国立人類学歴史研究所とサイバー大学（日本）間の協力協定書

資料 7-6-2 インターンシップ、ボランティア論における実習先一覧

## 第8章 教員組織

### 【到達目標】

1. 教材制作に係る教員支援職を行うインストラクショナルデザイナーについては、専門的な知識を有する者を必要数確保し、組織的に研修を行い、ガイドラインに沿ってチームとして教材設計に関わる等、大学教育の質を担保するためのインストラクショナルデザイナーの質の向上と体制の充実を図る。
2. 授業運営に係る学生・教員支援を行うメンターについては、明文化された指針に沿って必要数採用し、組織的に研修を行い、ガイドラインに沿って学生の着実な履修継続や自主学習支援を行う等、大学教育の質を担保するためのメンターの質の向上と体制の充実を図る。
3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に実施する体制を整備する。

### （教員組織）

**8-1： 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性**

**8-2： 主要な授業科目への専任教員の配置状況**

### 【現状の説明】

#### （ア）IT 総合学部

IT 総合学部は「変化の激しい情報化社会において、最も必要なコンピュータ科学及びネットワークの基礎技術と応用技術により社会に貢献し得る人材の育成」を目的とし、その達成に向けて教育研究を行っている。平成20年10月15日現在、IT 総合学部では、学生数501名に対して専任教員数21名、兼任教員数4名の合計25名である（資料8-1-1）。

科目群は、いわゆる情報通信技術だけでなく、社会基盤としてのITの企業や社会活動への適用能力も育成するため、大きくコンピュータサイエンス系、ネットワーク・セキュリティ系、コンテンツ・ビジネス系に分類されている。しかし、学士課程であるので、ITの基礎分野であるコンピュータサイエンス系とネットワーク・セキュリティ系により多くの教員を配置している（資料8-1-2）。

コンピュータサイエンス系は、コンピュータやパソコンの歴史から始まり、コンピュータのアーキテクチャ、ハードウェア工学、ソフトウェア工学、言語プログラミング、データベース構造の理解と活用などの基礎を学ぶ科目群である。

ネットワーク・セキュリティ系においては、インターネット通信、モバイル通信、また通信技術の応用であるリモートセンシングや地理情報技術など、社会で今後ますます求められていくであろう、インターネットを始めとする各種通信技術の基礎とそれに付随するセキュリティ対策技術の基礎を学ぶ科目群である。これらのいわゆるテクノロジー系科目を担当する教員は、各科目に対して十分な研究業績及び教育経験を持つ教員と、同分野における企業活動の第一線で開発研究に従事したり、技術そのものの重要性やスキルの啓発活動を行なう指導的な立場の人物を採用している。

コンテンツ・ビジネス系は、IT技術を応用して企業内での事業企画や新規事業開発、並びに起業を通

して社会に貢献できる人材の育成を育成するために、その基礎知識を学ぶ科目群である。教員は、ビジネス界における実践経験豊富な技術者、起業家及び IT に特化した経営研究やマスメディアにおいて IT リテラシーのオピニオンリーダーとして長年実績のある人材を教員として配置している。

#### (イ) 世界遺産学部

世界遺産学部は「世界遺産を日本・世界の地域社会の発展に活用するための教育研究を行い、地域貢献、産学官連携、国際交流の面での社会的貢献に努めること」を目的とし、その達成に向けて教育研究を行なっている。平成 20 年 10 月 15 日現在、世界遺産学部では、学生数 307 名に対して専任教員数 22 名、兼任教員数 2 名の合計 24 名である（資料 8-1-1）。

科目群は、大きく世界遺産自体を、「学び」（調査・研究・教育）、「護り」（保存・修復）、「残し」（記録・アーカイブ）、そして「活かす」（観光・活用）4つのカテゴリーに分類される。

世界遺産自体を「学び」、「護る」カテゴリーは、人類共通の財産である世界遺産についての知識を広げ、理解を深めるとともに、発掘・保存・修復等の基礎を学ぶ。教員は、現地調査や保存修復プロジェクトの運営・実施を継続している人材を配置している。

世界遺産を「残す」カテゴリーでは、有形・無形文化遺産のデジタルアーカイブとしての保存・継承及び積極的な公開・活用や、その調査研究や技術の開発についての基礎を学ぶ。教員には、歴史的遺産のアーカイブに係る実務経験を有する専門家を採用している。

世界遺産を「活かす」カテゴリーでは、有形・無形の文化遺産の活用、文化遺産の観光関連産業への活用等、世界遺産を学術の分野に留めず、現代の生活との接点の中で活かしていくための基礎を学ぶ。教員には、観光やエコ・ツーリズムの分野で実践経験を有する教員を配置している（資料 8-1-3）。

#### (ウ) 学部共通科目

学部共通科目においては、外国語科目について、各学問分野及び実社会で不可欠な、より実践性の高い外国語教育に取り組むという目的から、英語の専任教員 3 名のうち英語を母国語とする外国人教員を 1 名配置し、また 3 年次配当の中国語でも同様にネイティブの教員を 1 名配置する予定である。

教養科目については、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、平成 20 年 10 月現在、3 名の専任教員、国内外の幅広い分野で活躍する 50 名の兼任教員、計 53 名の教員を配置している（資料 8-1-4）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

各部局において、組織の目的に沿った人員を教員として採用している。また専任教員の採用では、開学当初から任期制を導入しており、教員組織が硬直化しないように配慮するとともに、人員が不足する場合には、公募により教員を補充している（資料 8-2-1）。

また教員の配置についても、平成 20 年度現在本学では、教育課程を遂行する上で必要な教員を学年進行に従って行うとともに、教育上主要と認める授業科目においては専任教員の配置を進めている状況にある。しかしながら、たとえば IT 総合学部における技術等の今日的テーマを扱う分野で、最前線で活躍する人材を配置することが教育上望ましい場合、専任での採用が困難となることも想定される。現実として、両学部の専門科目の一部については、兼任教員を配置せざるをえないのが実情であり、今後も教育効果を慎重に見極めながら、専任・兼任の授業担当比率の適正化の検討を継続する必要がある（資料 8-2-2）。

教養科目において兼任教員が担当する割合が高いことは、今日的なテーマを第一線で活躍している人材をもって教授し、教養あるよき社会人の育成を目指すという本学の方針に沿ったものである。

平成 20 年 10 月 15 日現在、専任・兼任教員一人当たりの学生数は、IT 総合学部で約 20 名、世界遺産学部で約 13 名である。また、大学通信教育設置基準に基づく学部の専任教員数についても、平成 20 年 10 月現在、IT 総合学部では専任教員を 21 名、世界遺産学部では 22 名配置しており、両学部においてその条件を満たしている。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

IT 総合学部、世界遺産学部の専門科目の一部については兼任教員を配置しており、教育効果にも鑑みながら、専任・兼任の授業担当比率の適正化の検討を継続する。

#### 【根拠資料】

資料 8-1-1 学部別教員一人当たりの学生現員数（平成 20 年 10 月 15 日現在）

資料 8-1-2 IT 総合学部 分野別教員リスト

資料 8-1-3 世界遺産学部 分類別教員リスト

資料 8-1-4 科目毎担当教員一覧（学部別、専任・兼任教員別）（平成 20 年 10 月 1 日現在）

資料 8-2-1 JREC-IN（研究者人材データベース）の公募情報

資料 8-2-2 学部別専兼比率

#### （教員組織）

**8-3： 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）**

**8-4： 教員組織の年齢構成の適切性**

#### 【現状の説明】

専任教員は、主務として大学の教育、研究、校務の 3 つの業務に従事している。教育研究上特に必要があり、かつ、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、所定の「兼業願い申請」を学部の教務主任、学部長経由で学長に提出し、認められた場合のみ、兼業を可としている。平成 20 年 10 月時点で、全専任教員 43 名のうち、兼業先を持っている教員は 31 名である（資料 8-3-1）。現在のところ、教育、研究、校務において、兼業が支障をきたし、問題となったケースはない。

専任教員の年齢構成については、平成 20 年 10 月現在、30 代 12 名（27.9%）、40 代 9 名（20.9%）、50 代 9 名（20.9%）、60 代 10 名（23.3%）、70 代以上 3 名（7.0%）である。学部別では、IT 総合学部が、30 代 7 名（33.3%）、40 代 2 名（9.5%）、50 代 5 名（23.8%）、60 代 4 名（19.0%）、70 代以上 3 名（14.3%）、世界遺産学部では、30 代 5 名（22.7%）、40 代 7 名（31.8%）、50 代 4 名（18.2%）、60 代 6 名（27.3%）である（資料 8-4-1）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学の専任教員は、卒業研究科目も含め、原則として 8 科目（22 単位）を担当しており、第 6 章「研究環境」でも述べた通り、学年進行に従って授業コンテンツ開発・授業運営・担任制による学生指導に係る教員の負荷が益々高くなっている（資料 8-3-2）。加えて、各種委員会や学生募集活動等への参加も校務として位置付けられており、十分な研究時間の確保が困難になることすら懸念される状況である

(資料 8-3-3~4)。

しかし現状では、教育、研究、校務の業務に従事する時間数、大学内外における教育研究活動の状況、給与の状況等の観点からも、本学の専任教員は、大学設置基準第 12 条に規定される「専任教員」として適切な実体を備えており、またそのような者を専任教員として適切に位置付けているといえる。

専任教員の年齢構成については、30・40・50・60 代の各年代層の比率がいずれも 20%台であり、平成 19 年度には 50 代の教員が 5 名のみであった状況が改善され、バランスのとれた構成になっている。しかし学部別に見れば、IT 総合学部で 40 代、世界遺産学部では 50 代の教員が少ない傾向があり、今後適正化を図る余地がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

専任教員の年齢構成の適切性については、IT 総合学部で 40 代、世界遺産学部では 50 代の教員が少ない傾向があり、今後の新規教員採用の際等、適正化の要件として考慮する。

#### 【根拠資料】

資料 8-3-1 兼業願い提出者一覧と兼業時間割合

資料 8-3-2 担任制における専任教員配置表（平成 21 年 1 月現在）

資料 8-3-3 各種委員会名簿

資料 8-3-4 専任教員の学生募集活動参加状況

資料 8-4-1 学部別専任教員の年齢、性別、職位構成（平成 20 年度 10 月 1 日現在）

### （教員組織）

#### 8-5： 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

#### 【現状の説明】

学部内の日々の活動に係る教員間の連絡調整は、学部の全教員にメールがいきわたるメーリングリストを運用し、送付漏れが無いように諸連絡を行なっている。また、平成 20 年度よりグループウェアが導入され、イントラネット上での教員間の情報共有を図っている（資料 8-5-1）。そして、原則として月 1 回、学部による「教員会」を開催し、事前にメーリングリストで提出された議題について、学部の専任教員間で協議を行なっている。学部教員会で検討した議案については、教務委員会等で問題を十分に整理・精選した後、教授会に上程され、審議を経て承認を得る（資料 8-5-2）。

また、各学部局の教務主任は、週 1 回程度の頻度で開催される教務委員会において、教育課程を遂行するために必要な議案を審議している（資料 8-5-3）。

教授会は、東京オフィスにて、原則として月 1 回以上開催しているが、在住地域や研究出張等やむをえない理由でオフィスに赴けない場合は、Web 会議システムでの参加を認めており、その結果として、平成 20 年度に開催された教授会の教員参加率は 86.9%であった（資料 8-5-4）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

教育課程編成の目的を実現するための様々な議案については、メーリングリスト等を用いて教員間の



連絡調整を事前に図り、学部教員会で協議した後、教務委員会等での事前審議を経て教授会で決議する意思決定のフローを確立している。教授会を始め、各種の会議体は、対面のコミュニケーションを基本とするものであるが、補足的なコミュニケーション手段として、Web 会議システムを効果的に導入している点は評価できる。

専任教員間での連絡調整は密に行っているが、各学部の専門科目を担当する兼任との間においても連絡調整及び協議を行う必要があり、その点は十分ではないため、改善が必要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

教育課程編成の目的を実現するため、各学部の専門科目を担当する兼任教員と専任教員との間の各種連絡調整を、より円滑に行うための仕組みについて検討する。

#### 【根拠資料】

資料 8-5-1 CUBE 概要

資料 8-5-2 教授会審議・報告事項

資料 8-5-3 教務委員会審議・報告事項

資料 8-5-4 平成 20 年度教授会出席状況

### （教員組織）

#### 8-6： 教員組織における社会人の受け入れ状況

#### 【現状の説明】

本学では、実社会で実践的な能力を発揮するための「プロフェッショナルリズム型」の教育を行っていることから、一般企業等での実務経験のある教員を多く受け入れている。IT 総合学部専任教員のうち、一般企業等の実務経験者は 14 名、世界遺産学部は 4 名である。教養科目では、教養あるよき社会人の育成を目指すという本学の方針に沿って、国内外の第一線で活躍している人材を兼任教員として多く配置している。

しかしながら、在職する専任教員のうち、実務家としての特別枠で受け入れられた教員はいない。本学における教員組織編成の基本方針は、十分な研究業績・教育経験を持つことに加えて、実践経験豊富な人物を起用することである。この方針に沿って、IT 総合学部では、実戦経験を持つ技術者、企業家等も教員として配置し、また世界遺産学部においては、現地調査や保存修復プロジェクトの経験を有する人材を多く配置している（資料 8-6-1）。

新規の教員採用時に、研究業績・教育経験のみならず、実務経験も重視しているが、それは当初から実務家枠として受け入れるということではなく、結果的に大学人以外から採用される場合がある、ということである。従って、採用された教員は、採用後も他教員と区別されることはない。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

実務経験のある教員の受入数としては、十分多いといえる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

今後も、本学の教育理念に従い、各分野の第一線で活躍する教員を必要に応じ採用し、本学の教育目標に沿った教育を実践することで、卒業生の社会への適応能力を高めていく。

#### 【根拠資料】

資料 8-6-1 専任教員の一般企業等の実務経験者一覧

#### (教員研究支援職員)

**8-7： 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性**

**8-8： 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性**

#### 【現状の説明】

本学の教育支援職を担う者としては、授業の設計・開発の支援を行なう「インストラクショナルデザイナー」と、授業運営の支援を行なう「メンター」の2つの職種がある。

授業コンテンツ制作の支援体制としては、その設計・開発等にあたり、教育工学の一分野であるインストラクショナルデザインの手法を導入している。IT 総合学部学部、世界遺産学部、語学・教養の各々の科目群に各1名のインストラクショナルデザイナー、その下に各々数名のアシスタント・インストラクショナルデザイナーを配置し、授業コンテンツ制作に係る教員支援を行っている。またその職務内容及び採用基準として、「サイバー大学インストラクショナルデザイナーの職務内容および選考・雇用条件に関する指針」を定めている（資料 8-7-1）。

インストラクショナルデザイナーチームの定常的な教員支援業務としては、科目の目標に沿った授業設計書の作成支援の他、収録内容の確認等も担当し、また教材の開発期間中は、担当教員と密に連携をとり、授業内容が科目の目標と合っているかを確認し、ずれがあれば修正する等対応している。また、学外から顧問として招致した教育工学の有識者から助言を得る研修機会も確保している（資料 8-7-2）。

さらに、授業評価アンケート等の教育の状況に関する評価結果を個々の教員にフィードバックし、教員の自己評価を経た後、インストラクショナルデザイナーの助言等も踏まえて、教育内容の継続的改善を図る仕組みも導入している。

他方、授業運営に係る教員支援を行い、学生の指導補助を行なうメンターは、オンデマンド型の遠隔教育である e ラーニングにとって不可欠な存在といえる。本学では、学生の着実な履修継続を促し、自主学习への配慮を組織的に行うためにメンター制度を導入している（資料 8-7-3～4）。

メンターの採用においては、本学が定めた「指導補助者の採用と教育研修に関する指針」の選考基準に基づき、「原則として、担当教員と同じ分野を専攻する大学院修士課程以上、もしくはそれと同等の能力・知識・経験を有する者で、メンター業務を適切に遂行できると認められた者」を配置している（資料 8-7-5）。また、業務内容を定めた「メンター業務ガイドライン」を整備するとともに、能力及び業務の質を担保するための教育研修を実施し、その成果を検証した上、業務遂行能力が証明された場合に業務にあたらせている。そして着任後も、定期的な集合研修を実施し、質の向上に努めている（資料 8-7-6）。

平成 20 年度秋学期からは、メンター研修用の動画コンテンツ（理解度確認用テスト付）を準備し、研修の実施効率を増進させるとともに、研修の欠席者が生じないような対応をとっている（資料 8-7-7）。

教員とメンターは、授業運営の進捗を共有しながら、日常的にはメール等でやりとりを行なっている。

また、定期的にメンターの業務内容を担当の教員に提出し、業務が適切に行なわれているかをチェックしている。

本学では、実習・演習科目も含め、全ての科目において、履修学生 25 名に 1 名の割合でメンターを配置し、学生の学習指導にあっている。

メンターが学生のサポートを行なうツールとしては、授業において双方向性を獲得するために教員がテーマを設定し、オンライン上での意見交換・討議を行なう「ディベートルーム」や、質疑応答を行う「Q&A」、また連絡事項の通知を行う「科目のお知らせ」等がある。

外国語科目においては、履修学生を 25 名のクラスに分けており、クラス毎にメンターを配置している。

IT 総合学部の演習科目では、メンターの補助の下に、プログラミングの課題や、グループワーク等の学習方法を中心として実践的な力が身につくような工夫をしている（資料 8-7-8）。

世界遺産学部の基礎演習科目では、1 クラス 25 人の科目定員を設け、パワーポイント資料と動画を組み合わせることのできるオーサリングソフトを学生に配布し、学生によるプレゼンテーションを配信するなど、多様なメディアを高度に利用した授業運営をメンターの補助の下に行なっている。また、平成 20 年度から、オンラインでの事前学習と世界遺産のフィールドにおける実習で構成される授業を自由科目として開講しており、事前学習等においてメンターを活用した指導補助を行っている。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

インストラクショナルデザイナーについて、授業コンテンツ制作に関する専門的な知識を有する者を必要数確保し、組織的に研修を行い、ガイドラインに沿ってチームとして教材設計に関わる等、大学教育の質を担保するためのインストラクショナルデザイナーの質の向上と体制の整備に努めており、またインストラクショナルデザイナーを活用し、インストラクショナルデザインに則った教材の設計・開発を行っているといえる。

メンター制度に関しては、メンターにより教育の質に差が生じないように、業務内容をガイドラインとして定め、専門的な研修を実施している点は評価できる。メンターの人員配置についても、履修学生 25 名に 1 名の割合で配置し、数的には適切であるといえる。

また、学生からの授業評価アンケートにおいて、「あなたにとって、メンターのサポートは適切で効果的でしたか」の設問項目を設け、担当教員、メンター、インストラクショナルデザイナーを含めた教授チームの指導法改善に活かしている。しかし、学生の不満等が十分に把握できるよう、メンターに関する質問項目数・内容については再検討する必要がある。

他に、たとえば、平成 21 年度 7 月に実施された、授業に係る外部評価を行う「授業評価委員会」において、次のような改善意見が委員から提出されている。

- ・ ディベートルームの必要性の度合いは、科目の性格に依存する。その運用及び評価は、画一的なものとするのではなく、科目の性格（たとえば、基礎的な科目なのか否か、意見交換が重要な要素になるべき科目か否か、受講者相互の協調学習の必要性の高さ）などを加味して検討する必要がある。
- ・ 学生がより積極的に参加するディベートルームの運用について、FD 活動の一環として取組んでいく必要がある。

先に述べた通り、「ディベートルーム」は、学生間の意見交換の機会を確保し、協調学習を促進するためのツールとして、演習科目等にも利用されているものであるが、その運用・評価は、今のところ画一的なものに留まっている。学生の積極的な参加を促すための学習支援として、教員やメンターの効果

的な協同体制の在り方を検討し、FD活動に結び付けていく必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

インストラクショナルデザイナーを活用した教材の設計・開発、並びに教員とメンターによる効果的な教育指導の実施は、学期毎の振り返りによる評価・改善サイクルの適正な稼動をもって継続し、より一層の質の向上に努める。それと関連する課題として、メンター制度については、学生の不満等が十分に把握できるよう、授業評価アンケートにおける質問項目を再検討する。

学生間の意見交換の機会を確保し、協調学習を促進するためのツールである「ディベートルーム」については、画一的な運用・評価を見直した上、学生の積極的な参加を促すための学習支援として、教員やメンターの効果的な協同体制の在り方を検討する。また、それを「FDコンテンツ」のテーマとして配信する等、FD委員会を中心とする全学的なFD活動へと結び付けていく（資料8-8-1）。

### 【根拠資料】

- 資料 8-7-1 サイバー大学インストラクショナルデザイナーの職務内容および選考・雇用条件に関する指針
- 資料 8-7-2 インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー研修会実施状況
- 資料 8-7-3 メンター業務ガイドライン
- 資料 8-7-4 補助メンター業務ガイドライン
- 資料 8-7-5 「指導補助者の採用と教育研修に関する指針」
- 資料 8-7-6 メンター研修資料
- 資料 8-7-7 メンター研修用動画コンテンツ資料
- 資料 8-7-8 科目別メンター配置一覧
- 資料 8-8-1 FD 動画コンテンツ 授業設計書

### （教育研究支援職員）

#### 8-9： ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

##### 【現状の説明】

前述のとおり、本学において、授業の補助や運用支援を行う者としては、メンターという職種で制度化を行っている。本学が定めた「メンター業務ガイドライン」では、その業務内容を、「開講の準備」「学生間の意見交換の場である『ディベートルーム』の運営」「質疑応答を行う『Q&A』の管理」「学習支援」「教員の授業運営の補助」「動画コンテンツを自作するソフト『Xpert』を使用する演習授業の補助」「語学授業の採点補助」「授業運営の記録と評価」と位置づけている。

メンターの業務は、担当教員の指示の下で教務上の補助及び補助事務作業を行う「教務補助」、そして教育指導上の補助を行う「教育補助」の2種に大別される。また「教育補助」に関しても、学生のやる気を引き出す学習への動機付けや進捗管理等の「学習計画に係る補助」と、学生の質問や意見に対する一次回答、協調学習の促進、採点補助等の「学習内容に係る補助」に分けられる。

インターネットを用いた遠隔通信教育を実践する本学において、受講者の修了率や満足度を高めるために必要な要件として、利便性の高い学習管理システムや授業コンテンツ（教材）のみでは不足があり、

それを補うためにメンター制度を導入し、包括的な学習支援を行っている。一方、一般に TA の役割として位置づけられる教務補助や、個別の質問対応・採点補助等の学習内容に係る補助についても、本学の業務ガイドラインの一部に位置付けている。

ただし、TA 的な業務の比重は科目により異なっており、とりわけ、履修者数の多い外国語科目において、メンターの補助により教員の負荷を低減させ、教員本来の役割に集中させるために、高い比重で TA 的な職務をメンターに課して授業を運営している。また、他の科目でも、たとえば演習科目等で、TA 的な職務遂行を行う上で必要とされる人員を配置し、運用している場合もある。

本学では、大学設置認可時の計画に沿って、メンターは担当教員と同じ分野を専攻する大学院、または、教員が担当する専門分野における知識等を共有でき、相互が補完しあえる人物を原則として教員が推薦し配置している。その後、欠員が生じた場合も、公募等により、当該科目に近い分野の専門性を有する大学院生以上の人材を採用するよう努めている。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

大学が定めた「メンター業務ガイドライン」において、個別の質問対応・採点補助等の学習内容に係る補助、すなわち TA 的な職務の位置付けを行っている。ただし、メンターに求められる TA 的な職務の比重を高くおくべきか否かは、科目の性格や受講者数にも依存するものであるため、その運用は画一的なものとするだけではなく、科目の性格等を加味して検討する必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

「メンター業務ガイドライン」で一律的に業務の水準を担保しながらも、科目の性格や受講者数等の要件に鑑み、TA 的な職務の比重を高くおくべき科目を抽出・分類し、メンターのより効果的な活用について検討する。

#### （教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続／教育研究活動の評価）

- 8-10： 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
- 8-11： 任期制度等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況
- 8-12： 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- 8-13： 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

### 【現状の説明】

授業科目を担当する専任教員の任用については、完成年度まで文部科学省による教員審査・判定が義務付けられている。これと併せて、大学設置基準第4章「教員の資格」に述べられている内容に準拠しつつ、本学独自の教員任用と昇任・昇格の基準及び規程等についても整備を進めている。特に学士課程における新規教員の任用等については、教育上の指導能力及び教育研究等の業績評価を加味しながら、学長・学部長が総合的に評価し、さらに人事委員会、教授会等を経て決定することとしている（資料 8-10-1～2、8-13-1）。

平成 20 年度は開学 2 年度目ということもあり、教員の昇任・昇格人事は行われていないが、平成 21 年度には基準・手続について人事委員会において審議される等、その導入に取り組んでいるところである（資料 8-10-3）。

公募制については、平成 20 年度より専任・兼任教員や助手等を、研究者人材データベース (JREC-IN) や大学ホームページ等で公募しており、書類選考、面接等の手続も厳正に運用している (資料 8-11-1)。

教員の適切な流動化を促進させるための措置として、本学では、専任教員 (教授、准教授、講師及び助教) 並びに専任助手の採用は全て任期制となっており、任期は 1 年以上 5 年以内の期間とし、再任や年度毎の更新等、具体的な制度運用については、取締役会の決定により行われている (資料 8-11-2)。また、本学では、毎年度、全専任教員に対し、「教育研究等活動の個人評価書」の提出を求めており、教育研究等の状況に関する活動実態の情報を収集している (資料 8-12-1)。

学生による授業評価アンケートを通じた教員の教育活動に関する定期的な評価については、通信制による本学の長所を活かしたオンラインによる授業評価アンケートを春学期と秋学期の年 2 回実施し、そのアンケートの結果を教員個人にフィードバックし、授業改善に活用している (資料 8-12-2)。

また、教員の授業実践に係る外部評価の一環として、年に一度、e ラーニングの専門性を有する学外の有識者等で構成される外部者による授業評価 (オンライン授業参観を含む) を実施している (資料 8-12-3)。

### 【点検・評価 (長所と課題も含む)】

教員の任免・昇任・昇格については、完成年度まで文部科学省の教員審査・判定によって行われているのが現状であるが、大学独自の基準が未だ整備されておらず、改善が必要である。公募制についても、平成 20 年度以後、適宜実施しているが、公募に至るまでに必要な手続や公募する際の記載内容が文言化されていない。

各年度、「教育研究等活動の個人評価書」の提出を行っているが、その後の所属部局からのフィードバック等の手続が明確化されておらず、教育上の指導能力及び教育研究等の業績に係る教員個人評価について、インセンティブの付与等モチベーションの向上を図る等、組織的な対応を検討する必要がある。

各学期末に学生による授業評価アンケートを実施しているが、その結果は集計の後、全体平均と授業毎の平均点とを比較したシートに整理され、インストラクショナルデザイナーの所見と併せて教員へフィードバックされ、既存の授業コンテンツの部分的な改修、並びに次年度以降の継続的な教育目標の設定及び授業設計に資するようにしている点は評価できる (資料 8-12-4)。

なお、平成 20 年度には、学期末に「授業評価アンケート調査結果に対する教員自己評価」の提出を専任教員へ義務付けていたが、単なる自己評価に留まるものとして有効性が認められなかったため、具体的な授業改善へ結びつける流れを明示的にする意図の下、平成 21 年度からは書式をあらため、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出させている。また、授業評価アンケートの結果が著しく低かった場合には、「改善計画書」を各部長へ提出させ、改善を指導することとしている。授業内容、教授技術等に係る具体的な改善策については、開学年度の平成 19 年度から使用している書式である「授業コンテンツ改修申請書」に記入の上、コンテンツ制作センターへ提出させることとしており、その点に大きな変更はない (資料 8-12-5)。

学生による授業評価に係る課題としては、授業コンテンツや教授法等、評価結果を受けて改善された結果等について、学生に開示する方法や手順について検討する必要がある。

通信制による本学の長所を活かし、外部有識者等によるオンライン授業参観を含む外部評価が実施されている点は評価できる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

教員の任免・昇任・昇格の基準については、教育研究能力・実績に係る適正な評価基準を勘案しながら、公募手続等も含め整備する。

教育上の指導能力及び教育研究等の業績に係る効果的な教員個人評価の基準、手続等について検討する。

学生による授業評価アンケート結果を受け、授業コンテンツや教授法等、改善された結果等について、学生に開示する方法や手順について検討する。

外部有識者等によるオンライン授業参観を含む外部評価は、今後とも継続されるべきものである。

#### **【根拠資料】**

資料 8-10-1 人事委員会規程

資料 8-10-2 サイバー大学教授会規程

資料 8-10-3 昇任人事に関する人事委員会資料

資料 8-11-1 JREC-IN（研究者人材データベース）の公募情報

資料 8-11-2 教員の任期に関する規程

資料 8-12-1 「教育研究等活動の個人評価書」フォーマット

資料 8-12-2 「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」フォーマット

資料 8-12-3 第2回授業評価委員会議事録

資料 8-12-4 授業評価アンケート分析シート例

資料 8-12-5 授業コンテンツ改修申請書

## 第9章 事務組織

### 【到達目標】

1. 教育研究活動の事務支援をより効果的・効率的に行うために、事務組織の見直しを図る。
2. スタッフ・ディベロップメント（SD）を推進し、事務職員の資質向上を図る。

### （事務組織の構成／事務組織と教学組織との関係）

- 9-1： 事務組織の構成と人員配置
- 9-2： 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況
- 9-3： 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方策

### 【現状の説明】

平成20年度3月時点における事務組織は、「運営管理課」、「大学企画課」、「総務課」、「広報課」、「財務経理課」、「教務課」、「学生課」の7つの課、及び「システム局」からなる構成を取っていたが、平成20年7月には、円滑かつ機動的な管理運営を一層強化する目的で、次のような事務組織変更を行った。

まず、国内で前例の乏しい「完全インターネット制」をとる本学では、教学の取組みには常に新規的な創発性が必要とされ、事務組織と教学組織との効果的な連携協力が不可欠である。そこで、事務組織と教学組織の一体的な連携による意思決定の迅速化を図るため、「教務課」及び「学生課」を各々「教務部」「学生部」として事務局から独立させ、教員の兼務管理職である部長職を設けており、その任用にあたっては常勤を前提とし、職員が駐在しているオフィスの教員室に勤務させている。

「運営管理課」「大学企画課」「総務課」「財務経理課」については、法人組織の業務を兼ねて大学組織の業務を機動的かつ横断的に遂行するため、「管理部」に集約させた。また、学生募集活動を強化するため、「広報課」を「広報部」「学生募集部」に分け、人員を補充した。また、教務課で行っていた研究費関連業務については、研究活動を計画的かつ効果的・効率的に推進する機能を明確化するため、「研究費申請室」として独立させ、事務局下に配置した。さらに、大学システムの運用実務を委託するソフトバンク BB 株式会社との一体的な連携を強めるため、「システム局」は「システム部」にあらため、これも事務局下に配置した。

以上の組織変更を経て、本学では、学生募集部、広報部、管理部、システム部、研究費申請室からなる事務局、教務部、及び学生部による教育研究活動の事務支援を行っている（資料9-1-1）。

平成20年7月時点の各事務組織の役割は以下の通りである（資料9-1-2）。

<事務局>（大学経営面、情報システムの支援）

【学生募集部】（4名） 学生募集の計画立案業務、学生募集における市場調査業務等を担当。

【広報部】（4名） 社内外広報活動業務、広告宣伝活動業務、大学ホームページの制作・管理業務等を担当。

【管理部】（7名） 法務、経理、財務、人事、総務業務等を担当。

【研究費申請室】（2名） 個人研究費、科学研究費等の管理業務を担当。



【システム部】（1名） システムに関する事項、セキュリティに関する事項を担当。

＜教務部＞（教育企画部門、入試部門、研究費の支援）（8名）

サイバー大学学則に関する業務、学位に関する業務、教学関連の諸会議に関する業務、大学の制度及び教学の基本的事項の調査に関する業務等を担当。

＜学生部＞（学生、就職の支援）（4名）

学生の課外活動に関する業務、学籍に関する業務、奨学制度及び奨学生に関する業務、学生の就職に関する業務等を担当。

以上の事務組織は、いずれも教学組織の事務支援組織として位置づけられている。またいずれも組織図上は学長直下組織となっているが、これは学長のリーダーシップの下で、迅速かつ効果的な意思決定が行えることを目的としているためである。

本学では、学部等の教学組織内に事務部門を設置していないが、教授会、大学運営管理委員会、その他 11 の委員会では、教務部・学生部・事務局がその事務を所管している（資料 9-2-1）。平成 21 年 4 月から導入した教員による「担任制」では、その事務を教務部が担うとともに、事務局の広報・学生募集部とも連携を取っている（資料 9-3-1）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学の職員は、原則としてソフトバンクグループから派遣された、大学事務経験を持たない出向者であり、平成 20 年度までは人員の流動性が高く、組織の繁閑が度々生じ、組織再編も頻繁に行われていた。また、オンラインの大学であることによる運営の難しさと、また学年進行中であることにより、各組織における事務業務のマニュアル・フローが完全に整備されていないので、この点を改善する必要がある。

平成 21 年度以後、ようやく人員定着率が高まり、育成した人材を適所に配置し、安定的な事務組織運営を行うことが可能となりつつあるが、継続的・安定的人員配置を確保するための措置を検討する必要がある。

他方、職員の専門的知識を高めるため、大学事務経験者を顧問として招聘し、他大学へ職員を短期出向させる等の研修を実施し、組織的な対応を図っている点は評価できる（資料 9-1-3～4）。しかし、まだまだ十全とは言い難いので、継続的な改善を図る必要がある。

「教務部」「学生部」を発足させ、教員の兼務管理職である部長職を設けたことにより、事務組織と教学組織との間の連携協力関係は確実に強化されたといえる。しかし、教務部と学生部とが事務局から独立し、教学に係る事務局の役割が限定され、また事務局が会社機能を兼ねていることにより、事務局下の事務組織が担当すべき業務のうちの一部を、教務・学生部で行っているという実態がある。よって、事務組織内の業務分掌を見直し、教務・学生部の機能を適切なものとする必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

継続的・安定的人員配置を確保するための措置を検討するとともに、各組織における事務業務のマニュアル・フローを整備する。

また、教務・学生部の機能を、本来の教学に関わる企画・立案・補佐機能に特化すべく、事務組織内の業務分掌を見直す。

**【根拠資料】**

- 資料 9-1-1 サイバー大学組織図（平成 20 年 5 月 1 日現在）
- 資料 9-1-2 組織規程別表業務分掌表
- 資料 9-1-3 実務研修受入要請書
- 資料 9-1-4 研修実績一覧
- 資料 9-2-1 教学組織の委員会一覧
- 資料 9-3-1 担任制概要

**（事務組織の役割）****9-4： 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性****【現状の説明】**

教務・学生部は、目的に応じて各委員会を所管し、教員の兼務管理職が主体となって企画・立案を行っているが、職員も協働して企画・立案・補佐を行う体制となっている。また事務局職員も事案に応じて補佐している。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

教学に関わる企画・立案・補佐に関しては、教学組織から与えられた業務を実施することに力点が置かれる傾向があった。職員が専門的知識をより高め、事務的補佐業務に留まらず、企画・立案業務を担えるよう育成することが必要であり、今後は、事務組織の側において、学部等の運営における問題点の抽出及びその解決方法の提案等の企画立案機能を高めていく必要がある。

その意味では、完成年度までの計画を記載した「サイバー大学設置認可申請書」があるものの、大学本来の使命遂行を果たす上で、「中期目標」「中期計画」の策定がまだ行われていないことが課題である。中期計画に基づき、事業年度の業務運営に関して実施すべき事項を記載した年度計画を作成し、その達成度を自己評価しながら、大学の運営に活かしていくための事務体制を確保しなければいけない。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

職員が専門的知識をより高め、事務的補佐業務に留まらず、企画・立案業務を担えるよう育成する。「中期目標」「中期計画」を策定するための人員を管理部に配置し、「中期目標」「中期計画」を策定する。

**（事務組織の役割）****9-5： 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性****【現状の説明】**

あらゆる学内の意思決定に際して、事務組織が意思決定機関の事務を担当している（資料 9-5-1）。一

方、予算の意思決定については、事務組織が稟議制度を有していることから、教学組織の意見を適宜聴取して予算編成を行っている（資料 9-5-2）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

教授会等学内の意思決定事項は、事務組織の部内会議にて適宜共有されている。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

引き続き、事務組織が教学組織と密に連携をとりながら、学内の意思決定を進めていく。

#### 【根拠資料】

資料 9-5-1 各種委員会規程における所管部署一覧

資料 9-5-2 稟議規程

#### （事務組織の役割）

### 9-6： 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

#### 【現状の説明】

「研究費申請室」を事務局下に配置しているが、主な定常業務としては、学内外の研究費の申請に係る事項、研究費の精算処理を行っている。世界遺産学部の自由科目で行っている海外における「実習」では、教務・学生部が教育交流に係る事務的な支援を行っている。

入試に関する業務は、入試委員会が中心となり入学者選抜の要領を作成している（資料 9-6-1）。なお入試に関する相談、入試事務は学生部学生サポートセンターが行っている。一方、就職に関する業務は、平成 20 年度は開学から 2 年目であり、まだ学生の進路相談は本格化していなかったが、就職希望者の希望職種や地域等を具体的に把握し、きめ細かい対応を行うため、平成 21 年 3 月、職業安定法に基づき、「無料職業紹介事業」の申請手続きを完了し、就職相談室を設置の上、学生部の職員を配置し、「キャリアサポーター制度」等の企画・立案等を行っている（資料 9-6-2～3）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

「研究費申請室」という名称は、「研究費」の「申請」のみを所管するかのような誤解を与えるものであり、「研究推進室」（仮称）等、研究活動を計画的かつ効果的・効率的に推進する機能に相応しい改称が必要である。さらに、IT 総合学部、世界遺産学部ともに、国際的な視野に立った競争力の高い人材の育成を目標としており、学部の特性からも、国際交流等の実績を高めていく必要があり、研究面における国際交流を支援する目的を研究費申請室に付与する必要がある。

また、将来的には、海外姉妹校の開拓等を含む教育交流事業を担当する部局の設置も検討する必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

「研究費申請室」という名称は、「研究費」の「申請」のみを所管するかのような誤解を与えるものであり、「研究推進室」（仮称）等に改称し、国際的な研究交流の支援も含め、研究活動を計画的かつ効

果的・効率的に推進する目的を明確化し、運用する。

**【根拠資料】**

資料 9-6-1 入試委員会規程

資料 9-6-2 就職相談室規程

資料 9-6-3 職業紹介業務運営規程

**(事務組織の役割)**

**9-7 : 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況**

**【現状の説明】**

大学事務局の管理部及び法人組織である経営本部が、大学運営を経営面から支える機能を担っており、法人経営に係る最高意思決定機関である取締役会、取締役会の事前審議機関である経営会議の運営等の事務を行っている。なお経営本部は平成 20 年 10 月に発足させた法人組織であるが、これは、主な経常的収入である授業料収入等では収支の均衡が図れないことから、既存株主に対し増資を要請することや、新たな出資先を探す等、さらなる財務基盤の強化を目的として設置したものである。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

大学運営を安定的かつ継続的に行うためには、さらなる財務基盤の強化が必要となるため、新たに「経営本部」を発足したことで、経営面を支える事務組織はより強化されたといえる。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

大学運営を経営面から支える経営本部の活動を継続する。

**【根拠資料】**

資料 9-7-1 経営会議規程

**(スタッフ・ディベロップメント (SD))**

**9-8 : 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性**

**【現状の説明】**

大学の管理運営ノウハウが確立していないことから、大学事務の経験者を顧問として招聘し、指導・助言を受けている。また大学事務の専門的知識が要求される教務部・学生部の職員の資質向上のため、他大学に対して「実務研修」の受入を要請、実施している（資料 9-8-1）。（早稲田大学の教務部・理工学術院統合事務所・キャリアセンターが受入機関となっている）

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

実務研修の内容は、①就職相談室設置に伴う就職支援活動全般、②学務・教務・総務関係の基本的事項全般、③大学自己点検・評価活動全般、となっていることから、網羅的に研修を実施しており、またその成果は、規程・規則・履修要領等に反映されている。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

引き続き、実務研修を含む研修機会の確保に努めるとともに、オンライン大学の運営上の特色を踏まえ、必要なスキルを洗い出し、そのスキル形成のための研修の企画を検討・実施する。

#### 【根拠資料】

資料 9-8-1 実務研修受入要請書雛形

#### （事務組織と学校法人理事会との関係）

#### 9-9： 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

#### 【現状の説明】

本学における学校法人理事会に相当する機関は、法人組織である取締役会となっているが、取締役会には事務局下の各部長の他、教務・学生部事務部長が陪席し、議案の説明を行っている。また教学組織から上程された重要な議案については、取締役会の前に開催される経営会議にて、事務組織の各部局長より説明を行い審議されている。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

事務局は会社機能も兼ねていること、事務組織側より経営会議及び取締役会で議案の説明を行っていることから、事務組織と取締役会の一体的運営がなされており、双方の意思決定が共有されていることから関係は適切である。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

引き続き、事務組織と学校法人理事会に相当する取締役会との一体的運営に努める。

## 第 10 章 施設・設備

### 【到達目標】

福岡キャンパスにおいては、地域が定める各種ガイドラインに準拠しながら、利用者である学生の安全・衛生の確保に配慮し、学生の立場に立った環境整備に努める。

### （施設・設備等の整備）

#### 10-1： 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

### 【現状の説明】

本学の福岡キャンパスは、福岡県福岡市の中心部から北東 10km に位置する人工島「アイランドシティ」に設置している。この「アイランドシティ」は、アジアビジネスの中心的拠点として国際 IT ビジネス支援や国際的人材育成にも力を入れ、発展を目指すエリアであり、福岡アジアビジネス特区の中心である（資料 10-1-1）。アイランドシティでは、アジアや九州各地とのアクセス面での利便性も確保されており、アジアビジネスを推進する環境や仕組みの整備が進められている。また福岡市の新産業の創造を担う拠点の一つであるアイランドシティの中核機能として、共同研究のコーディネート機能やインキュベーション機能などをもつ「福岡ビジネス創造センター」を産学官で運営している。さらに、福岡都市圏大学、福岡市、福岡商工会議所が協力し、「大学ネットワークふくおか」が設立され、大学のまちづくりが推進されるとともに、大学間におけるネットワークの強化も進められている（資料 10-1-2）。

本学は、構造改革特別区域法の特例番号 832 の「インターネット等のみを用いて授業を行う大学におけるキャンパス等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」の特例措置を受けている大学であるため、「大学通信教育設置基準」の面積基準の適用は除外されている。ただし、教育及び研究に支障のないよう、学長室、会議室、事務室等の施設は福岡キャンパスに整備している。また、平成 20 年 9 月以降は、本キャンパス以外に、東京早稲田地区・牛込地区にオフィスを設置している（資料 10-1-3）。

主な施設状況は、次の通りである。

区分	主な施設	機能	面積 (㎡)
福岡キャンパス	学長室	座席数 2、別途打合用座席数 6	65.45
	会議室	会議室 2 (連結して使用可能)	91.46
	事務室	座席数 8	77.19
	研究室	座席数 40 (インターネット接続環境有り)	367.32
	教室	什器 (机・椅子) のレイアウト変更可能	143.81
	図書館	書棚数 71	132.97
	学習室	座席数 20 (インターネット接続環境有り)	46.54
東京オフィス	事務室	座席数 53	183.07
	会議室	会議 4 (大会議室 1・中会議室 1・小会議室 2)	95.1
	教員室	座席数 19	49.94
	学生サポートセンター	座席数 8	31.05

なお、上述の「教育及び研究に支障のないよう」とは、「インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等」であり、教育研究目的を実現するための諸条件として、以下のような実態を備えていることが必要とされるものである。

- ① 通信障害が発生した場合に、ただちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることのできる体制を有していること
- ② コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することができるよう、原則として 24 時間態勢でのサポートが可能なヘルプデスク機能を有していること
- ③ チューター、メンターなどのいわゆるティーチング・アシスタントを備え、授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、教員と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を有していること
- ④ インストラクショナルデザイナーなどの専門的人材が、インターネットによる授業の設計、配信等に関与する体制を有していること
- ⑤ 特に学部段階の学生を対象とするインターネット大学については、対面でのコミュニケーションによる教育効果に考慮して、当該大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模のキャンパス等施設を有していること

#### 【点検・評価 (長所と課題も含む)】

本学は、構造改革特別区域の特例措置を受ける大学として、必要なキャンパス等施設を教育研究に支障のないよう整備し、設置認可時の計画を履行している。教室及び会議室は、什器レイアウトの変更が可能であるため、各種セミナーや会議等にも対応が可能である。東京在住の教員も多いため、今後とも、Web 会議システム等の利用を推奨することで地理的な問題を解消し、教員間の円滑な情報共有を促進する必要がある。

上述の①～④に関しては、第 16 章「e ラーニングの実施体制」を参照されたいが、いずれも該当する

体制を確保している。また、⑤についても、福岡キャンパスに、学生用のスペースとして、教室、学習室等を設けており、条件を満たしているといえる。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

福岡にキャンパスを設置しているが、東京在住の教員も多いため、今後とも、Web 会議システム等の利用を推奨することで地理的な問題を解消し、教員間の円滑な情報共有を促進する。

#### 【根拠資料】

資料 10-1-1 アイランドシティの立地条件

(URL:[http://island-city.city.fukuoka.lg.jp/business/location/location\\_2.html](http://island-city.city.fukuoka.lg.jp/business/location/location_2.html))

資料 10-1-2 福岡ビジネス創造センター (URL: <http://www.fbcc.jp/>)

資料 10-1-3 福岡キャンパス図面・面積一覧

大学基礎データ (表 36) 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

大学基礎データ (表 36-2) 主要施設の概況

#### (施設・設備等の整備)

#### 10-2 : 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

#### 【現状の説明】

受講に係る推奨環境を学生へ提示しているが、学生側のパソコンやインターネット接続状況に関する保障を行うことは困難である。しかし、配信側システムの稼働環境においては十分な稼働率を保障し、また、システムサポートセンターに専門の問い合わせ窓口を設置し、各種技術的障害に対応する体制を確保している。

福岡キャンパスでは、一時的な受講等にも対応できるよう図書館や学習室を設けており、20 台のパソコンを配備しており、希望者への館内貸出を行っている。また、パソコン用プロジェクタやマイク等も常備し、各種セミナーや講演会開催に対する環境を整えている (資料 10-2-1)。

#### 【点検・評価 (長所と課題も含む)】

福岡キャンパスには館内貸出用パソコンを配備しているが、その利用率は極めて低い (資料 10-2-1)。利用率向上のため、学生への告知・案内を徹底する等の対応も必要であるが、個人のパソコン所持率・携帯率が高く、また学生の居住地が日本全国の多岐にわたること等から、パソコン借出の学生ニーズがそれほど高くはない可能性も考えられる。館内貸出用パソコンのニーズに関するアンケートを学生から採取し、その結果を踏まえ、館内貸出用パソコンの設置台数の再考、今後の有効な利用法等について検討する必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

館内貸出用パソコンの利用率向上のため、学生への告知・案内を徹底する。

館内貸出用パソコンのニーズに関するアンケートを学生から採取し、その結果を踏まえ、館内貸出用パソコンの設置台数の再考、今後の有効な利用法等について検討する。



**【根拠資料】**

資料 10-2-1 備品借用書

資料 10-2-2 備品利用実績

**(キャンパス・アメニティ等)****10-3 : キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況****10-4 : 「学生のための生活の場」の整備状況****【現状の説明】**

福岡キャンパスの研究室及び教室の照明は、環形蛍光ランプで丸形埋込器具を分散配置し、カバーごしの柔らかな拡散光で、頭上に圧迫感がなく、落ち着いた学習環境を提供している。またガラス張りカーテンウォールにより、ふんだんに自然光を取り入れ明るい空間を提供している。

学生からの施設に関する要望等については、学生サポートセンター及び学生専用サイトの「ご意見・ご要望」の中で受付けている（資料10-3-1）。

また、図書館では、学生の利用に供するため、両学部専門書を中心に蔵書を揃えている（資料 10-4-1）。教室は、利用率は高くないものの、本学が企画する学生向け履修相談会や、学生の自主的な勉強会等での使用を認める等便宜を図っている（資料 10-4-2）。

また、主として学生間のコミュニケーションを図る場として、コミュニティ型の Web サイトである「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」（SNS）を設置しており、正科生のみならず、科目等履修生の参加も認めている。「コミュニティ」に参加することにより、サークル等の課外活動や勉強会・懇親会等様々な活動に関する情報交換を可能としている（資料 10-4-3）。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

福岡キャンパスのキャンパス・アメニティに関しては、必要最低限の設備は備えているといえるが、そもそも本学の学生の居住地は多岐にわたり、また福岡在住の学生数は限られているため、福岡キャンパスのアメニティの向上が、全学生に対する平等な恩恵の享受に結びつかないという問題がある。むしろ、インターネット大学である特性を踏まえ、オンライン上のアメニティ等の在り方を本学で定義し、改善へと結びつける必要がある。

図書館は、両学部専門書等は配架しており、最低限の機能は備えているといえるが、電子書籍の充実等改善が必要である。また、教室の利用率は高くはないが、必要に応じ活用されているといえる。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

インターネット大学である特性を踏まえ、オンライン上におけるアメニティや学生生活の在り方について、学生からアンケートを採取し、得られた学生ニーズを踏まえ、オンライン上のアメニティ等の在り方を本学で定義し、改善へと結びつける必要がある。

**【根拠資料】**

資料 10-3-1 学生専用サイト「ご意見・ご要望」

資料 10-4-1 蔵書リスト

資料 10-4-2 施設利用履歴

資料 10-4-3 大学ホームページ「サイバー大学 SNS 機能一覧」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/campus/aspect/sns.html>)

**(キャンパス・アメニティ等)****10-5 : 大学周辺の「環境」への配慮の状況****【現状の説明】**

福岡キャンパスがあるアイランドシティ(香椎照葉三丁目)では、「香椎照葉三丁目東地区地区計画」・「香椎照葉3丁目東地区緑地協定」・「香椎照葉3丁目東地区建築協定」が定められており、本学もそのガイドラインに準拠し、安心して暮らせる住環境や快適な研究環境の共存・融合を図るとともに、道路や公園等の公共空間と連携した緑豊かなオープンスペースを確保し、周辺の環境と調和したゆとりある街並みの形成を図り、良好な市街地環境の形成・保全に努めている(資料10-5-1)。

また、福岡キャンパスを地域社会に開放する等、有効な活用にも努めている。地域社会からのニーズの把握については、福岡市と定期的に会議を行い、講演会等の要請があれば積極的に参加することとしている(資料10-5-2)。

**【点検・評価(長所と課題も含む)】**

地域が定める各種ガイドラインに準拠しており、周辺環境については配慮しているといえるが、地域社会等、学外関係者のニーズの把握もアンケート等により適切に行い、キャンパス等の管理・運営に役立てる必要がある。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

地域社会等、学外関係者のニーズ把握を、アンケート等により実施する。

**【根拠資料】**

資料 10-5-1 都市計画香椎照葉三丁目東地区地区計画

(URL:<http://www.toshikeikaku-city-fukuoka.jp/tikukeikaku/higashi/higashi20.pdf#search='香椎照葉三丁目東地区地区計画'>)

資料 10-5-2 外部セミナー案内チラシ

(URL:<http://www.fbcc.jp/tools/file/download.cgi/1101/e%E3%83%A9%E3%83%BC%E3%83%8B%E3%83%B3%E3%82%B0%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7.pdf>)

**(利用上の配慮)****10-6 : 施設・設備面における障がい者への配慮の状況**

### 【現状の説明】

福岡キャンパスは、ワンフロアで完結する場所を確保し、障がい者や年配者に対するバリアフリー化への配慮を行っている。入居ビルにおいては、障がい者用トイレ・障がい者用エレベーター・障がい者用駐車場が設置されている。また、学生専用サイトでは、アクセシビリティを考慮したWebサイトを設計しており、障がいを持つ学生にアンケート調査を実施し、回答した学生のうち成績優秀者について授業料免除を行う「アクセシビリティ向上パートナーシップ制度」を導入している（資料10-6-1）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

福岡キャンパスは、バリアフリーを考慮して設計・建築された建物であり、障がい者等への配慮は出来ているといえる。しかし、本学が入居している3階には、車椅子専用のトイレが整備されておらず、車椅子を利用する学生は、1階の専用トイレまで行かなければならない。また、ビル出入口に関しては自動扉となっており車椅子での出入りに支障はないが、その他の扉は手動式となっている。専用トイレの考慮は困難であるが、各種出入口の扉等において、バリアフリーを考慮した利便性の向上を検討する必要がある。

学生専用サイトについては、アクセシビリティ向上パートナーからのアンケート等を分析した上で、改善を図る体制を確保している。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

福岡キャンパスの各種出入口の扉等において、バリアフリーを考慮した利便性の向上を検討する。

### 【根拠資料】

資料10-6-1 サイバー大学アクセシビリティ向上パートナー減免措置規程

### （利用上の配慮）

#### 10-7： キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

### 【現状の説明】

該当無し。本学は、基本的に通学を必要としない通信制の大学であり、学生の居住地も全国の多岐にわたっており、通学を前提とするキャンパス間の移動の円滑化への考慮は、問題とはならない。また、複数のキャンパスを持つものでもない。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

該当無し。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

該当無し。

## （利用上の配慮）

### 10-8： 各施設の利用時間に対する配慮の状況

#### 【現状の説明】

本学の施設は、土日祝祭日を除く平日 10:00～17:00 を開放している。しかし、学生からの申請があれば、休館日でも開放し、教室等を使用することが出来るようにしている（資料 10-8-1）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

開館日を定めているが、事前に申請があれば休館日でも対応していることから、一定の配慮がなされているといえる。しかし、図書館等の個人利用は、平日、または大学説明会等のイベントがある場合に限定されており、社会人学生のニーズにマッチしておらず、利用者数も少ないと思われる（資料 10-8-2）。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

福岡在住の社会人学生の図書館利用に係るニーズをアンケート等で把握し、適正な開館日・時間について検討する。

#### 【根拠資料】

資料 10-8-1 サイバー大学福岡キャンパス利用申請書

資料 10-8-2 休日利用実績

## （組織・管理体制）

### 10-9： 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

### 10-10： 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

#### 【現状の説明】

福岡キャンパスには、3人の事務職員を配置し、定常的な管理・運営を行っている。また、総務所管部署長を施設管理責任者として任命しており、施設の維持・管理の責任体制を明確化している。また施設管理責任者のほか、室管理責任者の役割も明確化している（資料 10-9-1）。なお、施設利用においては、学生の利用に関しては学生主任、教員の利用に関しては学部長、職員の利用に関しては所属部長を通じて、書面にて利用申請を行い、施設管理責任者の承認を得ることとしている（資料 10-9-2～3）。また、利用に際し遵守すべき事項や禁止事項等も定義されており、施設の維持管理強化に努めている。

キャンパスの衛生・安全の確保については、前述の事務職員が実質的に行うこととしているが、緊急を要する事態が生じた場合には、事務局長、学長、社長という連絡体制が確立されており、危機管理体制を整えている（資料 10-10-1）。防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、入居ビル全体にて警備会社と契約しており 24 時間機械警備を実施している。また、衛生面においては、年 2 回空調機清掃を実施、また年 1 回カーペットのスチーム洗浄を行うとともに、建物内における害虫駆除を実施し、衛生管理を行っている（資料 10-10-2）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

施設・設備の維持・管理のための責任体制は明確であり、責任体制が確立しているといえる。  
また、緊急時の連絡体制を確立し、衛生・安全の確保を図るためのシステムが整備されているといえる。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

引き続き、施設・設備の適正な維持・管理、衛生・安全の確保に努める。

**【根拠資料】**

- 資料 10-9-1 サイバー大学施設管理規程
- 資料 10-9-2 サイバー大学福岡キャンパス利用申請書
- 資料 10-9-3 福岡キャンパス利用申請マニュアル
- 資料 10-10-1 リスク管理規程
- 資料 10-10-2 サイバー大学年間清掃計画

## 第 11 章 図書・電子媒体等

### 【到達目標】

1. 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備を行い、利用環境を含めたサービスについても利用者への配慮を行う。
2. 学術情報の処理・提供システムの充実と、国内外の他大学との協力を推進する。

### （図書、図書館の整備）

- 11-1： 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性
- 11-2： 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や資格機器の配備状況、利用環境の整備状況と適切性

### 【現状の説明】

本学では、福岡キャンパスに 132.97 m<sup>2</sup>の図書館と、23.48 m<sup>2</sup>の書庫を整備し、IT 総合学部と世界遺産学部の専門領域に関する書籍を中心に、和書 11,754 冊、洋書 4,896 冊の合計 16,650 冊の蔵書を備えている（資料 11-1-1～2）。開館時間は平日の 10:00～17:00 であり、また館内には、46.54 m<sup>2</sup>の学習室を併設し、インターネット接続も可能な閲覧席を 20 席設置しており、授業を受講しながら関連図書を閲覧することができる。さらに、DVD 再生機能のついたパソコンを 20 台準備しており、希望者への館内貸出を行っている。その他、ビデオが閲覧できるデッキを 1 台配置しており、視聴覚資料を閲覧できる環境を整えている（資料 11-2-1～4）。

オンラインの大学である本学では、学生の居住地が日本全国の多岐にわたること、また多数を占める社会人学生は平日の来館が困難な場合もあることから、自宅等からでも自分の目的とする図書の所蔵を確認できるように、蔵書検索システム（OPAC）を導入している。学生が本学の蔵書を検索の上、借出を希望する場合は郵送での対応も行っている（資料 11-2-5）。

また、平成 21 年 3 月には、本学学生向けに図書館セミナーを開催し、図書館長による図書館蔵書に関する概要説明、その効果的な利用法、他大学の図書館の利用法の案内等、図書館の効果的な利用を促進させる啓発活動も行っている（資料 11-2-6）。

上記の紙媒体図書以外にも、本学では、オンライン上の図書として、学生・教職員向けに「ブリタニカオンライン」及び論文検索サービス「CiNii」を提供しており、自宅からでもアクセス・閲覧出来るようにしている（資料 11-2-7～8）。

なお、蔵書については、図書館長、司書資格を有する副館長及び各学部の教員で組織された図書委員会において、体系的な書籍・雑誌等の整備や、利便性・利用率向上のための検討を行っている（資料 11-1-3）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学は、構造改革特別区域法の特例番号 832 の「インターネット等のみを用いて授業を行う大学にお

ける校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」の特例を利用しているため、図書館等の面積については、法的に面積が定められていない。しかし、設置認可申請に係る提出書類において、当初計画として提示していた面積（131.0 m<sup>2</sup>）、収納可能冊数（10,900 冊）はいずれも現状では超えている。蔵書数増加に伴い、書庫を新たに整備することで当初計画の2倍程度の収納が可能となった。また、紙媒体の図書の蔵書は、設置認可時の計画で挙げた10,000冊（和書8,000冊、洋書2,000冊）の1.6倍以上を所有しており、和書、洋書の冊数も計画時のそれを上回っている。以上のことから、最低限の規模・量的な基準は満たしているといえる。

しかし、蔵書の体系的収集と整備が十分に行われているとはいえないため、選書基準等も検討の上、より一層の蔵書の体系的収集と整備に努める必要がある。

学生の図書館の利用率が低いのは、福岡在住の学生数が限られていることより、やむをえない面もあるが、開館時間は平日の10:00～17:00に限られており、社会人学生のニーズに合わせた開館日・時間の適正化等についても検討する必要がある。

利用率もさることながら、貸出数が低いのが課題であり、全国に在住する学生に利便性の高い貸出システムを整備し、貸出冊数の増加を図るための方策についても検討する必要がある。併せて、他大学図書館や他機関との協力体制を充実・強化する必要がある。図書の郵送貸出については、送料を全て学生が負担することとしており、これが利用の少ない一因と判断されるが、本学図書館の利便性等について、学生アンケートを実施し、実態の正確な把握に努める必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学生の図書館の貸出冊数の増加を図るために、蔵書の体系的な収集と整備、電子書籍の充実を検討する。加えて、図書館利用率の向上を図るために、学生向け図書館利用ガイダンスの実施、利用者ニーズに合わせた開館日・時間の適正化等の対応を検討する。また、図書館の利便性等について、学生アンケートを実施し、実態の正確な把握に努める。

本学学生の居住地は日本全国の多岐にわたるため、他大学の図書館を本学学生が利用できるようにする等、他大学図書館や他機関との協力体制の整備について検討する。

#### 【根拠資料】

- 資料 11-1-1 図書館蔵書リスト
  - 資料 11-1-2 図書館蔵書配置リスト
  - 資料 11-1-3 サイバー大学図書委員会規程
  - 資料 11-2-1 図書館内写真
  - 資料 11-2-2 サイバー大学附属図書館規程
  - 資料 11-2-3 図書館利用状況及び図書貸出リスト
  - 資料 11-2-4 図書館休日開館実績
  - 資料 11-2-5 図書貸出フロー
  - 資料 11-2-6 図書館セミナー報告書
  - 資料 11-2-7 「ブリタニカオンライン」キャプチャ画像
  - 資料 11-2-8 「CiNii」キャプチャ画像
- 大学基礎データ（表 41） 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況

大学基礎データ（表 42）	図書館利用状況
大学基礎データ（表 43）	学生閲覧室等

### （情報インフラ）

11-3： 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

11-4： 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

#### 【現状の説明】

本学では、学生向けに蔵書検索を行えるように検索システム（OPAC）を提供している（資料 11-3-1）。

また、国立情報学研究所（NII）が運営する学術文献のデータベースの「CiNii」のサービスも提供し、約 1,000 タイトルの学会誌に掲載された約 300 万件の論文本文を検索できるようにしている（資料 11-3-2）。

その他、図書館に関する有用な情報等を集めたリンク集を整備し、学生の利便性を高めるよう工夫している（資料 11-3-3）。学内の蔵書管理、貸出管理については、蔵書数、利用頻度の低さから、専用のシステムは準備せずに、エクセルでの管理を行っている。

専用のシステムを備えていないことから、他大学とはオンラインで繋ぐことはできないが、本学の学生が他大学の図書館を利用したいと申し出があった場合には紹介状を発行することとしている。

なお、紙媒体の図書については、年に 2 回蔵書点検を行い、未返却等の書籍がないかを定期的に確認している（資料 11-4-1～2）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

福岡在住の学生数が限られており、図書館の利用率は低く、また貸出冊数も少ないため、現状では管理等を含めシステム運用でも問題なく機能しているといえる。しかし、今後、利用率・貸出冊数の向上、蔵書数の増加、また他大学との協力・連携を図るために必要な対応については別途検討する。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

利用率・貸出冊数の向上、蔵書数の増加、また他大学との協力・連携を図るために必要な対応について検討する。

#### 【根拠資料】

- 資料 11-3-1 学生専用サイト「OPAC」掲載イメージ
- 資料 11-3-2 学生専用サイト「CiNii」掲載イメージ
- 資料 11-3-3 学生専用サイト「図書関連リンク」
- 資料 11-4-1 図書館棚卸マニュアル
- 資料 11-4-2 2008 年度図書館棚卸報告書



## 第 12 章 管理運営

### 【到達目標】

1. 大学の目的を達成するため、学長のリーダーシップの下で、効果的かつ民主的な意思決定を行う体制を整備する。
2. 法令遵守に係る適切な体制を整備する。

### （教授会、研究科委員会／評議会、大学協議会などの全学的審議機関）

12-1： 学部教授会の役割とその活動の適切性

12-2： 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

12-3： 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との連携及び役割分担の適切性

12-4： 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

### 【現状の説明】

本学は、学部の共通課題として、学習管理システム等の基盤整備に全学的な議論を図る必要性があり、またそれが、「完全インターネット講義」を謳う本学の教育研究の根幹を成すものであることから、教授会は学部共通のものとして設置し、以下の事項を審議決定することとしている（資料 12-1-1）。

- ① 教育および研究に関する事項
- ② 学生の指導に関する事項
- ③ 教育課程、授業および試験に関する事項
- ④ 学生の入学、卒業および懲戒に関する事項
- ⑤ その他教務教則に関する事項
- ⑥ 教員の人事に関する事項
- ⑦ 学部長候補者に関する事項
- ⑧ その他教授会が必要と認める事項

本学の遠隔通信教育で必要とされる ICT 環境としては、（1）教育媒体の提供と授業画面としてのウェブアプリケーション、（2）学生の成績や履修記録などを管理運営する学生情報データベース、（3）授業コンテンツ制作や授業運営等、一連の教務に係る教員支援システム、（4）成績評価及び単位認定を厳正かつ正確に実施する利用者認証システム、そして（5）教員間の情報交換のためのイントラネット上でのグループウェア等がある。新たに発生する教育上のニーズを反映し、学生の利便性向上に伴うシステム機能の更新は、その都度教授会において審議され、随時システムの改修が行われている（資料 12-1-2）。

遠隔通信教育の実践に係る各種システムの基盤が構築された段階で、学部別の教授会を設置することも検討しているが、平成 20 年度は、開学年度に引き続き、学部共通のものとして教授会を運営している。

教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、教授会規程に定めており、学長が議長を務め、専任教員を中心に組織しており、原則として月1回以上開催している。

なお、評議会のような全学的審議機関は、教授会を学部共通として設置しているため、現在は設置していないが、各学部の「教員会」を月1回以上開催し、学部固有の問題を協議している。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

教授会は、教学組織における最高意思決定機関として位置付けられていること、また月1回以上開催しており、構成員の3分の2以上の出席も担保されている点は問題がない（資料12-1-3）。

ただし、両学部共通の運営により教授会が実施されていることで、学部固有の問題を審議、決定する場としての教授会の役割が曖昧である。学部自治の確保よりも、オンライン大学に必要な基盤整備を優先しているのが実情である。しかし、教授会を大学における最高意思決定機関として位置付け、大学運営管理委員会等の連絡調整会議を通じて事前に学部間の利害の調整を図り、教授会議長も兼ねる学長が強力なリーダーシップを発揮できる体制を整えている点は、開学間もないため新たに取り組むべき事柄が多い本学において、迅速な意思決定を行う上で実利的な運用といえる（資料12-3-1～2）。

現状では、学長のリーダーシップを重視した組織体制を重視していることから、学部別の教授会を設けておらず、そのため評議会などの全学的審議機関に該当するものはないが、上述の通り教授会が実質的な全学的審議機関となっている。

学部固有の問題を協議する場となっている教員会については、大学組織の中で明確な位置付けを与えていないため、今後、オンライン大学に必要な基盤が構築された段階で、学部別の教授会を設置し、現状の教授会及び大学運営管理委員会の仕組みをベースに、構成員及び機能分担等を見直し、教学組織の意志決定がより迅速かつ効果的に大学運営に反映できるよう、完成年度以降を目処に意思決定のプロセスの見直しを図る必要がある。また、学部別に教授会を設置する場合には、全学的審議機関を設置する必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

今後、オンライン大学に必要な基盤が構築された段階で、学部別の教授会を設置し、現状の教授会及び大学運営管理委員会の仕組みをベースに、構成員及び機能分担等を見直し、教学組織の意志決定がより迅速かつ効果的に大学運営に反映できるよう、完成年度以降を目処に意思決定のプロセスの見直しを図る。

また、その前段階の体制として、非公式の会議体である学部の教員会を、「学部運営委員会」（仮称）として正式に発足させる。

### 【根拠資料】

- 資料 12-1-1 サイバー大学教授会規程
- 資料 12-1-2 システム改修一覧
- 資料 12-1-3 教授会出席率（2009年9月現在）
- 資料 12-3-1 サイバー大学大学運営管理委員会規則
- 資料 12-3-2 日本サイバー教育研究所組織図

### （学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続）

- 12-5： 学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性
- 12-6： 学長権限の内容とその行使の適切性
- 12-7： 学部長（や研究科委員長）の権限の内容とその行使の適切性
- 12-8： 学長補佐体制の構成と活動の適切性

### 【現状の説明】

学長の選任については、取締役会において行うこととしている（資料 12-5-1～2）。また学部長の選任については、人事委員会で候補者を選考し、教授会で審議した後、取締役会で最終選考審議を行っている（資料 12-5-3～4）。以上の選任手続は、諸規程に基づき実施されている。なお、学長の選任要件として、大学設置基準第 13 条 2 項（学長の資格）「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」の条文内容等に準拠することとしている。

2 学部 2 学科編成の小規模大学である本学では、学長が学部長を兼ねている。学長の権限については、委細については言及されていないものの、「学則」及び「教授会規程」において、教授会の議長であることや、入・退学を含む学籍に関する許可等を行うことが記載されている。また、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」（学校教育法第 58 条第 3 項）者として、設置者である「株式会社日本サイバー教育研究所」の取締役会から、大学の教学に係る最高責任者としての権限を委任され、その下で学長権限の行使が行われており、その限りでも特別な問題は生じていない。学長は教授会の議長を務めている他、大学運営管理委員会、人事委員会等の議長も務めている。

学部長については、学部別の教授会が未だ未整備であることから、学部長固有の権限はないが、教学組織の各委員会の委員を務めおり、両学部長とも学校設置会社の取締役であることから経営会議、取締役会など法人の会議体へも出席することで、経営層と教学組織との連携も図っている。

「サイバー大学学則」において、「学長を補佐することを目的とし副学長をおくことができる」と定めているが、学長のリーダーシップを重視した組織体制を構築していることから、現在副学長は置いていない。しかし、教員の兼務管理職として、教務部長、学生部長が補佐的な役割を果たしている。さらに、社長・学長・経営本部長・財務担当責任者がメンバーとなっている経営会議は、大学の重要な事案について検討するなど補佐的な役割も果たしている。また「自己点検・評価」「教育」については、学長補佐を任命し、一部権限を委譲している。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

諸規程に基づき、学長及び学部長の選任手続が実施されており問題はない。なお一般的には学長の選任にあたって「学内選挙制度」を導入しているが、本学においては、学長の職務が「大学事業」の意思決定に重要な影響力を有していることから、取締役会での選考としている。

学長権限として、委細に係る記載はないものの、学則において、教授会の議長であること等に関する権限が記載されていることから、事実上本学を統率しているといえる。また教学組織の主要な会議体の議長を務め、さらには取締役会等へも出席するなど、その権限は適切に行使されているといえる。

学部長も同様に、教授会の委員、取締役会への陪席など、事実上学長を補佐しているといえるが、その権限及びその行使について、明文化されていない。

学長の補佐体制として、現状では、「自己点検・評価」「教育」に係る学長補佐のみを置いているが、

それ以外の教育研究活動で、学長の補佐役が必要と考えられる業務を洗い出し、一部権限を委譲することを検討する必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

今後、学長及び学部長の権限及びその行使については、業務分掌等をより明確にした上で、明文化することを検討する。

「自己点検・評価」「教育」以外の教育研究活動で、学長の補佐役が必要と思われる業務を洗い出し、一部権限委譲することを検討する。

#### 【根拠資料】

資料 12-5-1 サイバー大学学則

資料 12-5-2 取締役会規程

資料 12-5-3 サイバー大学教授会規程

資料 12-5-4 人事委員会規程

#### （意思決定）

### 12-9：大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

#### 【現状の説明】

事務・教学組織、各種委員会において発議された事案について、諸規程の定めに従い、大学運営管理委員会の審議を経たのち教授会で決定している（資料 12-9-1～3）。また、重要な事項は、経営会議及び取締役会に諮り法人としてのコンセンサスも得ている（資料 12-9-4）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

諸決議事項の審議決定プロセスは確立され、運用にも特段の問題は生じていない。しかし、各審議機関において、規程では審議事項の定めがあるものの、事案によっては審議・報告すべき機関の判断に迷いが生じたり、不必要に審議を重ねたりすることがあるので、各審議機関の審議事項をより具体的に定め、役割を明確化する必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

各審議機関の規程等に記された審議事項を、より具体的に定め、役割を明確化する。

#### 【根拠資料】

資料 12-9-1 委員会・審議機関一覧

資料 12-9-2 サイバー大学運営管理委員会規則

資料 12-9-3 サイバー大学教授会規程

資料 12-9-4 取締役会規程

## （法令遵守等）

### 12-10： 関連法令等及び学内規定の遵守

### 12-11： 個人情報保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

#### 【現状の説明】

コンプライアンス体制の構築については、就業規則第2条に遵守義務として、法令、規則等に従うことと明記している（資料12-10-1）。個人情報に関する情報は、設置会社である株式会社日本サイバー教育研究所の「個人情報保護方針」に従い、学生サポートセンターの管理の下、持ち出し厳禁やアクセス権の制限はいうに及ばず、閲覧できるパソコンを設置した部屋を限定して適切な管理を行っている（資料12-11-1）。

またコンプライアンス体制の運用面においては、「ソフトバンクグループコンプライアンス憲章」に則り、「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）」を設置し、個人情報保護や各種ハラスメント等人権侵害等に関する危機管理を含め、厳格にこれを行っている。

研究費等の不正行為の防止については、平成20年度に「サイバー大学における研究者行動規範」を定め、不正防止委員会を設置し、研究費の不正使用に対する監査を定期的に行い、研究倫理を支えるシステムの維持と問題点の把握に努めている（資料12-11-2～3）。また、研究活動の不正行為に関する相談窓口及び告発窓口が設けられており、このような取り組みは、大学ホームページ「競争的資金等の取り扱いについて」において公開している（資料12-11-4）。

学内規程については、平成21年度に教職員の情報共有を目的としたグループウェア「CUBE」を導入し、場所、時間を問わず学内規程等を閲覧できる仕組みを構築している（資料12-10-2）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制は、概ね整備されているといえる。ただし、コンプライアンスに係る問題として、第5章「学生生活」で記載した通り、学生からのハラスメント問合せに対する組織的な対応が不十分であり、全学的組織としてハラスメント防止委員会を発足させ、ハラスメント防止の研修・啓発活動の企画・実施等も含めて、対策を講じる必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

全学的組織としてハラスメント防止委員会を発足させ、組織的なハラスメント防止対策を早急に講じる。

#### 【根拠資料】

資料12-10-1 就業規則

資料12-10-2 CUBE 概要

資料12-11-1 個人情報保護方針

資料12-11-2 サイバー大学における研究者行動規範

資料12-11-3 研究費等の不正使用に関する取扱規程

資料12-11-4 大学ホームページ「競争的資金等の取り扱いについて」

（URL：<http://www.cyber-u.ac.jp/outline/competitivefunds.html>）

## 第13章 財務

### 【到達目標】

1. 「コスト削減」を推し進めるとともに、定員充足に努め、経常的収入を確保することで中期的に収支の黒字化を果たし、高い水準の教育・研究活動を維持発展していく。
2. 学内における研究を活性化し、積極的に外部研究資金の増加に努める。
3. 適切な予算編成を行うとともに、予算執行ルールの明確化、遵守を行う。
4. 精度の高い「フォーキャスト（見通し）」を役員に報告し、役員の見解を翌年度の予算、さらには中期計画へ反映させる。
5. 適切な監査体制を構築する。

### （中・長期的な財務計画）

#### 13-1： 中・長期的な財務計画の策定及びその内容

### 【現状の説明】

サイバー大学設置会社である、株式会社日本サイバー教育研究所では設置計画において、完成年度までの計画を策定しているが、実態にあった年度予算を取締役会の決議を経て決定している（資料13-1-1）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

平成20年度においては、学生募集の不振及び履修者数の減少に伴い、対前年度比で売上が30%減少した。一方で費用項目において「コスト削減」を織り込み、健全な財務基盤を早期に構築できるよう、ムダを省いた組織運営体制の維持に努めた点は評価できる。平成19年・20年度と学生数が減少していることを重く受け止め、安定した財務基盤の基礎となる学生数の確保が本学における重要な経営課題であると認識している。

平成21年度は、さらなる取組みとして、学生サポートセンターによる未履修者への履修促進電話や履修相談、教員による在学生向けセミナー実施、学生募集部門の人材強化、新たな学生募集チャネルの追求など、法人と大学が一体となって中長期計画達成に向けて取組んでいる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

経常的収入を計画通り確保すべく、教職員一体となって引き続き学生募集に注力し定員充足に努める。

### 【根拠資料】

資料13-1-1 取締役会資料

### （教育研究と財政）

### 13-2 : 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

#### 【現状の説明】

経常的収入が減少する中、多様な収入源の確保を図ることが必須となっている。現状は主に親会社から資本及び負債による資金調達を行い、大学の教育研究等の資金の確保に努めている（資料 13-2-1）。また当面学生確保に苦戦することを想定し、「コスト削減」を柱とした施策を施し、財政基盤の確立に取り組んでいる。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

平成 21 年 2 月に約 15 億の増資を実施した。また多様な収入源の確保及び大学資産である授業コンテンツの有効利用の観点から、平成 21 年 4 月から「e-カレッジ」を実施し、大学事業の付随売上として 2 億 4 千万円の受注に至った。また平成 21 年度予算において、大学管理経費の削減が当初計画を上回る成果をあげていることから、大学教育研究費（学内研究費）を期中で予算化している。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

引き続き株主を中心に、増資等財務的支援を要請していく。

#### 【根拠資料】

資料 13-2-1 株主資本等変動計算書

#### （外部資金等）

### 13-3 : 文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

#### 【現状の説明】

科学研究費（科研費）の受入状況については以下の通りとなっている（資料 13-3-1）。

	申請件数	採択件数	教員一人当たり申請件数	採択総額
平成 19 年度	6 件	1 件	0.3 件	1,320,000 円
平成 20 年度	27 件	3 件	1.3 件	8,060,000 円
平成 21 年度	27 件	1 件	0.6 件	2,080,000 円

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

科研費の申請件数は、申請初年度から飛躍的に増加しているものの、採択件数は僅かである。

外部研究資金の申請件数を増やすための取組みとして、科研費申請や採択率の向上のための教員向け説明会や、外部研究資金に係る公募情報提供等を効果的に行う必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

各教員に対して、外部研究資金に係る公募情報提供等を行うとともに、科研費の申請件数・採択率の向上を目的とする研修会を実施する。

**【根拠資料】**

資料 13-3-1 科研費採択及び助成状況

**(予算編成と執行)**

**13-4 : 予算編成の適切性と執行ルールの明確性**

**【現状の説明】**

経営本部（法人）・管理部（大学）にて原案を作成し、経営会議で審議後、取締役会へ上程するプロセスを経ている（資料 13-4-1）。また予算執行については稟議制度を導入し所定の決裁を受けている。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

予算編成にあたって「教学組織」との調整は行っておらず、法人と事務組織で予算編成を行う、いわばトップダウン式となっている。但し、学長が法人の取締役メンバーとして関与している。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

完成年度以降は、「教育研究」に係る予算編成にあたっては、その妥当性を教学組織（たとえば教授会）と協議する。

**【根拠資料】**

資料 13-4-1 稟議規程

**(予算編成と執行)**

**13-5 : 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況**

**【現状の説明】**

経営会議及び取締役会において、毎月「月次予実分析結果」と「フォーキャスト（見通し）」を報告し、役員の見解を翌年度の予算、さらには中期計画へ反映させている。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

管理部が作成する「予実管理シート」を通して、各部署へ毎月ヒアリングを行い、分析・検証を行った上でフォーキャストを作成・報告していることから、十分機能しているといえる（資料 13-5-1）。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

「予実管理シート」の内容をさらに充実させ、「フォーキャスト」の精度をより高める。



**【根拠資料】**

資料 13-5-1 予実管理シート

**（財務監査）****13-6： 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携****【現状の説明】**

監事監査については、本学の運営会社である株式会社日本サイバー教育研究所の監査役（以下 JCEI 監査役）がこれに相当し、会計監査は独立会計監査人である監査法人がある。また内部監査は JCEI 監査役及びソフトバンク株式会社の業務監査室（以下 SB 業務監査室）が担っている。また各々が定期的な監査を実施しており、JCEI 監査役と監査法人、SB 業務監査室と社長及び JCEI 監査役でそれぞれ連携している。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

法人及び大学内の組織として内部監査を司る組織が存在していない。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

完成年度以降は、更なる監査強化のために従来の監査では賄えない監査体制の構築を検討する。また自己点検・評価室が内部監査の機能を持つ可能性についても併せて検討する。

## 第14章 点検・評価

### 【到達目標】

自己点検・評価の実施に際し、的確な現状分析と課題の抽出、改善方策策定、改善フィードバックまでの一連の流れをより確実なものとするため、自己点検・評価体制及び外部評価体制の見直しを行う。

### （自己点検・評価）

- 14-1： 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性
- 14-2： 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性
- 14-3： 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

### 【現状の説明】

平成20年2月、「自己点検・評価委員会」を設置し、その後、平成21年4月には、自己点検・評価に係る関連データ・資料を収集・管理し、活動を統括する等の役割を担う部局として、「自己点検・評価室」を新たに設置し、室長には教育・研究に係る学長補佐の役職を付与してその権限を強め、点検・評価活動の機動性を確保する等、より有効な自己点検・評価活動を実施する体制の整備を行っている（資料14-1-1～2）。

自己点検・評価室の下には、教職員の混成による、財務・総務、教育、学生、研究、社会貢献、システムの7つのワーキンググループを置き、各部局と連携しながら、点検・評価に係るデータ・資料の収集・作成にあたらせる等、全学的な点検・評価活動の取組みを推進する体制を確保している（資料14-1-3～4）。

自己点検・評価委員会においては、自己点検・評価室で審議の上、運用される企画・方針等の承認や、進捗・実績等の報告に係る部局横断的な情報共有を行う場とする等、その役割を限定して運用を図っている。

なお、大学設置認可時の計画では、「内部評価」の体制として、「コンテンツ評価委員会」を設置し、国内外のeラーニングのガイドラインに準拠した評価基準を取り入れ、「学生の学力評価」「授業の評価」「運用評価」を実施する、と記載していた。計画の履行が遅れたものの、平成21年10月、「教育評価委員会」と名称のみを変更し、認可時の計画通りの趣旨の委員会を発足させている（資料14-1-5）。

本学は、毎年、自己点検・評価報告書を作成し、大学ホームページ上で一般公開する方針を取っている（資料14-2-1）。そこで指摘された様々な改善点は、自己点検・評価委員会での分析、改善方策策定を経て、大学運営管理委員会並びに教授会で検討の上、必要に応じて学長並びに取締役会、経営会議へと報告し、自己点検・評価室を通じて関係組織に改善要請を行っている。

完成年度以後受審する予定の第三者評価（認証評価）に対する学内の理解を増進し、教職員に対して自己点検・評価の意義を啓蒙する目的の下、認証評価機関から講師を招聘し、自己点検・評価室ワーキンググループの全メンバーを対象とした「認証評価セミナー」を平成21年7月に実施した（資料14-2-2）。

外部者による検証の体制としては、平成19年度から完成年度である平成22年度までの期間、「設置

に係る認可計画履行状況調査報告書」の提出が毎年義務付けられており、監督官庁である文部科学省並びに大学設置審議会、特区評価・調査委員会により、本学の自己点検・評価活動に対する検証がなされている（資料 14-3-1）。

また、その他の外部者によって本学の教育活動を検証する体制として、平成 20 年度より、「授業評価委員会」を開催し、e ラーニングの専門性を有する学外の有識者等で構成される外部者による授業評価を実施している。その結果は、自己点検・評価室、並びに自己点検・評価委員会に報告され、改善策について討議が行われている（資料 14-3-2）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

学年進行中の本学が直面する課題には、たとえば受講時・試験時の本人認証の問題等、オンライン大学の特性に起因する側面によるところが少なくない。それらの諸課題に対するに、国内の参照事例すら乏しいなか、的確な現状分析と課題の抽出、改善方策の迅速な意思決定、改善フィードバックまでの一連の流れを確実なものとする上で、自己点検・評価室に強い権限を付与し、教職員一体となって取り組む現状の体制には、一定の効果があるといえる。

しかし、自己点検・評価室の室員として、他の部局の役職を兼務する構成員に過度の負担がかかる等の問題を是正し、また自己点検・評価室の学内における組織的な中立性・客観性を確保するため、監査室的な機能を有するものとして、組織的な室の位置付けの見直しを検討する。また、自己点検・評価結果の客観性・妥当性確保を拡充する措置として、授業に特化して行われる外部評価としての「授業評価委員会」を発展的に解消し、「外部評価委員会」等を設立し、本学の活動全般に関して外部者から助言を受ける体制の整備についても検討する必要がある。

そして、自己点検・評価の上、抽出された全体の課題と改善の進捗とを各部局が共有し、全教職員が一体的に取り組む体制を検討し、また、各部局においては、年度初めに改善計画を策定し、年度末には実績報告を行う運用フローを確立する必要がある。

なお、大学設置認可時の計画では、「内部評価」の体制として、「コンテンツ評価委員会」を設置し、国内外の e ラーニングのガイドラインに準拠した評価基準を取り入れ、「学生の学力評価」「授業の評価」「運用評価」を実施する、と述べていたが、平成 20 年度内にはその計画の履行が果たせなかった。平成 21 年 10 月、「教育評価委員会」と名称のみを変更し、認可時の計画通りの趣旨の委員会を発足させており、活動を進める必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

自己点検・評価室の学内における中立性・客観性を確保するため、監査室的な機能を有するものとして、組織的な室の位置付けの見直しを検討する。また、自己点検・評価結果の客観性・妥当性確保を拡充する措置として、授業に特化して行われる外部評価としての「授業評価委員会」を発展的に解消し、「外部評価委員会」等を設立し、本学の活動全般に関して外部者から助言を受ける体制の整備についても検討する。

自己点検・評価の上、抽出された全体の課題と改善の進捗とを各部局が共有し、全教職員が一体的に取り組む体制を検討する。「中期目標」「中期計画」を策定し、教育研究組織を構成する各部局の業務運営に関し、実施すべき事項を記載した年度計画の作成を行い、その達成度を自己評価しながら改善を進める体制を整備する。

大学設置認可時の計画に沿って、「教育評価委員会」の活動を鋭意進めていく。

### 【根拠資料】

資料 14-1-1	自己点検・評価委員会規程
資料 14-1-2	自己点検・評価室規程
資料 14-1-3	自己点検・評価室ワーキンググループ名簿
資料 14-1-4	自己点検・評価体制図
資料 14-1-5	教育評価委員会規程
資料 14-2-1	大学ホームページ「平成 19 年度自己点検・評価報告書」掲載状況
資料 14-2-2	平成 21 年度「認証評価セミナー」実施状況
資料 14-3-1	平成 20 年度「設置に係る認可計画履行状況調査報告書」
資料 14-3-2	授業評価委員会規程

### （大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応）

#### 14-4： 文部科学省からの指摘事項に対する対応

### 【現状の説明】

本学は大学設置認可後の年次計画履行調査時における留意事項に対する履行状況の報告が義務付けられており、平成 20 年は 15 項目の留意事項、平成 21 年は 3 項目の留意事項について以下のように対応している（資料 14-4-1）。

（ア）設置計画履行状況調査時（平成 20 年 1 月 25 日）

- ① 認可時の計画において実施するとされたにも関わらず未履行である事項が多数ある。大学全体として共通的な認識を持って認可時の計画を確実に履行すること。特に内部評価については、計画どおり国内外の評価基準に準拠した適切な評価基準を整備し、速やかに評価を実施し、その結果を公表すること。

【履行状況】平成 19 年度に「大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、新規に大学自己点検・評価委員会を実働させている。大学の教職員全員の協同体制の下、国内外の評価基準に準拠した形で点検、評価を進めている。特に教育の質を高めるための Faculty Development については、平成 19 年度に「IT 総合学部」「世界遺産学部」「語学」「教養」のそれぞれで分科会を組織し、活動を行っている。

- ② コンテンツの作成にかかるガイドラインを作成しているが、手続きや作成上の注意点を示した内容に過ぎず、不十分である。また、大学教育の質を担保するためのガイドラインとはいえない。全ての科目において大学教育としての一定の質の担保が可能となるようなガイドラインを作成し、ガイドラインに合致する教育の質を担保すること。

【履行状況】ガイドラインについては内容を見直し改めて作成している。具体的には、教育工学における体系的アプローチによる教育の効果及び効率と魅力を高めるための、学習ニーズ分析、設計、開発、実施、評価からなるインストラクショナルデザインプロセス（ADDIE モデル）、インストラクショナルデザイナー等の業務、授業設計書・評価書作成等を盛り込んだガイドラインを作

成した。また自己点検・評価、さらに Faculty Development の作業を通じて、全教員に大学教育の質保証の重要性を自覚させた上で、教育内容・評価方法等について適宜研修を行う等の組織的・体系的な大学教育としての質保証に取り組んでいる。

- ③ インストラクショナルデザイナーについて、コンテンツ作成に関する専門的な知識を有する者を適切な人数確保し、組織的に研修を行い、チームとして教材作成に関わる等、教育の質を担保するためのインストラクショナルデザイナーの質の向上と体制の整備に努めるとともに、インストラクショナルデザイナーを活用し、インストラクショナルデザインに則った教材開発を行うこと。

【履行状況】「サイバー大学インストラクショナルデザイナーの職務内容および選考・雇用条件に関する指針」の選考基準に基づき、平成 20 年度以後、4 名のインストラクショナルデザイナー、8～13 名のアシスタント・インストラクショナルデザイナーをコンテンツ制作センター内に配置し、教育工学の専門家を講師とした研修を行っている。前記の指針に沿って、インストラクショナルデザイナーが全科目のシラバス、教材、評価方法等を点検・指導し、必要に応じて改善のための助言を行い、こうした質保証プロセスを経た後に e ラーニングコンテンツ開発へと至る教材開発体制を整備している。

- ④ 認可時の計画では「指導補助者 1 人当たりの受け持ち学生数は 25 名」としているにも関わらず、履修人数が 26～136 名の科目のほとんどに指導補助者（助手、メンター、補助メンター）が 1 名しか配置されていないことは不適切であるので、科目等履修生も含めた学生数に対応した指導補助者を適切に配置すること。

【履行状況】多人数の科目の場合、指導補助者の勤務時間を配分し、学生 25 名あたり、1 名の配置を行っている。

- ⑤ 認可時の計画では重要な位置付けである指導補助者について、業務を定めたガイドラインが整備されておらず、専門的な研修も行われていない。指導補助者によって教育の質に差が生じないように、指導補助者の質の向上に努めること。

【履行状況】メンター・補助メンター各々の業務ガイドラインを整備している。また指導補助者の採用基準や教育研修に関する指針を定めそれに基づいて、採用し、教育研修を実施することで、質の向上と平準化を行っている。

- ⑥ 本人確認については、未だに確認を行っていない学生が多数おり、認可時の計画が未履行であるだけでなく、授業科目を履修した学生に対して単位を与えるとする大学設置基準の規定を満たしていない疑義があるので、未確認の者については早急に確認し、全ての学生に対する確認が完了した時点で報告すること。

【履行状況】平成 19 年度入学の学生に対する入学時の本人未確認については、対面、Web カメラ等により確認作業を 2 月末までに完了した。その上で、試験時の本人確認については、ID・パスワード等による認証確認に加えて、教員が学生に対して対面、Web カメラ等により、実施した試験方式・内容等についてのヒアリングを行い、本人が受験したと確認できた学生に対し、3 月 28 日の年度最終教授会において単位認定を行った。また諸事情により試験方式・内容等のヒアリングができなかった学生に対しては単位の認定を保留として約 1 ヶ月間、ヒアリング期間を延長し、その

間に確認できた学生に対しては単位を認定し、学生の不利益にならないように努めている。

1. 入学時には原則である「対面オリエンテーション」での本人確認の実施に努め、対面オリエンテーションに参加できない者に対する Web カメラでの代替措置は確実に実行し、全ての学生に対する本人確認を確実に履行すること。

【履行状況】原則に従い、入学時のオリエンテーションにおいて対面で本人確認を実施し、参加できなかった学生に対しては、Web カメラ等により、本人確認を確実に実施した。また平成 20 年度から、入学時の本人確認が完了しない学生に対しては、授業を履修できないこととしている。

2. 認可時の計画である IC チップ内蔵学生証でのログインによる本人確認が行われていないので、適切な方法で確実に本人確認を行うこと。

【履行状況】平成 20 年度から IC チップ内蔵学生証でのログイン方式に代え、携帯電話を用いたシンクロック方式等を取り入れることとしている。携帯電話を用いた方法を採用した主な理由としては、携帯電話が、(1) 広く普及していること（IC リーダーは広く普及しているとは決して言えない。）、(2) 常に携帯していること（学生証では、受講時に PC と共に IC リーダーを携帯しなければならない。）、(3) メールや電話帳等の個人のプライバシーに関わる情報があり、学生証に比べて、貸与する可能性が低いことである。またその補完的手段として別途代替の認証方法も設定している。今回用いた方式については導入後の利用状況、利便性等を把握することに努める一方、その他の方法による本人確認の実施等も検討し、抑止力や精度の向上を目指している。

3. 本人確認に関するチェック体制、責任体制に関する学内の規程が整備されていないので、速やかに規程を整備すること。

【履行状況】責任体制を明確にするために「サイバー大学本人確認についての指針」を定め、改めてチェック体制等を整備している。

これらのことから、本人確認に関してはさらに精度の高い方法を取り入れるとともに、その責任体制等に関する規程等を速やかに整備し、確実な体制で本人確認を行うことができるよう改善すること。

【履行状況】本人確認の方法については今後とも国内外の事例を学びつつ、さらに精度の高いものを目指し鋭意努力を続ける。

- ⑦ 来年度から開講予定のインターンシップ、ボランティア論について、受入れ企業・団体が一部しか確定しておらず具体的な教育内容や実施体制が未定であり、準備が遅延していることが懸念されるので、早急に具体的な派遣先、教育内容、実施体制を確定すること。

【履行状況】

- ・ 「インターンシップ」の準備状況

- ① 平成 20 年度春学期より「インターンシップ」を開講した。平成 20 年度においては、この科目の受講生を就業していない 2 年次以上の学生に制限したため、対象となる学生は現段階では 58 名である。実際に平成 20 年度春学期に受講した学生は 1 名であった。
- ② 「インターンシップ」では 8 回の講義の後、学生は企業・団体に派遣され、規定期間内で就業経験を積み、受け入れ先から業務評価を受けることとなっている。業務評価と講義の評価

の2点を考慮し、科目担当教員が最終評価を行っている。

- ③ 実施体制として、学生サポートセンターが窓口となり、学生主任、学生サポートセンター、インターンシップ担当教員の連携の下に、学生に適切なインターンシップ先の選定、手続等を行う体制をとっている。
- ④ インターンシップを行う学生に対し、周知が必要な事項やガイドラインをまとめた「インターンシップの手引き」を作成した。また、今後は講義の「インターンシップ」を受講せずとも、単位を与えない自由インターンシップを企業や団体から受入て学生へ提示する準備を行っている。具体的なインターンシップ派遣先は、学生の希望に応じて適時選定することを基本としている。

・ 「ボランティア論」の準備状況

- ① 平成20年度秋学期に基礎講義科目「ボランティア論」を開講している。学生のニーズを把握するため「新科目「ボランティア論」に関するアンケート調査」を実施。
- ② 具体的な派遣先については、「ボランティア情報の取扱ガイドライン」に従いボランティア情報を収集し具体的な派遣先のリストを作成している。実施体制としては、学生サポートセンターが窓口となり、学生主任、学生サポートセンター、「ボランティア論」担当教員の連携の下に、学生に適切なボランティア活動の選定等の支援を行う体制をとっている。
- ③ ボランティア活動を推進するため「ボランティア活動推進のためのガイドライン」を作成し、派遣先、教育内容、実施体制は、ボランティア活動検討委員会を教職員及び外部の有識者等によって組織し、定期的に見直しをおこなうこととする。

- ⑧ 世界遺産学部におけるインターンシップやボランティアは、認可時の留意事項において「文化財の保存・修復等に関する能力を実技・実習を通じて身に付けさせる内容になっておらず、教育目標を達成する効果の実現が期待できないので再考すること」を求められていることから、早急に教育目標を達成できるような実施内容を確定すること。

【履行状況】①平成20年度時点で、インターンシップについては、業務内容に文化財の保存・修復を含む企業・団体からインターンシップの受入について内諾を得て、具体的な準備を進めていた。②ボランティアについては、国内の博物館を中心に、既に受入を実施している機関のリストに基づき、学生に情報を提供している。また、③学生が発掘や修復の実習に任意で参加できるように、世界遺産学部のカリキュラムに「世界遺産実習」の3科目を自由科目として開講している。平成21年度春学期の同科目については、文化財の保存・修復等に関する能力を実技・実習を通じて身に付けることが出来るよう受入先を複数確保し、インターンシップで7名、ボランティア論で13名の履修者を得ている。

- ⑨ 「自然遺産概論」や「エコツーリズム概論」においては生物学、生態学等の自然科学的な知識や理論を体系的に修得できるような十分な改善が行われていないので、引き続き改善に努めること。

【履行状況】平成20年度には、①生物学、生態学等の自然科学的な視点から自然遺産について学生が体系的に学ぶことができるように、専任教員1名を追加し、「生態システム進化学」「生態システム進化学演習」等の全8科目を順次開講させていくこととした。また、IT総合学部新たに設置される「地球学」等の科目や、教養科目の一部の科目においても、古生物学や地質学等の知識を得ることが可能であり、「自然遺産概論」や「エコツーリズム概論」と並行して履修することを勧

めることとした。②「自然遺産概論」および「エコツーリズム概論」についても授業内容を見直し、生物学、生態学等の自然学的な知識や理論を体系的に修得することの重要性に配慮した科目になるようにコンテンツの一部改修を行っている。

- ⑩ 認可時の計画では、毎回の授業に小テスト、レポート、書き込みのいずれかを課し、出席の判定にも使われるとされていたが、全ての科目には小テスト等が課されていない。このことにより大学設置基準に規定される授業時間が確保されていないことや確実な出席確認が行われていないことが懸念されるので、全ての授業科目で毎回の小テスト等を課し、受講時における本人確認と授業時間の確保を確実にすること。

【履行状況】平成 20 年度からは確実に、すべての授業に小テスト、レポート等を課すこととしている。

- ⑪ 認可時の計画では「教育の質を高めるための内部評価」を行うとされていたが、評価のための基準も策定されておらず、その取組みが遅れていることが懸念される。計画どおり国内外の評価基準に準拠した適切な評価基準を整備し、速やかに評価を実施し、その結果を公表すること。

【履行状況】平成 19 年度末から平成 20 年度にかけて、大学自己点検・評価の実施とともに、その中で特に「教育内容・方法等」の検討においては Faculty Development の分科会を立ち上げ、e ラーニングの特性に配慮して高等教育機関の質保証を検討している米国の高等教育政策研究所による Quality On the Line の評価基準をはじめ、国内外の e ラーニングにかかる評価基準例を研究し、それらに準拠した適切な評価基準の導入に向け、全学を上げて取組みを進めていた。同時に国内の高等教育機関の評価基準については、大学基準協会および大学評価・学位授与機構の各基準を比較の上で点検項目を設定している。

- ⑫ 図書館の検索機能を早期に整備し、図書館機能の充実を図ること。

【履行状況】Web 検索システム「Simple-OPAC」〈<http://koueki.net/index.shtml>〉を導入している。今後機能を拡張することも念頭に、新たなシステムの導入を検討している。

- ⑬ 携帯電話による授業配信を計画しているが、現状では設置計画及び認可時の留意事項が適切に対応されていないので、確実に設置計画及び留意事項を履行した上で、実証実験においては、技術的な部分のみならず、パソコンでの配信と同等の機能や大学教育としての質が保障できることを確認すること。

【履行状況】現在の状況において留意事項を着実に履行することを最優先としており、開発の検討は継続しているものの、本格的な導入は保留としている。

- ⑭ 大学の継続性・安定性確保の観点から、今後の定員充足の在り方について検討するとともに、引き続き、学校設置会社の経営基盤の更なる充実に努めること。

【履行状況】定員充足に向け、(1) 本学の特色である e ラーニングによる教育について十分な認知に努めること(2) 質の高い教育を継続的に行い、大学としての教育実績を築きあげていくこと(3) 在校生に対する学習指導の強化・充実や将来の進路指導等の学生支援活動を行うこと(4) 学生からの声に耳を傾け、カリキュラムや授業内容の改善や向上、新たなコースの新設や公開講座を開催することで魅力的な大学作りに努めていくこと。また秋学期と春学期と年 2 回の募集活動を



行い、定員充足を目指すと共に、現在本学の6割以上を占める社会人だけではなく、高校生をはじめとして、幅広い層に対して本学の魅力の認知を広める努力を継続している。一方、経営基盤を充実させるために平成20年3月に既存株主に対して総額10億円の増資を実施している（認可時10億円、現在累計20億円）。平成20年度以降も経営状況を鑑みながら、適宜、既存株主を中心に増資等を検討しており、また最大株主であるソフトバンク株式会社より、平成20年度には最大13億円の融資極度枠を設定し、大学の継続性・安定性を確保している。

- ⑮ 既設校について、設置計画を確実に履行するとともに、その計画に変更を加えるときは事前に文部科学省と協議すること。

【履行状況】設置計画を確実に履行していく。またそれに変更がある場合は事前に文部科学省と協議をする。

(イ) 設置計画履行状況調査時（平成21年1月）

- ① 入学時の本人確認については、原則となる対面オリエンテーションの割合を高められるよう引き続き努めること。受講時の本人確認については、設置認可時に計画していたICチップ内蔵学生証でのログイン方式に代え、原則として携帯電話による認証（シンクロック認証）を導入しているが、約37%の導入率に留まっているので、その割合を引き上げること。また、例外の代替方法としてQ&A認証方式を採用しているが、該当する者を規程に定める等厳格に運用すること。

【履行状況】入学時の本人確認については、全国に分散している学生との対面の機会を設けるため、平成20年度秋学期より、「東京」「大阪」「福岡」の3会場において入学式を実施し、参加者に対する対面オリエンテーションを実施している。その結果、平成20年度春学期の新入生の入学式参加率が17.61%であったのに対し、平成21年度春学期の参加率は49.25%と向上し、対面確認が強化されている。また、開学以来、対面オリエンテーションが未実施の学生においても、昨年度末から本学で導入を図った「担任制」に係る「担任」教員が、地方での大学主催のイベントや相談会等を行う際、当該学生へ事前に告知し、参加者に対し対面オリエンテーションを行ない、実施率の向上を図っている。平成21年度春学期の入学時の本人確認については、上述の入学式参加者と合せて、平成21年度4月15日現在で67.16%の対面オリエンテーションが実施できている。

（その他の学生についてはWebカメラ等による本人確認およびオリエンテーションを実施し、入学時の本人確認は全員完了している。）なお、平成21年度春学期より、本学学生専用サイトにおいて、オリエンテーションの動画コンテンツや学生要覧を掲載し、対面によるオリエンテーションに参加出来ない場合に対して、科目履修や学生生活等に係る諸情報が学生に正確に伝達されるよう配慮している。受講時の本人確認については、例外の代替方法であるQ&A認証方式を採用する学生にシンクロック方式を選択するよう周知徹底して、原則の認証方法であるシンクロックへの誘導を再度指導している。それにより現在のシンクロック方式の普及率は、平成21年度4月15日現在で56.41%となった。また、Q&A認証の本人確認の精度を高めるため、平成21春学期より、この方法でログインをする学生に対しては、授業を受講する際、生体認証（顔認証）を併せて実施することとした。これにより、本人確認の精度を高める結果となり、かつ厳格に運用を行うよう改善を図っている。なお、Q&A認証については、生体認証（顔認証）を兼ねる形で運用を行ってきたが、各回授業に於いて認証システムが起動する仕組みを導入している。ただし、実施後の状況を踏まえ、学生の利便性向上を勘案し、平成21年4月15日からは、「シンクロック」「Q&A

認証」に加え、入口（ログイン時）でのみ生体認証（顔認証）を行う「顔認証」をログイン方法として追加している。

- ② 「自己点検・評価報告書」の記載内容については、設置認可時の計画どおり履行されていない事項に関して記載していないものが見られるので、現状を適切に把握・分析した上で自己点検評価を行うようにすること。たとえば、「教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。」という観点に対し、現行において未開講科目があるにもかかわらず、「教養教育の体制が適切に整備され機能しているといえる。」とのみ記載されており、適切な自己点検・評価とは言えない。

【履行状況】平成 19～20 年度における自己点検・評価活動は、「自己点検・評価委員会」の下で推進されてきたが、平成 21 年度より、関連データ・資料を収集・管理し、活動を統括する等の役割を担う組織として、「自己点検・評価室」を新たに設置している。自己点検・評価室においては、室長を学長補佐（教育／自己点検・評価担当）と位置付ける等、より有効かつ機動的な自己点検・評価活動を実施する体制の整備を行った。本体制の下、設置認可時の計画通りに履行されていない事項に係る現状の把握・分析を行うとともに、開学後明らかとなった改善を要する点も踏まえ、たとえば世界遺産学部におけるインターンシップ、ボランティア科目に係る教育内容、実施体制の策定や、授業改善に資する学生授業評価アンケートの設問項目の見直し等の自己点検・評価活動を押し進めている。

- ③ 大学の継続性・安定性確保の観点から、引き続き、今後の定員充足の在り方について検討するとともに、学校設置会社の経営基盤の更なる充実に努めること。また、策定した資金計画等を確実に履行すること。

【履行状況】大学事業の安定的な運営のため、平成 21 年 1 月に親会社であるソフトバンク株式会社に対し第三者割当増資を実施し、約 16 億円を調達した。またソフトバンク株式会社との極度借入枠（コミットメントライン）について、平成 21 年 1 月に 13 億から 16 億円へ増額更改を行う等、経営基盤の更なる充実に努めているが、入学者の増加が安定的な運営の基本であるため新規チャンネルを利用して、学生獲得のためのチームを編成し、その活動を強化している。

以上、これまでに文部科学省より指摘された留意事項の数が多いため、長文の説明となったが、設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括的な評価・所見は、次の通りである。

設置の趣旨・目的を達成するため、全教職員の協同体制の下、教育研究活動を含む大学運営に努めたものの、開学年度（平成 19 年度）においては、認可時の計画で実施するとしたにも係わらず未履行である事項が多数見られた。そのため、次年度（平成 20 年度）、そして現在に至るまで、計画の履行に取り組んできた。

第一に、インターネットのみを用いて授業を行う大学であるという特性に鑑み、組織的かつ体系的な大学教育としての質を担保するため、授業コンテンツの設計・開発に係る各種ガイドラインの整備を実施した他、教育工学の専門家をアドバイザーとして招聘するとともに、専門的な知識を有するインストラクショナルデザイナー、並びにアシスタント・インストラクショナルデザイナーを適宜配置した上、組織的に研修を実施する等、インストラクショナルデザイナーチームを設置し、教材の設計・開発、そして改修を行う体制を構築している。

指導補助者（メンター、補助メンター）についても、一連の業務をガイドラインとして整備し、その

採用基準や教育研修に関する指針を定め、それに基づき採用、研修を実施する等、質の向上と平準化を図っている。

本人確認については、入学時、受講時、期末試験時、単位認定時に係るシステムの継続的改善やチェック体制を強化しつつ運用している。入学時の本人確認では、原則となる対面オリエンテーションへの参加率を高めるよう、入学式を複数都市で行う等改善に努めている（資料 14-4-2）。また、受講時の本人確認においては、個人が日常的に携行し、かつ本人の属性度が高い携帯電話によるログイン方法（シンクロック認証）を原則とするとともに、本人確認に対する目的・意義について深い理解を学生へ求め、周知徹底させる努力を継続し、結果としてシンクロック認証の導入率は学期毎に向上している。例外の代替方法としての Q&A 認証方式については、身体的に障がい等を有する者等、該当する学生を規程に定め、また平成 21 年度春学期からは、Q&A 認証による本人確認の精度を高めるため、生体認証（顔認証）も併せて行うようシステムを改善した。さらに同年度 4 月 15 日より、学生側の意見を踏まえ、入口（ログイン時）でのみ生体認証（顔認証）を行う「顔認証」を代替方法として追加する等、学生の不便解消と不利益を避けるために適切な対応をしながら、かつ高い精度の認証を保持し運用を行っている。なお、試験時における本人確認には一律顔認証を採用している（資料 14-4-3）。

インターンシップやボランティア活動の授業科目は、受け入れ企業・団体との十分な調整を図った上で、教育内容及び実施体制を確定している。とりわけ、世界遺産学部における、文化財の保存・修復等に関する能力を修得させる実技・実習に関しては、博物館、考古学資料館、埋蔵文化財センター等の受入先を確保し、平成 21 年度春学期開講科目においては、「インターンシップ」で 7 名、「ボランティア論」で 13 名の履修者を得ており、引き続き学部として新規受入先を開拓し、また履修相談等の機会にその重要性を学生へ提示していく予定である（資料 14-4-4）。

授業の運営においては、毎回の授業に「小テスト」、「レポート」、「ディベート」（書き込み）のいずれか、あるいは組み合わせのタスクを必ず課し、授業コンテンツの視聴と併せて各タスクの実施状況をもって出席を判定する運用を厳格に行っている。たとえば、講義科目の場合、原則として各回 8 問以上の小テストを課しており、大学設置基準に規定されている授業時間を十分に確保するとともに、授業内容理解の評価を行っている。

演習形式の授業については、学生が Web カメラやディベート等の Web アプリケーションを利用することで、双方向コミュニケーションが円滑に図れる環境が整備されている。さらに、世界遺産学部の演習授業で、文化財の保存修復や発掘調査時の方法・技術等に係る補助教材の研究及び効果的な導入を、インターネットを用いて授業を行う本学の特性の中で積極的に検討しており、平成 21 年度秋学期からは、世界遺産学部の一部の専門演習科目において、実習用補助教材を用いた指導が実施されている。

大学の継続性、及び安定的な経営基盤確保の観点から、策定した資金計画の着実な履行に努めるとともに、広報・広告宣伝等の活動強化の他、各企業や団体に対しては大学説明会や公開講座を実施し、また、インターネットを活用している高校で模擬公開授業を行う等、定員充足へ向けて積極的な活動を展開している。

平成 21 年度より、自己点検・評価に係る関連データ・資料を収集・管理し、活動を統括する等の役割を担う組織として、「自己点検・評価室」を新たに設置し、より有効かつ機動的な自己点検・評価活動を実施する体制の整備を行っている。本体制の下、認可時の計画通りに履行されていない事項に係る現状の把握・分析を行うとともに、開学後明らかとなった改善を要する点も踏まえ、自己点検・評価活動を推し進めている。また、同じく平成 21 年度より、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、未履行事項の着実な履行も踏まえて、教員の資質の維持と更なる向上に対する方策に関し、

FD 活動の推進を図る全学的な体制を確保している（資料 14-4-5～6）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学は、現在学年進行中で、3 年度目を迎えているが、開学以来、毎年度 2～3 度に渡り、文部科学省並びに大学設置審議会、特区評価・調査委員会により、設置計画履行状況調査（「アフターケア」）が行われ、本学の大学運営全般に係る検証がなされている。

「アフターケア」の結果として、平成 21 年 1 月に付された留意事項では、「『自己点検・評価報告書』の記載内容については、設置認可時の計画どおり履行されていない事項に関して記載していないものが見られるので、現状を適切に把握・分析した上で自己点検評価を行うようにすること。たとえば、『教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。』という観点に対し、現行において未開講科目があるにもかかわらず、『教養教育の体制が適切に整備され機能しているといえる。』とのみ記載されており、適切な自己点検・評価とは言えない。」と指摘されている。これを受けて平成 21 年度からは、とりわけ、留意事項を始め、認可時の計画通りに履行されていない事項等に係る現状の把握・分析を中心として、開学後明らかとなった改善を要する点も踏まえ、自己点検・評価活動を推し進めている。

その結果、平成 20 年に付された留意事項は 15 項目に上ったが、平成 21 年にはその数が 3 項目にまで減っている。引き続き、留意事項を始め、認可時の計画通りに履行されていない事項等を全て着実に履行するためには、自己点検・評価の体制のより一層の強化が必要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

恒常的な自己点検・評価の積み重ねが、結果として文部科学省の指摘事項等に対応できるものとなる仕組みについて検討する。また、文部科学省等から指摘を受けた際に、自己点検・評価室を通じて各部署にフィードバックし、速やかに改善へつなげていくための仕組みづくりについても検討する。

#### 【根拠資料】

- 資料 14-4-1 大学設置認可時及び年次計画履行調査時における留意事項とそれに対する対応
- 資料 14-4-2 平成 20 年秋学期、平成 21 年春学期、平成 21 年秋学期の入学式会場一覧
- 資料 14-4-3 ログイン方法について
- 資料 14-4-4 インターンシップ、ボランティア受け入れ先一覧
- 資料 14-4-5 FD 委員会規程
- 資料 14-4-6 FD 委員会開催状況一覧

## 第 15 章 情報公開

### 【到達目標】

情報公開に係る適切な体制を整備する。

### （情報公開請求への対応）

#### 15-1： 情報公開請求への対応状況とその適切性

### 【現状の説明】

大学に係る情報公開請求にあたっては、入試係・学生サポートセンターが窓口となって対応している。情報公開に関する相談があった場合、管理部並びに教務部とで調整し、開示請求として対応すべきものかどうかを判断し、必要に応じ学長等に相談の上、対応方針について決定する。そして、文書の開示請求が必要なものについては、開示請求書の提出を求める。平成 20 年度の開示請求は 0 件であった。

個人情報保護については、ソフトバンクグループコンプライアンス憲章に則り、「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）」を設置し、各種ハラスメント、人権侵害等に関する危機管理も含め、運用している。個人情報保護に関する所管は学生サポートセンターであるが、必要に応じて、CCO 並びに管理部と調整を図りながら、個人情報を取り扱っている。平成 20 年度における、本学に係る個人情報の開示請求は 0 件であった。なお平成 21 年 6 月、「個人情報保護方針」を大学ホームページで公開している（資料 15-1-1）。そして、職業安定及び雇用対策法に基づき、求職者に適切な雇用情報等を提供・指導を行う「職業紹介業務運営規程」を、また、職業安定法の規程の趣旨から個人情報を適切に管理するため、「個人情報適正管理規程」を定めた（資料 15-1-2～3）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

大学に係る情報公開に関する諸規程が整備されておらず、情報開示請求に対する諸手続きも定められていない。

また、外部からの大学に係る情報公開請求にあたり、入試係・学生サポートセンターが窓口となって対応していることは、情報開示を希望する外部者に誤解を与える原因となり得る。

大学に係る情報開示請求にあたり、公開の窓口として、学生支援用窓口とは別に、現行の所管部局としては管理部内にそれを置くか、適切な窓口の設置へ向けての検討が必要である。併せて、情報公開に関する規程・運用ルールを定める必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

情報公開に関する、規程・運用ルールの整備を検討する。

### 【根拠資料】

資料 15-1-1 大学ホームページ「個人情報保護方針」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/privacy/index.html>)

資料 15-1-2 職業紹介業務運営規程

資料 15-1-3 個人情報適正管理規程

### **(点検・評価結果の発信)**

**15-2 :** 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

**15-3 :** 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

### **【現状の説明】**

本学は、毎年、自己点検・評価報告書を作成し、大学ホームページ上で一般公開する方針を取っており、平成 19 年度の自己点検・評価の結果については、授業評価の結果と併せて、平成 20 年 10 月に大学ホームページで公開している。平成 19 年度の自己点検・評価報告書に関するホームページのアクセス状況については、平成 20 年 10 月から平成 21 年 9 月までの 12 ヶ月間で 1,810 件（月平均 151 件）であった（資料 15-2-1～2）。

本学は、平成 19 年度から完成年度である平成 22 年度までの期間、「設置に係る認可計画履行状況調査報告書」の提出が毎年義務付けられており、監督官庁である文部科学省並びに大学設置審議会、特区評価・調査委員会により、本学の点検・評価活動に対する検証がなされており、その評価結果について、学内においては、自己点検・評価委員会、大学運営管理委員会、教授会で報告するとともに、必要に応じ取締役会、経営会議等にも報告を行いながら、評価結果及び評価結果への対応等について議論検討し、自己点検・評価報告書を通じて結果を公開する方針を取っている（資料 15-2-3）。

外部評価については、平成 20 年度より、毎年 1 回、「授業評価委員会」を開催し、e ラーニングの専門性を有する学外の有識者等で構成される外部者による授業評価を実施している。その結果は、自己点検・評価室や自己点検・評価委員会等に上程され、改善策について討議が行われている（資料 15-2-4）。

### **【点検・評価（長所と課題も含む）】**

文部科学省、大学設置審議会、特区評価・調査委員会による指摘事項等に対する対応状況について、平成 19 年度の自己点検・評価報告書における記述は、認可時の計画通りに履行されていない事項等に対する対応状況等を含め、現状の適切な把握及び課題の洗い出しが十分なものではなかった。

外部者による検証体制として、e ラーニングの専門性を有する学外の有識者等による授業評価を実施しており、その結果を受け、改善策について学内で討議が行われ、その経緯は議事録等の形で記録されているが、外部評価報告書が作成されておらず、またその情報公開が不十分である。その他、自己点検・評価結果の、ホームページによる公表方法等については、掲載する内容のさらなる工夫により、分かりやすく説明する手法を検討する必要がある。

### **【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

文部科学省等から指摘された事項、とりわけ、認可時の計画通りに履行されていない事項等に対する対応状況を、不足無く自己点検・評価報告書に盛り込んだ上、大学ホームページ上で適切に公開する。

授業評価委員会として実施した外部評価結果を学内で議論検討の上、平成 19 年度、平成 20 年度の外部評価報告書を作成し、自己点検・評価報告書と同様に、一般公開する。その他、報告書等の公表にあ

たっては、より分かりやすく説明していくため、ビジュアルを重視した概要版の作成等についても検討する。

**【根拠資料】**

資料 15-2-1 大学ホームページ「平成 19 年度自己点検・評価報告書」掲載状況

資料 15-2-2 大学ホームページ「自己点検・評価」のアクセス状況

資料 15-2-3 平成 20 年度「設置に係る認可計画履行状況調査報告書」

資料 15-2-4 第 2 回授業評価委員会議事録

## 第 16 章 e ラーニングの実施体制

### 【到達目標】

e ラーニングの内部質保証システムを十全に機能させるため、以下の内部質保証に関する方針と手続を明確化する。

1. 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な学習管理システム（LMS）の構築と運用
2. システムリスク・情報セキュリティリスク・ネットハラスメント等の危機管理体制の整備
3. インストラクショナルデザインに基づく教材制作の体制整備と教材の質担保
4. 教材及び授業運営方法の定期的な評価と改善
5. 学生・教員に対する技術的な支援体制の確保
6. 各種ガイドライン、マニュアルの整備

### ① e ラーニングを円滑に実施するための組織的な支援体制が整備され、取組みが行われており、機能していること

16-1： 学習プログラムの適切な遂行を可能とする学習管理システムが教職員による企画により開発され、その内容と運用スケジュールが大学構成員（教職員及び学生）に周知され、十分な導入教育がなされているか

### 【現状の説明】

開学時における学習管理システム（Learning Management System、以下 LMS）は、海外のオンライン大学の LMS を参考に、本学の筆頭株主であるソフトバンク株式会社の関連会社（ソフトバンク BB 株式会社、以下 SBB）が開発したものである。

開学後のシステム運用やアプリケーションのメンテナンスは学生にとっての学習の利便性、教員の負荷を下げるシステムメンテナンス及び授業管理上の基準に則したシステム障害（バグ）の修正を優先に進めている。このメンテナンス業務は、SBB に委託しているが、機能追加や修正、開発の優先順位等は、学生を除く教職員により構成されているレビューチームが機能仕様、開発の優先順位や運用要件等を審査し、最終的に教授会で報告する流れを平成 21 年度に確立している（資料 16-1-1）。また、新規に開発が完了した機能についても、上記のレビューチームが評価し、その結果を教授会等に報告している。機能の追加や更新がなされた場合は、運用開始に先立ち、教員や学生に対して必要なマニュアル等を、教員サイトの掲示板や学生専用サイトの掲示板等で告知を行っている（資料 16-1-2～6）。

特に学生に対しては、マニュアルの配布と同時に、必要に応じ映像や音声を伴ったコンテンツを作成し、理解の促進を図っている。また学生に対しては、学内メールアドレスの他に、個人メールアドレスへの転送ができる機能を提供し、見落としがないように告知を徹底している。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

新たに開発や修正された機能を運用に移す際に、研修内容をマニュアルのみでなく、ビデオコンテンツ等を配信している点は、理解度を高めるために有効だといえる。



現在、市場に出回っているパソコンの OS が更新され、それに伴いブラウザやマイクロソフト・オフィス製品のバージョンも上がり、学内の LMS との互換性の維持が困難になってきており、十分な告知と状況の説明による学生の理解と協力を得る必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学内の LMS との互換性に関し、十分な告知と状況の説明による学生の理解と協力を得る努力を継続する。

#### 【根拠資料】

- 資料 16-1-1 システム要件承認フロー
- 資料 16-1-2 教員サイト利用マニュアル
- 資料 16-1-3 教員サイト「事務局からのお知らせ」画面
- 資料 16-1-4 教員サイト「情報共有掲示板」
- 資料 16-1-5 学生専用サイト操作マニュアル
- 資料 16-1-6 学生専用サイト「サイバー大学からのお知らせ」画面

### 16-2 : システム運用設計書（パスワード保護、バックアップシステムを含む電子的セキュリティ手段等）が用意され、それが情報の統合性と整合性の維持を目的として実施されているか

#### 【現状の説明】

本学のシステム運用は「情報システム運用基本方針」及び「情報システム運用基本規程」に則って、ユーザのセキュリティ管理やデータファイルの保管管理等の規程を定め、運用している（資料 16-2-1～2）。

また、学生のセキュリティールールは、「学生専用システム利用規約」に定め、周知している。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

システム運用におけるセキュリティ管理規程と運用状況は、一般的な企業内システムの運用に準じ、十分なレベルにあるといえる。また運用においても、メンターを含む教職員については、本学が提供するパソコン上で授業運営や校務を行っているため、監視の対象にあるため、セキュリティは確保されている。

学生に対しても、セキュリティールールを規約に定めているが、“なりすまし”等の不正を防止するため、必要以上にセキュリティを強化すれば、学生専用サイトへのアクセシビリティの低下を招き、履修意欲を阻害するリスクもある。そこで、授業の出欠管理や期末試験・レポート提出の際に行っている本人確認システムによる独自のセキュリティシステムの導入をもってその代替としているが、今後の対応についても引き続き検討する必要がある（資料 16-2-3）。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

本人確認システムによる独自のセキュリティシステムは、今後も海外の事例や最新の技術に注目し、引き続き改善について検討する。

**【根拠資料】**

資料 16-2-1 情報システム運用基本方針  
資料 16-2-2 情報システム運用基本規程  
資料 16-2-3 学生専用サイトログイン方法について

**16-3： 不慮の事態に際して代替措置を備えている等、配信システムの技術的かつ運用上の信頼性は担保されているか****【現状の説明】**

大学システムの運用実務を委託する SBB 株式会社との一体的な連携を強めるため、これまで事務局と並列に位置づけられていた「システム局」を「システム部」にあらため、これを事務局下に配置し、その管理の下、より円滑かつ機動的な運営を行うことが可能となった（資料 16-3-1）。

運用側における授業コンテンツの配信システムは、アプリケーションサーバ、ウェブサーバ、ストリーミングサーバ、データベースサーバからなっており、データセンター内の設備において、全て多重化運用されているため、原則として不慮の事態に際して停止することはない。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

本学のシステム運用は、その委託先企業との委託契約で保障されている条項に基づき、学生にとって日常的な履修環境として十分な技術的な信頼性が確保されており、また、不慮の事態に対する措置を講じているといえる。

データセンター拠点における自然災害等に起因するサービス運用の一次的な停止は発生する可能性はあるが、緊急時のシステムメンテナンスによるサービス休止の範囲と同等のサービスレベルで運用されているので、通常の授業運営において、学生に対し著しい不利益や不便をかける規模の支障とはならない（資料 16-3-2）。

ただし、メッセージングサービスやオンライン試験システムを外部サービスに委託していることから、サービスレベルの保障は契約上はなされているものの、グループ外の企業であるため、不慮の事故が起こった場合の対応が遅れるといった不安は残り、実際そのような障害は皆無ではない（資料 16-3-3）。

学内及び外部委託システム運用における不慮の事態に際し、授業運営上、代替案を講じ柔軟に対処してきたが、これらの運用実績をマニュアル化して、属人的な対処をなくす必要がある。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

学内及び外部委託システム運用における、不慮の事態等に際する運用実績を踏まえ、マニュアルを作成する。

**【根拠資料】**

資料 16-3-1 サイバー大学組織図  
資料 16-3-2 CU システムサービスレベル運用定義書  
資料 16-3-3 外部サービスのシステム障害対応

#### 16-4 : eラーニングを提供するインフラの構築・維持が実施され、学生に公平で合理的な学習機会を提供できるような授業配信に責任を持つ体制が整備され、取組みが行われているか

##### 【現状の説明】

大学の全てのシステム運用は、学内システム部の職員と委託先企業のスタッフにより、一元的に管理運用されている。システム運用の責任者はシステム部長であり、その統括の下にシステム開発と運用を担当する部局が配置されている。

なお、授業コンテンツ配信や学内情報サービスの維持は、インターネットのバックボーン接続に至るまでシステム部が責任をもって運用しているが、学生のパソコンやインターネット接続状況に関する保証を行うことはできない。とりわけ、海外に在住する学生に対しては、当該国や地域でのインターネットの環境やサービスレベルが一定ではないのが現状である。

これらの状況を踏まえ、コンテンツの配信スピードは、画像品質を損なわない程度に、国内のインターネット事情から期待される配信帯域よりは保守的な数値に設定し、学生側のインターネット環境に依存しない、公平な授業配信に努めている。

学生のパソコン等の技術的な課題についてはシステムサポートセンターが、そこから派生する学習面での課題については、学生サポートセンターがそれぞれ窓口となり、学生がもつ障害の解決の支援を行っている（資料 16-4-1~2）。

##### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

本学の授業配信はインターネットを通じて行っており、また、世界的なインターネット運用は、当該国・地域の実情に依存したものとなっているため、その基盤を超えたところでの保証の提供は困難である。しかし、配信側システムの稼働環境においては、十分な稼働率を保証する体制が確保され、また、学生側の技術的課題についても、専門の問い合わせ窓口を設け、技術的障害に付随する履修や受講上の問題も合わせて対応する体制が一元的に整備されており、学生にとって利便性の高い公平な学習機会が提供されているといえる。

配信側では、一定の配慮をしてコンテンツの配信スピードを制御しているが、海外におけるインターネットアクセスのサービスレベルを定点観測する必要がある。この目的のために、海外在住の学生に視聴品質のモニターを依頼する等して、実運営上の監視体制を整備し、継続的な品質管理に努める等の対応が考えられる。

パソコンやインターネット環境におけるシステムサポートは、一定のレベルで学生の履修を支援する体制が確立されてきているが、今後パソコン市場における大規模な OS のバージョンアップ等が発生した場合、LMS との互換性の確認や周辺機器（特に Web カメラ）との接続上の障害件数の上昇が予想され、計画的なバージョンアップのガイダンスとシステムサポート体制の一時的な強化を施行していく必要がある。

##### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

海外在住の学生に視聴品質のモニターを依頼する等して、実運営上の監視体制を整備し、継続的な品質管理に努める。

今後予想されるパソコン市場における大規模な OS のバージョンアップのガイダンスとシステムサポ

ート体制の一時的な強化を施行する。

#### 【根拠資料】

資料 16-4-1 学生専用サイト「問い合わせ先」画面

資料 16-4-2 学生サポートセンター障害対応報告（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）

### 16-5： 大学構成員に関する情報のセキュリティ対策が適切に整備され、運用されているか

#### 【現状の説明】

情報セキュリティ対策については、一般にも公開している「情報セキュリティポリシー」に基づき、「情報システム運用リスク管理規程」等の社内規程を定め、「情報セキュリティ管理責任者（CISO）」をセキュリティ管理の責任者とし、システム部が実務を担っている（資料 16-5-1～2）。

学生の個人情報や授業コンテンツのアクセス権に関し、厳重なアクセス制御が課せられている。また、授業コンテンツ制作上、第三者による授業内容のレビューや就任前の教員候補者に対し、内容や仕様を開示する際も、機密保持契約を取り交わした上で、厳重に ID・パスワードを管理して、開示している（資料 16-5-3）。

とりわけ、学生の個人情報へのアクセスについては、学内事務局のセキュリティレベルを物理的に区分し、最もセキュリティレベルの高い部屋でのみ閲覧可能な端末機を設置する等して、学内においても厳重に管理しており、事務局内で使用されているパソコンの全てには、外部記憶媒体を一切接続できない仕様と監視が施されている（資料 16-5-4）。

また、教職員の入社時には「情報セキュリティ」に関する研修を必須とし、情報セキュリティに関する意識づけも行っている（資料 16-5-5）。

その他、新システムの導入時等に、セキュリティの専門業者による監査を受け、セキュリティレベルの維持にも努めている（資料 16-5-6）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

上述の通り、本学内の情報システムのセキュリティ対策は、学習管理システム機能としても、関連する諸規程に則り、厳重なアクセス制御の下にその運用が管理されており、十分な運用ができていているといえる。

一方、その厳重さゆえの授業運営上の課題も存在する。学生の履修履歴や成績の閲覧は、担当教員といえども制限がかけられており、履修相談等の特定の理由にのみその閲覧許可が下りる。学生への柔軟な教育サービスの向上と個人情報厳守と相反する要件が共存するという問題があり、そのための対応として、学生指導に伴う教員向けセキュリティポリシーを明確化し、規程を整備する等、検討する必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学生指導に伴う教員向けセキュリティポリシーの明確化と規程整備について検討する。

### 【根拠資料】

資料 16-5-1 大学ホームページ「情報セキュリティポリシー」

(URL : <http://www.cyber-u.ac.jp/security/index.html>)

資料 16-5-2 情報システム運用リスク管理規程

資料 16-5-3 秘密保持に関する誓約書

資料 16-5-4 サイバー大学セキュリティ要件定義

資料 16-5-5 入社オリエンテーション「情報セキュリティ研修」資料

資料 16-5-6 システムセキュリティ監査報告書

## 16-6： インターネット上のハラスメントやトラブルの防止と対応、学生のプライバシーの保護等、 学生の人権への配慮が十分に行われているか

### 【現状の説明】

学生のプライバシー保護及び実名による質問を行いたくないといった心理的バリアを取り除き積極的な授業参画を促進させるために、各科目内の「Q&A」（質疑応答）や、対話・討議を行なう「ディベートルーム」においては、ニックネームや匿名による投稿を可能としている（ただし教員は指導のため、実名を確認することができる）。また、メンター研修時には、ディベートルームでのハラスメントの問題についても指導を行っている。

学生専用サイトや、学生間のコミュニケーションを図る場所であるコミュニティ型の Web サイト「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」（SNS）の運用については、それぞれの利用規約において、各種ハラスメント等に関する行為を禁止する旨を明記するとともに、大学の秩序や教育上の配慮から教員や職員による視察、助言、閉鎖等一定の管理を行うこととしている（資料 16-6-1～2）。

たとえば、学内活動におけるネット上のハラスメントやトラブルの原因となりうる書き込みが実際に発生した場合、授業内のディベートルーム等、教育の部分においてはメンターが、また、SNS のような学生生活における交流の場においては、学生サポートセンターのスタッフが、速やかに担当教員や管理者に報告し、該当文書の削除やアクセスを差し止める措置をとっている（資料 16-6-3）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

各種トラブルの回避や発生した際の対処について、メンターの指導を継続的に行っている。トラブルが発生した際は、学生主任にエスカレーションし、学生のプライバシーの保護や人権への配慮をしつつ、問題の改善に取り組んでいる。このように、メンターと学生主任がそれぞれの役割分担を明確にして、障害を未然に防ぐ努力と発生した際の対処に当たっている。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

引き続き、ネット上のハラスメント等のトラブル防止に努める。

### 【根拠資料】

資料 16-6-1 学生専用システム利用規約

資料 16-6-2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス利用規約（抜粋）

資料 16-6-3 SNS 監視業務について

## 16-7： 受講時・試験時における、“なりすまし”受験やレポートの不正提出を未然に防ぐため、本人確認を組織的に実施するシステムと体制が整備され、運用されているか

### 【現状の説明】

本学の本人確認システムは、継続的に技術の改善や利便性の向上を図ってきた。

科目受講の入口となる学生専用サイトへのログインは、ID 番号を入力後、本人が事前に登録した携帯電話に送信される乱数パスワードを入力することをもって可能としている（資料 16-7-1）。該当システムの浸透率は、平成 21 年 9 月 1 日現在で、全在学生の約 60%に達している（資料 16-7-2）。

対応携帯端末（国内通信 3 社による 3G 携帯電話）の利用ができない国外在住あるいは 3G 通信サービスが受けられない状況にある学生には、本人の顔画像のマスター登録後、Web カメラによる顔認証によるログインも選択できるようにしている（資料 16-7-3）。

レポート提出や期末試験受験時のログイン時には、科目受講の本人確認手段に関わらず、一律 Web カメラによる顔認証を行い、単位認定に伴う本人確認を厳格に実施している。

期末試験の際には、ログイン時のみならず、受験中も Web カメラによる定期的にスナップ画像を撮影することで、ログイン後の成り代わり等の不正がないよう、監視を続けている。試験時及びレポート提出時に撮影された認証画像は、全て担当科目教員の監督の下、メンターによる目視確認がなされている（資料 16-7-4）。

学生が利用するパソコンや Web カメラ等の技術的障害が発生した場合も、携帯電話のテレビ電話機能等による代替方法により、本人確認を個別に行って対応している（資料 16-7-5）。

また、重度身体障がい等により、いずれの本人確認システムの利用ができないことが確認され、本人による受講や受験に疑義がないと判断した場合、特例として ID とパスワードによるログインを許可している（資料 16-7-6）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

以上の多様な本人確認方式の導入により、特別に免除されている学生を除き、履修時における在学学生全員の本人確認の運用が浸透したと判断される。また、試験時の顔認証の不正行為が仮に発覚しても、全て監視カメラのスナップ画像が管理されているので、事後確認が可能となっている。

ただし、期末試験受験時の顔認証は、“なりすまし”の不正防止には十分な効果を発揮するものであるが、Web カメラの監視範囲の外でカンニング等の不正が行われた場合、それを抑止することはできない。本学の現状において、全て“持ち込み可”の試験（期末レポート）となっており、“なりすまし”の防止をもって必要十分な監視が行われているといえるが、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる場合を想定し、その対応を検討する必要がある。

なお、一部の学生においては、夜間の学習環境では十分な光量が得られず、Web カメラによる顔認証の認証率が著しく低下するというトラブルが発生している。

本人確認のシステムは、学期毎にシステムの改善と運用変更の連続であった。そのため、少なからず学生からの不満も寄せられてきたが、本学の単位認定の信頼性担保と、一切の通学が不要な利便性とのトレードオフという論旨をもって学生の理解と協力を得るよう努めている。開学3年目にして、一定の完成度に達したと認識しているが、継続的な新技術の導入とコスト削減の努力は必要である。

顔認証の障害を最小にとどめるため、該当する学生には学生サポートセンターによる個別指導においてベストプラクティス集を開示し、精度の向上を図っている（資料 16-7-7）。

なお、夜間の本人確認のための光量不足には、低価格の赤外線 Web カメラが有効であることが検証されている（資料 16-7-8）。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

引き続き、本人確認のシステムについては、学生の利便性の向上等も勘案し、継続的な新技術の導入とコスト削減に努める。また、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる場合を想定し、その監視体制について検討する。

#### 【根拠資料】

資料 16-7-1 シンクロック概要

資料 16-7-2 シンクロック認証導入状況報告

資料 16-7-3 学生専用サイトログイン方法について

資料 16-7-4 期末試験システムスナップショットでの本人確認方法について

資料 16-7-5 本人確認手順書

資料 16-7-6 認証についての例外登録書

資料 16-7-7 正しい認証用顔写真の撮り方

資料 16-7-8 赤外線 Web カメラによる検証結果

## ② e ラーニングを円滑に実施するための教員への支援体制が整備され、取組みが行われており、機能している

16-8 : e ラーニングについて教員に対する継続的な技術的支援を行う体制が整備され、また IT 能力開発を目的とする教員研修等の取組みが行われているか

### 【現状の説明】

授業を運営する際のパソコンや各種システムの技術的な課題解決は本学専属のヘルプデスクが教員向けに対応し、授業運用上の技術支援は教務部職員が対応している。

教員間の情報共有の助長とノウハウ共有のために、平成 21 年 4 月にグループウェア「CUBE (Cyber University Bilateral Exchange)」を導入している（資料 16-8-1）。

特に、システム運用上の技術支援については、学習管理システムである「教員サイト」の利用マニュアル等を教員サイトやグループウェア上に格納しており、教員がいつでも閲覧できるように整備されている（資料 16-8-2）。グループウェア上には、本学ヘルプデスクへの FAQ も掲載している（資料 16-8-3）。

さらに、学習効果の向上や教授法の効率化を目的として、新しいシステムが導入されると、システム部職員及び教務部職員により、速やかにシステム利用マニュアルが更新ないし新規に作成される。

また、必要に応じて、利用マニュアルの配布だけでなく、教務部職員による対面研修や、使用方法をコンテンツ化して教員向けに配信し、学内全体の IT 能力向上に努めている。特に、新任教員に対しては、就任前に、システム利用に係る研修を必須としている（資料 16-8-4）。

また、どうしても本人によるパソコン上のトラブルが解決できない場合、ネットワーク経由でのアクセスが可能な場合は、システム部員による遠隔操作により、問題の解決や設定の変更を行っている。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

教員向け IT 教育や支援のニーズは、就任後時間も経っていることから、開学当初と比べ著しく減っている。

一方、新任教員や遠隔地に在住している教員への支援は引き続き継続している。

CUBE の活用レベルは、そのシステムそのものが本学の従来のウェブシステムと切り離されているアプリケーションであるため、十分に活用されているとはいえない。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

学内システムの LMS とグループウェアが別々のシステムとして稼動しているため、有効なデータ連携ができていない。これらをシングル・ログインによる統合的システムとすることを検討する。

### 【根拠資料】

資料 16-8-1 CUBE 利用マニュアル

資料 16-8-2 教員サイト利用マニュアル

資料 16-8-3 CUBE ヘルプデスクの FAQ

資料 16-8-4 教員研修資料

## 16-9：アーカイブ化された教育履歴や学生の履修履歴を教員が閲覧し、指導に反映できる環境が整備されているか

### 【現状の説明】

教員は自ら担当した過去の授業コンテンツ、学習資料、試験問題、学生評価記録を学期・科目別に、いつでもアクセスすることが可能となっている（資料 16-9-1）。

また、平成 20 年度より、学生に対する教員及びメンターの学習指導の円滑化を図るため、本学教員サイトにおいて、学生の個人情報保護に十分配慮しつつ、性別、生年月日、都道府県、職業、最終学歴、在学年数等の学生基本情報を閲覧できるようにしている（資料 16-9-2）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

厳しいセキュリティポリシーで授業運用を行っていたが、指導するために有効な情報を検討し、受講学生の個人情報の一部を担当教員とメンターは教員サイトにおいて確認することが可能となった。

しかし、履修指導等に必要個人情報を含む学生情報や履修履歴記録は、都度教務部に申請しなければ入手できない。過去の担当教員による指導コメント等も含め、いわゆる包括的な学生の履修や指導記録が開示されれば、よりスムーズな進路指導、履修指導の実施が可能であるものと考えられる。



これを受けて、平成 21 年度より、進路指導及び履修指導を円滑に行うために学生の履修履歴や指導履歴の閲覧が可能な、「学生カルテ」と呼ばれるデータベースの開発を進めており、平成 22 年度より稼動予定となっている（資料 16-9-3）。本データベースの導入は、学生の状況について各部署が把握している情報を共有することを目的としており、導入後は、教員・メンター・事務の三者が、様々な立場で得た学生情報を蓄積する環境となる。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

進路指導及び履修指導を円滑に行うため、個人情報保護に留意しながら、学生の履修履歴や指導履歴の閲覧が可能なデータベースの導入を進める。

#### 【根拠資料】

資料 16-9-1 教員サイト利用マニュアル

資料 16-9-2 教員サイト「学生基本情報」画面

資料 16-9-3 教員サイト 学生カルテ機能導入について

### ③ e ラーニングのための授業コンテンツの適切な設計・開発を実施する体制が整備され、取組みが行われており、機能していること

#### 16-10: 授業コンテンツの設計・開発にインストラクショナルデザイナーが関与する体制が整備されているか

#### 【現状の説明】

本学では、授業コンテンツの質を担保するため、学内にコンテンツ制作センターを設置し、教材設計・開発に係る教員支援を行っている。

授業コンテンツの設計・開発に関しては、「教育活動の効果・効率・魅力を高めるための手法を集大成したモデルや研究分野、またはそれらを応用して学習支援環境を実現するプロセス」と解説される「インストラクショナルデザイン」の手法を導入している点が特徴である。代表的なインストラクショナルデザインのプロセスである ADDIE モデルを採用し、①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析）、②設計（学習目標・達成水準の設定）、③開発（原稿・教材・映像制作）、④実施（授業運営）、⑤評価（学習成果の評価・授業コンテンツそのものの評価）の5つの段階を経ることにより、授業内容が教育課程の全体の編成の趣旨に沿ったものになるよう、授業コンテンツの設計・開発を行っている。

上記のインストラクショナルデザイン手法とプロセスに則り、本学の教材設計・開発の手順等を教員にガイドする上で重要な役割を果たす存在が「インストラクショナルデザイナー」である。コンテンツ制作センターでは、「サイバー大学インストラクショナルデザイナーの職務内容および選考・雇用条件に関する指針」の選考基準に基づき、平成 21 年 10 月時点で4名のインストラクショナルデザイナーを配置しており、各々、「IT 総合学部」、「世界遺産学部」、「教養科目」、「外国語科目」の4部門の総括担当者とするとともに、その下に合計 12 名のアシスタント・インストラクショナルデザイナーを、1人当たり約3～5人の教員を担当するよう割り当てている（資料 16-10-1～2）。

インストラクショナルデザイナーが、全科目のシラバス、教材、評価方法等を点検・指導する体制の下、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが教員と直接面談し、授業コンテンツ設計のアド

バイスをしている。設計後の教材の開発は、学外の専門技術者（コンテンツスペシャリスト）に委託している。

コンテンツ制作センターの組織的な質向上の取り組みとして、以上のインストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー、コンテンツスペシャリストが定期的に参集して研修を実施しており、さらにアシスタント・インストラクショナルデザイナーには日本イーラーニングコンソシアムの「eLP ベーシック資格」を取得することを原則として義務付け、業務遂行能力の発展向上に努めている（資料 16-10-3）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

第8章「教員組織」でも述べた通り、インストラクショナルデザイナーについて、授業コンテンツ制作に関する専門的な知識を有する者を必要数確保し、組織的に研修を行い、大学教育の質を担保するためのインストラクショナルデザイナーの質の向上と体制の整備に努めているといえる。

しかしながら、今後、授業コンテンツの保守やカリキュラム編成の検討等に臨むためには、当該分野の専門知識を有し、インストラクショナルデザインの基礎的知識を有する専任教員を学内に育成し、インストラクショナルデザイナーと教員間とのより効果的な連携を図る必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

インストラクショナルデザインの基礎的知識を有する専任教員を学内に育成し、インストラクショナルデザイナーと教員間とのより効果的な連携を図るための体制を検討する。

#### 【根拠資料】

資料 16-10-1 サイバー大学インストラクショナルデザイナーの職務内容および選考・雇用条件に関する指針

資料 16-10-2 インストラクショナルデザイナー採用状況

資料 16-10-3 インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー研修の実施状況

## 16-11： 授業コンテンツの設計・開発に関する基準を定めた文書がガイドライン化され、学習目標に基づく教材設計をインストラクショナルデザインの手法に拠って実施されているか

### 【現状の説明】

本学では、インストラクショナルデザイナー及びアシスタント・インストラクショナルデザイナーの業務、授業設計、コンテンツ制作、コンテンツ納品、著作権、納品前の第三者レビュー等について、各々ガイドラインを作成している。とりわけ、業務ガイドラインにおいては、本学におけるインストラクショナルデザイナー及びアシスタント・インストラクショナルデザイナーの位置付け、目標等を記した後、具体的な業務を列記し、主に授業設計に果たす役割を明確化するとともに、教材開発者としてのコンテンツスペシャリストとの差別化を図っている（資料 16-11-1～7）。

授業コンテンツの設計・開発に係るとりわけ重要なガイドラインは、ADDIE モデルの「②設計」の段階で使用される「授業設計書」である。講義映像を用いた非同期学習による e ラーニングコンテンツで

は、学期途中での授業内容の即時的な変更が困難であるため、“何をどこまで学ばせるか”という学習目標を明確化し、学習順序を具体的に系列化した「設計書」の作成が不可欠である。

コンテンツ制作センターでは、平成 19 年度当初より、「コンテンツ計画書」と呼ばれるフォームを、コンテンツ制作前の設計段階で教員に記入してもらうよう誘導していた。しかしながらその記述項目は、ADDIE モデルの「②設計」の後の工程の「③開発」のための仕様書としての役割に重点が置かれたもので、教材設計の初期段階で重要である学習目標の明確化、即ち授業を受ける学生を視野に入れた出入口の設定が曖昧なまま進められてきた点に課題があった。また、記入されたコンテンツ計画書に対する教員へのフィードバック内容は、個々の担当インストラクショナルデザイナーの経験と能力に委ねられていた部分も少なくなかった。

以上の問題点を改善するため、コンテンツ制作センターでは、ガイドラインに沿った運用を確実なものとするため、授業コンテンツの設計・開発担当者による打合せを定例的に実施することと併せて、平成 19 年度末より、学外から教育工学の専門家を「技術アドバイザー」として招致し、必要に応じて助言を得る体制を確保している。

そして、平成 20 年度のインストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー、コンテンツスペシャリストの定期研修会での議論を通じ、「授業設計書」フォームを策定している。「授業設計書」は、「全体計画書」と「回別計画書」の2種類のフォームで構成され、それぞれの主な記述項目は下表の通りである（資料 16-11-8）。

#### 全体/回別計画書の主な記述項目

全体計画書	回別計画書
科目名、科目目標、科目概要、期末課題の内容、教科書、履修前提、成績評価、回構成等	回タイトル、回学習目標、章別学習目標、章構成、課題（小テスト）の内容、参考資料等

大きく変更した点は、全体・回別の2種類のフォームで、学習目標と合せて課題の内容まで記載するようになったことである。これには、事前に2～5肢の設問解答を行う「小テスト」を作成することで、学習目標と評価条件がズレないように授業を計画することができるという利点がある。

また、全体計画書と回別計画書の二度に分けて記入するというフローに見直し、さらには担当アシスタント・インストラクショナルデザイナーによる教員へのフィードバック内容を平準化するため、評価の観点をリストにした「授業設計書チェックシート」も導入している（資料 16-11-9～10）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

授業コンテンツの設計・開発に関する基準をガイドラインとして文書化することにより、学習目標に基づく教材設計・開発をインストラクショナルデザインの手法によって実施し、またガイドラインに沿った運用を確実なものとするための様々なツールや授業コンテンツ制作手法も整備し、全学におよぶ教育の質の担保に努めている。

また、上述の「授業設計書」を全教員が共通のフォーマットで入力し、インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー、コンテンツスペシャリストの組織的な支援体制が確立されたことで、インストラクショナルデザイン手法の、より効果的な活用が図られるようにな

ったといえる。一連の工程を標準化し、組織的に運営する体制が確立されてきたといえるが、教員の負荷を軽減し、かつ授業コンテンツの開発コストを下げるよう改善を続けていく必要がある。

授業コンテンツの開発は、新規開発から、保守へとその軸足を移してきている。インストラクショナルデザインも、ADDIE モデルにおける評価から分析へとその中心的フェーズが移り、これら一連のコンテンツ制作ライフサイクルが一巡する形となる。そのためにも、さらなるインストラクショナルデザイン手法の向上が必要である。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

インストラクショナルデザイナーを活用した教材の設計・開発は、学期毎の振り返りによる評価・改善サイクルの適正な稼動をもって継続し、より一層の質の向上に努める。

#### 【根拠資料】

- 資料 16-11-1 インストラクショナルデザイナー業務ガイドライン
- 資料 16-11-2 アシスタント・インストラクショナルデザイナー業務ガイドライン
- 資料 16-11-3 授業設計書・評価書作成ガイドライン
- 資料 16-11-4 コンテンツ制作におけるガイドライン
- 資料 16-11-5 演習科目コンテンツに関する納品ガイドライン
- 資料 16-11-6 サイバー大学教育用コンテンツ制作における著作権侵害防止のためのガイドライン
- 資料 16-11-7 コンテンツレビューに関する諸注意
- 資料 16-11-8 授業設計書フォーマット
- 資料 16-11-9 授業設計書チェックシートフォーマット
- 資料 16-11-10 遠藤孝治、後藤幸功、半田純子、本間千恵子、小野邦彦、鈴木克明「サイバー大学の授業コンテンツ制作に係る『授業設計書』フォームの活用状況」『日本教育工学会 第 25 回全国大会 講演論文集』日本教育工学会（東京大学本郷キャンパス），2009 年 9 月，pp. 499-500

### 16-12： 教育プログラムの水準を保持するため、必要に応じて授業コンテンツの改修を実施するための体制が整備され、取組みが行われているか

#### 【現状の説明】

本学では、授業コンテンツ改修に係る教員からの申請は、コンテンツ制作センターで一元的に受理している（資料 16-12-1）。スライド資料上の誤字・脱字等の軽微な修正、ないしは動画の一部カット等の軽微な映像編集については即時的に対応し、また情報の更新等に係る再収録を伴う改修については、コンテンツ制作センター運営委員会の承認を経て、申請時期の翌学期までに改修部分が授業配信に反映されるよう運用を図っている。

基本的に改修は学生の学習ニーズに沿って行われるが、たとえば、各学期末、全科目を対象として実施される学生による授業評価アンケートの分析シートは、インストラクショナルデザイナーの所見とともに全専任教員へフィードバックされ、既存の授業コンテンツの部分的な改修、並びに次年度以降の継続的な教育目標の設定及び授業設計に資するものとして位置づけられている（資料 16-12-2）。

また、教員は、担当科目の授業評価アンケートに対する自己評価を各学期末に実施し、授業内容、教授技術等に係る具体的な改善策を、「授業改善計画書」に記入の上、改修を要する場合は「授業コンテンツ改修申請書」を、コンテンツ制作センターに提出している。それをインストラクショナルデザイナー及びアシスタント・インストラクショナルデザイナーが点検した後、必要に応じて教育上の工夫点や改良点について教員へ助言の上、コンテンツの改修を行う体制を整備している（資料 16-12-3～4）。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

教育プログラムの水準を保持するため、必要に応じて授業コンテンツの改修を実施するための柔軟な体制が整備され、それが実行されているといえる。引き続き、教育効果の向上に配慮し、潜在的な改修に対する要望を十分引き出すよう努める必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

引き続き、コンテンツ制作プロセスの効率化を進めながら、コンテンツの改修を進めるとともに、教育効果の向上に配慮し、潜在的な改修に対する要望を十分引き出すよう努める。

#### 【根拠資料】

資料 16-12-1 コンテンツ改修申請一覧

資料 16-12-2 「授業評価アンケート分析シート」（例）

資料 16-12-3 教員自己評価書（「授業評価アンケート自己評価票」、「教育研究等活動の個人評価票」）のフォーマット）

資料 16-12-4 「授業コンテンツ改修ガイドライン」

### 16-13: 授業や試験方法におけるノウハウや授業コンテンツ制作を支援するツールを共有する環境が整備され運用されているか

#### 【現状の説明】

コンテンツ制作センターでは、スライド資料と動画を組み合わせることのできるオーサリングソフトを制作関係者で共有し、授業コンテンツの開発を実施している（資料 16-13-1）。また、同種のオーサリングソフトを学生にも無償で配布し、学生によるプレゼンテーションコンテンツを配信する等、多様なメディアを活用した授業運営に努めている。

#### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

授業コンテンツ制作を支援するツールを共有する環境が制作関係者に共有され、適切に運用されているといえる。しかし、利便性と機能性を重視した結果、特定のオーサリングソフトへの依存性が高くなっている。このソフトが、将来的にどこまでパソコンや OS の更新に対応し、かつマイクロソフト・オフィス製品との互換性をサポートしてくれるのか等、メーカーとよく調整を図って運用していく必要がある。

#### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

互換性等の問題を勘案した上、オーサリングソフトのメーカーと十全な調整を図りながら、オーサリングソフトの運用に努める。

**【根拠資料】**

資料 16-13-1 授業コンテンツの基本画面構成（例）

**16-14： 授業コンテンツの配信を管理する体制が整備されているか**

**【現状の説明】**

授業コンテンツの制作においては、資料スライドを少なくとも講義収録の1週間前までに教員が提出することとし、アシスタント・インストラクショナルデザイナーにより、学習目標、専門用語、誤字・脱字、レイアウト、著作物の権利処理等の確認が行われる。必要に応じ、インストラクショナルデザイナーまでエスカレートされ、授業内容の妥当性や難易度、情報量についての調整が行われる（資料16-14-1）。

授業コンテンツは、教員によるレビューと担当アシスタント・インストラクショナルデザイナーによるレビューを経て、編集の後、納品される。コンテンツ配信業務は教務部が一括して担当している。

一方、演習科目の制作は、担当教員の責任の下、教員自らオーサリングソフトを用いてコンテンツ制作を行い、授業配信期日の1週間前までに指定されたファイルサーバにアップロードする。

配信準備ができていないコンテンツは、担当教員ないし担当メンターが事前に視聴確認を行い、授業配信に備える。授業には、授業コンテンツ以外にも、「小テスト」や「レポート」等の課題の設置があり、併せてメンター等が確認することとしている。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

授業の配信スケジュールを管理する体制が整備されているといえる。しかし、演習科目においては、教員自らオーサリングソフトを用いてコンテンツを制作することとしており、配信前に十全なチェックを行えない等、品質にばらつきが生じており、品質管理のための仕組みや工程を検討する必要がある。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

演習科目における教員の自作コンテンツの品質管理のための仕組みや工程を検討する。

**【根拠資料】**

資料 16-14-1 コンテンツ制作ガイドライン

**④ eラーニングのための学習支援を行う体制が整備され、取組みが行われ、機能していること**

**16-15： eラーニングの前提となるパソコンやインターネットの利用方法に関する教育を実施し、利用上の課題解決を支援する人的補助体制やヘルプデスクの配置等の措置をとっているか**

### 【現状の説明】

本学に入学を希望する学生に対して、大学のホームページや配布する募集要項において、必要なパソコンの仕様やインターネット通信帯域等、eラーニングの前提となるパソコンの必要条件を事前に告知している（資料 16-15-1～2）。

入学時には、本学でのeラーニングに必要な情報をまとめたオリエンテーションを実施し、必要最低限の知識を身につけた上で学習を開始することができるよう配慮している（資料 16-15-3）。

学生専用サイトにおいては、「学則」「学生専用サイト操作マニュアル」をはじめとする各種規程、資料等を掲載し、学生が必要に応じ資料を確認できる場を用意している（資料 16-15-4）。また学生から寄せられる「よくある質問」をまとめたFAQを整備し、受講に必要なプログラムを提示する等、学生の個別環境に対応できるような情報の提供も行っている（資料 16-15-5～6）。

入学生に対するオリエンテーションや、在学生に対するガイダンス等、様々な情報を資料の形で提供することで実施してきたが、平成 20 年度末より、オリエンテーションやガイダンスの資料を元にしたコンテンツを作成し、いつでも視聴できる環境を準備している（資料 16-15-7）。

また、教員やメンターに対しても、eラーニングの要となる教員サイトを十分理解した上で指導や指導補助が行えるよう、教員サイトの利用に関するマニュアルや、eラーニングに必要なソフトウェア、ハードウェアに関するマニュアルを、教員サイト内のお知らせに掲載し、各種資料が随時閲覧できる体制を整備している（資料 16-15-8～9）。また、個別の問題にも対応できるように、教員やメンター向けのヘルプデスクも設置されている（資料 16-15-10）。

### 【点検・評価（長所と課題も含む）】

入学時において、本学での学修に必要なパソコンを所有することを前提としているが、学習を開始するにあたり、eラーニングに必要なインターネット、ソフトウェアや機器に関する知識を習得することは必要不可欠である。上述のように、本学ではそうした知識を習得するための体制が概ね整備されているといえる。

さらに平成 20 年度末より、各種資料は、文字情報だけでなく、映像と音声によるコンテンツとすることで、理解を促進する情報を提供するよう努めている。

教員、メンターに対しても、eラーニングの理解や、その指導や指導補助の助けとなる体制が整備されているといえる。ただし、学生専用サイトに比べ、教員サイトにおいては、随時「お知らせ」（掲示板）で必要な資料を掲載しているに留まっており、今後は内容毎に分類、整理し、資料閲覧の利便性を高める必要がある。

### 【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】

教員向け、あるいは教員間の情報共有の手段として、掲示板だけでは機能的にも使い勝手の面でも不十分であるため、テーマ毎にインデックス化できるナレッジベースを整備し、指導ノウハウやベストプラクティス事例等を共有できる環境を整備すべく、検討を進める。

**【根拠資料】**

- 資料 16-15-1 大学ホームページ「出願資格・必要環境」  
(URL:<http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/qualification.html>)
- 資料 16-15-2 募集要項
- 資料 16-15-3 入学時オリエンテーション資料
- 資料 16-15-4 学生専用サイト「サイバー大学諸規程」
- 資料 16-15-5 学生専用サイト「よくある質問」
- 資料 16-15-6 学生専用サイト「必要となるプログラム」
- 資料 16-15-7 オリエンテーションコンテンツ
- 資料 16-15-8 教員サイト利用マニュアル
- 資料 16-15-9 教員サイト「お知らせ」資料揭示状況
- 資料 16-15-10 ヘルプデスクの利用状況（電話、メール）

**16-16： 学生からの、パソコンや学習管理システム（LMS）等の技術的な問い合わせに対応する体制が整備され、取り組まれているか****【現状の説明】**

本学に入学してくる学生のパソコンに対する知識、インターネットに対する知識にはばらつきがある。また、本学で構築している e ラーニングのシステムについて、資料等で必要な支援体制を整備しつつあるものの、様々な環境に対応しきれていない。

こうした点を補うために、学生からの相談や、必要に応じた個別指導に対応できる様に、システムサポートセンターに窓口を設置している。

システムサポートセンターは、学生専用サイトの使用方法を含め、様々なシステム関係の問い合わせに対し、電話やメール等での個別対応を行うもので、24 時間受け付けを行っている（資料 16-16-1～2）。

**【点検・評価（長所と課題も含む）】**

上述の通り、学生に対しては、技術的な問い合わせ窓口としてシステムサポートセンターを設置し、パソコンや LMS に関する問合せに応じる体制が構築されているといえるが、今後、大学のシステムサポートに関する学生へのアンケートを採取し、不満等の把握に努める必要がある。

**【長所の伸長、課題の改善に向けた具体的方策】**

大学のシステムサポートに関する学生向けアンケートを実施する。

**【根拠資料】**

- 資料 16-16-1 学生専用サイト「問い合わせ先」
- 資料 16-16-2 平成 20 年度システムサポートセンター対応件数



# 終章



## 結び

これまで 16 章にわたり、本学の教育・研究・社会貢献等の活動について自己点検・評価してきたところであるが、以下、結びとして、本章毎に、本学及び本学における取組みの特徴と課題、今後の方向性等について概括する。

### 第 1 章 理念・目的

本学は、福岡市における構造改革特区を活用し、日本で初めてすべての授業をインターネットで受講できる通信制大学として平成 19 年 4 月に開学した。学則に規定している本学の理念・目的・育成する人材像は、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないといえる。

また、全教職員及び全学生に対し、本学学生専用サイト、学生要覧、アクセス制限された共有フォルダ等の閲覧を通じて、また新入学生に対しては、入学時のガイダンスを通じて、本学の目的・目的等の周知を図っている。そして一般に対しても、大学ホームページ上に「設立趣旨」を掲載するとともに、分かりやすく簡潔なキャッチフレーズで本学の特色を説明する等、一定の工夫がなされているといえる。

理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を大学の構成員に知らしめ、同じ志を持って前進するよう意識づけを行っているが、教職員に対しては、大学の理念・目的・教育目標等の理解を深めるためのコンテンツを作成し、多肢選択の設問に解答させる等の手段をもって理解の確認を促す。

### 第 2 章 教育研究組織

本学の設置している学部及び部は、開学当時の社会的要請から整備してきたものであり、大学及び学部の理念・目的等にも合致したものといえる。現在学年進行中であり、サイバー大学設置認可申請書に記載した完成年度までの計画を履行していくことが第一の課題となっている。

開学 2 年度目に入り、インターネット大学として、教育研究活動の推進、学生支援を行う附属施設等の組織の配置については、大学設置認可時の計画通りのものとなっている。組織の設置や規程の整備に迫られる 2 年間であったため、今後は、「中期目標」「中期計画」を策定の上、教育研究組織を構成する各部局等の業務運営に関し、実施すべき事項を記載した年度計画の作成を行い、その達成度を自己評価しながら、教育研究活動の充実に活かしていく体制を確保する。

### 第 3 章 教育内容・方法

本学における教育課程は、教養科目、外国語科目、専門科目によって構成している。各学部の専門科目は、卒業要件を満たすように選択履修していくことによって、卒業研究科目に結びつく関連科目を体系立てて学修出来るように設計している。専門の周辺分野に関しても、学問的な横の広がりとの深まりを形成するために必要不可欠な科目構成を構築している。関連する分野はカテゴリー別に編成しており、教養学習と専門学習のバランスが取れるような体系となっている。教養科目と外国語科目については、両学部共通の科目として設置している。教養科目は、多様な学問分野についての基礎的な知識と教養を授けることを目的に、従来の人文科学・社会科学・自然科学の分類を基礎に細分した6分野（クラスター）からなる科目群を開講している。

設置認可時のカリキュラム自体は、教育課程を体系的に編成し学べるよう配慮した授業科目を配置し、各授業科目区分はそれぞれ明確な役割が与えられ、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものといえる。しかし、基礎講義・基礎演習科目（1・2年次配当）、教養科目（1・2・3年次配当）について、開学2年度目の平成20年度春学期に開講できず、大学設置認可時の計画を予定通り遂行できなかった科目は計20科目に上った。基礎講義・基礎演習科目については平成20年度秋学期に、また教養科目については平成21年度春学期に、当該未開講科目を全て開講している。

本学の長所のより一層の伸長を図るには、eラーニングの教育システムの開発に力を注ぐべきであり、他教育機関とのeラーニングの質向上のための連携・協力体制の構築を検討する。

設置認可時の計画で述べていた、世界遺産学部の実技・実習に係る科目は、いずれも平成20年度に開講したばかりのものであり、改善を要する課題が残されていることを認識し、受講者に対するアンケートの結果等を踏まえ、改善点を抽出する。

本学における基礎教育と倫理性を培うための教育の位置付けは、教養科目、両学部設置科目において遍く整備されており、それは大学の理念と両学部が抱く卒業時の学生像を目標に定められているといえる。また学内生活における倫理規程等の整備状況においても、その実践が受講時等のインターネットの利用等に強く求められる本学の特質からすれば、自ずと人格形成が培われる機会となっている。

直接の対面指導が行えない本学において、それに代わる補足的な手段であるビデオ電話「スカイプ」を使用する等の履修相談や授業運営等は、一定の効果を挙げていると判断されるため、今後とも継続してこれを実施する。

本学が設置しているコミュニティ型のWebサイトである「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」等の位置付けにおいても、学生に対して、「学内環境」にあることを念頭に「公」の場所でもあることを改めて認識させ、倫理性を培う観点から、「SNS利用規約」の条項を見直す。

全学及び各学部における教育研究の基本方針、養成しようとする人材像、基本的な達成目標は、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないといえる。

本学の教育の特色として、魅力ある教養教育の提供が挙げられる。学生が、変化を続ける実社会を理解し考察するための新しい型の教養教育として、本学では、日本・世界の各方面で活躍する人材を教員として招き、今日的テーマを扱う教養科目を編成している。1・2・3年次配当の科目であるにも関わらず、段階的に開講し、大学設置認可時に計画した全科目を開講したのは平成21年度春学期のことであった。

授業コンテンツ制作においては、教養科目担当のインストラクショナルデザイナーが授業コンテンツの設計・開発に関与することで、より学習効果の高いコンテンツとなるよう努めている。

大学設置認可時の計画に挙げた、6分野の各クラスターにバランス良く科目群を設置することを含め

て、多様な学問分野についての基礎的な知識と教養を授けることを目的としたカリキュラム編成自体は、IT 総合学部及び世界遺産学部の両学部共通の科目として、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされたものであるといえる。しかし、科目群の多様性と体系性を担保するクラスター表は、未だ学生に開示されていないので、適切な方法をもって周知し、また、本学の教養科目の設置の理念に鑑み、幅広い教養を身につけるため、特定のクラスターに偏らずに履修することを推奨する等の指導を検討する。

外国語科目に関しては、大学設置認可時の計画に沿って滞りなく開講し、運営されている。また、インストラクショナルデザインの手法に則り、学部の理念・目的の実現に配慮した科目目標を予め設定し、その目標達成に即した教材作りを確実なものとするため、インストラクショナルデザイナーを活用した教員支援を行っている。加えて、ネイティブスピーカーの教員を認可時の計画の通り適切に配置する等、「生きた」外国語学修の機会を学生に提供できるよう配慮している。

教育の目的に照らして、バランスの良い授業形態が組み合わされており、卒業所要総単位に占める専門科目・教養科目・外国語科目の量的配分については、大学設置認可を受けたものとして、概ね適切、かつ妥当であるといえる。しかし、実情に即して挙げるならば、社会人学生が多数を占める本学において、他大学等で既に学士課程レベルの外国語教育を受けている者も少なくない。在学生の学修ニーズや属性等を勘案し、1年次から4年次までの外国語科目の配当バランスを、学士課程の理念・目標に照らして再検討する。

基礎教育の責任を担う各部局においては、また教養科目のいずれも、全学における教員組織編制のための基本方針に沿った教員組織編制を行っている。教養科目においては、実務家の兼任教員の割合が高いため、メンターに助手を配置することを原則とするとともに、専任教員が助手を統括する体制の下、様々な調整を図っている。

しかし、繰り返しとなるが、1・2年次配当の基礎講義・基礎演習科目、1・2・3年次配当の教養科目について、平成21年度春学期には、未開講科目の全てを開講したものの、開学2年度目の平成20年度春学期に開講できなかった科目が相当数あり、大学設置認可時の計画の履行が予定通り果たせなかった点は大きな課題である。基礎教育と教養教育の実施・運営については、より一層の充実を図るための責任体制について検討する。

本学の教育課程編成においては、自主的な学習を誘導することを基本とし、専門分野における導入的、かつ基礎的な内容を習得した上で、より高度な専門学習へと進み、最終的には卒業研究へと導くことができるよう、1・2年次配当の外国語のみを必修科目とする他、全てを選択科目で構成している。選択必修科目と必修科目の比率は〔9：1〕で、必修科目の割合が極めて低くなっているが、「自ら学習する姿勢」を涵養する本学の基本方針に沿って、基礎教育の段階から、学習に対する学生の自発的な選択意識を高めるため、あえてこのような科目編成をとり、またそれで大学設置認可を受けている。この方針をとる上で、前提として必要となるのは、学生の自主学習支援の一環としてのきめ細かな履修指導であるが、担任制と連携させて毎学期末にそれを組織的に行っている。今後、学生・教員等の意見も聴取し、教育効果を慎重に見極めながら、専門科目への必修科目の導入の将来的な要不要、導入する場合の適正な割合等について検討する。

入学試験を行わない本学では、入学時点での学力ではなく、学習意欲の有無を主たる判定基準として学生を受け入れている。それは、広く教育の機会を提供することで、教育格差の解消を図るという本学の基本理念に沿った選考方法であるといえるものの、結果として学生の著しい学力差が発生している。高校新卒者、社会人（大卒者・非大卒者）等、幅広い層の学生に対する効果的な導入教育の在り方・運

用方法について検討し、また、導入教育への配慮として、授業で用いる用語の統一に係るガイドラインを作成し、それを授業コンテンツ制作へ活用することを検討する。

IT 総合学部では、「プロジェクトマネジメント」資格取得のための学習が可能な科目群が設置されている。一般に、通信制大学の魅力の一つといえば、資格取得のための学習支援が挙げられるが、本学のカリキュラム編成は、そのために必要な要件を十分に満たしているとはいえない。いわゆる面接授業を併用することができないという制約も勘案しながら、働きながら学ぶ学生のキャリア形成に寄与する、ニーズの高い関連資格につながるカリキュラム編成について、中期的な展望として検討を始める。

単位の実質化への配慮として、本学では、サイバー大学履修規程第 19 条において、年間の履修単位数に 45 単位という上限を設けている。また、各授業について、「コンテンツ制作ガイドライン」に基づき e ラーニング教材（授業コンテンツ）の視聴時間を定め、また平成 20 年度春学期からは、2～5 肢の設問選択を行う「小テスト」、学生の意見交換の場として協調学習等を促進する「ディベートルーム」への書き込み、期末試験を含むレポート提出のいずれかを毎回の授業で実施することを全ての科目で義務化し、授業時間の確保を確実にしている。

さらに、平成 20 年度秋学期より、講義科目の原則として、「小テスト」8 問以上の設置を義務付けるとともに、その設問内容の位置付けを授業内容の理解度を計るものとし、授業コンテンツの視聴のみでは出席点を与えず、「小テスト」の解答、即ち授業内容理解評価をもって出席認定を行う方針をガイドライン化し、運用している。

授業時間外の学習時間の確保については、e ラーニングの長所を活かし、自習を促進するとともに、授業コンテンツを何度でも視聴でき、また「小テスト」も再受験（反復学習）ができる仕組みとし、参考図書をシラバスで掲示する等して自習時間の確保を図っている。公平な成績評価指標としてはグレード・ポイント・アベレージ（GPA）を導入し、早期卒業の審査項目としても活用している。

本学の選択必修科目である 4 年次配当の卒業研究科目は、半期 5 単位、通年で 10 単位を占める科目であり、その特徴・内容や履修形態との関係における単位計算方法については、大学設置認可時の計画に則って、詳細な運用方針を早期に固めておく必要があり、引き続き検討を行う。

特に社会人を多く受け入れている本学では、大卒者や外国語資格を有する者も相当数おり、単位認定のニーズは高いといえるが、そのニーズに応える体制の下、厳正な単位認定を行っている。なお、平成 21 年度からは、中国語科目が開講されるため、それに応じて中国語資格の有資格者に対する単位認定を実施する体制を整備する。

IT 総合学部、世界遺産学部の専門科目の一部については兼任教員を配置しており、教育効果にも鑑みながら、専任・兼任の授業担当比率の適正化の検討を継続する。各学部の専門科目を担当する兼任教員と専任教員との間の各種連絡調整を、より円滑に行うための仕組みについて検討する。

社会人学生に対する教育上の配慮については、そもそもが、本学のオンデマンド型の e ラーニング学習手段が学習時間や通学等の都合のつきにくい学生の学習スタイルに合ったものであり、特に考慮を必要とするものではない。引き続き、社会人学生が就学しやすい環境の提供を推進する。

自己点検・評価の際の教育成果の外的妥当性を確かめるチェック項目として、学部の教育課程の修了時に学生が身につけるべき能力等をコンピテンシーとしてリスト化し、併せて各コンピテンシーと科目群との位置付けを明確化することに努めているが、履修前提条件等の各科目間の関係も把握できるよう、リストを増補改訂する。また、本学のカリキュラムは、1・2 年次配当の「基礎講義」「基礎演習」、3 年次配当の「専門講義」「専門演習」、そして「卒業研究」の 5 段階で構成されているが、年次進行に伴う段階的な学生の質検証のための達成指標として、各コンピテンシーを細分化し、基礎段階（2 年次）

修了時及び専門段階（3年次）修了時の、学生が身につける学力・資質・能力等をリストに補足する。

講義科目において、設問解答ツールの小テストを用い、授業コンテンツの視聴を通じ学生が身に付ける能力の達成状況を測定・評価する授業運営が行われている等、学習管理システムを通じた教育上の効果測定の運用には一定の工夫があるといえる。また、講義科目に小テスト8問以上を課すことをガイドライン化したのは平成20年度秋学期からであるが、その前後で比較すれば、小テストの運用に係る授業評価アンケート結果が全体に大きく向上しており、一定の効果があつたと判断できる。引き続き、FD委員会を中心として、授業評価アンケートの分析結果を踏まえたFD活動を実施するとともに、単位修得率と成績分布の分析を行い、現状の正確な把握に努める。

教育の目的に応じた成績評価基準が組織として策定され、また学生に周知されており、その基準に従って成績評価が適切に実施されているといえる。引き続き、4年次配当の卒業研究科目の成績評価法に係るガイドラインを策定する。

本学では、原則的に入学式前から授業科目の履修登録を始めており、学生サポートセンターが窓口となり、各学期の入学者選抜を経た合格者（入学予定者）からの個別の履修相談を受け付け、随時対応を図っている。合格決定時点で、本学より学生専用サイトのID及びパスワードを交付し、オンライン上での履修登録の手続きや注意点、学部別の履修モデル等について案内を行っている。

本学の学生が履修する授業科目や専門の種類については、履修登録開始時期より、オンライン上でのシラバスの閲覧が常時可能となっており、2～3分程度の講義紹介ビデオ等も履修登録に役立つものとなっている。さらに、履修登録期間では第1回の講義（講義のオリエンテーション）を無料で受講することが可能であり、これを基に学生は履修選択が出来るようになっている。

より適切な新入生履修指導を実施するため、平成20年度秋学期の入学式においては、初めて新入生オリエンテーションアンケートを実施している。なお、入学式に参加できなかった学生には、学生専用サイトから、オリエンテーションの資料を閲覧できるようにしている。さらに、平成21年度からは、入学時オリエンテーションの内容をコンテンツとして学生専用サイトで配信している。

また、専門選択に相当する3年次配当の専門講義及び専門演習科目の受講を予定している在学学生に対して、両学部及び教務部が中心となり、直接対面、ないしビデオ通話等による個別の履修相談を実施している。同じく在学学生への対応として、担任制を活用し、平成21年度春学期科目履修に向けた履修相談を担任教員が行っている。学生には、自身の履修計画を事前に考えた上で履修相談に臨んでもらう必要があることから、学生が自らの履修状況を振り返り、今後の履修計画を立てるのに役立つ「記入シート」を作成し、活用している。

平成21年度春学期より受け入れを開始した編入学生に関しては、入学時に認定された単位数と、入学後に履修しなければならない単位数の確認も含め、担任ではなく、主に教務主任による個別の履修相談を実施している。また、オフィスアワー制度を導入し、専門科目を担当する教員が、個別に学生からの質問や相談に対応している。

また平成21年7月より、教員向けの履修指導コンテンツを配信し、該当する教員に受講させ、履修指導内容の平準化にも努めている。平成21年度秋学期に向けた履修指導も、引き続き担任教員により実施する予定である。

今後、新入生向けの履修指導用コンテンツを作成する等、オンラインによる相談体制の整備について検討する。また、現状では履修相談への参加は任意としており、参加率が十分に高いとはいえないため、個々の学生の進路等に鑑み、適切な学習計画の立案を支援するため、履修指導への参加をより一層強く呼びかけていく。

平成 20 年度には、自己点検・評価委員会の下部組織として、FD ワーキンググループを設置し、教育の状況を教員自ら積極的に改善するための組織的な取組みを行ってきた。IT 総合・世界遺産の両学部では、教授会の開催日同日に、「学部教員会」を開催し、持続的かつ組織的な FD 活動を実施している。また、外国語及び教養科目の科目区分に沿ってそれぞれの担当教員による FD ワーキンググループを設置し、教授法の見直し等について討議している。

そして平成 21 年度 4 月には、点検・評価活動と FD 活動とを明確に区別し、運用の適正化を図るために、全学的な FD 活動を推進するための組織として、FD 委員会を設置し、月 2 回程度の会議を実施している。FD 委員会において、大学理念及びオンライン大学における効果的・効率的・魅力的な授業コンテンツ制作・授業運営の方法について理解を深めることを目的とした、教員向け研修コンテンツである「FD コンテンツ」の監修等を行っている。「FD コンテンツ」の有効性を測定するのは今後のことであるが、研修の効果測定には、「カークパトリックモデル」を使用する予定であり、受講率を高めていくことにも努めながら、FD 活動の「実質化」を全学的な取組みとして推進していく。

インストラクショナルデザイナーを活用した教材の設計・開発、並びに教員とメンターによる効果的な教育指導の実施は、学期毎の振り返りによる評価・改善サイクルの適正な稼働をもって継続し、より一層の質の向上に努める。

シラバスについては、教育課程編成の趣旨に沿って適切に作成され、また活用されているといえる。ただし、各科目の特記事項等について、学生の注意を十分に喚起するため、より明示的かつ効果的な表示法について検討する。

本学では、毎学期末に、学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施し、併せて教員の自己評価も導入する等、教授法等の改善に結び付けるための仕組みの導入を試みている。今後、アンケートの質問項目について、授業コンテンツの改修等、実質的な改善を図る意図を明確にするための見直しを行う。また、授業評価アンケート結果を受け、授業コンテンツや教授法等、改善された結果等について、学生に開示する方法や手順についても検討する。さらに、匿名性担保等の問題も含め、授業評価アンケートのより適切な実施方法について検討する。

本学では、インストラクショナルデザイナーを活用した授業の設計・開発体制の下に作成された授業コンテンツを、講義・演習科目等の教材として授業に運用している。4 年次配当の卒業研究科目については、大学設置認可時の計画を遵守しながら、適切な運営形態と方法を定める。

本学の授業科目では、学修時間及び授業時間を担保しながら、それぞれの授業の特色を活かし、工夫を凝らした双方向の指導を行っている。さらに、受講時、期末試験時には高精度の本人確認を実施し、“なりすまし”等の不正を防止する措置をとっている。成績評価基準についても、各部局が定めたガイドラインに準拠し、公平性に配慮した基準を設定し、評価を行っている。最終的な教授会における単位認定に至る体制も整えており、「遠隔授業」として適正な単位認定が行われているといえる。またこれは、大学設置基準や認証評価機関等が提示する教育内容・方法に係る質保証基準に沿ったものであるといえる。

引き続き、“なりすまし”防止のための高精度の本人認証、設問解答等による教員・学生間の双方向性の確保及びその増進、設問解答等を用いて行う出席確認と授業時間の確保を確実にしながら、適正な授業の運営、単位認定等に努める。

IT 総合学部、世界遺産学部ともに、国際的な視野に立った競争力の高い人材の育成を目標としており、学部の特性からも、今後とも国際交流等の実績を高めていく必要があり、海外姉妹校の開拓等を含む教育交流事業を担当する部局の設置を検討する。



## 第4章 学生の受け入れ

本学においては、幅広い層に対して学習機会を与えることを念頭に、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、それを大学ホームページにおいて公開するとともに、そのポリシーに沿って入学者選抜を実施している。入学者選抜は、インターネット及び郵便を用いて入学希望者から書面を提出してもらう方法のため、日本国内外を問わずに出願することが可能である。ただし、今後、高齢者層を含め、日常的には利用していない人、また苦手意識を持つ人等に対しても募集の幅を広げる意味で、紙版による入学願書の受け付けについても検討を行う。

本学のアドミッション・ポリシーに従い、入学者が入学前に適切な履修計画作成を行えるようにするため、授業内容が確認できるシラバス等を、学生専用サイトだけではなく、大学ホームページにおいても公開することを検討する。

入学者選抜を行う入試委員会における審査の公正性を充実させるため、重要な選考材料である「志望動機」の記入要領を適切なものにあらためるとともに、客観的指標として入試判定基準を設定する。また、入学者選抜のフローを掲載する等の方法で、入学希望者等にその仕組みを公開することを検討し、入学者選抜の基準の明確化、並びに入学者選抜実施体制の透明性を高めていく。

また、単位修得率の向上にも資する「落ちこぼれ」防止指導、並びに「浮きこぼれ」学生対応を組織的に実施するため、学力が一定の水準に達しない学生に対する効果的な事前指導体制を補強する等、科目外での導入教育の充実について検討する。

高等学校に対する指定校訪問については、その時期を早め、学生募集への効果を高める。高等学校を対象とするオープンキャンパスの実施にあたっては、その開催場所と時期及び開催情報の周知方法について、十分な効果が挙がるように工夫するとともに、社会人向けのオープンキャンパスの内容についても検討する。

多数を占める社会人学生の受け入れを促進し、科目等履修生と特修生については、正科生とは別の受け入れ方針を定め、それに付帯する要件も再定義し、本学の教育課程編成の考え方に齟齬の無い位置づけを明確なものとするべく、検討を行う。

定員充足率が低いという問題について、平成21年度1月に実施したWebアンケート調査によれば、サイバー大学の知名度、認知度は総じて低い結果を示しているが、サイバー大学への入学意向を尋ねたところ、「すぐにでも入学したい」という回答が1.3%、「1年後には入学したい」が0.7%あり、知名度、認知度をさらに向上させる努力も必要である。このため、オープンキャンパス（大学説明会）の開催地、開催回数の拡充、団体や企業等との提携、新聞・雑誌等のマスメディアを利用した広告宣伝活動の強化、セミナー形式の公開授業の充実、大学ホームページの改善、インターネット上でのオープンキャンパスの実施、インターネットを利用したアンケート・プロモーション、費用対効果の高いパブリシティ活動の増進、企業・研究機関等との効果的な連携体制構築等を総合的に推進していく。さらに、今後、就職支援体制の充実や、科目外プログラムとしての中・長期インターンシップ等、就職に強い学校づくりの一環として出口戦略を重視する等、より効果的な学生募集方法を検討する。

また、同規模他大学との比較等により、適正な学生数を考察し、定員の是正を検討する。

退学者を減少させる対策としては、引き続き、担任制や教員のオフィスアワーを活用し、個別相談等

の対面的コミュニケーションの機会を増やすとともに、学生の自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう、大学として適切な支援を行うことを検討する。また、経済的な理由で退学するケースが少なくなることから、奨学制度の強化・充実を図る。編入学についても、積極的に広報・宣伝し、学生募集活動に活かしていく。

## 第5章 学生生活

本学は、学費について単位制を取っているため、履修単位数が同じであれば4年間以上在学する場合でもあっても必要となる授業料は変わらず、また、履修単位数は学期毎自由に設定ができるので、経済状況に応じて履修を進めることができ、また、インターネットを利用した完全通信制の大学であるため、通学やスクーリングのための費用等が不要であり、その面で経済的に負担の少ない大学だといえる。しかし、休学、退学の理由として経済的な問題が多くあげられており、学生にとって利用価値が高い奨学制度を導入する必要がある。このため、日本学生支援機構に再度、制度の利用の可否について問い合わせを行う。また、地方自治体等が提供している奨学金制度の中で、サイバー大学の学生が利用できるものを選び、学生に情報として提供する。成績優秀者に対する授業料減免制度についても検討を行う。

学生がサイバー大学紀要に投稿できるような仕組みを検討すると同時に、卒業研究科目の指導教員は、優秀な研究を行っている学生に対して、各種学会誌等への投稿を促すよう努める。また、卒業論文審査会において発表された論文のうち、発表内容等が特に優れているものに対する表彰制度を導入する等、対外的発表を促進する対応を検討する。

学生の心身の健康の保持・増進に適切に配慮するための体制としては、学生サポートセンター内に、相談窓口を設置することを検討する。また、ハラスメント防止に係る規程を制定の上、専用の相談窓口を設置し、全学的組織としてハラスメント防止委員会を発足させ、本学の全構成員（学生・教職員）の相談に応じるとともに、ハラスメント防止の研修・啓発活動の企画・実施等も含めて、組織的なハラスメント防止対策を早急に講じる。

eラーニングによる学習手段をとる本学においては、ドロップアウト防止指導を行うメンターのメンタリングスキルを向上させるための研修を充実させるとともに、学生による授業評価アンケートの満足度と単位修得割合との関係を分析し、高質な魅力ある授業の在り方を追究することが、結果としてドロップアウト防止に結びつく可能性も視野に入れつつ研究を進めていく。学生は受講に際し、インターネットにブロードバンドで接続しているので、無料で利用できるビデオ電話等を使った生活相談の仕組みについても検討する。学生生活に関する満足度アンケートとして、包括的な学生生活全般に係る満足度アンケートを実施、活用する。

就職希望者の具体的希望をアンケートの実施により把握するとともに、学生が進路選択するにあたって、相談できる環境として相談室窓口、担任教員に加えて、社会人経験を有する在学生にも協力してもらうキャリアサポーター制度の導入を検討する。就職活動支援ガイドについては、利用した学生からのフィードバックを参考に、資料の内容、提示方法等について継続的な改善を図る。また、就職支援ガイドに登録した就職希望者へのメールによる就職情報配信、就職活動に関するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用、ネットの活用による求人情報配信、会社説明会や専門家（キャリアアドバイザー）による相談会等の実施を検討する。平成22年度には初年度に入学した学生のうち4年卒

業を目指す学生の卒業研究科目が始まるので、卒業研究科目担当教員と連携して、社会人学生向けのキャリアアップへの対応を検討する。

大学設置認可時の計画においても、eラーニング教育の不得手な部分を補うために、eラーニングと異なる学習機会として、ボランティアによる社会体験及びインターンシップによる就労体験等の課外の実践を進めることが述べられている。組織的な支援体制が整備され、大学から持続的な情報発信を行いながらも、参加学生が著しく少ない現状を的確に分析し、参加学生を増やすために必要な方策を検討する。

## 第6章 研究環境

今後とも継続して、『サイバー大学研究紀要』を年一回刊行し、また紀要とは別に、eラーニングに係る本学の学術研究の成果を、『eラーニング研究』として公表する。各教員の論文等の研究成果の発表、国内外の学会活動等を通じた研究成果の発表の状況の定量的な把握にあたっては、「教育研究等活動の個人評価票」の提出による毎年の把握を継続的に実施し、また研究評価についても、慎重に検討しながら進めていく。教員の教育・研究・社会貢献等に関する活動実績のデータベースである研究者情報データベースを作成し、Web上で公開する。

国内外の研究組織等との幅広い協力体制の構築を可能とし、また企業や行政との連携による外部資金の積極的な導入を推進するための仕組みとして、研究機構を新たに設置している点は評価できる。今後、プロジェクト研究所の外部研究資金の獲得件数を増やし、その成果を積極的に論文等で発表し、社会へ公開していく。各教員に対しては、外部研究資金に係る公募情報提供等を行うとともに、科研費の申請件数・採択率の向上を目的とする研修会を実施する。

世界遺産学部のエジプト等における国際共同研究は、今後とも継続されるべきものである。

個人研究費の金額については、同規模他大学との比較等を行い、適切な額を再検討する。

教員室は個室ではないが、専任教員一人ひとりの個人研究空間を確保しながら、教員間で必要な情報を共有し、一体感を保ちながら円滑な教育研究を行うことができている。また、平成21年3月以後、東京オフィスが牛込に一元集約されたことにより、教学組織と事務組織との連携が強まり、他学部の教員間の円滑な情報共有が増進されたといえる。

福岡キャンパス及び東京オフィスには、専任教員数を上回る席数の研究スペースを確保しているものの、東京在住の教員が多いこともあり、稼働状況としては、役職教員等の特定の教員に利用が偏っている点が課題である。今後、個別の研究スペースの必要性等に係る専任教員向けアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ改善に繋げる仕組みを整備する必要がある。

教員の定常勤務において、十分な研究時間の確保が困難な状況にある可能性を踏まえ、研究時間の確保と負荷の状況、また研修機会の必要性等に係る教員向けアンケート調査を行うことにより、実態の正確な把握に努め、校務などの責務が個人に偏らないような適切な方策を含め、研究時間確保の方策について検討する。

本学の研究倫理を支えるためのシステムについては適正に整備されており、有効に機能しているといえる。今後も研究倫理に関する諸規程や規範に基づいて行動するよう、大学と研究者が現状のシステム

を厳正に運用し、その整備状況の不備の把握に努める。

## 第7章 社会貢献

社会貢献に係る大学の基本理念に沿って、インターンシップセンター、ボランティア活動センターが設置され、各種インターンシップやボランティア活動への参加機会が在学生に提供されており、また、卒業所要単位に参入される基礎講義科目として「インターンシップ」「ボランティア論」が開講され、企業等での就労体験やボランティア活動を推進する教育体制が確保されている。

各種のインターンシップやボランティア活動は緒についたばかりであるが、今後、学生への周知を一層徹底し、参加を推奨する必要がある、また実習に係る受入れ先の数を増やしていく必要がある。併せてボランティアやインターンシップの専門的知識を有する外部有識者等による助言を得ながら、実施体制等を適切に評価・改善する仕組みを導入する。

本学がキャンパスを設置している福岡市における対面で行う公開講座は、地域密着の観点からも重要であり、今後も福岡キャンパスの効果的な活用を念頭におき、適宜企画・開催していく。また、オンラインによる公開講座であるe-カレッジについては、受講者数増へ向けて広報宣伝活動等を充実させる。

学習管理システムの開発や、eラーニングによる教育システム構築の過程で得られた様々な成果を積極的に公表し、社会に還元する。学内における競争的な研究資金の審査に係る評価指標として、「社会に研究成果を還元できるか否か」を設定することを検討し、併せて研究機構における受託研究の受入促進に係る方策を検討する。紙版、電子版による研究関連情報の読者ニーズに応える情報発信の方法、研究成果の一般公開を行う媒体としてのメールマガジンの効果的な活用についても検討する。

IT情報通信や、文化遺産の保存修復、考古学発掘調査、環境保全等の分野における国や自治体への政策形成に対する貢献は、今後も積極的に継続されるべきものである。

図書館を地域に開放しているが、利用登録制度の導入を検討すると同時に、「閲覧」に限定されている利用範囲については、「貸出」等、一般利用者の利便性を高める対応を検討する。なお、休祭日等の休館日であっても、公開講座等のイベントを行う際には、図書館、並びに教室も必要に応じて一般に開放し、利用しやすい環境を提供するように配慮している。

サイバー大学研究機構が発足し、プロジェクト研究所が設立されたが、学外の研究機関、企業等と連携して、同研究、受託研究数を増やすための方策を検討する。また、インターンシップ、ボランティア活動については、今後も全国各地域の研究機関等との連携交渉を進めて、受入れ機関数を増やしていく。

## 第8章 教員組織

IT総合学部は「変化の激しい情報化社会において、最も必要なコンピュータ科学およびネットワークの基礎技術と応用技術により社会に貢献し得る人材の育成」を目的とし、その達成に向けて教育研究を行なっている。

世界遺産学部は「世界遺産を日本・世界の地域社会の発展に活用するための教育研究を行い、地域貢

献、産学官連携、国際交流の面での社会的貢献に努めること」を目的とし、その達成に向けて教育研究を行なっている。

学部共通科目においては、外国語科目について、各学問分野及び実社会で不可欠な、より実践性の高い外国語教育に取り組むという目的から、当該言語を母国語とする外国人教員を配置している。

教養科目については、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、3名の専任教員を配置する他は、国内外の幅広い分野で活躍する兼任教員を配置している。

各学部局ともに、組織の目的に沿った人員を教員として採用している。また専任教員の採用では、開学当初から任期制を導入しており、教員組織が硬直化しないように配慮するとともに、人員が不足する場合には、公募により教員を補充している。教員の配置についても、平成20年度において本学では、教育課程を遂行する上で必要な教員を学年進行に従って行うとともに、教育上主要と認める授業科目においては専任教員の配置を進めている状況にある。しかしながら、たとえばIT総合学部における技術等の今日的テーマを扱う分野で、最前線で活躍する人材を配置することが教育上望ましい場合、専任での採用が困難となることも想定される。現実として、両学部の専門科目の一部については、兼任教員を配置せざるをえないのが実情であり、今後も教育効果を慎重に見極めながら、専任・兼任の授業担当比率の適正化の検討を継続する必要がある。

平成20年10月15日現在、専任・兼任教員一人当たりの学生数は、IT総合学部で約20名、世界遺産学部で約13名である。また、大学通信教育設置基準に基づく学部の専任教員数についても、平成20年10月現在、IT総合学部では専任教員を21名、世界遺産学部では22名配置しており、両学部においてその条件を満たしている。

本学の専任教員は、教育、研究、校務の業務に従事する時間数、大学内外における教育研究活動の状況、給与の状況等の観点からも、大学設置基準第12条に規定される「専任教員」として適切な実体を備えており、またそのような者を専任教員として適切に位置付けているといえる。

専任教員の年齢構成については、30・40・50・60代の各年代層の比率がいずれも20%台であり、平成19年度には50代の教員が5名のみであった状況が改善され、バランスのとれた構成になっている。しかし学部別に見れば、IT総合学部で40代、世界遺産学部では50代の教員が少ない傾向があり、今後適正化を図る余地がある。

教育課程編成の目的を実現するための様々な議案については、メーリングリスト等を用いて教員間の連絡調整を事前に図り、学部教員会で協議した後、教務委員会等での事前審議を経て教授会で決議する意思決定のフローを確立している。ただし、専任教員間での連絡調整は密に行っているが、各学部の専門科目を担当する兼任教員との間の各種連絡調整を、より円滑に行うための仕組みについて検討する。

一般企業等の実務経験のある教員の受入数は十分に多いといえるので、今後も、本学の教育理念に従い、第一線で活躍する教員を必要に応じ採用し、卒業生の社会への適応能力を高めていく。

本学では、教員の教育支援を行う者として、「インストラクショナルデザイナー」と「メンター」の制度化を行っている。インストラクショナルデザイナーについては、授業コンテンツ制作に関する専門的な知識を有する者を必要数確保し、組織的に研修を行い、ガイドラインに沿ってチームとして教材設計に関わる等、大学教育の質を担保するためのインストラクショナルデザイナーの質の向上と体制の整備に努めており、またインストラクショナルデザイナーを活用し、インストラクショナルデザインに則った教材の設計・開発を行っているといえる。メンター制度に関しては、メンターにより教育の質に差が生じないように、業務内容をガイドラインとして定め、専門的な研修を実施している。メンターの人員配置についても、履修学生25名に1名の割合で配置し、数的には適切であるといえる。

また、学生からの授業評価アンケートにおいてもメンターに関する設問項目を設け、担当教員、メンター、インストラクショナルデザイナーを含めた教授チームの指導法改善に活かしている。

インストラクショナルデザイナーを活用した教材の設計・開発、並びに教員とメンターによる効果的な教育指導の実施は、学期毎の振り返りによる評価・改善サイクルの適正な稼働をもって継続し、より一層の質の向上に努める。しかし、関連する課題として、メンター制度については、学生の不満等が十分に把握できるよう、授業評価アンケートにおける質問項目数・内容について再検討する。

学生間の意見交換の機会を確保し、協調学習を促進するためのツールである「ディベートルーム」については、画一的な運用・評価を見直した上、学生の積極的な参加を促すための学習支援として、教員やメンターの効果的な協働体制の在り方を検討する。また、それを「FD コンテンツ」のテーマとして配信する等、FD 委員会を中心とする全学的な FD 活動へと結び付けていく。

大学が定めた「メンター業務ガイドライン」において、メンター業務における TA 的な職務の位置付けを行っている。ただし、メンターに求められる TA 的な職務の比重を高くおくべきか否かは、科目の性格や受講者数にも依存するものであるため、ガイドラインで一律的に業務の水準を担保しながらも、科目の性格等の要件に鑑み、TA 的な職務の比重を高くおくべき科目を抽出・分類し、メンターのより効果的な活用について検討する。

授業科目を担当する専任教員の任用については、完成年度まで文部科学省による教員審査・判定が義務付けられているが、学士課程における新規の教員の任用等については、教育上の指導能力及び教育研究等の業績の評価を加味しながら、学長・学部長が総合的に評価し、さらに人事委員会、教授会等を経て決定することとしている。

教員の任免・昇任・昇格については、大学独自の基準が未だ整備されていないため、教育研究能力・実績に係る適正な評価基準を勘案しながら基準を整備する。

平成 20 年度は開学 2 年度目ということもあり、教員の昇任・昇格人事は行われていないが、平成 21 年度には基準・手続について人事委員会において審議される等、その導入に取り組んでいるところである。

公募制については、平成 20 年度より専任・兼任教員や助手等を、各種の媒体で公募しており、書類選考、面接等の手続も厳正に運用しているが、手続等が文言化されていないため、それも上記の任免基準に含めて規定する。

教員の適切な流動化を促進させるための措置として、本学では、専任教員等の採用は全て任期制となっている。また、本学では、毎年度、全専任教員に対し、「教育研究等活動の個人評価書」の提出を求めており、教育研究等の状況に関する活動実態の情報を収集している。しかし、その後の所属部局からのフィードバック等の手続が明確化されていないので、教育上の指導能力及び教育研究等の業績に係る効果的な教員個人評価の基準、手続等について検討する。

各学期末に学生による授業評価アンケートを実施しているが、その結果は集計の後、全体平均と授業毎の平均点とを比較したシートに整理され、インストラクショナルデザイナーの所見と併せて教員へフィードバックされ、既存の授業コンテンツの部分的な改修、並びに次年度以降の継続的な教育目標の設定及び授業設計に資するようにしている。

なお、平成 20 年度には、学期末に「授業評価アンケート調査結果に対する教員自己評価」の提出を専任教員へ義務付けていたが、単なる自己評価に留まるものとして有効性が認められなかったため、具体的な授業改善へ結びつける流れを明示的にする意図の下、平成 21 年度からは書式をあらため、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出させている。また、授業評価アンケートの結果が著しく低かった場合には、「改善計画書」を各部部长へ提出させ、改善指導することとしている。授業内容、

教授技術等に係る具体的な改善策については、開学年度の平成 19 年度から使用している書式である「授業コンテンツ改修申請書」に記入の上、コンテンツ制作センターへ提出させることとしている。

学生による授業評価に係る課題としては、授業コンテンツや教授法等、評価結果を受けて改善された結果等を、学生に開示する方法や手順について検討をする必要がある。

また、通信制による本学の特長を活かし、外部有識者等によるオンライン授業参観を含む外部評価が実施されている点は評価できるので、今後とも継続する。

## 第 9 章 事務組織

本学の職員は、原則としてソフトバンクグループから派遣された、大学事務経験を持たない出向者であり、平成 20 年度までは人員の流動性が高く、組織の繁閑が度々生じ、組織再編も頻繁に行われていた。今後、継続的・安定的人員配置を確保するための措置を検討する。

「教務部」「学生部」を発足させ、教員の兼務管理職である部長職を設けたことにより、事務組織と教学組織との間の連携協力関係は確実に強化されたといえる。しかし、教務部と学生部とが事務局から独立し、教学に係る事務局の役割が限定され、また事務局が会社機能を兼ねていることにより、事務局下の事務組織が担当すべき業務のうちの一部を、教務・学生部で行っているという実態がある。よって、事務組織内の業務分掌を見直し、教務・学生部の機能を適切なものとする。

教学に関わる企画・立案・補佐に関しては、教学組織から与えられた業務を実施することに力点が置かれる傾向があった。職員が専門的知識をより高め、事務的補佐業務に留まらず、企画・立案業務を担えるよう育成する。また、「中期目標」「中期計画」を策定するための人員を管理部に配置し、「中期目標」「中期計画」を策定する。

「研究費申請室」を「研究推進室」（仮称）等に改称し、国際的な研究交流の支援も含め、研究活動を計画的かつ効果的・効率的に推進する目的を明確化し、運用する。

大学運営を安定的かつ継続的に行うためには、さらなる財務基盤の強化が必要であり、新たに「経営本部」を発足したことで、経営面を支える事務組織はより強化されたといえる。大学運営を経営面から支える「経営本部」の活動を今後も継続する。

職員の専門的知識を高めるため、大学事務経験者を顧問として招聘し、他大学へ職員を短期出向させる等の研修を実施し、組織的な対応を図っている点は評価できる。しかし、まだ十全とは言い難いので、実務研修を含む職員の研修機会の確保に努めるとともに、オンライン大学の運営上の特色を踏まえ、必要なスキルを洗い出し、そのスキル形成のための研修の企画を検討・実施する。

また、引き続き、大学と法人との一体的運営に努めていく。

## 第 10 章 施設・設備

本学の施設・設備については、設置認可時の計画を履行し、構造改革特別区域の特例措置を受ける大学として、必要なキャンパス等施設を整備している。また、教育及び研究に支障のないよう、インター

ネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制も確保している。キャンパスは福岡に設置しているが、東京在住の教員も多いため、今後とも、Web 会議システム等の利用を推奨することで地理的な問題を解消し、教員間の円滑な情報共有を促進する。

福岡キャンパスにおける館内貸出用パソコンの利用率は極めて低く、その向上のため、学生への告知・案内を徹底する。併せて館内貸出用パソコンのニーズに関するアンケートを学生から採取し、その結果を踏まえ、館内貸出用パソコンの設置台数の再考、今後の有効な利用法等について検討する。

福岡キャンパスのキャンパス・アメニティに関しては、必要最低限の設備は備えているといえるが、そもそも本学の学生の居住地は多岐にわたり、また福岡在住の学生数は限られているため、福岡キャンパスのアメニティの向上が、全学生に対する平等な恩恵の享受に結びつかないという問題がある。インターネット大学である特性を踏まえ、オンライン上におけるアメニティや学生生活の在り方について、学生からアンケートを採取し、得られた学生ニーズを踏まえ、オンライン上のアメニティ等の在り方を本学で定義し、改善へと結びつける。

図書館には両学部の専門書等を配架しており、最低限の機能は備えているといえるが、電子書籍の充実等改善が必要である。また、教室の利用率は高くはないが、必要に応じ活用されているといえる。

周辺環境については、地域が定める各種ガイドラインに準拠しており、配慮しているといえるが、地域社会等、学外関係者のニーズの把握をアンケート等により適切に行う。

福岡キャンパスを設置しているビルは、バリアフリーを考慮して設計・建築された建物であり、障がい者等への配慮は出来ているといえるが、各種出入口の扉等において、バリアフリーを考慮した利便性の向上を検討する。

福岡在住の社会人学生の図書館利用に係るニーズをアンケート等で把握し、適正な開館日・時間について検討する。

施設・設備の維持・管理のための責任体制は明確であり、責任体制が確立しているといえる。また、緊急時の連絡体制を確立し、衛生・安全の確保を図るためのシステムが整備されているといえる。引き続き、施設・設備の適正な維持・管理、衛生・安全の確保に努める。

## 第11章 図書・電子媒体等

本学は、構造改革特別区域法の特例番号 832 の「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」の特例を利用しているため、図書館等の面積については、法的に面積が定められていない。しかし、設置認可申請に係る提出書類において、当初計画として提示していた面積、収納可能冊数はいずれも現状では超えている。蔵書数増加に伴い、書庫を整備することで、当初計画の2倍程度の収納が可能となった。また、紙媒体の図書の蔵書は、設置認可時の計画の1.6倍以上を所有しており、和書、洋書の冊数も計画時のそれを上回っている。以上のことから、最低限の規模・量的な基準は満たしているといえる。

学生の図書館の貸出冊数の増加を図るために、蔵書の体系的な収集と整備、電子書籍の充実を検討する。加えて、図書館利用率の向上を図るために、学生向け図書館利用ガイダンスの実施、利用者ニーズに合わせた開館日・時間の適正化等の対応を検討する。さらに、図書館の利便性等について、学生アン



ケートを実施し、実態の正確な把握に努める。また、本学学生の居住地は日本全国の多岐にわたるため、他大学の図書館を本学学生が利用できるようにする等、他大学図書館や他機関との協力体制の整備について検討する。

本学では福岡在住の学生数が限られており、図書館の利用率は低く、また貸出冊数も少ないため、現状では管理等を含め、システム運用でも問題なく機能しているといえる。しかし、今後、利用率・貸出冊数の向上、蔵書数の増加、また他大学との協力・連携を図るために必要な対応については別途検討する。

## 第12章 管理運営

教授会は、教学組織における最高意思決定機関として位置付けられていること、また月1回以上開催しており、構成員の3分の2以上の出席も担保されている点は問題がない。現状では、学長のリーダーシップを重視した組織体制を重視していることから、学部別の教授会を設けておらず、そのため評議会などの全学的審議機関に該当するものはないが、教授会が実質的な全学的審議機関となっている。

今後、オンライン大学に必要な基盤が構築された段階で、学部別の教授会を設置し、現状の教授会及び大学運営管理委員会の仕組みをベースに、構成員及び機能分担等を見直し、教学組織の意志決定がより迅速かつ効果的に大学運営に反映できるよう、完成年度以降を目処に意思決定のプロセスの見直しを図る必要がある。また、その前段階の体制として、非公式の会議体である教員会を、「学部運営委員会」（仮称）として正式に発足させる。

本学においては、学長の職務が「大学事業」の意思決定に重要な影響力を有していることから、取締役会での選考としている。また、学部長の選任については、人事委員会で候補者を選考し、教授会で審議した後、取締役会で最終選考審議を行っている。以上の選任手続きは、諸規程に基づき実施されている。なお、学長の選任要件として、大学設置基準第13条2項（学長の資格）「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」の条文内容等に準拠することとしている。

学長権限は、教授会を始め、教学組織の主要な会議体の議長を務め、さらには取締役会等に出席する等、その権限は適切に行使されているといえる。学部長も同様に、教授会の委員、取締役会への陪席等、事実上学長を補佐しているといえる。学長の補佐体制は、教員の兼務管理職として、教務部長、学生部長が補佐的な役割を果たしている。また、法人組織としても学長の補佐を行うとともに、「自己点検・評価」「教育」に係る学長補佐を置いている。

今後、学長及び学部長の権限及びその行使については、業務分掌等をより明確にした上で、明文化することを検討する。また、「自己点検・評価」「教育」以外の教育研究活動で、学長の補佐役が必要と思われる業務を洗い出し、一部権限委譲することを検討する。

諸決議事項の審議決定プロセスは確立され、運用にも特段の問題は生じていないが、各審議機関の審議事項をより具体的に定め、役割を明確化する。

個人情報保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制は、概ね整備されているといえる。ただし、コンプライアンスに係る問題として、全学的組織としてハラスメント防止委員会を発足させ、組織的なハラスメント防止対策を早急に講じる。

## 第13章 財務

サイバー大学設置会社である、株式会社日本サイバー教育研究所では設置計画において、完成年度までの計画を策定しているが、実態にあった年度予算を取締役会の決議を経て決定している。

平成20年度においては、学生募集の不振及び履修者数の減少に伴い、対前年度比で売上が30%減少した。一方で費用項目において「コスト削減」を織り込み、健全な財務基盤を早期に構築できるよう、ムダを省いた組織運営体制の維持に努めた点は評価できる。平成19年・20年度と学生数が減少していることを重く受け止め、安定した財務基盤の基礎となる学生数の確保が本学における重要な経営課題であると認識している。

平成21年度は、さらなる取組として、学生サポートセンターによる未履修者への履修促進電話や履修相談、教員による在学生向けセミナー実施、学生募集部門の人材強化、新たな学生募集チャネルの追求など、法人と大学が一体となって中長期計画達成に向けて取組んでいる。

経常的収入が減少する中、多様な収入源の確保を図ることが必須となっている。現状は主に親会社から資本及び負債による資金調達を行い、大学の教育研究等の資金の確保に努めている。また当面学生確保に苦戦することを想定し、「コスト削減」を柱とした施策を施し、財政基盤の確立に取り組んでいる。

平成21年2月に約15億の増資を実施した。また多様な収入源の確保及び大学資産である授業コンテンツの有効利用の観点から、平成21年4月から「e-カレッジ」を実施し、大学事業の付随売上として2億4千万円の受注に至った。また平成21年度予算において、大学管理経費の削減が当初計画を上回る成果をあげていることから、大学教育研究費（学内研究費）を期中で予算化している。

科研費の申請件数は、申請初年度から飛躍的に増加しているものの、採択件数は僅かである。外部研究資金の申請件数を増やすための取組みとして、科研費申請や採択率の向上のための教員向け説明会や、外部研究資金に係る公募情報提供等を効果的に行う必要がある。各教員に対しては、外部研究資金に係る公募情報提供等を行うとともに、科研費の申請件数・採択率の向上を目的とする研修会を実施する。

予算については、経営本部（法人）・管理部（大学）にて原案を作成し、経営会議で審議後、取締役会へ上程するプロセスを経ている。また予算執行については稟議制度を導入し所定の決裁を受けている。予算編成にあたって「教学組織」との調整は行っておらず、法人と事務組織で予算編成を行う、いわばトップダウン式となっているが、学長が法人の取締役メンバーとして関与している。完成年度以降は、「教育研究」に係る予算編成にあたっては、その妥当性を教学組織（たとえば教授会）と協議する。

経営会議及び取締役会において、毎月「月次予実分析結果」と「フォーキャスト（見通し）」を報告し、役員の見解を翌年度の予算、さらには中期計画へ反映させている。管理部が作成する「予実管理シート」を通して、各部署へ毎月ヒアリングを行い、分析・検証を行った上でフォーキャストを作成・報告していることから、十分機能しているといえる。

監事監査については、本学の運営会社である株式会社日本サイバー教育研究所の監査役（以下 JCEI 監査役）がこれに相当し、会計監査は独立会計監査人である監査法人がある。また内部監査は JCEI 監査役及びソフトバンク株式会社の業務監査室（以下 SB 業務監査室）が担っている。また各々が定期的な監査を実施しており、JCEI 監査役と監査法人、SB 業務監査室と社長及び JCEI 監査役でそれぞれ連携している。完成年度以降は、更なる監査強化のために従来の監査では賄えない監査体制の構築を検討す

る。また自己点検・評価室が内部監査の機能を持つ可能性についても併せて検討する。

## 第14章 点検・評価

本学は、現在学年進行中で、3年度目を迎えているが、たとえば受講時・試験時の本人認証の問題等、オンライン大学の特性に起因する側面によるところが少なくない。それらの諸課題に対するに、国内の参照事例すら乏しいなか、的確な現状分析と課題の抽出、改善方策の迅速な意思決定、改善フィードバックまでの一連の流れを確実なものとする上で、自己点検・評価室に強い権限を付与し、教職員一体となって取組む現状の体制には、一定の効果があるといえる。しかし、自己点検・評価室の室員として、他の部局の役職を兼務する構成員に過度の負担がかかる等の問題を是正し、また、自己点検・評価室の学内における組織的な中立性・客観性を確保するため、監査室的な機能を有するものとして、組織的な室の位置付けの見直しを検討する。

したがって、自己点検・評価を実施する体制の見直しを検討し、また、自己点検・評価結果の客観性・妥当性確保を拡充する措置としては、授業に特化して行われる外部評価としての「授業評価委員会」を発展的に解消し、「外部評価委員会」等を設立し、本学の活動全般に関して外部者から助言を受ける体制の整備についても検討する。また、自己点検・評価の上、抽出された全体の課題と改善の進捗とを各部局が共有し、全教職員が一体的に取組む体制を検討する。

「中期目標」「中期計画」を策定し、教育研究組織を構成する各部局の業務運営に関し、実施すべき事項を記載した年度計画の作成を行い、その達成度を自己評価しながら改善を進める体制を整備する。

なお、大学設置認可時の計画では、「内部評価」の体制として、「コンテンツ評価委員会」を設置し、国内外のeラーニングのガイドラインに準拠した評価基準を取り入れ、「学生の学力評価」「授業の評価」「運用評価」を実施する、と記載していた。計画の履行が遅れたものの、平成21年10月、「教育評価委員会」と名称のみを変更し、認可時の計画通りの趣旨の委員会を発足させており、その活動を進めていく。

開学以来、毎年度2～3度に渡り、文部科学省並びに大学設置審議会、特区評価・調査委員会により、設置計画履行状況調査（「アフターケア」）が行われ、本学の大学運営全般に係る検証がなされており、その結果として付された留意事項を最重要の課題と位置付けると共に、認可時の計画通りに履行されていない事項等に係る現状の把握・分析は勿論のこと、また開学後明らかとなった改善を要する点等も踏まえて、自己点検・評価の取組みの強化に努めている。

留意事項を始め、認可時の計画通りに履行されていない事項等を全て着実に履行するためには、自己点検・評価の体制のさらなる強化が求められる。恒常的な自己点検・評価の積み重ねが、結果として文部科学省の指摘事項等に対応できるものとなる仕組みについて検討し、また、文部科学省等から指摘を受けた際に、自己点検・評価室を通じて各部局にフィードバックし、速やかに改善へつなげていくための仕組みづくりについても検討する。

## 第15章 情報公開

大学に係る情報開示請求にあたり、公開の窓口として、現状では入試係・学生サポートセンターが対応を行っているが、学生支援用窓口とは別に、現行の所管部局としては管理部内にそれを置くか、適切な窓口の設置へ向けて検討を行う。併せて、情報公開に関する規程・運用ルールの制定へ向けて対応する。

文部科学省等から指摘された事項、とりわけ、認可時の計画通りに履行されていない事項等に対する対応状況を、不足無く自己点検・評価報告書に盛り込んだ上、大学ホームページ上で適切に公開する。

外部者による検証体制として、eラーニングの専門性を有する学外の有識者等による授業評価を実施しており、その結果を受け、改善策について学内で討議が行われ、その経緯は議事録等の形で記録されているが、外部評価報告書が作成されておらず、またその情報公開が不十分であるため、平成19年度、平成20年度の外部評価報告書を作成し、自己点検・評価報告書と同様に、一般公開する。その他、報告書等の公表にあたっては、より分かりやすく説明していくため、ビジュアルを重視した概要版の作成等についても検討する。

## 第16章 eラーニングの実施体制

開学時における学習管理システム（以下LMS）は、海外のオンライン大学のLMSを参考に、本学の筆頭株主であるソフトバンク株式会社の関連会社（ソフトバンクBB株式会社、以下SBB）が開発したものである。

LMSのメンテナンス業務はSBBに委託しているが、機能追加や修正、開発の優先順位等は、学生を除く教職員により構成されているレビューチームが、機能仕様、開発の優先順位や運用要件等を審査し、最終的に教授会で報告する流れを平成21年度に確立している。また、新規に開発が完了した機能についても、上記のレビューチームが評価し、その結果を教授会等に報告している。機能の追加や更新がなされた場合は、運用開始に先立ち、教員や学生に対して必要なマニュアル等を、教員サイトの掲示板や学生専用サイトの掲示板等で告知を行っている。

特に学生に対しては、マニュアルの配布と同時に、必要に応じ映像や音声を伴ったコンテンツを作成し、理解の促進を図っている。また学生に対しては、学内メールアドレスの他に、個人メールアドレスへの転送ができる機能を提供し、見落としがないように告知を徹底している。

現在、市場に出回っているパソコンのOSが更新され、それに伴いブラウザやマイクロソフト・オフィス製品のバージョンも上がり、学内のLMSとの互換性の維持が困難になってきており、十分な告知と状況の説明による学生の理解と協力を得る努力を継続する。

本学のシステム運用におけるセキュリティ管理規程と運用状況は、一般的な企業内システムの運用に準じ、十分なレベルにあるといえる。また運用においても、メンターを含む教職員については、本学が提供するパソコン上で授業運営や校務を行っているため、監視の対象にあるため、セキュリティは確保されている。

学生に対しても、セキュリティルールを規約に定めているが、“なりすまし”等の不正を防止するため、必要以上にセキュリティを強化すれば、学生専用サイトへのアクセシビリティの低下を招き、履修意欲を阻害するリスクもある。そこで、授業の出欠管理や期末試験・レポート提出の際に行っている本

人確認システムによる独自のセキュリティシステムを導入をもってその代替としているが、今後も海外の事例や最新の技術に注目し、引き続き改善について検討する。

本学のシステム運用は、その委託先企業との委託契約で保障されている条項に基づき、学生にとって日常的な履修環境として十分な技術的な信頼性が確保されており、また、不慮の事態に対する措置を講じているといえるが、学内及び外部委託システム運用における、不慮の事態等に際する運用実績を踏まえ、マニュアルを作成する。

大学の全てのシステム運用は、学内システム部の職員と委託先企業のスタッフにより、一元的に管理運用されている。授業の配信はインターネットを通じて行っており、また、世界的なインターネット運用は、当該国・地域の実情に依存したものとなっているため、その基盤を超えたところでの保証の提供は困難である。しかし、配信側システムの稼働環境においては、十分な稼働率を保証する体制が確保され、また、学生側の技術的課題についても、専門の問い合わせ窓口を設け、技術的障害に付随する履修や受講上の問題も合せて対応する体制が一元的に整備されており、学生にとって利便性の高い公平な学習機会が提供されているといえる。今後、海外在住の学生に視聴品質のモニターを依頼する等して、実運営上の監視体制を整備し、継続的な品質管理に努める。

本学内の情報システムのセキュリティ対策は、学習管理システム機能としても、関連する諸規程に則り、厳重なアクセス制御の下にその運用が管理されており、十分な運用ができているといえる。一方、その厳重さゆえの授業運営上の課題も存在し、たとえば学生の履修履歴や成績の閲覧は、担当教員といえども制限がかけられており、履修相談等の特定の理由にのみその閲覧許可が下りることとなっている。学生への柔軟な教育サービスの向上と個人情報厳守と相反する要件が共存するという問題があり、そのための対応として、学生指導に伴う教員向けセキュリティポリシーを明確化し、規程を整備する等、検討する。

学生のプライバシー保護及び実名による質問を行いたくないといった心理的バリアを取り除き積極的な授業参画を促進させるために、各科目内の掲示板においては、ニックネームや匿名による投稿を可能としている。

学生専用サイトや、学生間のコミュニケーションを図る場所であるコミュニティ型の Web サイト「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」(SNS) の運用については、それぞれの利用規約において、各種ハラスメント等に関する行為を禁止する旨を明記するとともに、大学の秩序や教育上の配慮から教員や職員による視察、助言、閉鎖等一定の管理を行うこととしている。

各種トラブルの回避や発生した際の対処については、メンターの指導を継続的に行っており、メンターと学生主任がそれぞれの役割分担を明確にして、障害を未然に防ぐ努力と発生した際の対処に当たっている。

本学の本人確認システムは、継続的に技術の改善や利便性の向上を図ってきた。

科目受講の入口となる学生専用サイトへのログインは、ID 番号を入力後、本人が事前に登録した携帯電話に送信される乱数パスワードを入力することをもって可能としている。該当システムの浸透率は、平成 21 年 9 月 1 日現在で、全在学生の約 60%に達している。

レポート提出や期末試験受験時のログイン時には、科目受講の本人確認手段に関わらず、一律 Web カメラによる顔認証を行い、単位認定に伴う本人確認を厳格に実施している。

期末試験の際には、ログイン時のみならず、受験中も Web カメラによる定期的にスナップ画像を撮影することで、ログイン後の成り代わり等の不正がないよう、監視を続けている。試験時及びレポート提出時に撮影された認証画像は、全て担当科目教員の監督の下、メンターによる目視確認がなされている。

学生が利用するパソコンや Web カメラ等の技術的障害が発生した場合も、携帯電話のテレビ電話機能等による代替方法により、本人確認を個別に行って対応している。

また、重度身体障害等により、いずれの本人確認システムの利用ができないことが確認され、本人による受講や受験に疑義がないと判断した場合、特例として ID とパスワードによるログインを許可している。

以上の多様な本人確認方式の導入により、特別に免除されている学生を除き、履修時における在学学生全員の本人確認の運用が浸透したと判断される。ただし、期末試験受験時の顔認証は、“なりすまし”の不正防止には十分な効果を発揮するものであるが、Web カメラの監視範囲の外でカンニング等の不正が行われた場合、それを抑止することはできない。本学の現状において、全て“持ち込み可”の試験（期末レポート）となっており、“なりすまし”の防止をもって必要十分な監視が行われているといえるが、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる場合を想定し、その対応を検討する必要がある。

また、引き続き本人確認のシステムについては、学生の利便性の向上等も勘案し、継続的な新技術の導入とコスト削減に努める。

授業を運営する際のパソコンや各種システムの技術的な課題解決は本学専属のヘルプデスクが教員向けに対応し、授業運用上の技術支援は教務部職員が対応している。教員間の情報共有の助長とノウハウ共有のために、平成 21 年 4 月にグループウェア「CUBE (Cyber University Bilateral Exchange)」を導入している。特に、システム運用上の技術支援については、学習管理システムである「教員サイト」の利用マニュアルを教員サイト掲示板やグループウェア上に格納しており、教員がいつでも閲覧できるように整備されている。グループウェア上には、本学ヘルプデスクへの FAQ も掲載している。

さらに、学習効果の向上や教授法の効率化を目的として、新しいシステムが導入されると、システム部職員及び教務部職員により、速やかにシステム利用マニュアルが更新ないし新規に作成される。

また、必要に応じて、利用マニュアルの配布だけでなく、教務部職員による対面研修や、使用方法をコンテンツ化して教員向けに配信し、学内全体の IT 能力向上に努めている。特に、新任教員に対しては、就任前に、システム利用に係る研修を必須としている。

また、どうしても本人によるパソコン上のトラブルが解決できない場合、ネットワーク経由でのアクセスが可能な場合は、システム部員による遠隔操作により、問題の解決や設定の変更を行っている。

学内システムの LMS とグループウェアが別々のシステムとして稼働しているため、有効なデータ連携ができていないため、これらをシングル・ログインによる統合的システムとすることを検討する。

教員は自ら担当した過去の授業コンテンツ、学習資料、試験問題、学生評価記録を学期・科目別に、いつでもアクセスすることが可能となっている。

平成 20 年度より、学生に対する教員及びメンターの学習指導の円滑化を図るため、本学教員サイトにおいて、学生の個人情報保護に十分配慮しつつ、性別、生年月日、都道府県、職業、最終学歴、在学年数等の学生基本情報を閲覧できるようにしている。

また、平成 21 年度より、進路指導及び履修指導を円滑に行うために学生の履修履歴や指導履歴の閲覧が可能な、「学生カルテ」と呼ばれるデータベースの開発を進めており、平成 22 年度より稼働予定となっている。本データベースの導入は、学生の状況について各部署が把握している情報を共有することを目的としており、導入後は、教員・メンター・事務の三者が、様々な立場で得た学生情報を蓄積する環境となる。

インストラクショナルデザイナーについて、授業コンテンツ制作に関する専門的な知識を有する者を必要数確保し、組織的に研修を行い、大学教育の質を担保するためのインストラクショナルデザイナー

の質の向上と体制の整備に努めているといえる。

しかしながら、今後、授業コンテンツの保守やカリキュラム編成の検討等に臨むためには、当該分野の専門知識を有し、インストラクショナルデザインの基礎的知識を有する専任教員を学内に育成し、インストラクショナルデザイナーと教員間とのより効果的な連携を図るための体制を検討する。

授業コンテンツの設計・開発に関する基準をガイドラインとして文書化することにより、学習目標に基づく教材設計・開発をインストラクショナルデザインの手法に拠って実施し、またガイドラインに沿った運用を確実なものとするための様々なツールや授業コンテンツ制作手法も整備し、全学におよぶ教育の質の担保に努めている。

インストラクショナルデザインに基づく教材制作の一連の工程を標準化し、組織的に運営する体制が確立されてきたといえるが、教員の負荷を軽減し、かつ授業コンテンツの開発コストを下げるよう改善を続けていく必要があり、学期毎の振り返りによる評価・改善サイクルの適正な稼働をもって、より一層の質の向上に努める。

教育プログラムの水準を保持するため、必要に応じて授業コンテンツの改修を実施するための柔軟な体制が整備され、それが実行されているといえる。しかし引き続き、コンテンツ制作プロセスの効率化を進めながら、コンテンツの改修を推進するとともに、教育効果の向上に配慮し、潜在的な改修に対する要望を十分引き出すよう努める。

授業コンテンツ制作を支援するツールを共有する環境は、制作関係者間で共有され、適切に運用されているといえる。今後も互換性等の問題を勘案した上、オーサリングソフトのメーカーと十全な調整を図りながら、オーサリングソフトの運用に努める。

授業の配信スケジュールを管理する体制は整備されているといえる。しかし、演習科目においては、教員自らオーサリングソフトを用いてコンテンツを制作することとしており、配信前に十全なチェックを行えない等、品質にばらつきが生じており、品質管理のための仕組みや工程を検討する。

eラーニングの前提となるパソコンやインターネットの利用方法に関する教育を実施し、利用上の課題解決を支援する人的補助体制やヘルプデスクの配置等の措置をとっているといえる。しかし、教員向け、あるいは教員間の情報共有の手段として、掲示板だけでは機能的にも使い勝手の面でも不十分であるため、テーマ毎にインデックス化できるナレッジベースを整備し、指導ノウハウやベストプラクティス事例等を共有できる環境を整備すべく、検討を進める。

学生に対しては、システムサポートセンターを窓口として設置し、パソコンやLMSに関する問合せに応じる体制が構築されているといえる。しかし、今後、大学のシステムサポートに関する学生へのアンケートを採取し、不満等の把握に努める。